

令和2年第3回定例会会議録

令和2年第3回菊池市議会定例会会期日程表（会期31日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
8月26日	水	本会議	開会宣言・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
8月27日	木	休 会	議案調査
8月28日	金	休 会	議案調査
8月29日	土	休 会	(市の休日)
8月30日	日	休 会	(市の休日)
8月31日	月	休 会	議案調査
9月 1日	火	本会議	質疑・委員会付託
		委員会	予算決算常任委員会
9月 2日	水	本会議	一般質問
9月 3日	木	本会議	一般質問
9月 4日	金	本会議	一般質問
9月 5日	土	休 会	(市の休日)
9月 6日	日	休 会	(市の休日)
9月 7日	月	休 会	議案調査
9月 8日	火	本会議	議案上程・提案理由説明・質疑・委員会付託
		委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
9月 9日	水	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
9月10日	木	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
9月11日	金	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
9月12日	土	休 会	(市の休日)
9月13日	日	休 会	(市の休日)
9月14日	月	休 会	議事整理

月 日	曜日	区 分	日 程
9月15日	火	休 会	議事整理
9月16日	水	休 会	議事整理
9月17日	木	休 会	議事整理
9月18日	金	委員会	予算決算常任委員会委員会 分科会長報告・質疑・討論・採決
9月19日	土	休 会	(市の休日)
9月20日	日	休 会	(市の休日)
9月21日	月	休 会	(市の休日)
9月22日	火	休 会	(市の休日)
9月23日	水	休 会	議事整理
9月24日	木	休 会	議事整理
9月25日	金	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣言

令和 2 年 第 3 回菊池市議会定例会会議録（目次）

	頁
8月26日（水曜日） 本会議	
1. 議事日程第1号……………	21
2. 本日の会議に付した事件……………	22
3. 出席議員氏名……………	24
4. 欠席議員氏名……………	25
5. 説明のため出席した者の職氏名……………	25
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名……………	26
7. 事務局職員出席者……………	26
8. 開 会……………	27
9. 開 議……………	27
10. 日程第1 会議録署名議員の指名……………	27
11. 日程第2 会期の決定……………	27
12. 日程第3 議事第 8 号 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙……………	28
13. 日程第4 議事第 9 号 菊池広域連合議会議員の選挙……………	28
14. 日程第5 議事第10号 菊池環境保全組合議会議員の選挙……………	29
15. 日程第6 議案第68号及び議案第69号 一括上程・説明・質疑・討論 ・採決……………	29
16. 日程第7 議案第70号から議案第74号まで一括上程・説明……………	35
17. 日程第8 議案第75号 上程・説明・質疑・討論・採決……………	36
18. 日程第9 議案第76号から議案第93号まで一括上程・説明……………	38
19. 日程第10 報告第22号から報告第26号まで一括上程・報告・質疑……………	48
20. 日程第11 請願第2号及び請願第3号 一括上程……………	53
21. 日程通告 散会……………	53
8月27日（木曜日） 休 会	
8月28日（金曜日） 休 会	
8月29日（土曜日） 休 会	
8月30日（日曜日） 休 会	
8月31日（月曜日） 休 会	
9月1日（火曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第2号……………	57

2. 本日の会議に付した事件	57
3. 出席議員氏名	57
4. 欠席議員氏名	58
5. 説明のため出席した者の職氏名	58
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	58
7. 事務局職員出席者	58
8. 開 議	60
9. 日程第1 委員会付託	60
10. 日程第2 議案第94号 上程・説明・質疑・委員会付託	61
11. 日程通告 散会	63

9月2日（水曜日） 本会議

頁

1. 議事日程第3号	67
2. 本日の会議に付した事件	67
3. 出席議員氏名	67
4. 欠席議員氏名	67
5. 説明のため出席した者の職氏名	68
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	68
7. 事務局職員出席者	68
8. 開 議	69
9. 日程第1 一般質問	69
(1) 城 典臣君質問	69
「新型コロナウイルス感染症対策について」	69
○経済部長 清水 登君答弁	70
城 典臣君質問	70
○経済部長 清水 登君答弁	70
城 典臣君質問	71
○経済部長 清水 登君答弁	71
城 典臣君質問	72
○経済部長 清水 登君答弁	72
城 典臣君質問	73
○経済部長 清水 登君答弁	73
城 典臣君質問	73
○市長 江頭 実君答弁	74

城 典臣君質問	75
○経済部長 清水 登君答弁	75
城 典臣君質問	75
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	76
城 典臣君質問	76
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	77
城 典臣君質問	77
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	77
休 憩	77
開 議	77
城 典臣君質問	78
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	78
城 典臣君質問	78
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	78
城 典臣君質問	78
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	79
城 典臣君質問	79
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	79
(2) 城 典臣君質問	80
「戦争の悲惨さを後世に伝え残すべきと考えるが」	80
○教育部長 木下徳幸君答弁	80
城 典臣君質問	81
○教育部長 木下徳幸君答弁	83
休 憩	84
開 議	84
(1) 泉田栄一朗君質問	84
「コロナ禍における市民へのエールを」	84
○総務部長 上田敏雄君答弁	85
泉田栄一朗君質問	86
○総務部長 上田敏雄君答弁	86
泉田栄一朗君質問	87
○市長 江頭 実君答弁	87
(2) 泉田栄一朗君質問	88
「健康ポイント事業について」	88

○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	88
○健康福祉部長 渡邊弘子さん訂正	89
泉田栄一郎君質問	89
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	89
(3) 泉田栄一郎君質問	90
「環境問題の取り組みについて」	90
○市民環境部長 笹本義臣君答弁	91
泉田栄一郎君質問	92
○市民環境部長 笹本義臣君答弁	93
昼食休憩	94
開 議	94
(1) 田中教之君質問	94
「新型コロナウイルス感染症対策について」	94
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	96
田中教之君質問	97
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	97
田中教之君質問	97
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	99
田中教之君質問	100
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	102
休 憩	103
開 議	103
(1) 坂本道博君質問	103
「食味コンクールについて」	103
○経済部長 清水 登君答弁	104
坂本道博君質問	104
○経済部長 清水 登君答弁	105
坂本道博君質問	105
○市長 江頭 実君答弁	106
(2) 坂本道博君質問	106
「新型コロナ対策としての収入保険について」	106
○経済部長 清水 登君答弁	107
坂本道博君質問	107
○経済部長 清水 登君答弁	107

坂本道博君質問	108
○市長 江頭 実君答弁	108
(3) 坂本道博君質問	108
「河川増水時の安全対策について」	109
○建設部長 中村喜範君答弁	109
坂本道博君質問	110
○建設部長 中村喜範君答弁	110
坂本道博君質問	111
○市長 江頭 実君答弁	111
10. 日程通告 散会	112

9月3日(木曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第4号	115
2. 本日の会議に付した事件	115
3. 出席議員氏名	115
4. 欠席議員氏名	115
5. 説明のため出席した者の職氏名	116
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	116
7. 事務局職員出席者	116
8. 開 議	117
9. 日程第1 一般質問	117
(1) 東 奈津子さん質問	117
「小中学校における少人数学級の実現について」	117
○教育部長 木下徳幸君答弁	118
東 奈津子さん質問	119
○教育部長 木下徳幸君答弁	120
東 奈津子さん質問	120
○教育長 渡邊和博君答弁	121
(2) 東 奈津子さん質問	122
「新型コロナウイルス感染症対策について」	122
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	123
東 奈津子さん質問	124
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	125
休 憩	126

開 議	126
東 奈津子さん質問	126
(3) 「学校現場における化学物質過敏症対策について」	126
○教育部長 木下徳幸君答弁	127
東 奈津子さん質問	128
○教育部長 木下徳幸君答弁	128
東 奈津子さん質問	129
○教育部長 木下徳幸君答弁	129
休 憩	130
開 議	130
(1) 猿渡美智子さん質問	130
「温暖化対策について」	130
○市民環境部長 笹本義臣君答弁	131
(2) 猿渡美智子さん質問	132
「新型コロナウイルス感染症拡大時の対応について」	133
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	134
○教育部長 木下徳幸君答弁	135
猿渡美智子さん質問	136
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	136
猿渡美智子さん質問	136
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	137
猿渡美智子さん質問	137
○教育部長 木下徳幸君答弁	138
昼食休憩	139
開 議	139
(1) 緒方哲郎君質問	139
「小中学生の登校状況について」	139
○教育部長 木下徳幸君答弁	140
緒方哲郎君質問	140
○教育部長 木下徳幸君答弁	141
緒方哲郎君質問	142
○教育部長 木下徳幸君答弁	142
緒方哲郎君質問	142
○教育部長 木下徳幸君答弁	143

緒方哲郎君質問	143
○教育部長 木下徳幸君訂正	144
○教育長 渡邊和博君答弁	144
(2) 緒方哲郎君質問	145
「農家に対する支援について」	145
○経済部長 清水 登君答弁	146
緒方哲郎君質問	147
○経済部長 清水 登君答弁	147
緒方哲郎君質問	148
○経済部長 清水 登君答弁	149
(3) 緒方哲郎君質問	149
「農泊について」	150
○政策企画部長 後藤啓太郎君答弁	150
休憩	151
開議	151
(1) 平 直樹君質問	151
「健康推進について」	152
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	152
○教育部長 木下徳幸君答弁	154
平 直樹君質問	155
○教育部長 木下徳幸君答弁	156
(2) 平 直樹君質問	156
「G o T oキャンペーンについて」	157
○経済部長 清水 登君答弁	157
平 直樹君質問	158
○経済部長 清水 登君答弁	159
(3) 平 直樹君質問	159
「市政運営について」	160
○市長 江頭 実君答弁	160
平 直樹君質問	162
○市長 江頭 実君答弁	162
10. 日程通告 散会	163

1. 議事日程第5号	167
2. 本日の会議に付した事件	167
3. 出席議員氏名	167
4. 欠席議員氏名	167
5. 説明のため出席した者の職氏名	168
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	168
7. 事務局職員出席者	168
8. 開 議	169
9. 日程第1 一般質問	169
(1) 荒木崇之君質問	169
「菊池市の公共施設について」	169
○総務部長 上田敏雄君答弁	170
荒木崇之君質問	171
○総務部長 上田敏雄君答弁	172
荒木崇之君質問	172
○市長 江頭 実君答弁	173
○総務部長 上田敏雄君答弁	174
荒木崇之君質問	174
休 憩	174
開 議	175
○総務部長 上田敏雄君答弁	175
荒木崇之君質問	175
○市長 江頭 実君答弁	176
荒木崇之君質問	177
○総務部長 上田敏雄君答弁	177
荒木崇之君質問	177
○市民環境部長 笹本義臣君答弁	178
○市民環境部長 笹本義臣君訂正	179
荒木崇之君質問	179
○教育部長 木下徳幸君答弁	180
荒木崇之君質問	180
○教育部長 木下徳幸君答弁	180
荒木崇之君質問	180
○総務部長 上田敏雄君答弁	182

○市長 江頭 実君答弁	182
荒木崇之君質問	183
○市長 江頭 実君答弁	184
休憩	186
開議	186
(1) 福島英徳君質問	186
「七城温泉ドームの運営について」	186
○経済部長 清水 登君答弁	188
福島英徳君質問	188
○経済部長 清水 登君答弁	189
福島英徳君質問	189
○市長 江頭 実君答弁	190
福島英徳君質問	190
○市長 江頭 実君答弁	190
福島英徳君質問	191
○経済部長 清水 登君答弁	191
福島英徳君質問	191
○市長 江頭 実君答弁	191
福島英徳君質問	192
休憩	192
開議	192
○経済部長 清水 登君答弁	192
○市長 江頭 実君答弁	193
(2) 福島英徳君質問	193
「菊池市の第3セクターについて」	193
○経済部長 清水 登君答弁	193
福島英徳君質問	194
○市長 江頭 実君答弁	194
福島英徳君質問	194
○市長 江頭 実君答弁	195
福島英徳君質問	195
○経済部長 清水 登君答弁	195
福島英徳君質問	195
○市長 江頭 実君答弁	196

福島英徳君質問	196
○市長 江頭 実君答弁	197
福島英徳君質問	197
○市長 江頭 実君答弁	197
福島英徳君質問	197
○市長 江頭 実君答弁	198
福島英徳君質問	198
○市長 江頭 実君答弁	198
福島英徳君質問	198
○市長 江頭 実君答弁	198
福島英徳君質問	199
○市長 江頭 実君答弁	199
福島英徳君質問	199
○市長 江頭 実君答弁	199
福島英徳君質問	199
○市長 江頭 実君答弁	200
昼食休憩	201
開 議	201
(1) 二ノ文伸元君質問	201
「ごみ分別における課題と対応について」	201
○市民環境部長 笹本義臣君答弁	202
二ノ文伸元君質問	203
○市民環境部長 笹本義臣君答弁	204
二ノ文伸元君質問	205
○市民環境部長 笹本義臣君答弁	206
二ノ文伸元君質問	207
○市民環境部長 笹本義臣君答弁	208
(2) 二ノ文伸元君質問	209
「コロナ禍における経済対策について」	209
○経済部長 清水 登君答弁	209
二ノ文伸元君質問	211
○経済部長 清水 登君答弁	212
二ノ文伸元君質問	213
○市長 江頭 実君答弁	214

休 憩	214
開 議	214
(1) 木下雄二君質問	215
「7月豪雨の被害状況と復旧の現状について」	215
○経済部長 清水 登君答弁	215
木下雄二君質問	216
○市長 江頭 実君答弁	217
(2) 木下雄二君質問	217
「防犯灯、街路灯の現状と今後の対応について」	217
○総務部長 上田敏雄君答弁	218
○総務部長 上田敏雄君訂正	218
木下雄二君質問	218
○総務部長 上田敏雄君答弁	219
(3) 木下雄二君質問	219
「学童保育の連絡協議会の設立について」	219
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	220
休 憩	221
開 議	221
(4) 木下雄二君質問	221
「移動販売の現状について」	221
○経済部長 清水 登君答弁	221
木下雄二君質問	222
○経済部長 清水 登君答弁	222
(5) 木下雄二君質問	223
「市職員の市外からの勤務状況について」	223
○総務部長 上田敏雄君答弁	224
○総務部長 上田敏雄君訂正	224
木下雄二君質問	225
○市長 江頭 実君答弁	225
(6) 木下雄二君質問	226
「国道387号沿いの太陽光発電事業の地域への環境保全について」	226
○市民環境部長 笹本義臣君答弁	227
木下雄二君質問	228
○市民環境部長 笹本義臣君答弁	228

木下雄二君質問	229
○市長 江頭 実君答弁	230
10. 日程通告 散会	231

9月5日(土曜日) 休会
 9月6日(日曜日) 休会
 9月7日(月曜日) 休会

9月8日(火曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第6号	235
2. 本日の会議に付した事件	235
3. 出席議員氏名	235
4. 欠席議員氏名	236
5. 説明のため出席した者の職氏名	236
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	236
7. 事務局職員出席者	236
8. 開議	237
9. 日程第1 議案第95号 上程・説明・質疑・委員会付託	237
10. 日程通告 散会	239

9月8日(火曜日) 総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会
 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会
 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
 9月9日(水曜日) 総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会
 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会
 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
 9月10日(木曜日) 総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会
 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会
 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
 9月11日(金曜日) 総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会
 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
 9月12日(土曜日) 休会
 9月13日(日曜日) 休会
 9月14日(月曜日) 休会

9月15日（火曜日）	休 会
9月16日（水曜日）	休 会
9月17日（木曜日）	休 会
9月18日（金曜日）	予算決算常任委員会
9月19日（土曜日）	休 会
9月20日（日曜日）	休 会
9月21日（月曜日）	休 会
9月22日（火曜日）	休 会
9月23日（水曜日）	休 会
9月24日（木曜日）	休 会

9月25日（金曜日）	本会議	頁
1. 議事日程第7号	243
2. 本日の会議に付した事件	243
3. 出席議員氏名	244
4. 欠席議員氏名	244
5. 説明のため出席した者の職氏名	244
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	245
7. 事務局職員出席者	245
8. 開 議	246
9. 日程第1 各常任委員長報告	246
・総務文教常任委員長報告	246
・福祉厚生常任委員長報告	248
・経済建設常任委員長報告	249
・予算決算常任委員長報告	250
休 憩	257
開 議	257
・予算決算常任委員長報告	257
委員長報告に対する質疑	262
(1) 東 奈津子さん討論	262
採決	265
10. 日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	266
休 憩	267
開 議	267

11. 追加日程第1	意見書案第2号	上程・説明・質疑・討論・採決	267
12. 追加日程第2	意見書案第3号	上程・説明・質疑・討論・採決	269
13. 追加日程第3	意見書案第4号	上程・説明	271
	荒木崇之君質疑		274
	水上隆光君答弁		274
	荒木崇之君質疑		274
	水上隆光君答弁		274
	荒木崇之君質疑		275
	水上隆光君答弁		275
	討論・採決		275
14. 追加日程第4	決議案第2号	上程・説明・質疑	275
	(1) 坂本道博君討論		277
	(2) 荒木崇之君討論		277
	(3) 後藤英夫君討論		278
	(4) 木下雄二君討論		279
	(5) 二ノ文伸元君討論		279
	採決		280
15. 閉会			280

第 1 号

8 月 2 6 日

令和2年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

令和2年8月26日（水曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議事第8号 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第4 議事第9号 菊池広域連合議会議員の選挙
- 第5 議事第10号 菊池環境保全組合議会議員の選挙
- 第6 議案第68号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和2年度菊池市一般会計補正予算 第7号)
- 議案第69号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和2年度菊池市下水道事業会計補正予算 第2号)
- まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第7 議案第70号 菊池市市民会館あり方検討委員会条例の制定について
- 議案第71号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第72号 菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第73号 菊池市認定こども園・幼稚園・保育所及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第74号 菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について
- まで一括上程・説明
- 第8 議案第75号 令和2年度菊池市一般会計補正予算（第8号）
- 上程・説明・質疑・討論・採決
- 第9 議案第76号 令和2年度菊池市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第77号 令和2年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第78号 令和2年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第79号 令和2年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第80号 令和2年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）
- 議案第81号 令和2年度菊池市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第82号 令和2年度菊池市下水道事業会計補正予算（第3号）

- 議案第 8 3 号 令和元年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 4 号 令和元年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 5 号 令和元年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 6 号 令和元年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 7 号 令和元年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 8 号 令和元年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 9 号 令和元年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 9 0 号 令和元年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 9 1 号 令和元年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 9 2 号 令和元年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 9 3 号 工事請負契約の変更について

まで一括上程・説明

- 第10 報告第 2 2 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第 2 3 号 継続費精算報告について
- 報告第 2 4 号 継続費精算報告について（菊池市水道事業会計）
- 報告第 2 5 号 債権の放棄の報告について
- 報告第 2 6 号 専決処分の報告について（除草作業事故）

まで一括上程・報告・質疑

- 第11 請願第 2 号 核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出の請願
- 請願第 3 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願について

まで一括上程



本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事第8号 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第4 議事第9号 菊池広域連合議会議員の選挙
- 日程第5 議事第10号 菊池環境保全組合議会議員の選挙
- 日程第6 議案第68号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和2年度菊池市一般会計補正予算 第7号)
- 議案第69号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和2年度菊池市下水道事業会計補正予算 第2号)
- まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第7 議案第70号 菊池市市民会館あり方検討委員会条例の制定について
- 議案第71号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第72号 菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第73号 菊池市認定こども園・幼稚園・保育所及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第74号 菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について
- まで一括上程・説明
- 日程第8 議案第75号 令和2年度菊池市一般会計補正予算(第8号)
- 上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第9 議案第76号 令和2年度菊池市一般会計補正予算(第9号)
- 議案第77号 令和2年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第78号 令和2年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第79号 令和2年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第80号 令和2年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第1号)
- 議案第81号 令和2年度菊池市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第82号 令和2年度菊池市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第83号 令和元年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第84号 令和元年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第85号 令和元年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

の認定について

議案第 86 号 令和元年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

議案第 87 号 令和元年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認
定について

議案第 88 号 令和元年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入
歳出決算の認定について

議案第 89 号 令和元年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決
算の認定について

議案第 90 号 令和元年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

議案第 91 号 令和元年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算
の認定について

議案第 92 号 令和元年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定に
ついて

議案第 93 号 工事請負契約の変更について

まで一括上程・説明

日程第10 報告第 22 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第 23 号 継続費精算報告について

報告第 24 号 継続費精算報告について（菊池市水道事業会計）

報告第 25 号 債権の放棄の報告について

報告第 26 号 専決処分の報告について（除草作業事故）

まで一括上程・報告・質疑

日程第11 請願第 2 号 核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出の請
願

請願第 3 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をは
かるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願につ
いて

まで一括上程



出席議員（20名）

1 番 田 中 教 之 君

2 番 福 島 英 徳 君

3 番 緒 方 哲 郎 君

4番	後藤英夫君
5番	平直樹君
6番	東奈津子さん
7番	坂本道博君
8番	水上隆光君
9番	猿渡美智子さん
10番	松岡讓君
11番	荒木崇之君
12番	柁原賢一君
13番	工藤圭一郎君
14番	城典臣君
15番	大賀慶一君
16番	水上彰澄君
17番	二ノ文伸元君
18番	泉田栄一朗君
19番	木下雄二君
20番	山瀬義也君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭実君
副市長	芳野勇一郎君
政策企画部長	後藤啓太郎君
総務部長	上田敏雄君
市民環境部長	笹本義臣君
健康福祉部長	渡邊弘子さん
経済部長	清水登君
建設部長	中村喜範君
教育長	渡邊和博君
教育部長	木下徳幸君
水道局長	安武邦男君
代表監査委員	宮川貞雄君
監査委員事務局長	山口浩一郎君

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

経済部次長	本田憲仁君
七城支所長	倉原安浩君
旭志支所長	竹村秀一君
泗水支所長	水上孝道君
財政課長	山田哲二君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開田智浩君
市長公室長	松原憲一君
農業委員会事務局長	泉大助君



事務局職員出席者

事務局長	歌岡憲一君
事務局課長	中尾孝浩君
課長補佐	古田浩敏君
議会係長	笹本聖一君
議会係	吉岡結加里さん

午前10時00分 開会

○

○議長（大賀慶一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

ご着席ください。

ただいまの出席議員は20名です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年第3回菊池市議会定例会を開会します。

○

○議長（大賀慶一君） ここで、日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員から、令和2年7月分までの一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の報告がっておりますので、ご報告申し上げます。

なお、詳細につきましては、事務局に備付けの書類により、ご承諾いただきたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

午前10時00分 開議

○議長（大賀慶一君） これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大賀慶一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、坂本道博君及び水上隆光君を指名します。

○

日程第2 会期の決定

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期につきましては、去る8月19日の議会運営委員会におきまして、本日から9月25日までの31日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月25日までの31日間と決定しました。

○

日程第3 議事第8号 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第3、議事第8号、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を議題とします。

猿渡美智子議員の熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員辞職に伴い、欠員が生じたので、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選としたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

次に、お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

次に、お諮りします。坂本道博君を当選人と定めることに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま議長が指名しました坂本道博君が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました坂本道博君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

○

日程第4 議事第9号 菊池広域連合議会議員の選挙

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第4、議事第9号、菊池広域連合議会議員の選挙を議題とします。

柁原賢一議員、水上彰澄議員の菊池広域連合議会議員辞職に伴い、欠員が生じたので、菊池広域連合議会議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選としたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

次に、お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思

います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

次に、お諮りします。大賀慶一、猿渡美智子さんを当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま議長が指名しました大賀慶一、猿渡美智子さんが菊池広域連合議会議員に当選しました。

ただいま当選しました大賀慶一、猿渡美智子さんが議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

○

日程第5 議事第10号 菊池環境保全組合議会議員の選挙

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第5、議事第10号、菊池環境保全組合議会議員の選挙を議題とします。

大賀慶一の菊池環境保全組合議会議員辞職に伴い、欠員が生じたので、菊池環境保全組合議会議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

次に、お諮りします。水上彰澄君を当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま議長が指名しました水上彰澄君が菊池環境保全組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました水上彰澄君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

○

日程第6 議案第68号及び議案第69号 一括上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第6、議案第68号及び議案第69号を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日、令和2年第3回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から9月25日までの31日間の日程でご審議をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程されました議案の提案理由の説明に先立ちまして、ご報告をさせていただきます。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

7月27日から7月28日にかけて、本市職員2名が新型コロナウイルスに感染したことが判明いたしました。

感染した職員の濃厚接触者である職員1名の陰性は確認されたものの、27日・28日にかけて本庁舎を閉館し、全館の消毒作業を実施いたしました。

また、さらに万全を期するため、濃厚接触者ではございませんでしたが、感染した職員と、ある程度の接触が認められる職員18人のPCR検査を県に要請し、結果が判明するまでの7月29日午後3時から30日午後1時までを再度閉館といたしました。

幸いにも、職員18人の検査では、全員の陰性が確認されましたが、市民の皆様には、本庁舎閉館に伴い、多大なご不便とご心配をおかけしましたことを心よりおわび申し上げます。

（全員低頭）

本市では、これまでもマスク着用、アルコール消毒、パーティションによる遮蔽など、感染防止に努めてまいりましたが、現在では、お客様の多い窓口でのフェイスガード着用や、定期的に館内の換気を行うなど、さらなる感染防止対策に努めているところでございます。

また、職員に対しましても、出勤前の体温測定、屋内外を問わずマスクの着用、ソーシャルディスタンスをはじめとした新しい生活様式の実践の徹底を求めるとともに、感染防止対策の行き届いた飲食店を利用することや、厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」のインストールを周知徹底しております。

これからも、全庁を挙げて感染防止策を講じ、改めて市民の皆様の不安の解消に全力で努めてまいりますので、市民の皆様におかれましても、不安をあおるような根拠のない情報に惑わされることなく、県や市が発信する正しい情報に基づき、冷

静に行動いただきますようお願いをいたします。

全員着座してください。

(全員着座)

次に、令和2年7月豪雨についてでございますが、7月3日から降り続いた大雨の影響により、県南地域をはじめ各地で被害が多発しました。

豪雨災害によりお亡くなりになられた方に哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

本市におきましては、幸い人的被害の報告はございませんでしたが、龍門地区や小木地区を中心に、土砂の流れ込みや、床上浸水など、多大な被害を被りました。

本定例会におきましても、災害復旧に伴う補正予算の専決処分の報告承認や、補正予算などを上程しており、一日も早い復旧に向けて全力で取り組んでまいり所存でございます。

また、県内でも特に被害が甚大でありました、県南の水俣市、八代市、人吉市、球磨村に対しまして、熊本県市長会からの依頼により、熊本県市町村災害時相互応援に関する協定に基づき、本市職員を派遣いたしております。

避難所の運営、災害ごみ処理、生活支援相談窓口などの業務への従事のために、7月7日から8月31日までの期間、延べ119人の職員を災害派遣する予定でございます。

そのほか、菊池市社会福祉協議会と連携しまして、災害ボランティアバスを運行し、これまで94人の災害ボランティアの皆様方にご協力をいただいております。

一日も早い復旧を願い、今後も本市としまして、できる限りの協力をしてまいりたいというふうに考えております。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第68号及び議案第69号の専決処分の報告及び承認を求めることについては、令和2年度一般会計補正予算及び令和2年度下水道事業会計補正予算を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、提案いたします議案第68号及び議案第69号につきまして、一括して説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第68号は、令和2年度一般会計補正予算（第7号）を専決処分いたしましたものでございまして、2ページが専決第18号専決処分書で、専決日は、令和2年7月14日でございます。

5ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に1億6,904万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ336億4,966万9,000円とするものでございます。

まず、歳入について、事項別明細によりご説明いたします

11ページをお願いいたします。

1 枠目の目4 衛生費国庫補助金2,221万6,000円の増額は、豪雨により被災した家屋の解体撤去費に係る補助金の増額でございます。

同じく、目10 災害復旧費国庫補助金1,667万1,000円の増額は、被災した農地、農業用施設及び林道の復旧費に係る補助金の増額でございます。

最下段の枠、款22 市債の増額は、被災した市道、農道、林道等の復旧事業の財源とする災害復旧事業債及び一般単独事業債の増額でございます。

3 枠目の目1 財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

12ページをお願いいたします。

1 枠目の目1 林業総務費831万2,000円の減額は、当初基金に積み立てることとしていた森林環境譲与税について、被災した林道の復旧事業費の財源として活用することによる積立金の減額でございます。

3 枠目の目1 衛生災害復旧費4,443万5,000円の増額は、被災した家屋の解体撤去費用等の増額でございます。

13ページをお願いいたします。

1 枠目の目2 現年度補助災害復旧費165万3,000円の増額及び目3 単独災害復旧費4,802万4,000円の増額は、市道の被災箇所を補助申請するための測量設計委託料及び早急に復旧するための建設機械賃借、原材料費の増額でございます。

2 枠目の目1 農林水産災害復旧費7,370万3,000円の増額は、農道、林道等の被災箇所を補助申請するための測量設計委託料及び早急に復旧するための建設機械賃借、原材料並びに被災した農地、農業用施設に対する補助金の増額でございます。

3 枠目の目 1 教育災害復旧費 6 6 7 万 2, 0 0 0 円の増額は、被災した斑蛇口湖
ポート場の復旧事業費等の増額でございます。

それでは、7 ページに戻っていただきまして、第 2 表、地方債補正でございます。
内容としましては、歳入でご説明しましたとおり、被災した市道、林道の復旧事
業の財源とする災害復旧事業債及び一般単独事業債の増額でございます。

次に、1 5 ページをお願いいたします。

議案第 6 9 号は、令和 2 年度下水道事業会計補正予算（第 2 号）を専決処分した
ものでございまして、1 6 ページが専決第 1 9 号専決処分書で、専決日は、令和 2
年 7 月 2 7 日でございます。

1 9 ページをお願いいたします。

今回の補正は、第 3 条におきまして、資本的収入を 4, 0 7 0 万円増額し、総額
を 7 億 2 1 6 万 3, 0 0 0 円へ、資本的支出を 4, 0 7 0 万増額し、総額を 1 2 億
1, 5 8 9 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

補正の内容につきましては、深川地内の下水道本管上部が破損していたため、早
急に土砂撤去及び下水道本管の敷設替えを行うための工事請負費でございます。

以上、議案第 6 8 号及び議案第 6 9 号の説明とさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑は 3 回までとなっています。

質疑はありませんか。

工藤圭一郎君。

[登壇]

○1 3 番（工藤圭一郎君） おはようございます。今の下水道の件なんですけど、原因
が分かれば教えていただければと思います。

○議長（大賀慶一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいま工藤議員のほうからご質問ございました、下水道の専決の原因というこ
とでございますが、ちょっと内容を説明させていただきます。

7 月 7 日に、宅地内の公共ますに汚水が噴き出しているという住民の通報があっ
ております。深川地区の国道 3 8 7 号の部分のところでございますが、その処理を
調査をしていたところ、何らかの理由で土砂が配管の中に入っていたということで
ございます。

そういうところで、業者に頼みまして、管内の清掃と土砂撤去を依頼しておりま
した。それがちょっと丸一日ぐらいかかりまして、明くる日に、7 月 8 日の日です

が、夕方にその国道の387号の歩道部分がちょっと陥没しまして、県のほうから来ていただきまして、県のほうはその陥没箇所について掘削をして上げたところなんです。そしたら、ちょっと管のほうが破損して、下水道管が割れていたというのが判明いたしました。その割れていたところから土砂とかがちょっと中に入って詰まっていたという状況でございます。

そういうところで、県のほうとも、ちょっと原因究明をいろいろ行いましたが、結果的に、ちょっとどちらが、歩道の工事もあっておりまして、下水道と歩道と原因がちょっと究明できなかったというのが現状でございます。

そういうことで、土砂がまだ中に入っておりますので、ちょっと早急に工事に着手しなければならないということで、専決処分をさせていただいたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大賀慶一君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○13番（工藤圭一郎君） 工事の完了検査をきちっとチェックされたのか、もう1点、その下水道を敷設したときですよ。今、県と協議して、ちょっとはっきりせんでおっしゃったけど、要は工事の不手際で、きちっと工事が行われて下水道がされたのになったのか、そのときの検査はどうだったのかというお尋ねですけど、分かりますか。

○議長（大賀慶一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） 再質問にお答えいたします。

工事自体は、もう相当何十年と前の工事でございます。下水道のほうはですね。もう経年劣化といいますか、そういうのはちょっと大分ひどくなっていたというところでございます。

県のほうのますのほうのところがちょっと割れておりまして、排水路のですね。そのますの割れているところがちょっと広がったようなところもございます。ただ、それが原因で管が割れたかどうかというのが、ちょっと原因が究明できないというところでございますので、そういうところで、ちょっと今、原因が分かっていないという状況でございます。

○議長（大賀慶一君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） これで質疑を終わります。

議案第68号及び議案第69号の2議案については、会議規則第37条第3項の

規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第68号及び議案第69号の2議案については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号及び議案第69号の2議案については、原案のとおり承認することに決定しました。

○

日程第7 議案第70号から議案第74号まで一括上程・説明

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第7、議案第70号から議案第74号までの5案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、上程されました議案につきましてご説明申し上げます。

議案書の27ページをお願いいたします。

議案第70号は、執行機関の附属機関を設置するための菊池市市民会館あり方検討委員会条例の新規制定、議案第71号は、市民会館あり方検討委員会の設置に伴う、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、議案第72号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う、菊池市手数料条例の一部改正、議案第73号は、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴う、菊池市認定こども園・幼稚園・保育所及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正、議案第74号は、民法の一部改正に伴う、菊池市給水条例の一部改正でございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といた

します。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、提案いたします議案第70号から議案第74号までにつきまして、一括して説明いたします。

議案書の27ページをお願いいたします。

議案第70号、菊池市市民会館あり方検討委員会条例の制定については、附属機関の設置に伴い、条例を定めるものでございます。

次に、31ページをお願いいたします。

議案第71号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、市民会館あり方検討委員会の設置に伴い、報酬の額を追加する改正を行うものでございます。

次に、33ページをお願いいたします。

議案第72号、菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号の通知カードに関する規定を削る改正を行うものでございます。

次に、35ページをお願いいたします。

議案第73号、菊池市認定こども園・幼稚園・保育所及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、条例を改正するものでございます。

次に、45ページをお願いいたします。

議案第74号、菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定については、民法の一部改正に伴い、遅延損害金の利率を改正するものでございます。

以上、議案第70号から議案第74号までの説明とさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 以上で議案の説明を終わります。

○

日程第8 議案第75号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第8、議案第75号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、上程されました議案につきましてご説明申し上げます。

議案書の47ページをお願いいたします。

議案第75号、令和2年度一般会計補正予算（第8号）につきましては、予算の総額に1億1,463万2,000円を追加するものでございまして、補正の主なものとしましては、市内事業者が十分に予防対策を講じることができるよう、安全対策の強化に必要な費用の補助金の増額、及び対策の徹底を図るためのアドバイザー派遣委託料の増額でございます。

なお、本議案につきましては、速やかに予防対策を講じる必要がありますことから、開会日に議決をお願いするものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、提案いたします議案第75号につきましてご説明いたします。

議案第75号、令和2年度一般会計補正予算（第8号）でございます。

開けて、49ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に1億1,463万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ337億6,430万1,000円とするものでございます。

まず、歳入につきまして、事項別明細により説明いたします。

53ページをお願いいたします。

1 枠目の目2 総務費国庫補助金9,454万3,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や、住民生活の支援を通じた地方創生を図ることを目的として交付される交付金の増額で、第2次交付限度額6億7,436万2,000円のうち、9,454万3,000円を本予算の財源として活用するものでございます。

続きまして、歳出につきましてご説明いたします。

最下段の目2 商工業振興費、節12 委託料365万2,000円の増額は、感染防止対策を講じる事業所に、専門知識を有するアドバイザーを派遣し、指導、助言、確認を行い、確認済み事業者に対してステッカーやのぼり旗を配布するための委託料の増額でございます。

次に、節18 負担金補助及び交付金1億1,098万円の増額は、市内の宿泊施設、飲食店、卸売、小売店及びサービス業を営む事業者がマスクや消毒液、ビニール手袋、飛沫感染防止シートや什器等の感染防止対策強化に関する経費に対して、

補助金を交付するものでございます。

以上、議案第75号の説明とさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 以上で説明が終わりました。

ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前10時34分

開議 午前10時49分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を行います。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第75号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

最初に、お諮りします。議案第75号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号については、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第9 議案第76号から議案第93号まで一括上程・説明

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第9、議案第76号から議案第93号までの18案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、上程されました議案につきましてご説明申し上げます。

議案書の55ページをお願いいたします。

議案第76号、令和2年度一般会計補正予算（第9号）につきましては、予算の総額に8億8,958万4,000円を追加するものでございまして、歳出の主なものとしましては、国の新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金等を活用した各種感染症対策事業、市税過誤納還付金、農業用施設整備事業の増額及び令和2年7月豪雨等による災害復旧事業の増額などが主なものでございます。

議案第77号から議案第82号までの6議案につきましては、令和2年度の各特別会計及び上・下水道事業会計の補正予算でございます。

議案第83号から議案第92号までの10議案につきましては、令和元年度各会計歳入歳出決算の認定について、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第93号、工事請負契約の変更については、平成30年第4回定例会で議決をいただきました菰入新橋上部工事に係る工事請負契約について、追加施工に伴い、契約金額の変更をいたしたく、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、提案いたします議案第76号から議案第93号までにつきまして、一括して説明いたします。

議案書の55ページをお願いいたします。

議案第76号、令和2年度一般会計補正予算（第9号）でございます。

開けていただき、57ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に8億8,958万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ346億5,388万5,000円とするものでございます。

まず、歳入について、事項別明細によりご説明いたします。

67ページをお願いいたします。

1 枠目の目10災害復旧費分担金3,407万2,000円の増額は、令和2年7月豪雨等により被災した農地及び農業用施設の復旧事業に係る地元分担金の増額でございます。

2 枠目の目 1 0 災害復旧費国庫補助金 1, 7 2 7 万円の増額は、令和 2 年 7 月豪雨等により被災した市道の復旧事業に係る国庫負担金の増額でございます。

3 枠目の目 2 総務費国庫補助金 5 億 7, 9 8 1 万 9, 0 0 0 円の増額は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や、住民生活の支援を通じた地方創生を図ることを目的として交付される交付金の増額で、第 2 次交付限度額 6 億 7, 4 3 6 万 2, 0 0 0 円のうち、さきに説明いたしました 8 号補正の財源として活用した 9, 4 5 4 万 3, 0 0 0 円を除いた分となっております。

同じく、目 3 民生費国庫補助金のうち、最下段の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 2, 0 5 0 万円の増額は、保育所や児童育成クラブ等の児童福祉施設において、感染拡大防止対策のための物品や、備品の購入に対する補助金となっております。

同じく、目 1 0 災害復旧費国庫補助金 1 億 3, 3 4 9 万円の増額は、令和 2 年 7 月豪雨等により被災した農道、林道等の復旧事業に係る国庫補助金の増額でございます。

6 8 ページをお願いいたします。

目 3 民生費県補助金、節 2 老人福祉費補助金 2, 3 5 9 万 3, 0 0 0 円の増額は、民間医療機関等の設備導入に対する補助金の増額でございます。

同じく、節 3 児童福祉費補助金のうち、最下段の独り親世帯への生活支援給付費補助金 1, 3 4 1 万 7, 0 0 0 円の増額は、さきに国が実施しました新型コロナウイルス感染症の影響を受けた独り親世帯への支援について、県が上乘せ交付を行うものでございます。

同じく、目 5 農林水産業費県補助金、節 3 農地費補助金 3, 1 1 6 万円の増額は、菰入堰地区団体営農業農村整備事業実施に係る補助金の増額でございます。

7 0 ページをお願いいたします。

款 2 2 市債につきましては、辺地対策事業債の一次配分が要望額を下回ったことによる 1, 7 0 0 万円の減額、及び令和 2 年 7 月豪雨等による災害復旧のための災害復旧事業債 1 億 3, 4 4 0 万円の増額が主なものとなっております、全体で 1 億 2, 7 7 0 万円の増額となっております。

戻っていただきまして、6 9 ページをお願いいたします。

3 枠目の目 1 財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財政調整でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

7 4 ページをお願いいたします。

目11情報化推進費2,092万7,000円の増額は、感染リスク軽減のため、リモート会議等に対応するため、庁内Wi-Fi環境の整備を進めるものでございまして、財源として地方創生臨時交付金を活用することとしております。

76ページをお願いいたします。

目2賦課徴収費、節22償還金利子及び割引料3,300万円の増額は、主に法人市民税の税額確定に伴う、過誤納還付金の増額でございます。

同じく、最下段の委託料601万円の増額は、新型コロナウイルスの感染リスクを軽減するため、市税、公金等のキャッシュレス納付を推進することによる事業費の増額でございます。

なお、国保、後期高齢者、介護の各特別会計及び水道事業会計においても予算措置しており、財源として地方創生臨時交付金を活用することとしております。

81ページをお願いいたします。

目1高齢者福祉費のうち、下から3段目の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金2,359万3,000円の増額は、歳入で説明しましたとおり、民間医療機関等の設備導入に対する補助金でございまして、100%県費となっております。

82ページをお願いいたします。

目1児童福祉総務費のうち、最下段の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金2,050万円の増額は、歳入でご説明しましたとおり、保育所や児童育成クラブ等の児童福祉施設において、感染拡大防止対策のための物品や備品の購入に対する補助金でございまして、100%国費となっております。

次の児童育成クラブ利用料減免事業補助金1,183万7,000円の増額は、4月及び5月の期間、利用料減免によるクラブの減収に対する補助金で、補助率は、国・県・市それぞれ3分の1となっております。

83ページをお願いいたします。

目4母子福祉費のうち、最下段の独り親世帯への生活支援給付金1,302万円の増額は、歳入で説明しましたとおり、さきに国が実施しました新型コロナウイルス感染症の影響を受けた独り親世帯への支援について、県が上乗せ交付を行うもので、100%県費となっております。

88ページをお願いいたします。

1枠目の目8農地費、工事請負費3,930万円の増額は、菰入堰地区団体営農業農村整備事業実施による増額でございます。

89ページをお願いいたします。

目2商工業振興費2,500万円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者が、共同で実施する販路開拓などへの取組に対する補助金でござ

いまして、財源として地方創生臨時交付金を活用することとしております。

90ページをお願いいたします。

1 枠目の目4 観光費、最下段の宿泊助成事業委託料1,660万円の増額は、観光業支援のため現在実施しております、本市に宿泊される観光客に対する宿泊費助成の増額でございまして、同じく臨時交付金を活用することとしております。

次の飲食店支援事業委託料6,381万1,000円の増額は、影響を受けている飲食店支援のため、プレミアムチケットを販売し、消費喚起を図るための事業費となっており、同じく臨時交付金を活用することとしております。

91ページをお願いいたします。

目3道路橋りょう維持費、工事請負費1,700万円の減額は、財源として活用予定でありました辺地対策事業債について、一次配分が要望額を下回ったことにより、事業費を見直し調整するものでございます。

94ページをお願いいたします。

目5災害対策費、職員手当等1,185万円の増額は、令和2年7月豪雨等による災害対応のための時間外勤務手当等の増額でございます。

同じく、次の段の委託料924万7,000円の増額は、消毒液、飛沫防止パネル、間仕切り等、避難所の感染防止用資材を備蓄するための防災倉庫建設に係る実施設計委託料の増額となっており、こちらも財源として地方創生臨時交付金を活用することとしております。

95ページをお願いいたします。

目2事務局費のうち、最下段の小中学校世帯インターネット接続環境整備費補助金1,040万円の増額は、家庭学習支援のため、市内小中学校世帯におけるインターネット未整備世帯に対し、アクセスポイント購入費及び光回線工事費を補助するものでございまして、こちらも臨時交付金を活用することとしております。

2 枠目の項2 小学校費、目1 学校管理費、最下段の工事請負費1,202万3,000円の増額は、七城小学校及び戸崎小学校の雨漏り修繕工事費、花房小学校の空調修繕工事費の増額でございます。

96ページをお願いいたします。

1 枠目、最上段の使用料及び賃借料1,108万9,000円の減額、及び2段目の備品購入費8,555万3,000円の増額は、当初予算に計上しております小学校電子黒板及び電子黒板用パソコンの更新につきまして、当初5年間のリースとする予定でありましたが、臨時交付金が活用可能となりましたことから、購入に変更したことによる増減でございます。

2 枠目の項3 中学校費、目1 学校管理費のうち、4段目の使用料及び賃借料55

4万4,000円の減額、及び備品購入費3,727万8,000円の増額は、小学校費と同じく、電子黒板及び電子黒板用パソコンをリースから購入に変更したことによる増減でございます。

98ページをお願いいたします。

目4図書館費、使用料及び賃借料1,000万円の増額は、新しい生活様式への対応として、在宅で有意義な時間を過ごしてもらうため、電子図書館の書籍を増やし、読書環境の充実を図るものでございまして、こちらも臨時交付金を活用することといたしております。

102ページをお願いいたします。

3枠目の目2現年度補助災害復旧費2,590万円の増額は、令和2年7月豪雨等により被災した市道の復旧工事費の増額でございます。

同じく、最下段の枠、目1農林水産災害復旧費4億7,710万円の増額は、令和2年7月豪雨等により被災した農道、林道、農地及び農業用施設の復旧事業費の増額でございます。

それでは、61ページに戻っていただきたいと思えます。

第2表、繰越明許費でございます。

新型コロナウイルス感染症対策として取り組みますキャッシュレス納付推進事業について、適正工期が11か月必要であり、年度内に業務が完了しない見込みのため、繰越明許費を設定するものでございます。

62ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正でございます。

追加3件、変更1件、廃止2件となっております。

追加の3件につきましては、翌年度以降にわたり複数年の契約が必要となりますことから、債務負担行為を設定するものでございます。

変更1件につきましては、年次別内訳に変更が生じたもの、廃止2件につきましては、リースから購入に変更したものによるものでございます。

63ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正でございます。

内容としましては、辺地対策事業債の一次配分が要望額を下回ったことによる1,700万円の減額、令和2年7月豪雨等による災害復旧のための災害復旧事業債1億3,440万円の増額が主なものとなっております。

次に、107ページをお願いいたします。

議案第77号、令和2年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

開けていただき、109ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に96万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ68億6,600万8,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として取り組みますキャッシュレス納付推進事業の増額となっております。

111ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費につきましては、キャッシュレス納付推進事業について、一般会計同様に、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、115ページをお願いいたします。

議案第78号、令和2年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

開けていただき、117ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に253万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,719万円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、同じくキャッシュレス納付推進事業費及び前年度保険料確定による負担金の増となっております。

119ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費につきましては、同じくキャッシュレス納付推進事業について、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、123ページをお願いいたします。

議案第79号、令和2年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

開けて、125ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に638万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ58億6,278万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、キャッシュレス納付推進事業費及び職員人件費の増となっております。

127ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費につきましては、キャッシュレス納付推進事業について、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、133ページをお願いいたします。

議案第80号、令和2年度特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）でございます。

開けて、135ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に16万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,728万5,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、施設介護サービス自己負担金過年度分の収入があったことから、一般会計へ繰り出すものでございます。

次に、139ページをお願いいたします。

議案第81号、令和2年度水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

開けて、140ページをお願いいたします。

今回の補正は、第2条におきまして、水道事業収益を121万円増額し、総額を6億7,286万9,000円に、水道事業費用を1万6,000円増額し、総額を6億3,178万9,000円に、第3条におきまして、資本的収入を4,901万1,000円増額し、総額を2億8,526万5,000円に、資本的支出を93万5,000円増額し、総額を5億1,413万1,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業及び工事負担金の追加計上に伴う増によるものでございます。

第4条につきましては、キャッシュレス収納代行業務を実施するため、令和3年度から令和6年度まで債務負担行為を設定するものでございます。

第5条につきましては、4月の人事異動による減額補正に伴い、396万1,000円を減額し、総額を6,630万1,000円とするものでございます。

次に、149ページをお願いいたします。

議案第82号、令和2年度下水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

開けて、150ページをお願いいたします。

今回の補正は、第3条におきまして、下水道事業収益を694万4,000円減額し、総額を18億4,156万8,000円に、下水道事業費用を694万4,000円減額し、総額を18億4,999万1,000円とするものでございます。

また、第4条におきまして、資本的収入を30万8,000円減額し、総額を7億185万5,000円に、資本的支出を30万8,000円減額し、総額を12億1,559万1,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、人事異動に伴う人件費、消費税の確定による減額及び富の原地区管渠延伸工事に伴う工事請負費の増額によるものでございます。

次に、議案第83号から議案第92号までは、令和元年度各会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

議案書につきましては、別冊で決算書を製本いたしております。

まず、白色の冊子で製本いたしております令和元年度歳入歳出決算書には、議案

第83号、令和元年度一般会計決算の認定から、議案第91号、令和元年度特別養護老人ホーム特別会計決算の認定までの9議案を掲載いたしており、地方自治法の規定により、決算の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第92号、令和元年度水道事業会計決算の認定につきましては、ただいまの決算書の次に、さらに別冊で製本いたしております。

地方公営企業法の規定により、水道事業会計の決算の認定をお願いするものでございます。

以上、各会計の決算認定に当たりましては、監査委員の審査意見書を付して認定をお願いするものでございます。

なお、資料といたしまして、主要施策の成果を添付いたしております。

次に、議案書にお戻りいただきまして、163ページをお願いいたします。

議案第93号、工事請負契約の変更についてでございます。

平成30年度菰入新橋上部工工事ににつきましては、平成30年第4回定例会において、契約締結の議決をいただいているところでございますが、今回、橋をより長もちするための防水処理等の追加施工、足場からの材料等が落下することを防止する対策の追加などに伴い、契約変更を行う必要が生じたことから、議会の議決をお願いするものでございます。

また、その変更内容につきましては、令和2年8月7日、受注者と合意し、仮契約を締結いたしております。

契約の目的は、平成30年度菰入新橋上部工工事、工事の場所は、菊池市七城町菰入地内、契約の方法は、条件付一般競争入札、契約の金額は、481万3,544円増額の3億9,133万4,744円、契約の相手方は、高田機工株式会社福岡営業所でございます。

以上、議案第76号から議案第93号までの説明とさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 以上で説明を終わります。

次に、代表監査委員から監査報告の申出がっておりますので、これを許します。
代表監査委員、宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査委員（宮川貞雄君） それでは、令和元年度決算における審査の報告をさせていただきます。

令和2年7月6日から8月3日におきまして、議員選出の泉田監査委員とともに審査を行いましたところ、審査に付されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は各関係帳簿及び証拠書類と照合し

ました結果、いずれも符号し誤りのないものと認めます。

なお、各種基金の運用状況を示す書類の計数につきましても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りのないものと認めます。また、審査に付されました水道事業会計決算報告書、その他の財務諸表はいずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿と一致し正確であります。

さらに、決算報告書は予算の収入支出の状況を、また、財務諸表は当期の経営成績及び期末における財政状態を適正に表示しているものと認めます。

決算審査報告書に審査意見を述べておりますが、途中のところをちょっと省略いたしますが、報告させていただきます。

予算執行面では、前年まで課題としてきた次の事項に沿い、より市民の目線に立った効果的な行政支出の執行にご留意をお願いいたします。

7項目を挙げております。1、収入の調定手続の厳格な執行、2、適切な補正予算の編成措置及び不用額の整理、予備費の充用、予算流用等の慎重な取扱い、3、充実した施策の展開と費用対効果を重視した予算執行、4、固定的で長年にわたる委託契約や随意契約の点検と必要な見直し、5、指定管理者等に対する委託料の収支内容の点検と適正な差額処理、6、未登記土地の解消を含め、公有財産の適正な管理、7、本市財政に生かせる地方公会計の充実並びに各種比較と活用等のご留意をお願いしたいと思っておりますが、また、各部署における租税や使用料、住宅費の徴税や収納率は徐々に改善しております。他方で、固定的な滞納額も多いため、負担の適正、公平性を確保する観点から、収納の確実な確保と必要な不納欠損処分の実施により、適切な債権管理を求めます。

本市では、合併後の平成17年度から平成31年度までに延長された新市建設計画を根底に、「自然の恵みを守り、自然を活かして穏やかな発展を続けていく安心・安全『癒しの里きくち』」の理念の下に、本年度は菊池市第2次総合計画（後期基本計画）の第2年度として具体的な施策が進められております。

その中において、本市でも少子高齢化の進展が著しい中、中山間地・商店街の活性化対策等の様々な施策が取り組まれ、近年、本市への移住者が徐々に増加しております。一方で、外国人研修生の住民は増加傾向にありますが、全体的な本市の人口減は確実に進んでおります。

このため、菊池市の20年から30年の長期ビジョンに立った、人口減に負けない産業振興策とインフラ整備や文化・教育振興策等に関する施策が不可欠となっております。特に、自然と歴史、貴重な文化に恵まれた菊池市に、魅力を感じて住みたい、生活し続けたいと思わせる総合施策が一段と求められます。

他方、老朽化している諸施設の建設・整備等が不可欠のため、総合的な施設管理

計画が推進される状況にあります。

長期的な財源不足が予想される中に、より建設的な財政運営に取り組み、歳入歳出面での工夫と思い切った削減努力が一層欠かせません。そのため、本年度が第5年度となりました第三次行政改革大綱及び実施計画に基づき、各種事業の行政評価とともに、組織・機構や事務事業の見直しや経費削減合理化等を進められております。今後も、適切な財産管理の下、市有財産の効率的な活用と不用財産の計画的な処分も含めて、健全な財政運営の推進を期待します。

行政事務の面では、全国でも進んだ取組の事例等の情報収集、本市への活用方策の継続した研究を一段と要望します。ICTやAI等を活用し、各部署での市民の暮らしと接する現場を基本に、全国的にも先駆ける各種政策の企画立案力の向上が求められます。また、体系的な研修・派遣制度の拡充、適正な人事評価制度の効果的な推進と給与システムへの取組も待たれます。さらには、新規にスタートする会計年度任用職員制度の適用による待遇改善を含めて、一層の経験と能力を生かせる適正な配置の推進、適材適所の総合的な人事等の充実が不可欠となっております。

なお、年度後半では世界的な感染が課題となったコロナ禍では、感染拡大防止の観点から、本年度で予定されていた各種事業や公共施設の休館、さらには、関連する会議等が一部実施されないなど、予定された事業の積み残しの点はありましたが、非常事態であり、適切な対応と捉えております。今後も、市民の健康と安全のための防疫対策の一方で、経済回復での相反する面はありますが、本市を挙げた大胆かつ細やかな施策が期待されております。

最後に、激動する社会変化への臨機応変な行政施策が展開されるとともに、菊池市政のますますの充実を願いつつ、一層の健全な行財政運営の展開により、菊池市の限りない発展と公共の福祉向上が実現していきますことを切望しまして、決算審査意見とさせていただきます。

失礼しました。

○議長（大賀慶一君） 以上で、代表監査委員の報告を終わります。

ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午前11時26分

開議 午前11時33分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

日程第10 報告第22号から報告第26号まで一括上程・報告・質疑

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第10、報告第22号から報告第26号までの5案件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、議案書の165ページをお願いいたします。

報告第22号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和元年度決算に関する健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果につきまして、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

まず、実質赤字比率につきましては、令和元年度における普通会計の実質収支が黒字でございますので、赤字比率としては算定されず、数値は表示されません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、普通会計に特別会計及び公営企業会計を加えた全会計が対象となりますが、連結した場合に、実質収支が黒字でございますので、数値は表示されません。

次に、実質公債費比率ですが、これは普通会計及び特別会計の公債費に加え、一部事務組合等が起こした地方債の償還に当てられた負担金等の標準財政規模に占める割合で、資金繰りの危険度を示す指標となります。

本市の実質公債費比率は10.5%となっておりますので、早期健全化基準であります25%を下回っております。

次に、将来負担比率ですが、土地開発公社及び第3セクターを含めた指標となっており、将来負担すべき債務の標準財政規模に占める割合を示すもので、数値が大きくなるほど、将来見込まれる負担が大きく、財政運営を圧迫する可能性があることが示されております。

本市の算定比率は4%となっておりますので、早期健全化判断基準350%を下回っており、適正水準を確保いたしております。

最後に、公営企業会計の資金不足比率につきましては、水道事業会計をはじめとする5会計を対象とし、資金不足額を事業規模で割ったものでございます。

各会計において、資金不足が発生していないため、資金不足比率については数値が表示されません。

以上、いずれも基準内であり、適正水準を確保いたしておりますが、今後、社会経済の動向や、施設老朽化による維持補修費等の増大等を考慮した場合、大幅に変動することも見込まれるため、今後、さらに健全な財政運営を図っていく必要があると考えております。

次に、167ページをお願いいたします。

報告第23号、継続費精算報告についてでございます。

令和元年度までに継続費の設定を行った事業につきまして、議会に報告するもの
でございます。

開けて、168ページが令和元年度継続費精算報告書でございます。

まず、上段の款2総務費、項1総務管理費、市民広場再整備事業について説明いた
します。

継続費の設定年度は、平成29年度から令和元年度までの3年間でございます。

表の見方としましては、左側が全体計画、中央に実績、右側が比較となっております。

表下段の計の欄でご説明いたします。

全体計画額6億3,309万7,000円に対しまして、支出済額6億372万
2,105円で、差引き2,937万4,895円の残額となっております。

支出済額の特定財源としまして、国費は社会資本整備総合交付金、地方債は公共
事業等債を財源としております。

次に、下段の款7土木費、項2道路橋りょう費、北岸線道路改良事業について説
明いたします。

継続費の設定年度は、平成30年度から令和元年度までの2年間でございます。

表下段の計の欄でご説明いたします。

全体計画額3億4,358万7,000円に対しまして、支出済額3億2,08
8万1,715円で、差引き2,270万5,285円の残額となっております。

支出済額の特定財源としまして、地方債は地方道路等整備事業債を財源としてお
ります。

次に、169ページをお願いいたします。

報告第24号は、水道事業会計の継続費精算報告についてでございます。

令和元年度までに継続費の設定を行った事業につきまして、議会に報告するもの
でございます。

開けて、170ページが令和元年度水道事業会計継続費精算報告書でございます。

まず、款41資本的支出、項1建設改良費、旭志西部第三水源池施設整備事業に
ついて説明いたします。

継続費の設定年度は、平成30年度から令和元年度までの2年間でございます。

表下段の合計の欄でご説明いたします。

全体計画額6,156万3,000円に対しまして、支払義務発生額5,556
万6,600円で、差引き599万6,400円の残額となっております。

支払義務発生額の特定財源としましては、損益勘定留保資金を財源としております。

次に、171ページをお願いいたします。

報告第25号、債権の放棄の報告については、菊池市債権管理条例の規定により、債権の放棄につきまして報告するものでございます。

今回の債権の放棄の内容としましては、債権の名称が、水道料金、放棄した債権の額が、35万960円、債務者数が、36人でございます。

次に、債権を放棄した事由等でございますが、破産につきましては、破産法等の規定により、債務者がその責任を免れたものでございまして、条例第16条第1項第1号の規定により、債権の放棄が認められているものでございます。

調定件数、これは水道使用料金の月ごとの納付書による件数でございますので、人数ではなく件数で表しておりますが、32件、金額は6万9,880円でございます。

次に、行方不明につきましては、債務者が失踪、行方不明等により、徴収の見込みがないものでございまして、条例第16条第1項第3号の規定により、債権の放棄が認められているものでございます。

調定件数195件、金額は27万8,410円でございます。

次に、時効期間満了につきましては、時効の援用を要する債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したものでございまして、条例第16条第1項第6号の規定により、債権の放棄が認められているものでございます。

調定件数は3件、金額は2,670円でございます。

また、放棄の時期につきましては、令和2年2月17日でございます。

次に、173ページをお願いいたします。

報告第26号、専決処分の報告については、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。

開けて、174ページが専決第20号専決処分書で、除草作業中の事故による損害賠償に係る額の決定について、令和2年7月31日に専決処分したものでございます。

事故発生日は、令和2年7月15日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、環境整備員が泗水中学校敷地を刈払い機で除草作業をしていたところ、石が飛散し、相手方車両のリアガラスを破損させ、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、8万256円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

以上、報告第22号から報告第26号までにつきまして、報告させていただきます。

す。

○議長（大賀慶一君） 代表監査委員、宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査委員（宮川貞雄君） 財政健全化法に基づきます審査意見を申し述べさせていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付されました令和元年度菊池市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算における財政健全化判断比率並びに公営企業決算における資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類につきまして、7月30日から8月3日におきまして議員選出の泉田監査委員とともに審査しました結果、いずれも適正に作成されているものと認めます。

以上、審査意見とさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 以上で報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） それでは、質疑を行います。

報告第25号、債権の放棄の報告についてということで、水道料金の債権放棄がっておりますが、まず1点目です。水道料金の時効ですね。旧民法上での時効の年数と、それと民法改正後の時効の年数が1点目です。

それと、2点目ですが、171ページの4の時効期間満了によって、3件、2,670円が今回放棄されておりますが、通常、私債権、水道料金は私債権ですので、私ごとの債権と書いて私債権ですので、時効が、相手から時効の援用がなければ、時効は成立しません。この3件が時効に至ったその経緯、この2点についてお尋ねします。

○議長（大賀慶一君） 水道局長、安武邦男君。

[登壇]

○水道局長（安武邦男君） ただいまの荒木議員さんからの質疑に対しましてお答えします。

この債権放棄の第16条第1項の6号につきましては、旧民法の適用でございます。現在は新民法の適用で、ご存じのとおり、5年になっております。

それから、2番目のご質問でございますが、ご質疑ございますけれども、これにつきましては、調定件数が3件でございますけれども、実質的には1名でございます。ご存じのとおり、時効期間満了した方で、なおかつ、官報での確認をしました

ところが、破産手続の費用を支弁するのに不足するという方でございまして、将来にわたり徴収の見込みがないという方として、ご判断をさせていただいております。以上でございます。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） ただいまのご答弁で、時効の援用ではなく、相手の資金力がもうないから、官報にも載っている方で、破産されているということで、時効の援用ではなく、資金力による時効満了ということでよろしいですか。それだけです。

○議長（大賀慶一君） 水道局長、安武邦男君。

[登壇]

○水道局長（安武邦男君） ただいまのご質疑でございますけれども、議員おっしゃられていますとおり、援用ではございません。

以上でございます。

○議長（大賀慶一君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○

日程第11 請願第2号及び請願第3号 一括上程

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第11、請願第2号及び請願第3号の2案件を一括議題とします。

請願第2号及び請願第3号が、今定例会までに提出されました請願であります。その内容については、お手元に配付しているとおりです。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。次の会議を来る9月1日午前10時から開き、質疑、委員会付託を行います。

議案に対する質疑を行う方は、事務局備付けの様式により、その要旨を具体的に記載し、明日8月27日の正午まで事務局に提出をお願いします。

本日は、これで散会いたします。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

○

散会 午前11時50分

第 2 号

9 月 1 日

令和2年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

令和2年9月1日（火曜日）午前10時開議

第1 委員会付託

第2 議案第94号 工事請負契約の締結について

上程・説明・質疑・委員会付託



本日の会議に付した事件

日程第1 委員会付託

日程第2 議案第94号 工事請負契約の締結について

上程・説明・質疑・委員会付託



出席議員（20名）

1番	田中教之君
2番	福島英徳君
3番	緒方哲郎君
4番	後藤英夫君
5番	平直樹君
6番	東奈津子さん
7番	坂本道博君
8番	水上隆光君
9番	猿渡美智子さん
10番	松岡讓君
11番	荒木崇之君
12番	柁原賢一君
13番	工藤圭一郎君
14番	城典臣君
15番	大賀慶一君
16番	水上彰澄君
17番	二ノ文伸元君
18番	泉田栄一朗君

19番 木下雄二君

20番 山瀬義也君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭実君
副市長	芳野勇一郎君
政策企画部長	後藤啓太郎君
総務部長	上田敏雄君
市民環境部長	笹本義臣君
健康福祉部長	渡邊弘子さん
経済部長	清水登君
建設部長	中村喜範君
教育長	渡邊和博君
教育部長	木下徳幸君

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

経済部次長	本田憲仁君
七城支所長	倉原安浩君
旭志支所長	竹村秀一君
泗水支所長	水上孝道君
財政課長	山田哲二君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開田智浩君
市長公室長	松原憲一君
農業委員会事務局長	泉大助君
水道局長	安武邦男君
監査委員事務局長	山口浩一郎君

事務局職員出席者

事務局長	歌岡憲一君
事務局課長	中尾孝浩君
課長補佐	古田浩敏君

議 会 係 長
議 会 係

笹 本 聖 一 君
吉 岡 結 加 里 さん



○議長（大賀慶一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（大賀慶一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 委員会付託

○議長（大賀慶一君） 日程第1、委員会付託を行います。

議案第70号から議案第74号及び議案第76号から議案第93号並びに請願第2号及び請願第3号については、お手元に配付しております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分に審査いただきますようお願いいたします。

令和2年第3回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第70号	菊池市市民会館あり方検討委員会条例の制定について
	議案第71号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	請願第2号	核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出の請願
	請願第3号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願について
福祉厚生 常任委員会	議案第72号	菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第73号	菊池市認定こども園・幼稚園・保育所及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
経済建設 常任委員会	議案第74号	菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第93号	工事請負契約の変更について

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会	議案第76号	令和2年度菊池市一般会計補正予算(第9号)
	議案第77号	令和2年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第78号	令和2年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第79号	令和2年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第80号	令和2年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第1号)
	議案第81号	令和2年度菊池市水道事業会計補正予算(第1号)
	議案第82号	令和2年度菊池市下水道事業会計補正予算(第3号)
	議案第83号	令和元年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第84号	令和元年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第85号	令和元年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第86号	令和元年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第87号	令和元年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第88号	令和元年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第89号	令和元年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第90号	令和元年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第91号	令和元年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第92号	令和元年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	



日程第2 議案第94号 上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第2、議案第94号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま上程されました追加議案につきまして、ご説明申し上げます。
追加議案書の1ページをお願いいたします。

議案第94号、工事請負契約の締結につきましては、令和2年度泗水中学校長寿命化改良工事について、光進・三牧・美麗特定建設工事共同企業体と契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、追加提案いたします議案第94号につきまして、ご説明いたします。
追加議案書の1ページをお願いいたします。

議案第94号、工事請負契約の締結については、令和2年度泗水中学校長寿命化改良工事につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

この工事につきましては、7月22日に条件付一般競争入札を実施し、2事業者から応札があり、8月20日に仮契約を行ったところでございます。

契約の目的は、令和2年度泗水中学校長寿命化改良工事、工事の場所は、菊池市泗水町豊水地内、契約の方法は、条件付一般競争入札、契約の金額は、13億8,930万円、契約の相手方は、光進・三牧・美麗特定建設工事共同企業体でございます。

以上、議案第94号の説明とさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なお、工事内容に関する質疑は所管委員会をお願いしたいと思います。

質疑ありますか。

工藤圭一郎君。

[登壇]

○13番（工藤圭一郎君） おはようございます。質疑をしたいと思います。

まず1点目は、今回の9月議会に間に合わなかったことの原因を1つ、それと、もう1者の入札があったらしいんですけど、そのもう1者を教えていただければと思います。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、工藤議員さんの質疑にお答えしたいと思います。

まず、当初の議案に間に合わなかったのはということで、入札は7月22日でしたが、仮契約の締結日が8月20日であり、当初議案を議会に提出する日、8月19日に間に合わなかったため、追加議案とさせていただいたところでございます。

また、もう一つの参加事業者はということで、そちらのほうは、岩永・吉安・生田建設工事共同企業体になります。

以上です。

○議長（大賀慶一君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、委員会付託を行います。

議案第94号については、総務文教常任委員会に付託します。

総務文教常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、明日9月2日の午前10時から開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

散会 午前10時06分

第 3 号

9 月 2 日

令和2年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

令和2年9月2日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	田中教之君
2番	福島英徳君
3番	緒方哲郎君
4番	後藤英夫君
5番	平直樹君
6番	東奈津子さん
7番	坂本道博君
8番	水上隆光君
9番	猿渡美智子さん
10番	松岡讓君
11番	荒木崇之君
12番	柁原賢一君
13番	工藤圭一郎君
14番	城典臣君
15番	大賀慶一君
16番	水上彰澄君
17番	二ノ文伸元君
18番	泉田栄一朗君
19番	木下雄二君
20番	山瀬義也君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	芳 野 勇一郎 君
政策企画部長	後 藤 啓太郎 君
総 務 部 長	上 田 敏 雄 君
市民環境部長	笹 本 義 臣 君
健康福祉部長	渡 邊 弘 子 さん
経 済 部 長	清 水 登 君
建 設 部 長	中 村 喜 範 君
教 育 部 長	渡 邊 和 博 君
教 育 部 長	木 下 徳 幸 君

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

経 済 部 次 長	本 田 憲 仁 君
七 城 支 所 長	倉 原 安 浩 君
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一 君
泗 水 支 所 長	水 上 孝 道 君
財 政 課 長	山 田 哲 二 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩 君
市 長 公 室 長	松 原 憲 一 君
農業委員会事務局長	泉 大 助 君
水 道 局 長	安 武 邦 男 君
監査委員事務局長	山 口 浩一郎 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	歌 岡 憲 一 君
事 務 局 課 長	中 尾 孝 浩 君
課 長 補 佐	古 田 浩 敏 君
議 会 係 長	笹 本 聖 一 君
議 会 係	吉 岡 結 加 里 さん

○議長（大賀慶一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（大賀慶一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（大賀慶一君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 皆さん、おはようございます。今年の梅雨は、県南の八代、人吉方面が甚大な被害を受けられまして、多数の方も亡くなられております。家屋も想像を絶するような被害が出ております。お悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

今回、新型コロナ関連の質問から入りたいと思います。

8月、GDP（国内総生産）が27%減で、新型コロナウイルスの感染拡大で個人消費が激減し、あのリーマンショック以上の戦後最悪のマイナス成長となったと報道がありました。

今回の事態を受け、菊池市が新型コロナウイルス感染拡大でどれほどの影響を受けておられるか、まず、観光面の影響から聞いていきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

全国的にコロナ感染者が多発して、専門家からは感染拡大の第2波が来ているというような見方をされておりました。いつまで感染が続くか気をもむところであります。また、今年の夏も猛暑続きでダブルパンチです。

このたび、県北でコロナに感染した人が多数確認されました。本市からも感染者が確認されました。恐れていた事態が発生いたしました。この事態を受けて、コロナ禍の中、菊池市の観光関係の事業をはじめ、経済に与える影響は計り知れないものがあります。

まずは、菊池市の経済状況はどうなっているか気になります。外出の自粛で、食事に行くのも考えますし、夜の飲みに行くのも考えます。旅館等は県外をまたぐ移動自粛で大打撃ではないでしょうか。

そこで、まず観光地として、菊池市の現在の観光業や飲食業の現状についてお聞きします。

政府の観光支援事業G o T oトラベルが開始されました。7月22日より、旅行代金の2分の1相当額の支援で、1人1泊最大2万円、日帰り最大1万円の支援で、旅行代理店割引が開始されました。これまで、G o T oトラベルを約450万人が利用したと報道されておりました。それから、事業者の登録は、3万5,000の事業者のうち4割強の約1万6,300が登録されたようです。

そこで、市の状況はどうだったのか。登録した事業者数と宿泊、日帰りの利用者数はわかりますか。一応そこを聞きたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） 改めまして、おはようございます。ただいまの城議員のご質問にお答えいたします。

G o T oトラベルにつきまして、市内の参加施設の状況につきましては、現在12件の宿泊施設が旅行会社等を通じてG o T oトラベルに参加しておられます。

また、7月の実績といたしましては、46名の方がG o T oトラベルを利用し宿泊されております。

日帰りの人数につきましては、まだ把握しておりませんので、お答えします。

以上です。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 今、報告ありましたけども、これが多いのか少ないのかはちょっと分かりませんが、次に、市が打ち出されました各種支援策を事業者の方々が利用されたと思いますけども、その利用状況はどうなんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、商工観光関係で、主にこれまで5つの経済支援を実施しております。

最初に、観光事業継続支援金ですが、本支援金は、緊急事態宣言を受け、休業要請にご協力いただいた宿泊事業者等に対し、100万円を上限として支援するものです。

6月30日時点において、宿泊事業者16件、貸切バス事業者5件、合計21件の申請をいただいております。

次に、飲食事業継続支援金ですが、本支援金は、コロナ禍において売上げが減少などした飲食店に対し、事業継続のために一律20万円を支援するものです。

8月7日時点において153件の申請をいただいております。

3つ目に、小規模事業者持続化補助金でございますが、売上げが減少するなどした小規模事業者に対し、販路拡大などの取組を支援するため、20万円を上限として補助するものでございます。

これまで2回にわたって募集をしておりますが、8月7日時点において、合計163件の申請をいただいております。

4つ目に、農林畜産業・商工業事業継続支援金でございますが、本支援金は、売上げが減少などしているものの、国の持続化給付金の対象とならない事業者などであって、県の事業継続支援金の交付決定を受けた方に対し、一律10万円を支援するものでございます。

8月28日時点で5件の申請をいただいております。

最後に、宿泊費助成事業でございますが、本事業は、5,000円を上限として、宿泊料金の2分の1を助成するものでございます。

8月28日時点で628名の方にご利用いただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） ですから、これをまだ利用したいと思っている方もおられるかもしれませんので、周知をしっかりと徹底していただきたいと思います。

次に、コンビニをはじめ、旅館や各種商店街、飲食店等のコロナ禍の中で、幾らぐらい売上げが落ち込んでいるのかお調べになっておりますでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） ただいまのご質問ですけれども、宿泊施設につきましては、観光事業継続支援金の申請があった16件のうち11件について、4月・5月期において例年と比べ、90%以上の減収となっております。

なお、6月以降、若干持ち直しが見られましたが、7月下旬以降の感染拡大を受け、予約のキャンセルが発生しているところでございます。

飲食店につきましては、飲食事業継続支援金の申請があった153件のうち128件は例年と比べて、50%以上の減収となっており、さらに、そのうち26件が90%以上の減収となっております。

小売店につきましては、アンケートを実施し、回答がございました19件のうち8件が例年と比べ、30%以上の減収、7件が30%未満の減収となっております。一方で、残りの4件については増収となっております。

次に、コンビニエンスストアにつきましては、緊急事態宣言後、一時的に例年に比べ、30%以上減収した店舗もありましたが、現在は前年並みから15%減収程度まで回復傾向にございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） すごい落ち込みで、大丈夫かなという思いをします。その中で、昨日、私たちには説明はありましたけども、プレミアム付き商品券等でやっぱり支援していかなくちゃいけないと思います。あの時点で、なぜ、本当は先にやっておらなければいけなかったのに、なぜ延長になったのか。また、販売はいつからされるのかを、昨日、私たちにはありましたが、皆さんは分かれませんで、お知らせしていただきたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） ただいまのプレミアム商品券の販売につきまして、お答えいたします。

プレミアム商品券につきましては、本市で感染者が発生したことや、熊本県内で感染者が増加し、リスクレベルが4に引き上げられたことを踏まえて、販売の延長を決定いたしました。

新しい販売時期につきましては、来る9月12日（土）と13日の2日間、午前10時から午後5時まで、選挙時に投票所として使います施設を中心に、市内24か所で販売することといたしました。

なお、できるだけこの2日間で購入をしていただきたいんですが、どうしてもこの2日間に購入できない方につきましては、9月14日から9月30日の間、平日9時から16時まで、市役所本庁及び各支所で販売いたします。なお、本庁におきましては、毎週水曜日は19時まで販売を計画しているところでございます。

以上、お答えいたします。

ただいま、失礼しました。販売の延長と申し上げましたが、販売の延期でございます。失礼しました。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） この商品券で売上げに協力していきたいという思いがします。皆さんに協力を仰いでいただきたいと思います。

次に、アウトドアの代名詞とも言える菊池溪谷へ観光客は、この夏、増えたのでしょうか、減ったのでしょうか。入山者の推移と溪谷内での感染対策について、お答えください。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、菊池溪谷の状況についてお答えいたします。

緊急事態宣言を受けまして、4月25日から5月19日まで閉谷した影響によりまして、例年と比べ、4月は約30%、5月は約20%の入谷者数となっております。

6月は約50%まで回復いたしましたが、7月は記録的大雨による閉谷の影響により、再び20%の入谷者数となっております。

8月におきましては、例年と比べ、約70%の入谷者数となっているところでございます。

また、溪谷における感染防止対策につきましては、入谷者に対し、マスクの着用や協力金収受所やトイレにおける手指消毒を徹底するよう呼びかけております。

また、シャトルバスの利用者の方に対しましても、マスク着用の徹底を呼びかけるとともに、乗車時に検温を実施しているほか、定期的に社内の換気・消毒を実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） うちの会社の前を菊池溪谷のほうへ登っていく車、すごい数を見ました。相当来ておられるのかなという思いで、ちょっと聞いてみたんですけど、大分持ち直したようであります。

今回、コロナ感染拡大で、今、インドアよりアウトドアのレジャーが見直されていると思います。今こそ、この事態を前向きに捉えて、アウトドアの観光に目を向けるときと考えます。

そこで、私は、10年前に一般質問において、森林セラピーで健康観光について質問いたしました。本市は、菊池溪谷をはじめ、広大な市有林を有しております。この自然を利用して、夏は涼を求めて来られ、四季を通じて森林セラピーやフットパスなどの健康を前面に出して、最終的には温泉で癒され、宿泊につなげる観光を目指すのも1つの手ではないかと考えました。

このような事態で、10年前の質問をまたさらに言うとは思いませんでしたが、これは前市長のときの質問であります、今の市長はどう考えられますか、お聞きしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの城議員のご質問は、コロナ禍を踏まえて、今後、アウトドアを活用した観光戦略について、どう考えるかという趣旨のご質問でございました。

新型コロナウイルス感染症の言わば出口の見えない拡大、長期化に伴いまして、大きな不安が募っております。また、外出、飲食、旅行など、行動の制限が求められておりまして、多くの方が強いストレスを抱えていると、そういう状況が続いております。

こういう中でありまして、セラピー効果のある、この癒しの空間を求める動きが強まっております、比較的感染リスクの少ないと思われる森林浴や川遊びなど、アウトドアの人気が高まっているというふうに捉えております。

本市におきましても、今、報告申し上げたとおり、特に8月の週末においては、菊池溪谷や千畳河原などで多くの家族連れが訪れられて、大変大にぎわいの状態でございました。

また、近年のキャンプブームを反映して、四季の里旭志キャンプ場や、竜門ダム風の広場キャンプ場では、年間を通じて人気が高まっておりますけれども、今年の利用客が大変多いようでございます。

こうした動きの背景には、近年の健康志向、自然回帰といった価値観の変化が底流にあるものと考えておりますけれども、今回、この流れがコロナ禍によりまして一層強まり、今後も大きな潮流として長く続くものではないかというふうに考えております。

こうした流れは、本市がこれまで進めてきました癒しの里戦略を大きく後押しするものでありますので、この路線を自信を持って着実に進めていきたいというふうに考えております。

本年秋から菊池溪谷では、さらに右岸遊歩道を整備してまいりますし、また、9月から龍龍館隣接のエントランス広場を新たにキャンプ場として活用する社会実験も開始いたします。こうした訪問客をさらにフットパスやサイクリング、カヌーなども組み合わせて、滞在時間を延ばして、最後に市民広場で受け止めて、菊池温泉やまちなかにつなぐ。こうした流れを定着させていきたいというふうに考えております。また、今後は、新たにウィズ・コロナという観点での取組を織り込んでいくことも必要というふうに考えております。

菊池の自然を最大限に生かせるチャンスがやって来たというふうに思います。アウトドアに温泉、グルメ、そして、歴史・文化の楽しみを組み合わせることで、言わば命の洗濯場所としての癒しの里菊池というものを市民の皆さんと一緒に作り上げていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 前後しますが、今議会にコロナウイルス感染症対策を強化する事業者へ、コロナ対策費として助成金1億1,058万円の追加補正予算を提出されました。その中で、店舗関連についてお伺いします。

コロナ対策ができた店舗に対して、優良店ステッカーなり作り、提示してもらい、対策をしていない店舗との違いを明確にして、ある程度安心して店舗の利用ができるような対策を考えておられるのか、具体的な策をお示してください。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、消費者の皆様安心して菊池に訪れ店舗などを利用していただくには、感染防止対策を徹底することが重要と考えます。

そこで、先般、ご決定いただいたとおり、新たに感染防止対策強化に要する経費を補助する新型コロナウイルス感染防止対策強化補助金を整備し、感染防止対策について、指導、助言、確認を行うアドバイザー派遣事業を実施します。

議員ご質問のアドバイザー派遣につきまして、チェックに当たりましては、専門知識も必要になると考えておりまして、現在、アドバイザーとしてふさわしい方々にご協力をいただけるよう、関係団体と話し合いを進めております。

また、ステッカーにつきましては、対策に取り組んでおり、認定を受けた店舗であると一目で分かることを第一とし、デザインについては、菊池市ならではの要素を取り込んだものとなるよう検討を進めております。

併せて、のぼり旗についても同様に、一目で分かるものとなるように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 本当に対策がしてあるかなんかを調べるためにアドバイザーということで、それは大変重要なことだと思いますので、よろしく願いしておきます。

次に、感染した方が出ましたが、今後、もし感染者が増加した場合に備えての対策は考えてられるのかをお聞きしたいと思います。

例えば、隔離施設として、病院以外でホテル等、民間の施設に協力していただかなければならないような事態のときに対して、何かそういう民間の施設に対して相談されておりますでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 改めまして、おはようございます。ただいまの城議員のご質問にお答えいたします。

熊本県におきましては、感染者が発生した場合は、感染症法に基づき指定医療機関に入院療養することになるため、県が入院先を調整されております。

現在、県が確保されています指定医療機関等の病床数は400床でございますが、入院患者が増加した場合には、医療体制に支障が出ないように、無症状や軽症の方については、宿泊施設において療養することになります。

感染者の宿泊施設につきましては、県が提携を結んでおります宿泊施設の中から、療養者の健康維持やスタッフの感染防止の観点から、療養に必要な設備が整っている施設を選定し、宿泊先を決められています。

なお、施設に対する風評被害のおそれがあるため、施設名称については非公表となっております。

また、施設だけではなく、感染者の軽症の方が自宅療養となる場合もございます。自宅療養となる場合は、居住地保健所が調整窓口となり、健康状態の観察や相談の対応、生活支援を行うことになっております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） ホテル等は県のほうがやっておられるということで、自宅の場合のことをちょっとお聞きしたいと思います。

感染者の増加で、自宅で隔離された生活を強いられた場合、外出がしにくくなると思います。一人暮らしの方とか、高齢者と一緒に暮らしている方の場合、食事の買物等はどうなりますか。その際の食事代は公費なんですか、自費負担なんですか。

ある県では、保健所の対応がまちまちで、ある県は、買物は自分で行って、お客さんが少ない時間帯に短時間で済ませてくださいとしている保健所もあります。かと思えば、感染している方が出るというのは本末転倒な話で、かと思うと、ある県

は行政機関から買い出しをして、自宅へ届けるような対応をされて、このように対応が違ってはいかがなものかと思えます。

そこで、菊池保健所の対応はどうなっているのか。また、以上のことを想定し、事態を市は想定されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） ただいまの自宅療養となった場合の対応につきましては、先ほど申し上げましたように、熊本県におきましては、県が健康状態の観察や相談の対応、生活支援を行うことになっております。これは管轄保健所のほうで行うことになっております。

生活支援の中には食事の提供も含まれておりますが、本人の状況により、提供することになると聞いております。ご本人様が必要であれば提供しますけれども、中には、ご本人様の状況によって、ご相談しながら変わると聞いております。また、費用につきましては、公費負担となっております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城典臣君） そこで、実際、菊池市でも感染者が出まして、そういう携わった仕事、感染リスクを下げる仕事をされてみて、仕事をやった上で想定外であった、また、想定外であったという話がありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） ただいま城議員のほうからおっしゃられましたとおり、本市におきましても感染者の発生がございましたが、市内で感染者が発生した場合につきましては、庁内協議や保健所とも協議をし、ほかの市での発生状況の確認なども行っておりましたので、想定外の状況には至りませんでした。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） ここで、換気等のために10分間休憩します。

○

休憩 午前10時30分

開議 午前10時37分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

城典臣君。

[登壇]

○14番(城 典臣君) 次に、市民の皆様がちょっと聞かれたので、お聞きしたいと思いますが、PCR検査のことでお聞きします。

これは誰でも受けられるんでしょうかというご質問と、受けられるとしたら、場所はどこで受けられるんですかと。その際の検査には幾らぐらいかかりますかというお話を聞きましたので、お聞きしたいと思います。

○議長(大賀慶一君) 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長(渡邊弘子さん) PCR検査につきましてお答えいたします。

現在、PCR検査は、熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口や医療機関、保健所に相談し、感染の疑いがあると判断された場合に、行政検査として受けることになっております。検査を希望する全ての方が、個人の希望により受けることはできない状況でございます。

行政検査としてPCR検査を受けた場合の検査料につきましては、公費負担となっております。

PCR検査を医療機関で健康保険適用外である自由診療として実施しているところもあるようでございますが、市や県では、どこの医療機関が自由診療で実施できるのかは把握しておりません。

任意でPCR検査を実施した場合には有料となります。

以上、お答えします。

○議長(大賀慶一君) 城典臣君。

[登壇]

○14番(城 典臣君) 幾らかかるかはちょっと聞かなかったような気がしますけど。

○議長(大賀慶一君) 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長(渡邊弘子さん) 失礼いたしました。検査料は約2万円でございます。

以上、お答えします。

○議長(大賀慶一君) 城典臣君。

[登壇]

○14番(城 典臣君) 何か、4万とか3万とか聞きますけど、2万円は安かったですね。意外でした。

次に、感染者が増えた場合のことを考えておかないといけないと思いますが、PCR検査に実際は支援しているところがございます。新潟県の燕市は、市内事業者1検体につき8,000円の助成をしておられます。また、静岡県熱海市では、飲

食店、タクシー会社など、2,000の事業者に対して、かかった費用の8割の補助金を出しておられます。感染リスクが高い事業者に対して支援しておられます。

今後、PCR検査に助成金を出す考えはないか、市の考えをお聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 自由診療としてPCR検査を受けられた場合の助成につきましては、現在のところ、考えておりません。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城典臣君） では最後に、このコロナの情報開示についてお伺いします。

ある福祉施設より問合せがありました。コロナ感染者が菊池市から出たので、対策会議をしているが、情報を市に聞いても教えてくれないというものでした。私に來られても、ちょっと私も困りまして、結局、個人が尋ねているわけではなくて、福祉施設等がその情報を知りたいと。情報を知らせるべきではないかと私は思います。そうでなかったら、対策会議が意味をなさなくなりますかね。どこの施設も感染リスクでクラスターが発生したら多くの入居者が感染されます。施設はぴりぴりされているんじゃないかと思います。様々なデマ情報もちまたでは流れております。市には正しい情報発信と、福祉施設等との連携は密にとって、最新の情報を伝えるのがいいと思いますが、どのようにお考えですか、お聞きしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 感染者の情報開示につきましてお答えいたします。

感染者情報につきましては、全て県で把握、管理をされているところでございます。現在は、市町村単位の居住地、年代、性別が公表され、職業と感染経路の詳細な情報につきましては、感染者の同意がある場合のみ公表されております。

さらに、クラスターの発生など感染拡大が考えられる場合については、その点を踏まえ、県は情報内容を広げて公表されています。

市内で感染者が発生しますと、高齢者などの福祉施設においては不安も大きいかと思われませんが、本市としましては、県が公表している情報に基づき、市民の皆様からのお問い合わせに対応をしているところでございます。それ以外の情報につきましては、個人が特定され誹謗中傷につながる可能性があるため公表しておらず、今後もこの方針で行ってまいります。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 納得したようなせんようなあれですけど、とにかく施設等は情報は知りたいんじゃないかと思imasので、よろしくお願ひしたいと思imas。

先ほども部長言われましたように、差別とか攻撃とかが全国的に起きております。そのことについては、後に控えております泉田議員に任せて、次の質問に行きたいと思imas。

戦争の悲惨さを後世に伝えるべきではないかということで、お聞きしたいと思imas。

戦後75年を迎え、こうして平和に暮らせるのも、戦争で亡くなられた方々が我が身をもって私たちに教え伝えたものではないかと考えます。そう考えると、私たちは今後も絶対に戦争を引起してはならないと固く誓わなければならないと思imas。

しかし、昨今の世界情勢を見ますと、また戦争が始まりはしないかと冷や冷やす場面がございます。過激な指導者が誕生し隣国同士で対立したり、体制批判の大きなデモが発生しております。いつ何どき偶発的な衝突で戦争が発生しかねない状況にあります。

戦争記念日に当たり、我が公明党の山口代表が、戦後75年が経過したことを踏まえ、戦争を二度と起こしてはならないという誓いを刻むためにも、証言録や画像・映像、遺構を後世に残す仕組みが大切だと訴えられました。私も各地の戦争遺構や新たな証言を残すべきとちょうど考えておりましたので、質問させていただきました。

そこで、お聞きしますが、証言録や画像・映像、遺構調査、収集について、現在、市が取り組まれていることをお示しいただきたいと思imas。

併せて、戦争教育について、戦争を体験した方や、証言とか、映像・画像を利用して教育されていると思imasが、現在の取組について、教えてください。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） 改めまして、おはようございます。それでは、城議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の戦争証言などを収集したことはあるかについてでございますが、平成26年8月の広報きくちにおいて、戦後70年の特集「菊池飛行場が伝えるもの」と題しまして、元少年飛行兵の方の証言や、当時の写真や手紙、聞き取り等を通じて14ページにわたり掲載し、戦争の悲惨さや平和の尊さを訴えた記事を作成

しております。

また、中央図書館では、デジタルアーカイブにおいて、菊池に関わる歴史資料の収集・整理・保存・活用を行っておりますが、その中にも戦争の資料や写真等を掲載し、ホームページ上で公開をしております。

さらに、民間団体であります花房飛行場の戦争遺産を未来に伝える会が、菊池飛行場ミュージアムとして、地元住民や当時の飛行場関係者から収集された資料や写真、パネル、ジオラマ等を展示し、後世に残す活動をされておりますが、その拠点として孔子公園内の物産館の一角を市が提供しているところでございます。

次に、2点目のこれまでの取組についてでございますが、公民館講座では、平成29年度のわくわく子ども体験教室において、小学生を対象に花房飛行場跡や、全国でも数例しか残っていないと言われております給水塔施設、さらに大刀洗平和記念館の見学のほか、戦争体験者の話を伺う学習を行っております。

また、平成30年度には、中学生が社会教育の一環として高齢者大学に出向き、修学旅行で学んだ沖縄戦の悲惨な現状を演劇で披露する取組も行っております。

学校教育では、修学旅行における長崎・沖縄の平和学習のほか、平成14年度から始まった小学6年生の総合的な学習の時間において、花房飛行場跡や地域の防空ごう跡の見学、及び地域の方々の戦争体験を聞く学習に取り組んでいる学校もあります。

また、8月21日付の熊日朝刊にも掲載されましたが、泗水中学校の3年生が、花房飛行場跡の門の表札復元に協力し、その場で当時の状況等の話を聞くなど、様々な形で学習を深めているところです。

花房飛行場跡などの戦争遺跡の見学や、地域住民の戦争体験を聞くことにより、自分たちの身近なところでも戦争があったことを知り、改めて戦争の悲惨さ、平和の大切さを再認識することで、平和学習につなげることができたと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 戦後75年が経過しまして、戦争体験者も高齢化しております。貴重な体験等を再度聞き取り、新しい方なんか聞いて、資料、写真等の調査をする必要がまだあると思います。そして、二度と戦争をしないようにするために、証言、資料を収集し、戦争とはどういうものなのかを教える戦争教育に生かすべきと考えます。

ここで、戦争体験者の証言が掲載された新聞記事がありますので、ちょっと紹介したいと思います。

90歳の婦人の方が沖縄戦の体験を語ったと。当時15歳、米軍が迫る中、重傷のおじを置いて逃げた。戦争が終わったら迎えに来てよ、そのおじの言葉が今も耳朶から離れない。婦人は、私の体験を次の人につなげてください。そのときが私の終戦記念日ですと言われております。今日の聞き手はあしたの語り部だと学んだとの感想が届いております。75回目の終戦の日が過ぎてなお、戦禍に苦しむ方々がいる。その声なき声に耳を傾け、代弁する。悲惨の二字をなくそうと次の人が立ち上がってこそ、真の終戦は訪れる。自らがその一人でありたいという記事が載っておりました。

まだまだ戦争の体験を語る、やっぱり自分の中に戦争の思い出があると思います。二度と起こしてはならないという気持ちと、この戦争体験を後世に伝え。そして、自分の中では終戦にしたいという気持ちを持っておられる方もおられます。ですから、調査する必要があると考えます。

この本に、熊本の戦争遺産という本がございます。これに、先ほど部長が言われましたけど、戦争の特集の中に書いていないことが載っております。その中で、菊池市の木護というところがございます。そこに戦時中、米軍の飛行機が墜落した記事がこれに載っておりました。私も、それは小学校のとき、その木護に住む同級生が、墜落した米軍機の残骸を学校へ持ってきておりました。例えばフロントガラスの部分の分厚いものでした。それがガラスだったのか、プラスチックなのか、ちょっとよく分かりませんが、とか、小さな部品を結構持ってきておりました。知ってはいたんですけども、そういう何というか、戦争でちょっとあんまりぴんこんだったですね、小学校のときはですね。でも、今、考えてみれば、やっぱりこれは、こういうことも残していかないかとやないかなと思ひまして、私も現地に行き、聞き取り調査をしてきました。

一部紹介したいと思いますが、本の中には書いてあるように、乗員が亡くなられております。二十二、三歳の若者が2名だったようで、亡くなった2名の乗員の遺体を、簡易的に穴を掘って、そこに埋葬したと。終戦になり、米軍が遺体の引取りに来るといふ情報が入って、このまま埋葬したんじゃ、ちょっと下手すりゃやられるかもしれんということになったらしくて、一回遺体を引上げて、そして埋め直して墓を建てたという話でございました。戦後、その引取りに来るんですけども、そのとき、感謝されたという話を同級生から聞いたことがあります。その2名の方の墓はアメリカとハワイにあるようです。結局、どこで亡くなったかと。沖縄で亡くなったというふうに書いてあるわけですね。場所は結果的にここなんですけど、そこは載ってないという、まあまあ特定出来なかったということですよ。結果的に、日本人も南方なんかに行って、どこで亡くなったかも分からんような状態と全

く一緒と思いますけどもね。

それで、これ、民間の方が書いておられます。結局、ちょっと名前等も違うし、間違ったところもありますし、また、表現等も、聞けばまだ多く語られます。また、違うことも出てきます。また、それと墜落した現場も見ればいいんじゃないかなという思いがします。どこに埋まっておってと。行政でこれをしてやらんと、結局、ひょっとしたら遺族の方が、どこで亡くなられたか、亡くなったんかを調べに来るかもしれない。そのとき、このただの本じゃやっぱりいけないと思う。結局、行政がそれを把握しといて、ここですということ、そういう方に伝える。これ、重要なことじゃないかなと思うんですね。だから、そういうつながる、つながらない、それは分かりませんが、そこまでつながった場合のことを考えて、遺族のことを思えば、そこまで木護の人たちもしてくれましたから、それをやっぱり行政として後世につなげていくべきじゃないかなという思いがします。ですから、これをもう一回、私も聞き取りに行きましたけども、墜落現場を見るとか、証言をとるとか、行政でやる考えがあるかをお聞きしたいと思います。（発言する者あり）

そういう資料を、今までの資料も一緒にですけど、図書館に常設で戦争教育に生かす展示するスペースをつくらないかをお聞きしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

太平洋戦争の終結から75年が経過し、戦争を体験した方々が少なくなることを踏まえ、中央図書館では、平和啓発の取組として、戦争の記録や証言を収録したアーカイブを制作してまいります。

平和を考え、語り継ぐ参考となる当時の資料や映像、戦争体験者の方々の生の声を募集してまいります。

また、収集に当たっては、既に花房飛行場の戦争遺産を未来に伝える会の方とも協議を行い、花房飛行場をはじめとする多くの戦争に関する資料を共同で収集、整理し、平和啓発のため活用していくという方針を確認しており、広く市民への資料提供を求めてまいりたいと考えております。

それから、図書館に常設展示をする考えはないかとのご質問でございますが、図書館において、期間を限定した特設展示は可能であると思っておりますが、常設展示につきましては、スペースの問題等もありますので、現時点では難しいと考えております。

しかしながら、収集しました写真や資料等をデータ化して保存し、ホームページ等で公表することで、いつでも閲覧いただける状態になりますので、そちらのほう

をご利用いただければと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 証言される方はもう高齢で、もう時間がないと思いますので、早急にやっていただければと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（大賀慶一君） これで、城典臣君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前11時01分

開議 午前11時08分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） 皆さん、おはようございます。公明党の泉田でございます。先ほど城議員がコロナ対策をやりましたんで、それに引き続いて言わせていただきたいと思います。

今回は、新型コロナウイルス感染症に関連した人権への配慮について質問いたします。

感染者やその家族や職場、医療従事者、都市部から地方に帰省、移動した人など、不確かな情報に基づいて、不当な扱いや嫌がらせ・

○議長（大賀慶一君）

○18番（泉田栄一郎君）

嫌がらせ、いじめ、SNS等で誹謗中傷を受ける事例が後を絶ちません。例えば、部活動の生徒に多数の感染者が出た高校では、日本から出ていけといった誹謗中傷の電話が80件寄せられたとお聞きします。また、ユニホーム姿の写真とともに、社会の害などとツイッターに投稿されたという事例もあります。今日、本日、熊日新聞でも記事が載っておりまして、差別実態聞き取りということで載っておりました。また、農業新聞にも、コロナ差別深刻というようなのが本日載っておりました。

新型コロナウイルスは誰もが感染する可能性があります。たとえ感染しても気兼ねなく治療に専念できる、温かい社会にしたいものであります。

文部科学省は、「差別・偏見の防止に向けて」と題する異例の大臣メッセージを発表しました。このことは見過ごすことができない事態であります。感染者を差別

する風潮は、心が萎縮し、感染したと疑われることが怖くて、病院へ行かない、検査を受けないことにつながり、情報公開にブレーキがかかります。クラスターや感染者拡大の温床にもなります。

感染者が多数確認されている熊本市の大西市長は、自身のツイッターに「感染者も被害者なのです。人権への配慮が必要です。もし自分が感染して厳しい言葉を浴びせられるとしたらつらいと思う」と投稿しております。

また、山鹿市の介護老人保健施設太陽の関係者に対しても同様の事例があり、中嶋市長は、卑劣な行為が行われていると。感染が確認された人は勇気を持って検査を受けられた人ですと。感謝すべきであって、誹謗中傷してはならないということを強調しておられます。

初めに、本市におけるコロナ感染に関わる誹謗中傷の現状、また、事例があったか、お答えください。

以上です。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 改めまして、おはようございます。それでは、泉田議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、誹謗中傷の現状と、その対応までお答えしてよろしいでしょうか。

全国的な感染の広がりから、感染者やその家族、医療従事者などに対する誹謗中傷などが起きているとの報道も数多く見受けられるところでございます。

本市職員の今回の感染については、市民の皆様より、市役所職員の感染予防対策や行動等について、多くのお叱りや様々なご意見をいただいたところでございます。職員の感染防止対策については、より一層職員一人一人が意識して行動するよう、さらに周知してまいりたいと考えております。

また、市民の皆様への本市の対応としましては、感染症に関連した偏見や差別の防止に向け、ホームページや広報きくちに「感染症についての正しい知識・情報に基づいた判断行動を心がけましょう」などの呼びかけの記事を掲載し、啓発するとともに、人権相談窓口への案内も行っているところでございます。

また、本年6月に発行した人権啓発リーフレット「ふるさと」において、新型コロナウイルス感染症関係の特集を掲載、広報きくちの中では、「人権・同和教育シリーズ」の8月号に「コロナ 今、何が起きているのか」、9月号には「今こそ、あたたかい地域づくりを」と題した地域人権教育指導員による記事を掲載し、啓発を行っているところでございます。

今後も引き続き、人権意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） 今、部長のほうから、ホームページ、また、窓口やリーフレット、人権のことで8月号に載っているということで、様々な角度から対応はされておると思います。そういう中で、さらにその差別に対しての対応をしていかないと、まだまだ足りないような気がしております。

そこで、今、各地の自治体で、コロナ感染者らへの人権侵害禁止の条例制定の動きが広がっております。いずれも罰則のない理念条例であります。正しい知識の普及などを通じて、差別をなくすことを自治体や市民に求めています。

1つの例ですけれども、栃木県的那須塩原市は、感染者やその家族が誹謗中傷や差別的取扱いを受ける被害が報告されました。例えば、介護サービスを受けた市民が感染し、その後、陰性になったので、再び利用しようとした際、来園を拒否されたとか、県外ナンバーの車に乗っていただけで罵声を浴びせられた等々です。このような事例が多数あったことから、人権侵害を防ぎ、当事者を支援することを目的とした条例案を提出するということでもあります。市の責務として、正しい知識の普及・啓発に努めることを規定し、人権侵害を受けた感染者らの相談に応じ、必要な情報の提供や助言をすることを盛り込んでいます。市民と事業者が正しい知識を持ち、感染者や家族の人権を侵害しないよう対応を求めるというものであります。那須塩原市の市長は感染者の家族と面談し、筆舌に尽くしがたい人権侵害や、ひどい仕打ちを受けていることを知ったと。そういうことで、条例の指示をしたということでもあります。

社会を分断する弱者や痛みを抱えた人々への配慮なき正義論は悪であります。感染者やその関係者へエールを送るために、私たちは断じて差別を許さない思想を広げ、エールを送ることを考えていきたいと思っております。

そこで、本市に、感染者やその家族、関係者を守るため、条例をつくる考えがあるか、質問します。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、泉田議員の再質問にお答えします。

感染された方などの人権を守るための条例制定について、先ほどご紹介があったように、一部の自治体にて制定の動きがあることは承知しているところでございます。

議員おっしゃるように、条例は、おおむね罰則のない理念条例で、不当な差別的

な取扱いの禁止を目的としたものと理解しております。

本市では、市民の人権を守るということについて、菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例を制定しております。その中で、市の責務として、必要な施策を積極的に推進し、人権意識の高揚に努めるものとし、また、市民の責務として、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも人権侵害に関する行為をしてはならない旨の規定を設けているところですので、この条例に基づき、今後も周知・啓発を続けていくとともに、状況に応じた対応を行っていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） 人権の内容として、部落差別の条例の中でうたっていると。そこを活用しながら市民に訴えていくということで、ぜひ、そのことについてもしっかりと、今、コロナの時期ですので、訴えていただきたいと思っております。考えていただきたいと思います。

その中で、江頭市長におかれましては、この人権侵害、また、コロナの差別等に対して、どのように考えておられるか、総括としてお答え願えればと思います。よろしくをお願いします。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 泉田議員からのご質問でございます。コロナ禍の下での差別事象について、どう考えるかということでございます。

この新型コロナウイルス感染症というのは、全くいつどこで誰が感染するか、全く予測がつかないものであります。自分も含めて誰もが感染者となり得る可能性があるわけでありまして。

また、このウイルスについては、まだまだ分からないことが多いために、不安あるいは恐れから、冷静な判断ができなくなるということが多々あるかというふうに思います。

しかしながら、正しい情報に基づかずに、感染症に対する不安や恐れから、感染症に関わる人々を差別したり、誹謗中傷したりするということは、これはもう相手の心を傷つけて、人と人との信頼関係あるいは社会のつながりというものをもう根底から壊すことになってまいりますので、断じて許されない行為であるというふうに私は考えております。

このようなことから、感染者やそのご家族、あるいは医療などに携わられる方々に対する不当な差別や不適切な扱いが起これないように、正しく恐れるということ、

すなわち、正しい情報に基づいた冷静な判断、行動を心がけていただきますように、市民の皆様にもこれからも全力で周知するとともに、安心・安全を最優先に、感染拡大防止に全力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） コロナに対しての市長の決意をお聞きしまして、これからも頑張ってくださいたいと思っております。

それでは、健康ポイント事業についてでございます。

令和1年6月から健康ポイントが始まりました。内容は、まず特定健診やがん検診の受診が必須事項であります。2つ目に、スポーツをテーマとするイベントや健康講座、健康教室への参加です。そして、3つ目が、日頃の健康づくり、例えばグラウンドゴルフやスイミング、ダンス、100歳体操等々の取組でポイントを加算するということでもあります。このように、ポイントをためて応募すると、抽せんで商品券や温泉券が当たり贈呈されるというものであります。

私は以前から菊池を健康の里菊池市にしようという考えで、議会で何回か質問をさせていただきまして、その結果、歩き愛です事業や健康ポイント事業が始まり、大変うれしく思っております。私も昨年度、家族と一緒にこの健康ポイントに応募しまして当たりました。それで、それをまたその券を使って、家族仲よくやっております。応募することによって、自分の健康への意識を確認し、さらなる健康に対する意欲が生まれてくると思います。

そこで、質問しますけれども、昨年度の健康ポイント応募参加数や状況など、どのようになっていますか、質問をさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 健康ポイント事業は、今、泉田議員よりご紹介いただきましたとおり、市民の健診受診率の向上と健康づくり活動の習慣化を進め、市民の健康を応援する取組として実施しております。

昨年度、初年度になりますが、応募総数は250名で、目標の2,000名には達することができませんでした。また、応募者は60歳代や70歳代が多く、20歳代から40歳代の子育て世代の応募者が極めて少ない状況でございました。

応募者が少なかった要因は、周知と勧奨が不足したこと、応募用紙の分かりづらさなどが考えられます。

応募された方からは、健診を忘れずに行くことができた、運動教室に楽しく参加

できた、商品がもらえてうれしかったなどの感想をいただきました。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 失礼いたしました。今、応募された方の感想におきまして、商品がもらえてうれしかったということで申し上げましたけれども、商品のほうは健診の受診券を含め、商品券のほうをお渡ししておりますので、訂正させていただきます。申し訳ありません。

○議長（大賀慶一君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） 私のほうもこの券を頂きまして、その券を活用させていただいたということで、分かりました。

それで、やっぱりこの周知の仕方というのが分かりづらい、なかなか周知が伝わらなかったという原因というか、まだいろいろあると思いますけども、そういうふうと考えられるとおっしゃいました。

本市は、広域の健診施設養生園があるので、大いに健康の里菊池のイメージをつくりやすいと思っております。この健康ポイントをさらに今年度充実してほしいという思いがあります。そういう意味で、先日、私も広報を見ましたら、その広報の中に健康ポイントのチラシが1軒1軒入っていたと記憶しております。

その中で、やはりなかなかそれがあっても、知らなかったとか、やり方が分からないとか、ちょっと面倒くさいという人もおられました。そういう中で、やはり一人一人が分かりやすく周知するためには、例えば病院や健康施設にポスターを貼るとか、また、その先生方もそれに理解をしていただくとか、また、公民館活動で100歳体操をやられているところに市職員が行ったときに、こういうことがありますよとか、いろんな形でご紹介していく。また、区長さんにも紹介していくという、そういういろんな周知の仕方をして、ぜひ頑張ってくださいと思います。

そういう意味で、今後の周知の仕方、今年度の健康ポイント事業の展望というものをお聞かせください。お願いします。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） ポイント事業を今後広く周知し、拡充していくためにということでご質問をいただきましたが、本年度の取組としては、1年目の結果分析を踏まえ、今、ご紹介いただきましたとおり、チラシや広報、あと各教室に参加者の方であったり、健診受診者の方への周知、あと医療機関や各施設へのチラシ

の配布をさせていただく等、いろいろな周知・啓発の拡充を行っております。また、応募用紙を分かりやすくなるなどの工夫も行いまして、インターネット上でも応募できる環境を取り入れて実施をしております。

市民の皆様への周知方法につきましては、今、申し上げました広報誌や回覧、ホームページ、行政ナビ等で周知するとともに、いろいろな団体でも呼びかけを行っているほか、応募ボックスの設置箇所を増やし、市民の皆様へ参加していただけるように周知をしております。

さらに、健康ポイント事業を拡充するために、スマートフォンアプリなどICTを活用した健康ポイント事業をただいま検討しております。

ICTを活用することで、各種健診やウォーキングなど、日々の継続的な健康活動をポイントとして見える化することができるのと同時に、体重、血圧、歩数を記録し、日々の健康変化を観察することが出来、達成感を得ながら習慣化を図ることができます。

また、アプリと紙媒体を併用して実施することによりまして、若い世代からご高齢の方までの幅広い年齢層の方が参加しやすくなると考えております。

現在、熊本市連携中枢都市圏会議の中で、ICTを活用した健康ポイントについて協議を進めております。

本市でも熊本市が本年度より運用しております「熊本健康アプリ」を令和3年度から実施開始に向け、検討しているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） これからの展望として、様々な対応、お考え、そしてまた、施策を考えておられるということをお聞きしまして安心しました。ぜひ今後も皆さんに周知していただいて、60代、70代という方だけじゃなくて、やはり本当に若い方にチャレンジしていただいて、頑張っただければと思います。

また、商品等の中身も少し考えて、若い人たちが喜ぶようなもの、そういうものも考えていただくと、もっと広がっていくんじゃないかと思います。

健康の里菊池を目指して、頑張っただけだと思います。

次に、環境問題の取組についてということで、この取組ですけれども、私も平成20年度から数回にわたって、12年前ぐらいからこのレジ袋削減とか、マイバッグ運動とかいうような形で質問をさせていただきました。

やっと来たかというようなことで、今回、7月1日からレジ袋の有料化が始まりました。皆さんもご存じのとおり、全国のスーパー、コンビニ、いろいろな店で、

このレジ袋が有料化されたと、義務づけられたということでございます。これは主に海洋汚染と地球温暖化を防ぐ対策であります。国内で排出されるプラごみは年間約900万トンと。そのうちのレジ袋は20万トンと推定されております。これが正しく処理されずに海に放出されると、海洋プラごみという形になっていきます。

海洋プラごみは、3点の問題点がございます。

1つは、レジ袋などプラスチック製品を海の生物が飲み込むということで、実際、鯨の胃袋にレジ袋が入っていたとか、ストローがカメの顔に刺さっている衝撃的な映像は皆さんも見られたと思います。

そして、容器などのプラスチックごみが砂浜等に漂着することにより、景観を阻害するという事です。

3つ目に、大きさ5ミリ以下のマイクロプラスチックが海を漂い、それに残留性有機汚染物質が吸着し、濃縮し、生態系や人体に悪影響を与えることが懸念されるということで、大きくはこの3つであります。

この海洋プラごみは、世界中で1億5,000万トンに及んでいるということです。また、プラスチックによる二酸化炭素の排出は温室効果ガスが増加し、気温の上昇につながり、地球温暖化に歯止めが効かなくなっているという現状であります。こういふことで、世界各地での自然災害もその一因であると思われまふ。

日本はプラスチック生産量世界第3位ということ、1人当たりの容器包装プラごみ発生量は世界第2位と言われていることで、日本は非常に責任が重いと思っております。

レジ袋は全体のプラスチック量から見れば僅か2%です。今回のレジ袋有料化は、プラスチックごみを減らすスタートラインに立ったばかりと言わざるを得ません。しかし、大きな第一歩であると思っております。マイバッグを持つことによって、これを機に、今までの生活様式を見直すことができればいいのではないのでしょうか。

レジ袋有料化が始まって2か月でありますけれども、コロナの影響で調査も難しいと思っておりますが、レジ袋有料化に対する市民の意識と現状を分かる限りで結構でございますからお答えください。

○議長（大賀慶一君） 市民環境部長、笹本義臣君。

[登壇]

○市民環境部長（笹本義臣君） 改めまして、おはようございます。ただいま泉田議員のプラスチックごみに関する、レジ袋に関するご質問にお答えいたします。

プラスチック製の買物袋、いわゆるレジ袋の有料化が2020年の7月1日から全国でスタートしております。

本市でも各店舗におきまして実施されておりますが、その目的は、今、議員がお

っしやいましたように、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化などの解決に向けた第一歩として、レジ袋の有料化を通じて、マイバッグの持参など、消費者のライフスタイルの変革を促すことが目的でございます。

そこで、ご質問の有料化後の市民の意識と現状についてですが、今、市のほうでは、安心安全メール、議員の皆様もご存じだと思いますけども、この安心安全メールを活用しましてアンケート調査を行ったところでございます。マイバッグの持参率につきましては、有料化前の51.6%に対しまして、有料化後につきましては86.5%となっております。

また、アンケートの中で寄せられたご意見といたしまして、これをきっかけにごみの減量化や地球温暖化防止につなげてほしい、次に、レジ袋の値段をもっと高くすれば量が減る、環境保護のためにもよいと思う、レジに立っている側ですがということで、レジの方でございますけども、有料化の意味を理解していない人が多いというご意見、そのほかには、レジ袋は生ごみ用の袋など別用途として使用することがあるため必要ですと。また、マイバッグによりレジ袋をもらわなくなっても、ごみ袋にするビニール袋を別に買っているので、ごみの量は減っていませんとか、また、レジ袋は無料にしてほしい、マイバッグは衛生面で不安など、様々なご意見もいただいているところでございます。

今後、コロナ禍が落ち着きましたら、市民団体や各店舗の代表者、そして、行政で構成いたしますレジ袋削減推進協議会を開催いたしまして、市民からのご意見を参考に、レジ袋の削減に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大賀慶一君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） こんな時期にこういうアンケートをとるのは大変だったと思いますけども、おおよその中身が分かりましたけれども、今まで51.6%が86.5%と。やはりどうしても痛みを感じながら、やはりレジ袋を使わず、マイバッグをするという動きが出ているということです。私も自分で買物に行くときには、マイバッグを忘れたときには、もう手で握って持っていく習慣になっておりますけども、そういうふうには、少しでもそういうレジ袋を削減していくという気持ちでおります。

皆さんもご存じのとおり、サザエさんのテレビを見ると、買物かごを下げて、また、豆腐を買うときに鍋を持って行っております。そしてまた、水筒も持っておられます。その当時はやはりそれが当たり前という時代だったけれども、今、私たちの時代は、高度成長期に使い捨ての生活習慣が身につく、親や祖父母の時代と同じ

ようにすることは困難だと思えますけれども、しかし、マイバッグを持つことをきっかけに、本当にレジ袋が必要だったのかという意識に変わっていく。また、ペットボトルや食品のトレーもなるべく少なくしようという意識をすることが大事であると思っております。

そういうことで、このきっかけをつくったというのが全国に先駆けての富山県で、今から12年前の2008年から既に有料化を実施しています。レジ袋有料化のきっかけをつくった県婦人会の岩田さんという人です。23年前からマイバッグ持参を訴え、省エネ啓発運動をしてこられました。初めの10年間はマイバッグ持参率が伸びなかったそうですけれども、マイバッグ持参を誓う署名運動をするなど地道な活動が県民の意識を変えて、今やマイバッグ持参率が95%と富山県であるそうです。

その富山県では、さらにレジ袋にとどまらず、外出の際はマイボトルを持参し、ペットボトルを買わないようにしているという県民ですけれども、これは88%だそうです。また、小売店では、野菜や果物を提供するときは、紙包装をしている店が69%ということでもあります。

富山県に見習うべき点がたくさんあると思えます。マイバッグ、マイボトル運動、できればマイ箸、市はどのように考えておられますか、お答えください。

○議長（大賀慶一君） 市民環境部長、笹本義臣君。

[登壇]

○市民環境部長（笹本義臣君） それでは、泉田議員の再質問にお答えいたします。

現在、菊池市の取組、啓発活動についてお話をしたいと思います。

まず、啓発活動の一環といたしまして、平成10年からもう20数年にわたりますけれども、マイバッグのキャンペーンを行っております。例年10月のマイバッグキャンペーン強化月間に合わせまして、市内3つの店舗において、休日の1時間程度でございますが、買物客へのマイバッグ持参を呼びかけるキャンペーンを実施しております。レジ袋等のプラごみ削減の協力依頼を行っているところでございます。

しかしながら、今年につきましては、コロナ禍の影響もございまして、現在実施できるか検討を行っているところでございます。

そのほかの啓発活動といたしましては、スマートフォンやタブレット端末を利用いたしました、ごみ分別アプリでございますけれども、これによりレジ袋有料化、それに合わせましてレジ袋の削減への協力依頼をしているところでございます。

今後ごみ分別アプリや広報・ホームページへの掲載により、啓発を行ってまいりたいと考えているところでございます。

このような啓発を通じまして、市民のライフスタイルに変革を促し、マイバッグはもちろんのことでございます。議員がまたおっしゃいましたマイボトルやマイ箸、こういうものの使用につながればというふうに考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） これから環境を大事にする菊池市ということで、ますます頑張っていたきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（大賀慶一君） これで、泉田栄一郎君の質問を終わります。

ここで、昼食等のため、暫時休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時44分

開議 午後 0時59分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） 皆様、こんにちは。田中教之です。今回、また新型コロナウイルスについて、対策について質問いたします。

感染拡大を防ぐことと経済社会活動を活性化するという、相反するといえますか、二律背反するようなことについて、何とか打開策はないか、この一般質問を通じて皆さんと考えていきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症において、本年1月ぐらいから日本でも感染者情報が出てまいりました。そこから8か月たちましたが、この間、医療関係者を中心に、もちろん政府もそうですし、研究者の方々、保健所の方々等が多くの努力をされて、その対処の過程の中でいろんなデータが出てまいりました。全容まではいかないまでも、ある程度のこのウイルスについては分かってきたかもしれません。

そもそも人類はいろんな感染症と接してまいりました。それこそ、ペストだったり、天然痘であったり、コレラであったり、そのような中で、新しい感染症が発生した場合、鍵となるのはやっぱり死亡者数と申しますか、お亡くなりになった方の数がやはり多いと、やっぱりそれは危険な感染症じゃないかというふうに考えます。

ちょうど100年ぐらい前に猛威を振るったスペイン風邪は、日本において45

万人というふうに聞いております。約1年半ぐらいで農村まで全国隅々に広がって、最終的には免疫を獲得して終息したというふうに聞いております。

亡くなった方の数ばかり言うのは恐縮ですが、例えば視点を変えてみると、昨年、熱中症で亡くなった方、今年も暑かったので多かったですけど、それが1, 136名というふうに伺っております。

感染症の中での亡くなった方の数、ほかにもいろんなリスクがありますので、そういう死者数の全体を見ながら、この相対的に把握していくのが大事な視点かなと思っております。

新型コロナに話は戻りますが、本年の4月22日に、1日当たりの亡くなった方が91名、それをピークに死者数は減っております。ただ、8月上旬において、また数が上がってまいりまして、1日当たり10数名というところまで増えてきました。昨日まででお亡くなりになった方は、日本では1, 310名と。ダイヤモンドプリンセス号を除いて、そういうふうに伺っております。

熊本県では、昨日まで7名亡くなられております。50代1名、60代1名、70代3名、80代1名、90代1名ということです。亡くなった方の平均年齢は、大体70代半ばというふうに聞いております。基礎疾患がある方は容体が急変しやすいと。1か月前の熊日新聞のニュースだと、熊本県における重症化率は1.7%と。このような、だんだんとこのコロナウイルスというものがどういうものかというのが少しずつ分かってきたかと思えます。そのため、本市においても、感染を各課で防ぐにはどうしたらいいか、いろいろ方策をやられております。また、感染者が出た場合、どのような対応をしたらいいのか、そういったことをちょっとまず質問したいと思います。

7月下旬ですか、残念ながら、本市でも職員が感染者として発覚しました。その質問として、まず、その経緯や発覚後の市の対応について、どのように行ったか、教えてください。

また、職員が感染したということで、市役所へ市民から様々な声があったと思いますが、お叱りの声等を含めて、どのようなものがあったのか、教えられる範囲でお教えてください。

加えて、近隣でクラスターが発生し、特に福祉施設でクラスターが発生しました。菊池市内の利用者さんに対して、どのような指導といたしますか、ガイドラインを示しているのかも加えてお教え願えるとありがたいです。

そしてまた、今後、3密を避けるなど、新しい生活様式を迎えるに当たって、従来のこの医療行為だったり、医療体制、また、介護のサービス、福祉サービスを行うことについて、従来と違うと思いますが、その際の課題は現時点で何かあればお

教えてください。よろしく申し上げます。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 田中議員のご質問にお答えいたします。

まず、市職員に感染者が発生したときの対応につきましては、発生した場合に備えて作成しておりました新型コロナウイルス感染症対策シミュレーションに基づき対応いたしました。

7月27日に発生確認後、28日にかけて、直ちに本庁舎を閉館し、保健所の指導を基に庁舎全館の消毒作業を実施いたしました。

本庁の閉館に当たりましては、館内放送及びホームページ、防災行政ナビ等で周知を行い、閉館中は玄関に掲示板告知や職員を配置し、来庁された方に対応したところでございます。

また、感染者の濃厚接触者及び接触者のPCR検査の結果が判明するまでの7月29日午後3時から7月30日午後1時まで、市民の皆様の安全・安心の観点から、本庁舎を再度閉館し、全員陰性の結果確認後、開館いたしました。

市民の皆様への情報提供につきましては、正しい情報を正確に伝えるために、市職員の感染者発生情報及びその後の経過について、2回の記者会見及びホームページ等へ掲載し、市民の皆様からの問合せなどについては、電話にて対応を行ったところでございます。

今回の感染につきまして、市民の皆様より市役所職員の感染予防対策や行動等について、多くのお叱りや様々なご意見をいただいたところでございます。職員の感染防止対策については、より一層職員一人一人が意識して行動するよう、さらに周知をしております。

次に、市内の介護施設への感染予防対策につきましては、市内の介護事業所等を対象に、マスクや消毒液などの衛生用品を配布するとともに、国や県からの感染防止に関する留意点について、適宜周知をしているところでございます。

医療・介護の現場において、課題として考えられることにつきましては、施設内の限られたスペースにおいて、密な状態をつくらない工夫が必要となることや、感染予防のためのマスクや衛生用品の購入費の増加、職員自身や利用者の感染防止に対応しながらのサービス提供になるため、職員の心身の負担が増加することなどが考えられます。

また、サービスの利用者に関しては、感染を恐れてサービスの自粛を利用されることによる心身の機能低下や、代わりに介護を担うご家族の負担が大きくなることが懸念されるところでございます。

以上、お答えします。

大変失礼いたしました。先ほど、サービスの利用者に関しましては、感染を恐れてサービスの利用を自粛されることによっての心身の低下が懸念されるというところでございます。おわびします。

○議長（大賀慶一君） 田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） まず、市の職員に出て、対応が、その後の庁内の対応ですね、消毒されたということで、ちょっと1点だけ確認したいんですけど、これは、その消毒は職員が手で、そういう用具を使って拭き掃除というか、そういう形でされたんですかね。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 庁舎の消毒につきましては、アルコールによります清拭にて実施しております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） 分かりました。やはり家庭でもそうらしいですが、お医者さんに聞くと、やっぱり拭き掃除が一番効果的だということだとお聞きします。特に人が触る、手が触るところを全面多めに、会社とかオフィスだと、やっぱりパソコンとか、その周辺、周りを中心に消毒するのが一番いいというふうにも聞いております。

職員に対するお叱りについては、先ほど泉田議員の質問の中にもあったとおり、ちょっと難しい問題がありますが、総務部長、そして健康福祉部長の答弁もあったように、より一層の引締めが必要なのかなというところも感じております。

福祉施設に関しては、やはり職員の方の負担がかなりあるなど。3番目の質問にありましたように、これから3密を防ぎながらの介護サービスというのは、本当にちょっといろいろ方法は変わってくるのかなというふうな感じをしました。

そもそもこのコロナウイルスが発生して、メディアは、特にテレビを中心としたメディアの影響か、何と申しますか、命が大事だということで、行動を自粛しろという考え方と、そうはいつでも、やっぱり仕事だったり、社会活動、経済活動をしないと、そっちのほう回らなくなってしまうというふうな、2つのこと考え方が出てくると思っております。

ウイルス自体は、そもそも新型といいながら、コロナウイルスとか今まであった

わけですし、特にインフルエンザ、これも同じウイルスでございます。これも毎年いろんな形で変わって、私たちに感染していくというものでございます。

そもそもウイルスは、細菌と違いまして、自分で増殖できません。何かの生物にうつって、その細胞内でしかコピーして分離して増殖しません。ですので、ペストはペスト菌ですよ。そのようなものはやっぱり強い、死亡率は高いという、それはなぜかという、自然界でも多少餌を食べて生活できるというところはあります。しかし、ウイルスは、そのうつった、宿ったところが死んでしまうと次に移れないので、やはりある程度生かしつつ、人の行動を利用してうつっていくというところがウイルスの特徴かなと思っております。

新型、新型といいながら、インフルエンザに関しても、ワクチンがありながら、それは基本的に100%じゃありません。ワクチンを打ったからといって、季節性のインフルエンザにかかる方は大勢いらっしゃるし、タミフルという特効薬があるからといいますが、これは単に解熱として抑えるだけであって、ウイルスを殺すわけでもありません。つまり、そもそもそのウイルスというのはもう変異しているわけで、新型というのは、毎回新型だというふうに私は考えます。

ここで、東京医科歯科大学の臨床教授を経て、秋葉原駅クリニックの院長の大和田さんというお医者さんがホームページに投稿されてて、その方はずっとブログを書いているんですが、2009年の新型インフルエンザの状況に今がそっくりだと申しております。

2009年の新型インフルエンザ、私、ちょうど資格試験の受験生で、これがメディアに出たときに、あっ、資格試験は延期になるかなというところがあったので、非常に当時の様子を覚えております。舛添さんが厚生労働大臣で、カナダかどこかで修学旅行に向かった人が関西に帰ってきて、ちょっと広がって、これがどうのこうのということで、結構マスコミでも非常に連日報道されていたことです。この際もマスクが売り切れたりとか、足りなくなったりとか、あと遺伝子検査、PCR検査をするかしないかというところで、非常にテレビで議論があったのを覚えております。

この大和田さんが当時のブログに書いております、この一部を抜粋しますと、遺伝子検査を十分に行っていないからといって、首都圏でばたばたと人が倒れていつているわけではありません。蔓延期に入り、散発的に新型インフルエンザが季節性インフルエンザに交じって発生する場合、発熱外来のような対応は適切でないと考えます。既に世の中に新型インフルエンザが蔓延しているのに、発症もしていない人を社会から隔離して何の意味があるでしょう。つまり、新型強毒性ウイルスに対する対策を新型インフルエンザそのままに採用したことが過ちの一つで、過剰過ぎ

てしまったと言えます。さらに、それでも食い止めできずに蔓延していると。現場で私たちはあまり病に倒れることもなく、社会活動を行えています。疫学的にやりたいことや、理論的に正しいことが、実際の現場で正しいとは限らないと。全例PCR検査の方針はもうやめるべきです。首都圏にも既に交じっているでしょうからと。これは2009年にお医者さんが書かれた当時の状況のブログの内容です。

私自身は多少覚えていますが、やはり何か人間って、やっぱり喉元過ぎればと、忘れると、こういう状況も忘れてしまって、また同じようなことを今繰り返しているのかなというふうに思います。

現在のそういうことに対して、お医者さんとかが、結構最近は政府の方針やマスコミの報道に対して苦言を呈することが増えてまいります。このように、情報が多くあふれる中で、コロナを必要以上に恐れている方が多いかなというところも感じております。命が大事という主張は分かるのですが、私は経済活動や社会活動も最終的には命の問題だと考えております。対立するのではなく、第三の道を模索すべきだと考えております。

恐れていらっしゃる方が主張されるのが検査体制の拡大です。検査数を増やすのは、多くの医師や医療従事者から反対の声が上がっております。また、いたずらに陽性反応者を増やすと、その地域はまた経済的に落ち込みが出ます。そうすると、また飲食店、宿泊業等、人が集まるところ、これはもう経営が成り立ちません。そこを含めて問題ですが、まず、PCR検査を無症状の人を含め多くの人にという声がありますが、現実、可能でしょうか。そもそもPCR検査の内容とはどのようなものなのでしょうか。軽症者の入院が増え、医療現場のリソース、資源ですね、いろいろのヒト・モノ・カネ・場所、そういったものが不足にならないでしょうか。

また、飲食店や宿泊業を利用するために、PCR検査を増やすのではなくて、まず事業者向けに感染防止をやった上で多くの人に来てもらうと。そのような感染防止の点からのガイドライン等があるのでしょうか。

以上、お教えください。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） PCR検査についてお答えします。

PCR検査は、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を検査するもので、現在行われている検査は、行政検査として実施されております。

検査は、医療機関や県相談窓口、保健所に相談した方が、新型コロナウイルス感染症の疑いがあると判断された場合に、医療機関や保健所等で採取しました鼻の奥の粘液であります鼻咽頭ぬぐい液や唾液を検査機関等で検査しており、検査費用は、

公費負担で実施をされております。

県では感染の検査体制の拡充を現在進められており、県内に検査施設の整備の拡充を図られております。県北にも1か所PCR検査施設が整備されると伺っております。

また、検査数が増えますと軽症者の入院が増えてくると考えられます。そうなること、検査機関の負担が大きくなることから、午前中に城議員よりご質問がありましたとおり、県では軽症者及び無症状者を対象に、宿泊療養の体制も確保され、既に運用されているところでございます。

飲食店や宿泊業の感染予防対策につきましては、各業界団体が作成され、業種ごとのガイドラインや、県が作成している業種別の熊本県感染防止対策チェックリストを参考に感染防止対策を行っていただくよう関係課より周知をしております。

また、熊本県感染防止対策チェックシート及びガイドラインなどによります感染防止対策を徹底している施設には、利用者が分かりやすいように、県が作成した感染防止対策取組ステッカーを入り口などに掲示していただくよう周知しているところでございます。

さらに、本市では消費者の皆様が安心して店舗などを利用していただくため、感染防止対策を徹底していることが重要であると考え、感染防止対策強化に要する経費を補助する新型コロナウイルス感染防止対策強化補助金を整備しまして、その補助金を受けた事業者に対しまして、感染防止対策アドバイザーを派遣し、指導助言や対策の確認を行い、感染防止対策ができていない事業者については、ステッカーを配布する予定でございます。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） PCR検査は、やはり心配だからといって気軽に検査するものではないのかなというのは、結構お医者さんから言われていることで、私もあまり増やさないほうがいいかと思えます。ただ、さっき、部長がおっしゃったように、そのガイドラインがあって、今やっていることの延長線で増えていくのは、私はそれはそれで、保健所の体制や医療体制が崩壊しない限りはいいのかなというふうに思っています。

県、市と含めて、チェックリスト、チェックシートに基づいて、今、感染症予防をしっかりとやっている飲食店は増えております。もちろん宿泊施設もそうですし、食事に行きますと、こういったパネルがあって、正面同士で飛沫感染のないように防いだり、入店時には体温計をやったり、お名前をいただいたり、アルコール消毒

したりと、各お店、安心して利用してもらえるように工夫されております。やはりこのように対策をしていけば、利用しやすい雰囲気というのは徐々に出てくると思いますし、このような店舗に対する対策を含めて、あと、やっぱり一番大事なのは、もし感染したときに早めに処置できる、いわゆる医療体制ですよね。病院であったり、街角のクリニック、そういったところがしっかり経営できるということが、最終的にはその心強さということで市民の方の安心につながると思っております。

菊池地域、菊池市だったり、菊陽、合志のお医者さん、4人ほどヒアリングを行いました。その中で、やはり現在、指定感染症の問題がございます。最近は二類相当ということで、これは鳥インフルエンザと同じぐらいのレベルだと。これだと無症状のままの人まで隔離して、重装備での検査で、通常の診療は無理だと。多くの医療関係者が五類相当を望んでいると。五類相当ではインフルエンザ、そういうところになると思いますが、インフルエンザと同等に恐れることが重要だというふうにおっしゃいました。

もう1人の医師の方は、五類指定だと。五類相当だと全員を入院しなくて済むし、医療側の負担、保健所の負担が減ると。そうしないと、また季節性インフルエンザのはやる冬を乗り越えないと。五類にしてもらわないと、この冬は保健所、病院、乗り越えないというふうに訴えております。

加えて、ある開業医の方は、売上げが4割落ちていると。ずっと4割落ちている状態が続いていると。一般診療は減るというところで、診療報酬は減っているということだと思います。このことは国に要望しないといけないので、私もしっかり要望してまいりたいと思います。

続けて、先ほど菊池地域のお医者さんがおっしゃったのは、病院の経営が成り立っていないところの中で、新しく解禁されたオンライン診療、オンラインでテレビ電話システムで病院の先生と、症状を訴えて診てもらうというのが解禁になりまして、期間限定ですけど、このコロナで解禁になりまして、これが非常によかったというふうに伺っております。

このコロナに、社会のICT化といいますか、情報通信化が非常に進みました。我々議員もこういうふうにタブレット対応していただきました。私が持っているタブレットよりもすごくいいので、大切に使いたいと思っております。このように、今までなかなか進まなかったところが、ICTが進んできているというふうなことがあります。

本来、診療は対面、これは原則です。ただし、時限立法的に電話や、お年寄りには電話ですね。電話でこういう症状ですと言うと、分かりましたということで、処方箋出しますということで、後日、薬が届けられると。また、急ぐ方は、薬局に処方

箋を出すので、何時頃に取りに来てくださいますと、待合室でずっといる時間が減りますので、感染予防になるというふうになっております。

菊池市では、10前後の病院が、今、登録されております。その取り組んでいる病院をお聞きしますと、意外と利用があると。週に三、四件ある場合もあると。一日に数件ある場合もあるというふうに、特に子どもをお持ちの保護者の方が、利用される方が多いというふうに伺っています。

また、このコロナの中でデイサービスに行ったら、みんなが、人が多いので、なかなか行きたくないなという方に対しては、訪問方式でというふうなこともあります。

それで、質問ですが、今後、新しい生活様式を考えるのであれば、やっぱりこのオンラインであったりとか、訪問というところはキーワードになってくると思います。今後の菊池市における医療とか介護の事業の方向性を踏まえて、電話・オンライン診療を増加できないか、3密を防ぐために訪問医療や介護の利用促進はできないか、ご提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） それでは、再質問にお答えいたします。

まず、本市における医療体制としまして、電話・オンライン診療を増やせないかというご質問ですが、電話・オンライン診療は、診療方法の一つであり、各医療機関の診療体制に応じて、取り組むかどうかはその医療機関が判断するものとなっておりますことから、市で判断できるものではないと考えております。

市としましては、市民の皆様へ電話やオンラインで診療を受けることができることや、取り組んでいる医療機関についての情報提供などを行ってまいりたいと考えております。

次に、訪問医療につきましてですが、医療機関の3密を防ぐために、訪問医療の利用促進ができないかというご質問ですが、訪問医療は、医療機関の診療体制に応じて提供されるものであり、その目的からも、市が利用を勧めることができるものではないと考えております。

また、訪問介護につきましても、介護サービスは利用者の心身の状況と家族や利用者のニーズに沿ったケアプランに基づき提供されるものでありますので、訪問介護の利用を一律に促進することはできませんが、利用者のニーズを把握した上で、サービスを変更するなど柔軟な対応がとれるよう、居宅介護支援事業所との連携をより密にしてまいりたいと考えます。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） 市がどうのこうの、確かに難しい問題かもしれませんが、2か月前に熊本県のほうが示した終末医療を含め、介護を含め、どこで過ごしたいですかという中で、やっぱりニーズが自宅であったり、知り合いのところとか、そういう施設よりも自宅というのが多いのがありました。恐らくコロナを含めて、今後、自宅で終末医療だったり、介護というところのニーズは増えてくるかもしれません。そういった市民のニーズがあるということを念頭に踏まえて、市のほうも事前に対策を講じたほうがいいかなと思っております。

以上、終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、田中教之君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

—————○—————
休憩 午後1時31分

開議 午後1時38分
—————○—————

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂本道博君。

[登壇]

○7番（坂本道博君） こんにちは。議席番号7番、坂本道博です。

まず初めに、7月の熊本豪雨で被災され、亡くなられた方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、通告に従い、一般質問させていただきます。

初めに、食味コンクールについて、次に、収入保険について、最後に、河川増水時の安全対策について、質問していきたいと思います。よろしく願いいたします。

菊池市では、米作りを通して、地域の生産者が消費者に向けて、「米どころ菊池」の確立と安心・安全な環境に優しい生産地としてのPRを行い、菊池米の販路拡大を目指すため、例年、菊池米食味コンクールを開催して、今年で8回目を迎えようとしています。

平成28年12月3日・4日には、第18回の歴史を誇る米・食味分析鑑定コンクール国際大会が菊池市で開催され、熊本地震で多大な被害を受けた菊池市を力強く復興させるために、江頭市長の肝煎りで開催し、菊池米のブランド米として地位確立に貢献したのも、皆さんも記憶に新しいのではないのでしょうか。

今年開催される菊池米食味コンクール、九州のお米コンクールは、このコロナ禍

の中でどのように開催されるのか。開催方法と過去3年間の出品数をそれぞれお示しください。

1回目の質問とします。よろしくお願ひします。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、ただいまの坂本議員のご質問にお答えいたします。

菊池米食味コンクールにつきましては、新型コロナウイルス感染防止を徹底するために、会場を菊池市ふるさと創生市民広場内の大屋根広場内とし、審査員を減らし、無観客で開催することを今回決定しております。

開催方法につきましては、例年どおり、食味分析計による食味スコア審査を行い、米食味鑑定士や菊池市米飯官能鑑定士などが実食する食味官能審査により上位入賞米を決定いたします。

なお、コンクール上位入賞米については、既に130俵程度の商談が成立しているところでございます。

菊池米食味コンクールにおける出品数につきましては、平成29年度は339検体、平成30年度は279検体、令和元年度は246検体となっているところでございます。

また、九州の米食味コンクールにつきましては、本市及び福岡県宮若市を会員として、両市共通の目的である「米どころ」のPRによる販路拡大を目指すために、九州のお米食味コンクール運営協議会を8月に設立しております。

本年度は、第4回九州のお米食味コンクールとして、宮若市での開催となりますが、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底するために、開催方法といたしましては、食味分析計による食味スコアの審査のみのコンクールとなります。

また、九州の米食味コンクールにおける出品数につきましては、平成29年度は1,671検体、平成30年度は1,571検体、令和元年度は1,168検体となっているところです。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 坂本道博君。

[登壇]

○7番（坂本道博君） ありがとうございました。

農林水産省の統計によりますと、最近の温暖化により、稲の登熟期間の最低気温が高く、20年前より3度上昇しているということです。一日の気温差が小さくなると、でん粉の蓄積が劣るため、登熟の障害要因となっております。

最近の作型低下の主な要因は、日照不足や台風、ウンカなどの病害虫害とされており、厳しい気候変動の中でも、コンクールに向けて、生産者が日夜研究を重ねられてコンクール入賞を目指されております。

気象変動に強い米作りということで、耐暑性の品種「くまさんの輝き」など、品種改良が進んでいると聞いていますが、菊池米コンクールでの品種要件はどうなっているのか。また、今年も前年よりも一段と猛暑になっていると感じるのは私だけでしょうか。私の住む七城町でも、前年に比べ、1か月も早く田んぼでウンカによる坪枯れが発生しているところであり、農家の皆さんもウンカに対する警戒を強めているところです。

そこで、近年の猛暑やウンカ発生について、どのような対策を考えられているのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

菊池米食味コンクールは、本市で生産されているお米を一同に集め、これを審査・評価することにより市場及び消費者に対しPRを行い、菊池米のブランド化による消費拡大を図るために開催しているものでございます。

コンクールに出品されております品種の主なものは、本県生産量1位の「ヒノヒカリ」をはじめ、近年では新品種の「くまさんの輝き」などとなっております。

出品時の品種要件につきましては、生産者が良食味米生産に対する意識と技術を高めてもらい、「米どころ菊池」として菊池米の販路につなげていくことがコンクールの目的であるため、当初から規制はしておりませんので、今後も特に品種の規制することなく、対応してまいりたいと考えております。

また、高温障害や病害虫対策については、コンクール開催目的とはまた別の課題と考えておりますので、これにつきましては、熊本県やJAと連携を取りながら進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 坂本道博君。

[登壇]

○7番（坂本道博君） 品種要件については、生産者に任せて出品してもらおうということ、また、高温障害やウンカの対策は、熊本県やJAと連帯しながら進めていかれるということでした。

今年は特にトビイロウンカによる食害が大々的に発生しないか心配するところです。

再々質問します。

地球温暖化や東南アジアから飛来するウンカなどの病害虫害が拡大する中で、生産者が努力を重ねて、今だからこそ良質米生産に向かっていくことがますます重要になるのではないかと感じておるところです。

コロナ禍の中で、家庭での米の消費が伸びていると聞いています。今が逆にチャンスではないでしょうか。

そこで、菊池米食味コンクールと九州のお米食味コンクールの今後について、市長のお考えをお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 坂本議員からのご質問でございます。菊池米コンクールと九州のお米コンクールの今後について、意見をというところでございます。

菊池米食味コンクールにつきましては、おかげさまで本年度で第8回を数えることとなります。第3回目のコンクールから米卸事業者との商談も成立しておりまして、コンクールの目的である生産者の皆様の良食味生産に向けた取組が大きく燃え上がりまして、「米どころ菊池」としてのブランド力アップに大きくつながっているというふうに考えておりますので、今後とも継続していきたいというふうに考えております。

また、九州の米食味コンクールについても、昨年度までは本市独自で開催しておりましたが、本年度は宮若市と協議会を設立したことによりまして、九州各県の米どころである自治体の関心も高まっていくということを期待しております。

コロナ禍の中ではございますが、これを機に、宮若市と連携しながら、引き続き九州各県の思いを同じくする自治体の輪を広げていきたいというふうに考えておるところです。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 坂本道博君。

[登壇]

○7番（坂本道博君） ありがとうございます。今年の九州のお米食味コンクールでは、菊池の生産者が最優秀賞を取れるように、生産者一丸となって頑張ってもらいたいと思います。

では、次の質問に移ります。

次に、新型コロナ対策としての収入保険について、質問します。

新型コロナウイルス感染症は、7月に入った頃から再び感染拡大が確認され、県南においてもクラスターが発生するなど、第2波到来とも言える感染拡大が続いて

います。

本市農業においても、畜産、花卉、野菜、メロン、米など、全ての分野において影響を受けており、収束の見えない中、農業者に不安が広がっております。

そこで、2019年度よりスタートした農業経営収入保険制度では、新型コロナウイルスの影響で農家収入が減少した場合、収入保険の補償対象となるのか、教えてください。よろしく申し上げます。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

収入保険につきましては、農業経営全体を対象とした保険制度でございまして、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下も含めた収入減少を補償する制度でございます。

このようなことから、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した農業者の方々につきましても、収入保険の対象になるということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 坂本道博君。

[登壇]

○7番（坂本道博君） ありがとうございます。再質問します。

新型コロナウイルスの影響により収入が減少した場合でも対象になるのであれば、先の見えない中で、自分の経営は自分で守る、農家自ら備えるという意識を広めていかなければならないと思われませんが、市として、収入保険制度への加入促進について、どのように考えておられるのか、お答えください。よろしく申し上げます。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、お答えいたします。

収入保険制度は、平成31年1月からスタートし、令和元年度における本市の収入保険の加入者数は42件となっております。

収入保険制度の加入申請などの業務につきましては、農業共済組合が行っておられ、組合では職員による青色申告をされた農業者の方々への個別訪問や農業関係の各種会議等で制度の説明を行いながら、収入保険の加入を推進されております。

本市といたしましても、市が事務局を担う菊池市農業再生協議会で高収益作物次期作支援交付金事業を実施しておりますが、この事業では、収入保険等のセーフティネットに加入すること、または加入を検討することが要件となっております。交付金を申請される農業者の皆様は、収入保険等の加入をお願いしているところでご

ございます。

今後も引き続き、関係機関と連携しながら、加入者の増に向けて協力してまいりたいと考えます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 坂本道博君。

[登壇]

○7番（坂本道博君） ありがとうございます。再々質問します。

そこで、コロナ対策としての収入保険を市長はどのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） コロナ対策としての収入保険に対する考え方というご質問でございます。

収入保険自体は、今、部長から答弁しましたとおり、農業者が農業経営を進めていく際に、今、自然災害等が大変激甚化しておりまして、予測もつかないような形になっておりますので、こうした農業者の経営努力では避けられないような様々なリスクをカバーするという意味で、非常に意義のあるものというふうに思っております。

特に、お尋ねのありました新型コロナウイルスというものは長期化が予想されておりまして、また、どのような影響が出てくるのかということも、十分にはまだ計り知れない部分もあるわけでありまして。特にその影響による価格低下などのリスクもあり得ることでありまして、この収入保険制度というのは、やはり農業者の皆様が安定的な農業経営を行う上で大変有効な仕組みであろうというふうに認識しておるところでございます。

また、収益性の高い新規作物の生産や、新たな販路の開拓等に大いにチャレンジする、そういう若い農業者にも、もっともっと様々なことに取り組んでいただきたいわけでありまして、そういう上でも、この収入保険によって下支えをすることで、経営の安全感、安心感も高まるということにつながるというふうに思っております。事業を実施する農業共済組合をはじめ、国、県、JAさんと連携を行いまして、加入者の増に向けて協力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大賀慶一君） 坂本道博君。

[登壇]

○7番（坂本道博君） ありがとうございます。収入保険のメリットとして、対象品

目が多い、また、就農して間もない農家も加入できるので、菊池農家にも加入促進を強くお願いしたいと思います。

続きまして、次の質問に移ります。

河川増水時の安全対策について質問します。

河川増水時の樋門操作についてお聞きします。7月3日夜から4日昼の熊本豪雨により、球磨川水系13か所で氾濫、決壊により多くの方が亡くなられ、甚大な被害となりました。

7月豪雨で菊池川も増水し、集落内にある樋門の操作は非常に大変だったと聞きました。樋門操作は地区で決めた操作員が担当することとなっております。操作員の方にお話を聞いたところ、夕方から朝まで1時間の仮眠しかとれなかったと言っておられました。話をされる中で、樋門の中に水位計があり、内水面と外水面の水の高さをデジタル表示するものがあるが、壊れていたもので、頻繁に水位を見に河川側や内側に下りて水位を確認しなくてはならなかった。増水時には危険であり、操作のタイミングを逃がすと、川より水が逆流して住宅地や農地の浸水を招く場合があります。操作員の責任は重く、私の集落においては協力員を別に設けておられます。高齢化が進み、操作にも経験が必要で、全国的にも責任の重い樋門操作が問題になっています。

7月豪雨でもあったように、線状降水帯による集中豪雨が頻発する現状を踏まえ、樋門操作が安全にできるように最善を尽くさなければならないと思います。

このように、水位計が壊れている樋門はほかにもあるのでしょうか、菊池市に何か所ぐらいあるのか、お聞きします。

それから、操作員の方に聞いたところ、昨年7月に既に壊れていたとのことで、壊れた水位計はなぜ修理されていないのか、教えてください。よろしく申し上げます。

○議長（大賀慶一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） 皆さん、こんにちは。坂本議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、排水樋門の水位計の故障、どれぐらいあるのかということでございます。排水樋門につきましては、国土交通省所管分が40か所、熊本県所管分の6か所を市が受託しまして、市より各区や消防団などに操作管理を委託しているという状況でございます。

議員ご質問の水位計につきましては、国土交通省所管の36か所に設置されておりまして、故障については、現在把握しているもので9か所ということでお聞きし

ております。

また、1年以上修理していないがということでございます。国土交通省所管の排水樋門でございますので、菊池川河川事務所のほうに確認をいたしました。

樋門の操作は、量水標の水位及び川の流れの方向を確認して行っていただくことを基本とされているということでございます。

水位計は、水位確認の補助として設置してありますが、センサー等を使用して水位を計測するため、誤表示が多く発生するなどの課題が確認されたというところがございます。

また、設置から年数がたっておりますので、故障が多く発生していること、それから部品供給期間が過ぎて修繕できないものもあるため、現在のところ、原則として水位計の修繕は行わないということでお聞きしているところがございます。

なお、樋門の操作につきましては、操作員の安全確保を第一に考えるということで、今後、安全な水位確認が困難な箇所につきましては、量水標の位置の変更や安全柵の設置等の随時対策をとっていきたいということでお聞きしております。

以上でございます。

○議長（大賀慶一君） 坂本道博君。

[登壇]

○7番（坂本道博君） 水位計が設置されている36か所中、9か所が壊れているということで、修理しないということで、部品の供給期間が切れているなど、いろんな理由があると思いますけども、やはり台風とか集中豪雨等ありますので、よかったらこれを早急に修理していただくならと思いますけども、国の方針として、新しい樋門の操作システムに改修されるともちょっと聞いたことがあります。そういう改修される計画があれば、それはいつ頃改修予定なのか、また、壊れた水位計の改修ができる間でも修理ができないか、お聞きしたいと思います。よろしく願います。

○議長（大賀慶一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） 坂本議員の再質問のほうにお答えいたします。

まず、国のほうは、現在、菊池市にあるような樋門につきましては、フラップゲートへの変更をされているという状況でございます。そのフラップゲートへの変更は、老朽化の度合い等によりまして優先順位を決定して整備を行っていくということで、菊池市内におきましては、昨年度、令和元年度に1か所、今年度も2か所行う予定ということで、随時進められているというところがございます。

なお、構造や条件などにより、フラップゲートへ変更ができない箇所もございま

すので、設置可能な箇所につきまして、今後も優先順位の高いものから順次整備を行っていきたいということでお聞きしております。

それから、先ほどの量水計の修理につきましては、また再度、河川事務所のほうにそのようなことで申し上げて、要望していきたいということだと思います。

以上でございます。

○議長（大賀慶一君） 坂本道博君。

[登壇]

○7番（坂本道博君） ありがとうございます。修理については要望していかれるということで、今まで樋門の水位計などの問題について、今の現状について、市長はどうお考えなのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 排水樋門操作員の方に対する考えということですか。排水樋門操作員の皆さんにおかれましては、大雨ですとか台風時などの出水時に、内水の排除であるとか、逆流の防止、また、支川の水位を下げるために操作を行っていただいております。災害の発生を防止するためにご尽力いただいているところであります。場合によっては、大変危険な状況もあろうかというふうに思います。こうした方々に改めて感謝と敬意を申し上げたいというふうに思います。

何よりも、まずは操作員の皆様の安全が第一というふうに考えておりますので、今後とも排水樋門操作員の皆さんが安全に操作管理できますように、安全柵の設置であるとか、今、話のありましたフラップゲートへの早期変更等を国土交通省のほうに引き続き強く要望してまいりたいというふうに考えておるところです。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 坂本道博君。

[登壇]

○7番（坂本道博君） ありがとうございます。

温暖化の影響から、予想もできない集中豪雨が発生しやすい気象傾向にあります。IT技術を活用した遠距離監視操作システムの整備など改修ができるように、国に対して市よりも要請していただくように、よろしくお願いします。

水位計は、開閉時期を判断する大切な装置でありますので、できるならば早急な修理をお願いしたいと思います。本来ならば、国土交通省や県の管轄だと思いますが、操作するのは菊池市民ですので、あえてお聞きしました。市より働きかけていただくようよろしくお願いします。

これで一般質問を終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、坂本道博君の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

明日も引き続き、一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をください。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

散会 午後2時09分

第 4 号

9 月 3 日

令和2年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

令和2年9月3日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	田中教之君
2番	福島英徳君
3番	緒方哲郎君
4番	後藤英夫君
5番	平直樹君
6番	東奈津子さん
7番	坂本道博君
8番	水上隆光君
9番	猿渡美智子さん
10番	松岡讓君
11番	荒木崇之君
12番	柁原賢一君
13番	工藤圭一郎君
14番	城典臣君
15番	大賀慶一君
16番	水上彰澄君
17番	二ノ文伸元君
18番	泉田栄一朗君
19番	木下雄二君
20番	山瀬義也君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	芳 野 勇一郎 君
政策企画部長	後 藤 啓太郎 君
総 務 部 長	上 田 敏 雄 君
市民環境部長	笹 本 義 臣 君
健康福祉部長	渡 邊 弘 子 さん
経 済 部 長	清 水 登 君
建 設 部 長	中 村 喜 範 君
教 育 部 長	渡 邊 和 博 君
教 育 部 長	木 下 徳 幸 君

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

経 済 部 次 長	本 田 憲 仁 君
七 城 支 所 長	倉 原 安 浩 君
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一 君
泗 水 支 所 長	水 上 孝 道 君
財 政 課 長	山 田 哲 二 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩 君
市 長 公 室 長	松 原 憲 一 君
農業委員会事務局長	泉 大 助 君
水 道 局 長	安 武 邦 男 君
監査委員事務局長	山 口 浩一郎 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	歌 岡 憲 一 君
事 務 局 課 長	中 尾 孝 浩 君
課 長 補 佐	古 田 浩 敏 君
議 会 係 長	笹 本 聖 一 君
議 会 係	吉 岡 結 加 里 さん

○議長（大賀慶一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

ご着席ください。

○

午前10時00分 開議

○議長（大賀慶一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（大賀慶一君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 皆さん、おはようございます。議席番号6番、日本共産党、東奈津子です。通告に従って質問を行ってまいります。

1番目の質問は、小中学校における少人数学級の実現についてです。

まず最初に、議長の許可を得て、執行部と議員の皆さんのお手元に資料を配付させていただきますので、確認をよろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の下で、子どもたちはかつてない不安やストレスを抱えています。また、一斉休校などにより学びの格差も深刻になっています。子どもたちのケアと学び、感染防止の上で、少人数学級の実現は待ったなしの課題であると感じています。

今回、私自身がこの問題を取上げようと思ったきっかけは、1つは、私自身がPTAの役員を務める学校の会議に参加したとき、その学校の教室を使用したとき、1クラスにおける机の数、つまり、生徒と生徒の間隔がぎゅうぎゅう詰めで、まさに密の状態を目の当たりにして、これで子どもたちの感染防止は大丈夫なのかと心配になったからです。また、6月から学校が本格的に再開になったときに、何人もの保護者の方から子どもたちへの感染を心配する声、相談をお聞きしたからです。

もちろん学校では、あらゆるところで新しい生活様式を実施できるように最大限の努力をされていることは十分承知しています。しかし、一日で一番長い授業で座る場所がこのような密の状態であってよいのか、この思いがありました。また、コロナ禍の下で、子どもたちへ手厚い教育、柔軟な教育には少人数学級が必要であると考えからであります。

日本の義務教育の学級編制は、法律で小学校1年生のみ35人で、ほかの学年は

40人が限度とされています。新型コロナウイルス感染症の予防のため、2メートル程度の身体的距離の確保が求められる中、学級編制の引下げ、少人数学級の実現を求める声が高まっています。

全国知事会、全国市長会、全国町村会の3会長は、政府に少人数学級編制を可能とする教員の確保などを、この間、要請しています。全国の小・中・高・特別支援学校の4校長会も、文部科学省に少人数学級を要望しています。

国は、長年にわたって、小学校1年生と予算措置で2年生までは35人以下の措置を取ってきたものの、小学校3年生以上は40人以上の学級編制を変えようとしませんでした。しかし、今年7月17日に閣議決定された経済財政諮問会議の骨太方針2020が、少人数による指導の検討を盛り込むなどの変化が生まれています。私は少人数学級実現に向けた大きな流れが生まれていると感じます。

それでは、1回目の質問をします。

菊池市内の小中学校の1クラスの人数の規模について、35人を超えるクラスは何クラスあるでしょうか。

2点目に、コロナ禍において、子どもたちのケアと学び、感染防止の観点からも、少人数学級の実現は急務と考えますが、教育委員会の見解をお聞かせください。

以上、2点お聞きします。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） 改めまして、おはようございます。それでは、東議員の質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、35人を超える学級数についてでございますが、小中学校の学級編制については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、県の学級編制基準で定められております。

議員、先ほどご案内のとおり、小学1、2年生で、1学級35人まで、小学3年生から中学3年生までの学級では1学級40人までを限度として編制することになっております。

令和2年5月1日現在の通常学級の総数は141学級でございます、そのうち35人を超える学級数は19学級でございます。

次に、2点目の少人数学級の必要性についてでございますが、以前より、個別の対応など教育の質の向上を図るためにも、35人学級が望ましいと考えており、国や県に対して早期実現を要望しているところでございます。

また、議員ご案内のとおり、コロナ禍において、子どもたちの学力を丁寧につけていくことやケアの面、感染症防止の観点からも少人数学級の必要性は強く認識し

ているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 教育委員会としても、少人数学級の必要性については、様々な点から望ましいという回答がありました。とても大事な回答であると思います。市の教育委員会としても、少人数学級の必要性を認識していらっしゃる。この点では、私とも認識を共有できる答弁であったと思います。

国も、この間、従来の認識を大きく変えてきています。今年6月の予算委員会で、安倍首相自身も少人数学級について検討したい、こう発言しています。また、7月20日の政府の教育再生実行委員会では、文部科学大臣自身が、新たな感染症が起きたときに、とてもではないけれども、40人学級は無理だ。少人数学級を私は目指すべきだと個人的には思っている、こういう発言があっております。文部科学大臣として、学級編制見直しの必要性に踏み込んだ発言です。ぜひ、県、国にしっかりと早期の少人数学級の実現を要望してほしいと思います。

次に、国・県待ちにならずに、市独自でやれるところから少人数学級の実現、35人を超える学級の解消を進めていくべきということについて、質問を進めていきます。

先ほど市内の小中学校の35人を超えるクラスの状況、19クラスという回答をいただきました。35人を超えるとの、私もこの質問を準備するに当たり、教育委員会から資料も頂き、具体的に調べてみました。隈府小学校の4年生が1クラス、菊池北小学校の5年生が1クラス、菊池小学校の3年生が1クラス、七城小学校4年生が1クラス、旭志小学校の4年生が1クラス、5年生が1クラス、泗水東小学校の3年生が1クラス、6年生が1クラス、泗水小学校の6年生が2クラス、北中学校の1年生が1クラス、南中学校の2年生が4クラス、泗水中学校の2年生が4クラス、以上の19クラスが市内では35人を超える規模です。

35人を超えるクラスでは、具体的にどのように密になっているのか。お手元に配付している資料をご覧ください。国の資料によると、1教室20人だと最低1メートルはクリアできるが、40人だと1メートルも確保できないことが示されています。これは本当に抜き差しならない矛盾ではないでしょうか。

人と人の距離を確保することにより、大幅に感染リスクが減ることはご承知のとおり、国が感染予防対策として示している、新しい生活様式の第1番目に挙げられています。これに照らしてみると、35人を超える学級を残しているということは、大変重大な矛盾に直面しているということです。

政府として、新しい生活様式として推奨し、テレビの司会者も、スーパーのレジでも、距離を取るようにしているのに、学校の教室だけ身体的距離と無関係にコロナ前と同じというのは、説明のしようのない矛盾だと思います。

コロナだけでなく、今後もこのような感染症が広がることは否定できません。そうしたことを考えても、国・県待ちにならずに、1クラスずつでも市独自で対策を打っていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、再質問します。

市内全てのクラスで、35人を超えるクラスを解消するために、教員を増やす予算はどれぐらいかかるのでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

議員ご質問のとおり、仮に本市で35人学級を実施した場合、それに伴って増える教員数は、学級数の増に伴う12名となります。

平成31年4月1日現在の県費教職員の平均給与から試算しますと、給料や期末手当、諸手当、共済費として、1人約820万円の12名分で約9,840万円が必要になります。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 今、答弁がありました。12人で9,840万円かかるということです。

もちろん大きい額ではありますが、先ほど来、述べていますように、子どもたちの健康と学びの保障のかかっている大事な分野です。ぜひ、一度に全てを解消できなくても、例えば受験を控えている中学校からでも実施すべきではないかと思えます。具体的には、北中が1クラス、南中1クラス、泗水中1クラス、合計3クラス増やせば、菊池市内の中学校全てで35人を超える規模の学校の解消が進みます。

ここで、長野県の例を紹介します。

長野県は、現在、県内小中学校全てで35人以下を実現しています。2010年に就任した阿部知事は、県民から要求のあった少人数学級の実現を段階的に実施し、2013年度までに全てで35人以下を実現しています。

知事が述べているのは少人数学級の効果です。かなりあるということです。国の全国一斉学力・学習状況調査の結果を、30人規模学級実施校と実施していない学校で比較すると、実施校の平均点が改善しているという結果が出ているそうです。

また、ある学校では、30人規模を導入後、問題行動が減るなど、少人数学級は学校生活の様々な面でプラスの効果があると思う、こう知事は述べられています。

国・県に要望を上げつつ、できるところから段階的にでも市独自で少人数学級を実現していくことは、菊池市のまちづくりにもつながると思います。教育に手厚い菊池市ということで、人口増にもつながると思います。ぜひ、市長部局の面からも検討をいただきたい、こう思います。

最後に、教育長にお聞きします。

少人数学級の実現が、今、早急に待たれていると思いますが、このことについての教育長の見解をお聞かせください。そして、国・県にしっかりと要望を上げつつ、市独自でできるところから35人を超える学級の解消に取り組んでいくべきと思いますが、どうでしょうか。

以上、質問します。

○議長（大賀慶一君） 教育長、渡邊和博君。

[登壇]

○教育長（渡邊和博君） それでは、改めまして、おはようございます。ただいまの東議員の少人数学級の実現についてということのご質問にお答えします。

議員お話がありましたとおり、35人学級の早期実現が望ましいと感じております。ただ、先ほど申し上げました法的な観点から、本市の一部の学校だけを35人学級にすることは難しく、本市の全ての小中学校を対象とした基準で対応する必要がありますので、全ての小中学校を35人学級にすることで増員となる教職員の費用のさらなる市独自の財政的負担は厳しいものというふうに考えます。

現在、子どもたちのきめ細やかな指導に対応するため、熊本県としては、例えば算数や数学、英語などの教科によっては、本来1クラスで指導するところを2クラスに分ける、そういうふうな指導をする、いわゆる少人数指導教員といたしますけども、そういう教員などを増員して取組がなされております。

それに加えて、本市でも独自の予算で補助教員や特別支援教育支援員を全学校に配置して、現在の学級における課題への対応をしているところでございます。本市としても、手厚い教育となるよう加えているところであります。

しかしながら、35人学級早期実現は望まれるところですので、引き続き、このコロナ禍を機会として、国や県へ向けて強く要望してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 教育長の答弁でも、少人数学級35人を超えるような学級の解消は望ましい、強く国・県に働きかけていきたい、こういう答弁がありました。ぜひ、この点では私も力を合わせていきたいと思います。

2点目の市独自の少人数学級の実現については、法的根拠からも、一部の学校からの実現は難しいという答弁でありましたけれども、私は、先ほどご紹介をいたしました長野県のように、段階的に少人数学級に踏み出した自治体の例もあるように、これはできないことではないというふうに感じております。

また、事前に空き教室を調べましたら、29教室が市内では数字の上では空き教室があるというふうになっております。しかし、算数などの少人数クラスでの活用や特別支援学級としての使用等で、北中学校を除けば、ほとんどこの空き教室が使用できない状況ということも認識をしております。

この間、学校統廃合が行われたもとの、少人数学級を実現する上で教室の確保が問題となっています。私は適切な場所でのプレハブの建設などの探求も必要ではないかと思っております。

福岡市は、来年度、全校の全学年で35人以下学級にするために、合計308教室が必要とし、特別教室の改修やプレハブ校舎の設置などを進めるとのことです。

菊池市では、仮に中学校から35人以下を実施しようと思えば、3クラス、3人の教員の確保が必要となります。このうち、北中学校は教室に余裕があると聞いていますので、実際は2クラス、3人の教員の確保で実現ができるのではないのでしょうか。

冒頭に紹介した全国の首長の緊急提言では、現在の40人学級では感染予防のために児童生徒間の十分な距離を確保することが困難である、少人数学級による児童生徒の十分な距離を保つことができるよう、教員の確保がぜひとも必要である、こう述べられています。全くそのとおりであります。

国・県とも力を合わせながら、少人数学級の実現に取り組むとともに、市独自でも、改めて、なぜ今、少人数学級なのかの議論を大いに進めていただき、独自でできるところから段階的に少人数学級の実現を進めていただきたい。このことを最後に要望しまして、次の質問に移ります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について質問します。

今回は、対策の中でも、感染が疑われる方への相談体制と市民への情報提供、PCR検査体制についてお聞きします。

まず1点目に、感染が疑われる方への相談体制はどうなっているのか。

2点目に、感染状態の情報開示はあらゆる感染対策の土台となるものであり、この点では、県内の情報開示は不十分であると感じています。少なくとも保健所管内

ごとの検査数、陽性率を公表するよう、県に働きかけるべきと思いますが、どうでしょうか。

3点目に、PCR検査体制についてです。多くの専門家や医師会なども要望していますが、感染を押さえることと、経済活動を両立するためには、PCR検査などを抜本的に拡充し、感染者を保護、隔離していくことが感染症対策の基本です。

新型コロナウイルスの場合、WHOを含め多くの論文が出ていますが、無症状者から約4割の感染が起きており、無症状者が感染を広げる新型コロナウイルスの場合、最終的には検査を希望する人は、いつでも、どこでも、誰でも気軽に検査を受けられるようにすることが重要であると考えます。

無症状の感染者からの感染拡大を放置したままでは、いろいろと対策を行っても、感染を押さえ込むことに成功はしません。もちろん検査体制を拡充することと、保健所や医療体制の強化はセットであります。その点では、この間、国が削減してきた保健所の予算措置や、公立病院の統廃合の見直し、体制強化を国の責任で行っていくことは急務であります。

日本臨床検査医学会の新型コロナウイルスに関する委員会委員長で、長崎大学病院検査部長の柳原さんは次のように述べています。検査体制を抜本的に拡充しなければ、クラスターが発生して多くの濃厚接触者が出たときに検査が間に合わなくなります。そうすると、濃厚接触者の中の感染者が陽性と分かるまでの間に、保護、隔離されることなく、感染を広げる事態を押さえることができません。この人には検査が必要というときに検査ができる体制をつくっておく必要があります。検査をすると患者が増えて困るという人がいますが、全く違います。検査をするから患者が増えるのではなく、検査をしないから感染が広がり、患者が増えるのです。こう述べられています。

しかし、日本のPCR検査数は人口比で世界159位であり、あまりにも少な過ぎます。熊本県でも、この間、各保健所ごとに検査ができるよう予算措置も取られていますが、実際には、熊本市を除けば、県内ではいまだ1か所となっています。PCR検査体制の拡充を市としても県に求めるべきであり、具体的には、菊池保健所管内に複数の検査体制をつくることを県に求めるべきと思いますが、どうでしょうか。

以上、3点お聞きします。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 改めまして、おはようございます。東議員のご質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染を心配される方の相談窓口としましては、県におきまして24時間体制の専用相談窓口や各保健所にて対応されております。

本市に相談がありました場合は、県の相談窓口または保健所を案内しております。

次に、PCR検査の検査数、陽性率の情報提供につきましては、現在、県が公表されていますPCR検査数及びその結果につきましては、県全体の数となっております。

PCR検査数及びその結果の公表については、県によりますと、現在のPCR検査については、国が定める検査対象者だけではなく、感染の可能性を考慮し、県独自で弾力的に幅広く検査を実施されているとのことでした。

感染者の行動や職場によって検査者の数に差が生じ、そのため検査数が多い地域が、感染の危険性が高い地域とは言えず、地域ごとに公表しても、感染状況を反映するものにはならないため、保健所ごとなどの公表はしない方針であるということでした。

現在の県のPCR検査状況であれば、検査数の感染の危険性を示すものではないために、保健所管内ごとの検査数及び陽性率などについての公表は必要ないと考えます。

次に、PCR検査体制の拡充につきまして、今後、感染拡大を防ぐためにも、検査が疑われる方の検査が速やかに実施できるように、検査体制の拡充については必要と考えております。

昨日、田中議員のご質問にもお答えしましたとおり、県のほうでは検査施設の整備の拡充が図られており、県北地区にも1か所、PCR検査の施設が整備されると伺っております。

PCR検査施設が増えることによりまして、感染が疑われる方の検査が速やかに実施されていくものと期待をしております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） まず、2点目の質問の情報提供についてですが、把握の難しさと、検査数だけが独り歩きする懸念があるということで、開示は難しいという回答でしたが、私は、把握という点では、現在、インフルエンザの感染の把握などは実際に行っているわけで、やろうと思えば、保健所ごとの把握はできるかと思えます。

また、検査数が独り歩きする懸念があると言われましたが、陽性率も公表の対象にするわけですから、その点では、検査数だけが問題にはならないのではと思いま

す。むしろ正確な情報が提供されないことが様々なうわさ等が広がり、根拠のない不安を市民が抱くことにつながりかねないと思いますので、この点はしっかりと県に要望していただくことを再度要望しておきます。

3点目の検査体制についてですが、必要と拡充は考えているという答弁で、県の動向を今後注視していきたいという旨だったと思います。

8月28日に国が決定した新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組で、感染拡大地域の一斉、定期的な検査を都道府県に要請すると。この要請という文言が盛り込まれました。また、全国知事会も8月8日に緊急提言を発表して、国の負担による行政検査を求めています。

これまでのように、感染の山を繰り返せば、医療現場も経済も疲弊してしまいます。今、この時期にこそ、検査の拡大によって感染を押さえ込むという立場に立つことが重要です。そのためにも、県の動向を注視するだけでなく、実際に検査体制が確立するまで、県には要望を上げ続けていただきたいと思います。

前後しますが、1点目の相談体制についてですが、県が設置している専用の24時間体制のコールセンターが紹介されました。現在は検査体制も不十分であり、熱があるなどの症状だけで検査を受けるわけにはいきません。それゆえに、市民が心配なときに安心して相談できる体制の確立が大事であると思います。

この間、私のもとにも複数の相談が寄せられました。いずれも熱があり、倦怠感もある。最初に保健所に電話、しかし、かかりつけのお医者さんにと回され、病院に電話すると、発熱の方は受け付けていないと言われ、また別の病院に電話して、やっとお薬を処方してもらった。結果は感染胃腸炎だったということですが、その方の同居家族が介護施設で働いており、家族の方も不安でたまらなかったとの相談がありました。

また、市民の中では、PCR検査に行き着くまでの流れが十分理解されていない場合もあり、病院に行けば検査がすぐに受けられるとの誤解もあり、混乱と不安が生じているケースも少なくありません。実際に症状が現れたときに、どこに電話したらよいか、PCR検査までの流れなど、市として情報提供や相談体制の拡充をさらに行っていくべきと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 再質問にお答えします前に、申し訳ありません。先ほどの答弁におきまして、3点目のPCR検査体制につきまして、今後、感染拡大を防ぐためにも、感染が疑われる方の検査が速やかに実施できるように、検査体制の拡充については必要と考えておりますというところの答弁をすべきところを、検査

が疑われるというふうに申しましたので、おわびして、訂正させていただきます。

また、保健所管内ごとの検査数につきましては、保健所におきましては、数のほうはきちんと把握はされているところでございます。ただ、公表の必要性につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、県としては必要ない、差し控えているというお答えでございました。

以上、追加してご説明させていただきます。

それでは、再質問にお答えします。

市民の皆様への相談窓口の周知につきまして、相談窓口の周知につきましては、3月にチラシを作成しまして全戸配布を行っているところでございます。

県内でも感染者が増えてきており、疑わしい症状がある方が速やかに相談できるように、再度チラシを作成しまして全戸配布にて周知を図ってまいります。

併せまして、今後も広報誌やホームページ、きくち防災・行政ナビなど、いろいろなツールを活用しまして広く周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 今後、広く様々な方法を通じて周知を図っていききたいといを答弁でありました。

インフルエンザの流行期にも入り、検査体制の拡充や正確な情報提供、そして相談体制が待たれます。国・県ともしっかりと連携して、取組を進めていただくことを再度要望いたしまして、次の質問に移ります。

○議長（大賀慶一君） ここで、換気等のために10分間休憩します。

○

休憩 午前10時34分

開議 午前10時41分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 次に、学校現場における化学物質過敏症対策について質問します。

化学物質過敏症とは、微量の僅かな化学物質に反応し、重い症状では仕事や家事に支障を来すほどの症状が現れると言われていています。柔軟剤や消臭除菌スプレーなど、近年、香りつき製品の香料による健康被害が深刻になっています。頭痛や吐き

気などの体調不良により不登校や失業を余儀なくされるなど、深刻な実態が明らかとなっています。

日本消費者団体など7団体で構成する香害をなくす連絡会が手紙やインターネットで呼びかけを行った調査では、9,000件以上の回答があり、結果として、香害で体調が悪くなったことがある人は約8割、思考低下、呼吸困難、嘔吐、脱力感など、症状は多岐にわたります。そのうち、仕事を休んだ、職を失った、学校に行けなくなった人は約19%に上り、1割を超えています。

今回は、学校現場における対応に絞って質問します。

私も子どもが週末に持ち帰る給食エプロンの臭いが、かなりきつい臭いが残っていることを気にかけてはいました。最近、市民の方がこの柔軟剤などの臭いで体調が悪くなるのお話を聞き、また、今年2月6日の熊日新聞でもこの問題が取上げられていることから、一般質問で取上げようと思った次第です。

とりわけ、成長期にある子どもたちの学習環境を良好に保つために、学校現場での対応は急がれると思います。

最初に、3点質問します。

1点目に、柔軟剤や教科書等に使用されているインクなど化学物質過敏症について、教育委員会として認識はあるでしょうか。

2点目は、実際にこのような症状を抱えている子どもたちが各学校に何人いるかの実態の把握はなされているでしょうか。

3点目に、どのような対応がされているでしょうか。

以上、3点お聞きします。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の化学物質過敏症について認識はあるかのご質問でございますが、私たちが生活する中で、現在、多種多様な化学物質が存在しておりますが、呼吸したり飲食したりすることで、知らず知らずのうちに体内にそれらの化学物質が取り込まれていることがあります。こうした化学物質を大量に体に取り込んだり、または微量でも長期間にわたって取り込んだ場合、それが体の適応能力を超えることで、頭痛や動悸、目まいなどの症状が現れるようになります。このような状態を化学物質過敏症と呼ばれておりまして、このような症状があることは承知しております。

次に、2点目の学校での実態把握はしているかということでございますが、毎年、年度始めに実施しております保健調査の中で、先ほど申し上げました頭痛や動悸、目まいなどの症状につきましては記入いただいておりますが、その原因が化学物質

過敏症であるかどうかの確認まではできていない状況でございます。

3点目の現在の対応についてでございますが、今のところ、化学物質過敏症に関しての対策につきましては、他の症状と同様に、それぞれの学校において、養護教諭を中心に対応をお願いしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 化学物質過敏症についての認識はある。しかし、実態の把握という点では、花粉症などの事例のように具体的に把握できていないという答弁で、対応としても、教育委員会としての対応はなされていないということでした。

ここで、紹介します。

平成24年の1月に国から出された「健康的な学習環境を維持するために一学校における化学物質による健康被害に関する参考資料一」というものがあります。この中の第4章、「化学物質過敏症」を有する児童生徒等に対する個別対応の基本的な考え方というタイトルのところには、次のように書かれています。

ごく微量の化学物質に反応する、いわゆる化学物質過敏症を有する児童生徒等の学習環境を確保するためには、その重症度によっては、児童生徒等及びその保護者や担任教員の個人レベルの対応に困難な場合があり、学校や教育委員会等の組織立った連携は必要となる、こう述べられています。

国も個人レベルでの対応は困難で、学校や教育委員会における組織立った連携は必要と言っています。この点からも、ぜひ教育委員会としても実態を把握して対応していただきたいと思います。

そこで、再質問します。

把握を行うためにも、来年度以降の小中学校で行われる健康調査票に化学物質過敏症の項目を入れることを提案しますが、どうでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

現在、使用しております健康調査票につきましては、今のところ、化学物質過敏症に関する項目はございません。今後、養護部会と協議を行いまして、必要に応じて項目を追加したいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 養護部会と協議して、必要に応じて検討したいということで、ぜひ検討いただきたいと思います。

最後に、もう1点質問します。

現在は化学物質過敏症の児童生徒への対応が、学校や養護教員、担任任せになっています。ぜひ教育委員会としてイニシアチブをとっていただきたい。具体的には、全国の市町村の教育委員会で、教育委員会として柔軟剤等の香料の強いものを使用することへの配慮を求める文書を学校を通じて保護者宛てに出しているところがあります。県内でも荒尾市教育委員会が、教育長名で保護者宛てに配慮を求める文書を今年1月に出しています。菊池市教育委員会としても学校と連携して、理解を深める研修や、荒尾市のように文書での配慮を求める通知を行っていきべきと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

先ほど議員からも紹介のありましたように、文部科学省より学校における化学物質による健康障害に関する参考資料、こちらのほうが示されておりますので、そういった資料を参考に、香りによる健康上の問題につきまして、まずは養護部会や教職員の校内研修などで共通認識を図りまして、保健日より、学校日よりなどを通じて、保護者の皆様にも啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 必要に応じて啓発を行っていききたいということでした。

先ほど紹介をいたしました2月6日の熊日新聞の掲載記事に、この記事を書いて、名古屋市で教員をされている岡崎さんは次のように述べられています。今後は芳香剤、柔軟剤、洗剤など化学物質によって、病気になってしまう子どもがいることを常識にしていかななくてはならない。化学物質は見えないからこそ、相手の立場に立って、丁寧に考えていくべきなのだろう。人権教育の一つと考えてもいいだろう。こう書かれています。

この病気は外からは分かりづらい、理解されにくい病気です。だからこそ、教育委員会が研修、啓発も行い、保護者まで広く理解を求める手だてをとっていく必要があります。

今後の対応を具体的に進めていくことを最後に要望しまして、一般質問を終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、東奈津子さんの質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時53分

開議 午前11時00分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 改めまして、おはようございます。早速ですが、通告に従って質問いたします。

初めに、地球温暖化対策に対する市の取組について質問します。

近年は、これまでにないような豪雨による被害が全国各地で相次いでいます。今年7月の豪雨でも、県南を中心に、本市を含め熊本県各地で甚大な被害が出ました。人吉市でのボランティアで目にした市街地の惨状は大変なものでした。被災された皆様にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

このように、とんでもないような豪雨が頻発するようになった要因として挙げられているのが地球温暖化です。現在、特別警報級の勢力であると進路が心配されている台風10号ですが、その大型化も海水温の上昇にあるとされています。豪雨や台風に対する防災対策は重大な課題ではありますが、一方で、災害のもととなっている地球温暖化に対策を講じていかなければ、災害が繰り返すばかりで、根本的な解決にならないことを痛感しています。非常に大きな課題ですが、自分たちに今できることを積み重ねていくことが大事であると考えて、3点質問します。

1点目、市は、地球温暖化防止に対してどのように取り組んでおられますか。現状をお示しく下さい。

次に、2点目です。温暖化の原因となる二酸化炭素の削減を目的に、ごみ回収のための指定ごみ袋をバイオマスプラスチック製のものに切り替える自治体が出てきています。人口約3万2,000人の山口県長門市もその1つです。サトウキビを砂糖に精製するときに出る副産物、廃糖蜜というそうですが、これを10%以上配合したバイオマスプラスチック製の指定ごみ袋を導入することにより、長門市では年間14トンの二酸化炭素を削減できるとしています。

菊池市が指定ごみ袋をバイオマスプラスチックに切り替えた場合、製造費がどのくらい上がると見込まれるのか。また、製造コストが上がった分を市が環境対策費として負担した場合、どのくらいの財源が必要になるのか、お示しく下さい。

重ねて、3点目、バイオマスプラスチック製指定ごみ袋の導入については、環境省も促進するとしていますが、菊池市はその考えがあるかをお尋ねします。

以上、3点お願いいたします。

○議長（大賀慶一君） 市民環境部長、笹本義臣君。

[登壇]

○市民環境部長（笹本義臣君） 改めまして、おはようございます。猿渡議員からの地球温暖化防止関係のご質問にお答えします。

まず、菊池市の取組の現状ということでお尋ねされております。

本市におきましては、平成19年度から、第一次及び第二次菊池市地球温暖化対策実行計画、これに基づきまして、市役所における全ての事務事業において、温室効果ガスの排出抑制対策やグリーン購入の推進などを徹底し、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指し取り組んでおります。

その取組の一部といたしましては、本庁舎やキクロスなどの公共施設への太陽光発電設備の導入、本庁舎空調設備運用に関するガイドラインによる電気使用量の抑制、さらには、企業との協定に基づきます植樹を行うことにより、温室効果ガスの排出量の削減に努めているところでございます。

また、そのほかでございますけれども、温暖化対策に有効な温室効果ガスの排出量の削減について、再生可能エネルギーの利活用が考えられます。これにつきましては、菊池市総合計画にあります家畜排せつ物等を用いた畜産バイオマスの利活用を検討いたしております。ただ、これまでの調査の結果、様々な課題も明らかになっているところでございます。

今後、民間事業者や個別農家などの状況も把握しつつ、新たな活用方法について検討してまいりたいと考えております。

また、そのほかの取組といたしまして、マイバッグを推進することでレジ袋の削減や資源物の回収、生ごみ処理機などの購入補助事業によりまして、ごみの減量化を推進しているところでございます。

また、他市町村との取組といたしましては、平成31年3月28日ですが、熊本市と熊本連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結しております。この構成18市町村によりまして、市内全体の温室効果ガスの排出抑制などを行いながら、新たな事業や産業の創出などの地域づくりを推進する計画、これを地球温暖化対策実行計画の策定と一緒に進めているところでございます。

次に、バイオマスプラスチックを配合した指定ごみ袋を導入した場合の経費についてお尋ねがっております。

本年度におきます指定ごみ袋作製業務委託業者へ、サトウキビの搾りかすなどを

原料といたしましたバイオマスプラスチックの配合割合、これを10%というところで製作した場合のコスト増減割合を確認しております。現在の原材料であります石油由来の100%ポリエチレンと比較しますと、約13%程度のコストの増加が見込まれるとのことをございました。

これを本年度の指定ごみ袋作製発注数量の基に予算額のベースで比較しますと、バイオマスプラスチック配合の指定ごみ袋を導入した場合、約355万円の増額となる見込みになっております。

なお、コストの増加の割合及び額につきましては、現在での概算での数値でございますので、今後における全国的な需要の高まり、こうしたものを要因として原料単価の増減などにより変動する場合がありますことを申し添えておきます。

そして、バイオマスプラスチック指定のごみ袋を導入する考えはないかというお尋ねでございます。

この問題に対しましては、導入に対する考え方についてですが、バイオマスプラスチック原料の利用促進により、焼却時に発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの削減が図られ、地球温暖化防止対策に寄与するという観点から、バイオマスプラスチック配合の指定ごみ袋の導入につきましては、有用性の高い取組の一つであるというふうに考えております。

その反面、先ほど答弁いたしましたとおり、作製経費につきましては増加する見込みとなっており、本市における適正かつ確実な廃棄物処理を主眼として総合的に判断する必要があるということから、導入につきましては、慎重に協議、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） これまでも様々な取組が行われている。また、これからも他市町村とも連携して、温暖化対策には取り組んでいくという旨の答弁で、ぜひとも進めてほしいところです。

今日、私が提案しました指定ごみ袋をバイオマスプラスチック製のものに変えるという点では、現状では355万円の経費が年間必要ということでした。継続的にかかる費用ですから、小さい額とは言えません。しかし、SDGsの観点から未来への投資と考えて、積極的な検討をお願いいたします。

新環境工場が来年4月から稼働します。これを機に、既に取り組みされていることではありますが、ごみの減量や分別の徹底などの啓発に、いま一度、力を入れていただき、通常のごみ処理にかかる経費を少しでも減らし、かつ、新環境工場の寿命

を延ばしていくことで、その経費の穴埋めにできればと考えます。

また、菊池市が皮切りになって、これが広域での採用、あるいは、ほかの地域への採用と広がっていけば、単体では僅かな減量かもしれませんが、運動として地球温暖化を防止しようという市民の意識の高揚にもなると思いますので、ぜひよろしくをお願いをします。

今日のところは、ここで終わります。

次の質問に移ります。

新型コロナウイルス感染症は、夏には一息つくのかと思っていましたが、感染は拡大し、8月19日には日本感染症学会の理事長が第2波の真ただ中にあるという指摘を行いました。今後、冬に向かって、次の波が来ることも十分に考えられます。現在、公共施設から市民お一人お一人に至るまで、それぞれの場所で感染を防ぐための努力を続けておられることに敬意を表します。それでも、様々な想定をして備えておくことが重要ではないでしょうか。

そこで、今後、感染が拡大したときの市の対応について、気になっていることを3点質問いたします。

熊本県で新型コロナウイルスの感染者が出始めてから、様々な誤った情報が私のところにも届きました。もっと情報が欲しいという市民の声も聞きました。誤った情報は市民の不安をあおり、差別や誹謗中傷につながりかねないことを懸念いたします。市長が開会日に言われたように、県や市の発信する情報に基づいた冷静な行動が求められます。

そこで、1点目は、市内で感染者が出た場合の情報公開について、どのような方針で行っておられるのかをお尋ねします。昨日の城議員の質問と重なる部分もあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

2点目は、介護施設など福祉施設でクラスターが発生した場合の対策についてお尋ねします。

これまで、介護施設で起きたクラスターに関する報道を見て、こんなことになったら大変だと思ってはいましたが、正直、私自身はまだ対岸の火事的な感覚があったことが否めません。しかし、7月に山鹿市の介護老人保健施設でクラスターが発生し、これはどこにでも起こり得ることだということを再認識しましたし、菊池市でも福祉施設で起こるクラスターを想定外にしておくわけにはいかないのではないかと思います。

山鹿のクラスターの場合、12人の職員さんが感染しています。この施設を運営されている法人は、病院をはじめ幾つもの施設を運営されていて、法人内で不足する職員をやりくりされたということですが、一般的な介護施設の場合、たとえ二、

三人でもスタッフが欠けることになれば、シフトを組んでいくことが非常に困難になり、正常な運営が難しくなるのではないのでしょうか。

8月14日の熊日新聞の報道の一部を取上げます。介護施設などの福祉施設でクラスターが発生し、職員が不足する事態に備え、ほかの施設から応援する体制を愛媛、富山など16県が整備したことが共同通信の調査で分かった。熊本など、残り31都道府県も応援職員派遣の仕組みづくりを検討している。これまでに全国の福祉施設で100件のクラスターが発生、入所者だけでなく、職員も感染、濃厚接触による自宅待機となり、職員が足りず、対応が後手に回ったケースが全国であった。熊本県は、高齢者、障がい者施設の関係団体と職員応援の枠組みづくりについて協議中、障がい者支援課は、関係2団体と9月中に委託契約を結ぶ予定で、10月には応援職員を派遣できる体制を整えるという、とこのように報道されています。

これを読みますと、障がい者の施設では応援体制のめどが立っているけれど、高齢者の施設に関してはそうではないようです。

そこで、2点目の質問です。

高齢者の介護施設でクラスターが起きた場合の職員の応援体制づくりがどこまで進んでいるのか、県の取組ではありますが、分かる範囲でお示してください。また、市としては、この件について、どのように考えておられるのかも、併せてお尋ねします。

3点目です。熊本県内の学校においても、新型コロナウイルスの感染者が散見されるようになり、隣接する合志市や山鹿市でも小学生の感染が確認されました。本市においても、濃厚接触者が確認された学校での休校措置が取られています。今後菊池市の小中学校でも感染者が出ることも想定外ではないと思います。

3月から5月にかけて、国の要請を受けて、学校は一斉休業しましたが、感染予防と経済の両立ということが言われるように、教育もまた同じで、今後は全国一斉の学校休業といったことは考えられないと思います。インフルエンザであれば、感染者の状況によって学級閉鎖、学年閉鎖、休校といった措置が取られる判断基準がありますが、新型コロナウイルスの場合はどうなっているのか、休業等に関して教育委員会としての一定の基準があればお示してください。

以上、3点を質問します。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 猿渡議員のご質問にお答えさせていただきます。

市内で感染者が発生した場につきましては、熊本県の公表後、その情報を速やかにホームページにて情報公開をするようにしております。

次に、福祉施設でクラスターが発生した場合は、障がい者支援施設や高齢者の入所施設は、利用者や家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、施設内で感染者が発生した場合も、サービスを継続して提供しなければならないため、議員おっしゃいますとおり、職員の確保が不可欠となっております。

これらの福祉施設でクラスターが発生した場合、職員の不足分を市内の事業所のみで協力して確保することは、職員数に余裕がない事業所も多く、厳しい状況にございます。

熊本県では、現在、これらの施設の関係団体と協議をし、障がい者及び高齢者におきましても、応援職員を派遣できる体制を準備しているとのことであります。本市としましては、県に支援を依頼していきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、私のほうからは、学校における学級閉鎖等の基準についてお答えをさせていただきます。

今回の新型コロナウイルス感染症に伴う学級閉鎖や学校閉鎖などの臨時休業につきましては、文部科学省が示した衛生管理マニュアルに基づき、熊本県教育委員会によりガイドラインが作成され、その中で学校休業の基準が示されております。

その内容としましては、感染した児童生徒等や教職員の学校における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認し、適用について総合的に判断することになっておりまして、適用の範囲は次の4項目に分けられております。

1つ目が、学校において、感染者が判明した場合、2つ目が、学校内に感染者はいないが、地域において感染者が発生した場合、3つ目が、学校内に感染者はいないが、地域において感染が拡大している場合、4つ目が、学校内に感染者はいないが、本県が緊急事態宣言の対象区域に属した場合がございまして、

このうち、学校において感染者が発生した場合につきましては、詳しく申し上げますと、県から示された基準では、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかで、学校内で他の児童生徒等に感染が広がっているおそれが低い場合は、学年単位、学級単位等の臨時休業の措置範囲を縮小できるとされております。それらに基づき、本市教育委員会から各学校に対しまして休業する規模を3項目に分け、目安を示しております。

1つ目が、学校外で感染したことが明らかで、感染者及び濃厚接触者が他のクラスや他の学年との接触がない場合は、学級単位での休業、2つ目が、感染者及び濃

厚接触者が同学年単位での接触はあるが、他の学年との接触がない場合は、学年単位での休業、3つ目が、学校全体で感染拡大のおそれがある場合は、学校単位で休業と、3つの対応を検討することになります。

いずれにしましても、状況に応じた対応を学校、教育委員会とで検討し、判断していくことになると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 順を追って再質問をしていきたいと思っております。

まず、市内で感染者が出た場合の情報公開について質問いたします。

県の感染状況の発表が市町村単位になり、菊池市でも、先ほど答弁にありましたように、市内の感染状況がホームページで公開されるようになって、様々な憶測や誤った情報は減ってきたと私も思っております。

市のホームページには、今後、熊本県から新たな情報が公表された際には、速やかにお知らせしますとも述べられています。ですから、今のホームページ上での公開というのを一歩進めて、市内に感染者が出た場合は、県の発表に基づいた内容を安心メールや防災・行政ナビでも発信できないでしょうか。市の積極的な情報公開の姿勢が市民の信頼や安心につながると考えますが、この点について、いかがでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 再質問にお答えします。

市内で感染者が発生した場合の情報公開につきましては、県の公表後、現在のホームページに加え、議員ご提案のとおり、今後はホームページの掲載に加えまして、きくち防災・行政ナビや安心メールでも情報発信を行ってまいります。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 今後は安心メール、防災・行政ナビでも発信していただくということで、市民にとっては情報が受け取りやすいということになって、いいと思います。

市のホームページでも呼びかけられていますが、情報の公開と、また誹謗中傷であるとか、人権の擁護という件に関しては、裏表の点もありますので、引き続きこの点にも考慮した情報の発信をお願いしたいと思います。

しかしながら、情報がうやむやになっているのではなく、多くの皆さんにすぐに情報が届くというシステムが1つ増えるということは大変よいと考えているところです。

福祉施設でクラスターが発生した場合の対応について、重ねて質問します。

先ほどの答弁を聞いておりますと、県にそういうことが起きた場合は、県に依頼をしていくというふうな答弁内容でありましたが、そもそもの県の体制がまだ整っていない感が非常に強いと思います。市のほうからも、これに対して早急な体制の確立を要望していったほしいと考えます。よろしくをお願いします。

しかしながら、どこの施設も職員が不足しているという状況は本当に変わりなく、こんな事態になったら、どこからどう人を集めていいのか、大変な状態になると思いますので、菊池市でも、どこまでならどこの施設から、何人応援が可能であるかというようなことの下調べ的なことも十分にやっていただきたいと思うところがあります。

山鹿の介護施設で起きたクラスターの場合、利用者さんの感染が判明しても、受け入れる病院が見つかるまでは、施設内で職員さんによる介護が必要であったため、家族への感染などを心配して、自宅に帰れない職員さんがおられたということでした。そのため、市が急遽、宿泊施設を用意したと聞いております。本市においても、同様のケースに備えて、福祉施設の職員さんや医療従事者の皆さんのために宿泊施設を準備しておく考えがあるかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） ただいまのご質問にお答えいたします。

クラスター発生時の施設職員の宿泊場所につきましては、事業所が状況に応じて対応されており、その場合の宿泊費を補助する制度を各事業所に周知をしているところでございます。そのようなことから、今のところ、市が宿泊場所を確保することについては考えていないところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 宿泊場所の準備については、今のところ、考えていないという答弁がありました。しかし、実際にほんの隣、山鹿市で起きたクラスターの場合、職員さんがどんなに困難な状況にあったかということは、ぜひ山鹿市に聞き取りをしていただいて、心の準備だけでなく、どこなら使えるか、例えば市内、市が持っている施設で、ここなら準備ができるというような心積もりはぜひしておいて

いただきたいと思います。そういうことになってしまってから大慌てという事態にならないように、要望をいたします。

次に、小中学校で感染者や濃厚接触者が出た場合の対応について、重ねて質問します。

新型コロナウイルス感染症に関して、出席停止や臨時休業等の一定の基準ができてきていることは、もしもの場合に備える意味で大変よかったと思います。そして、何より私が答弁を聞いて安心したのは、いきなり地域全部休むとか、学校全部休むとか、そういうやり方ではなく、その状況をきちんと分析した上で、この場合は学級単位で大丈夫だ、この場合は学年単位の閉鎖が必要だ、こうなったら学校全部が休むことが必要だというふうに、細かく配慮がしてあるということが何よりも安心しました。

3月から5月にかけて、子どもたちは学びの場を失いました。保護者の皆さんにも大変なご苦労があっています。そういったことにならないことを心から願って、今回の質問をしたところです。

私は、この情報を保護者の方々と共有しておくことが大切であると考えています。予備知識と心構えがあるなしでは、受け止め方が全く違うと思うからです。教育委員会としては、保護者への周知についてどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、ただいまの保護者への周知の件についてお答えさせていただきます。

学校の休業につきましては、感染症の発生状況に応じて総合的に判断するため、一律に基準をお示しすることは難しいと思いますが、できる限り保護者の不安解消に努めたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） ケース・バイ・ケースで中身が違うというのは十分理解するところではありますが、それでも、何にも知らなかったというより、大枠だけでも、あ、こういうふうに教育委員会としては考えているのだというところら辺ぐらいは、ぜひともお示しいただけたら、保護者の安心につながるのではないかと思うところです。

山鹿市の小学校で感染が出たケースでは、県の発表によりますと、児童38名と

教職員6名がPCR検査を受け、陰性であったと報告されていまして。山鹿の方のお話だと、この検査は小学校でドライブスルー方式で実施されたということでした。熊本でも場合によってはこんな方法を取ることができるだと分かりました。

国も県もPCR検査を拡大する方針を明確にしています。もしも小中学生の感染が分かった場合には、早急な検査実施によって児童生徒の安心につなげるとともに、先ほど答弁していただいた基準に沿いながらも、必要以上に休業を長引かせることなく、子どもたちの学びを保障できるようにしていただくことを要望して、質問を終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、猿渡美智子さんの質問を終わります。

ここで、昼食等のため、暫時休憩いたします。

なお、午後からの会議は1時から開きます。

○

休憩 午前11時35分

開議 午後0時59分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） こんにちは。議席番号3番、緒方哲郎です。通告に従いまして、一般質問のほうをさせていただきます。

小中学生の登校状況についてお尋ねをいたします。

全世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルスの影響により、本市小中学校においても、予想をはるかに超える事態になっていると考えます。2月27日の政府からの臨時休業の要請により、本市におきましても3月2日から15日までの9日間の臨時休業を決定し、その後、16日から25日までの臨時休業を決定されておられます。

そのような中でも、3月13日に小学校において、3月24日、中学校において、関係者のみでの卒業式が行われております。成長した姿を皆様に見ていただく晴れの舞台が寂しいものであったということは推察できるものであります。

また、3月25日の修了式から4月7日までの春休みに入り、8日に始業式、翌日の9日に菊池市内小中学校において、これも同様、関係者のみでの入学式が行われております。

楽しい学校生活が始まるはずでしたが、再び4月14日から5月6日までの23日間の臨時休業、さらには、4月16日に政府の緊急事態宣言の範囲が全国に拡大

したことにより、5月7日から5月31日までの25日間の臨時休業となりました。

6月1日から学校は再開をいたしました。夏休み期間の短縮等もあり、子どもたちの学校生活はどのようなものであったのかと心配するところでもあります。特に小学校1年生、低学年、また、中学校3年生の受験生を控えている子どもさん方は、不安な中で学校生活でなっているものと思われま。

そこで、お尋ねをいたします。

今現在、子どもたちの不登校の状況はどのようになっているのか、把握されている範囲でお答えください。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、緒方議員のご質問にお答えさせていただきます。

小中学校の不登校児童の状況ということでよろしいでしょうか。

それでは、まず、不登校の定義を申し上げます。不登校とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と国が定めているものでございます。

それでは、お尋ねの本市の不登校児童生徒数の状況につきまして、お答えいたします。

まず、令和元年7月末現在の不登校児童生徒数は、小学生が15名、中学生が26名で、合計41人となっております。

次に、令和2年7月末現在では、小学生が11人、中学生が18人で、合計が29人となっております。

数値だけですと減少傾向にあるように思われますが、本年度はコロナウイルス感染症の影響によりまして、夏休みまでの登校日が昨年と比較して20日間ほど少ないため、30日以上欠席が少なく、一概に減少しているとは言えないのではないかと考えております。

そのため、今後も引き続き、不登校問題は大きな教育課題として、丁寧な対応をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 本市においても、子どもたちの不登校という現状があるというお答えでした。人数的には減っているが、これからということで、少なくともこれだけの子どもたちが受けるべき義務教育を受けられずに、日々悩み、葛藤を繰り返

していることだと思います。

では、なぜ不登校は増加しているのか、その原因については、複合的な要因が絡み合っているので、原因を特定することは難しいと文科省のほうも認識しており、また、不登校経験者の中にも、不登校の原因は自分でもよく分からないと話す子どももいるそうです。

社会の認知が高まったから不登校が増えたのではないかという説、いじめが増えたから不登校が増えたのではないかという説、最近の子どもが変わったから不登校が増えたのではないかという説、また、今回のコロナ禍における休業により、子どもたちの学校生活は不規則なものになり、不安とストレスの中での毎日ではないかと考えます。本市においても、原因においては多岐にわたるとのお考えだと思います。

そこで、本市においては、どのようなお考えでこの不登校対策をされているのか、お答えください。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、再質問の不登校対策についてお答えをいたします。

本市では、菊池市不登校対策協議会を設置し、この協議会を中心に、不登校児童生徒の社会的自立を目指した対策を組織的に取り組んでおります。

具体的な対策といたしましては、4か所の適応指導教室の活動の充実を図る。市内の全ての中学校に心の教室相談員を配置する。学習活動として適応指導教室交流会や宿泊教室での体験活動を充実させるなど、不登校の未然防止と早期発見・早期対応ができるように、連携体制を強化しながら取り組んでいるところでございます。

さらに、学校支援コーディネーターとスクールソーシャルワーカーを配置しまして、個別の相談業務体制や関係機関との連携の強化を図っております。

そのほかにも、九州ルーテル学院大学との包括連携協定に基づきまして、いじめや不登校発生の未然防止を目的として、子どもの心の状態をつかみ、どのような悩みを抱えているのかを児童生徒一人一人の実態を把握するために「こころの間診票」という本市独自のアンケート調査を実施しております。アンケートを活用したことで早期対応が可能となり、本年度はいじめの認知件数が大幅に減少しており、いじめによる不登校は現在のところ発生しておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 市の不登校対策協議会を中心に対応されているということでございました。

未然の防止、発見、これが一番大切なものになってくると思います。今後とも子どもたちにしっかりと寄り添ったものになるよう、要望をいたします。

このような中、平成28年12月に不登校の子どもに学校外での多様な学びの場を提供することを目的とした教育機会確保法が成立しました。不登校の児童生徒が通いやすい民間のフリースクールや、公立の教育支援センターなど、学校以外の教育機関を確保する施策を自治体の責務としてありますが、本市におけるこのフリースクールと教育支援センターの状況をお答えください。

また、中学生が高校受験をしようとした場合、このような施設を利用する中で、出席扱いとなるのか、受験への影響があるのかないのか、併せてお答えください。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、お尋ねのフリースクールと教育支援センターの状況についてお答えをいたします。

現在、本市におきましては、フリースクールに当たる民間の学校はございません。また、本市では、教育機会確保法の施行前から、教育支援センターに当たります適応指導教室を設置しており、学校復帰を目標として、教員免許を持つ指導員を配置し、学習指導を行っております。

次に、フリースクールに通う場合の出席扱いについてお答えをいたします。

フリースクールに通う場合の出席扱いの可否については、学校長や教育委員会がフリースクールを訪問し、教育課程や学習内容などにおいて情報連携ができる体制が整っているかを把握した上で、出席扱いとするか判断することとしております。

高校受験に関しましては、文部科学省より令和元年度10月に通知されました「不登校児童生徒への支援の在り方について」では、高等学校で学ぶ意欲や、能力を有する不登校生徒について「適切に評価すること」とありますので、高校受験への影響はないと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 受験に対しては影響がないとのお答えでした。当事者である子どもたちへは、これからもしっかりと対応をしていかなければならない問題です。

子どもたちへの対策というのは、後ほど提言させていただきますので、次にまい

りますが、本市においても、不登校児童さんがいるというお答えでした。ということは、単純に考えまして、それ以上の数の保護者と言われる方々の存在があることは誰でも理解できることだと思いますし、また同時に、子どもたち同様、悩み苦しんでおられるということもお分かりになっていただけるのだと思います。

2017年12月の広報きくちに「親に笑顔を 子どもに夢を」という題材で、不登校に関して特集を組んであったのを覚えておられるでしょうか。菊池市在住の親子さんが経験された事実や思いが掲載されており、本当に心打たれるものがありました。その特集の終わりに、親の心情ということで、そのお母さんが取られた行動として、同じように苦しんでいる母親を助けたいとの思いから、本音で話せる場所づくりの必要性を痛感され、ご自宅のほうで茶話会というものを計画され、基本、毎月第4土曜日の午前10時からお昼まで開催されております。今現在、コロナ禍の中ではありますが、リモートにより開催されているというお話でした。参加された方は、話を聞いてもらえて楽になりました。ここに来なかったら、今も一人で悩んでいたと思いますという感想や、思いを吐き出すと、ほかの人の声も聞けるようになりましたなどの前向きをお考えになって帰っていかれるそうです。

そこで、本市において、このような保護者の方々に対応はどのようなことをされているのか、お答えをお願いいたします。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、保護者への対策についてお答えをさせていただきます。

不登校児童生徒の保護者から相談を受ける体制づくりとしまして、学校では学級担任などの教職員や、心の教室相談員が保護者の窓口相談となっております。教育委員会には、適応指導教室指導員、スクールソーシャルワーカーや学校支援コーディネーターを配置しており、保護者の皆様に対しましても個別の相談に応じられるよう体制をとっております。

さらに、子育てに悩んでおられる保護者に対しては、関係機関や庁内関係課と連携し、教育相談で得た情報の共有化や支援体制づくりのための庁内会議を行い、保護者との関係づくりに努めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 保護者の方々への対応、相談をお受けする環境づくりというのは大変必要になってくると思いますので、その辺をしっかりとやっていただきたいと思

います。

最後に、2つの不登校対策というもので提言をさせていただきますので、教育長のお考えをお答えください。

こちらは、どちらも玉名市のほうで行われているものです。

1つ目に、子どもたちの閉ざされた心を開くために、アニマルセラピーと言われるものの活用です。教職を退職された方が自宅の隣接地にポニー、ウサギ、モルモット等を飼育されておられ、毎週土曜日の午前中に、子どもたちが集まってきてお世話をすることで、会話が増え、友達ができて、実際に不登校だった子どもさんが学校に行けるようになったという事例があるそうです。

幸い本市には菊池農業高校もありますし、旭志に四季の里という施設もあります。学校へお願いをしたり、そのような施設を活用しながら、セラピー効果により子どもたちの居場所づくりをしてはどうかというのが1つ。

また、2つ目は、保護者の方々へは、さきに言ったような茶話会など、お話をする場へのお手伝いです。具体的には、私も、今、行われている菊池市の茶話会、また、玉名文化センターで行われている集まりにも参加させていただきました。

玉名文化センターでは、1テーブル6人のグループが6個あり、空きがないくらいの方々、多くの方々が来られておられました。市のほうからホール代の補助を受けて、活動自体は教職の方が中心になって行われておられました。なかなか大人数の中でお話するのは苦手だと言われる方は、少人数の茶話会のほうに参加されて結構ですし、もっと多くの方たちとお話をしたいと考えておられる方は、そちらのほうに行ってください。このような集まりの場所の提供として、キクロスの1部屋は使用を可能にするなどの補助ですが、こういうものができるのかどうか、教育長のお考えをお聞かせください。

○**教育部長（木下徳幸君）** すみません、先ほどの答弁の中で、相談窓口と申し上げるところを、窓口相談と申し上げてしまいました。訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

○**議長（大賀慶一君）** 教育長、渡邊和博君。

[登壇]

○**教育長（渡邊和博君）** それでは、ただいまの緒方議員のご質問、ご提案について、お答えいたします。

本市の教育委員会では、過去に、先ほど申し上げました4つの適応指導教室に通う子どもたちが交流する中で、動物との触れ合いの場を設けた、そういう体験学習を実施しております。そのほかにも、宿泊教室や里山での自然体験学習などに取り組んでいるところでございます。学習の中で、動物との触れ合いやものづくり等の

体験活動を計画したのは、児童生徒たちにとって、生活への興味・関心・意欲の向上とか、あるいは成就感や自己肯定感の醸成などの効果が見込めると判断しているためでございます。

今年度の事業は、残念ながら新型コロナウイルス感染症の影響により中止を余儀なくされていますが、今、緒方議員からのご提言は、本事業の趣旨と重なるものがありまして、賛同いただいているものとありがたく思ったところでもございました。引き続き、地域の資源を有効に活用した体験活動等を継続してまいりたいというふうに思っております。

2番目に、保護者同士で話し合う場の提供ということでございますけれども、現在、保護者同士で定期的に話し合う場は特別には設けておりませんが、子育てに悩み、不登校の子どもがいる保護者同士をつなぐための場所の提供のご要望がありましたら、今後、保護者のニーズに合わせて対応し、提供してまいりたいというふうに思います。

不登校の子の保護者の不安は大変大きいものがあると思いますので、その保護者にも寄り添うことができるよう、さらに相談体制の充実を図り、学校に通えるように支援することはもとより、子どもの社会的な自立を目指した取組を今後も進めてまいりたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） この不登校の問題については、本市においてもいろんな対策を考え、行われていることを分かりました。この解決に当たっては、多くの支援、また、原因が多岐にわたっていることから、各部署間と連携することにより、まずは相談しやすい環境づくりが必要になってくると考えます。そして、このような子どもたちに対する熱い施策というのは、子育て世代の方々にとっては、安心して本市で生活していただけるものになっていくと思います。決してマイナスイメージにとられず、前向きに対応されていかれることをお伝えして、次の質問に参ります。

次に、農業への支援についてお尋ねをいたします。

熊本県は、今年3月に県内の新規就農者の総数が、前期と比べて74人減の428人だったと明らかにし、一方で、農家以外出身者の新規参入就農者数は、調査開始以来最も多い152人であったと発表しました。

そういう中で、地域別の新規就農者数は、菊池地域が77人と県内トップでありました。大変喜ばしいことですし、意欲を持って農業に従事する若い力が増えることは、地域の活性化においてもよい結果をもたらしていただけることだと期待をし

ているところです。

そのように期待することがある中、この質問をすることになりましたのは、農業関係の会議後に1人の農家さんからお話があったことからになります。その方が言われるには、近頃は機械も高くなって、なかなか買い出せない。何かいい補助金のようなものはないだろうかということでした。その考えは農業をしております私も同じでありましたので、話が尽きませんでした。

また、最初に述べました新規就農の方々にも、長く農業に従事していただくためにも、このような支援策、支援というのは必要なものになってくると思います。

これから新規に農業を始められる方々も含めた農業従事者において、国や県、また、市からの農家に対する補助金は大変ありがたいものであり、有効に使っていくべきだと考えます。

また、今般のコロナ禍における収入減により、機械の導入、施設の充実等を考えておられる方にとっては、必要な支援の1つと考えます。

そこで、今回は耕種農家に対する補助金について質問をさせていただきます。

耕種農家、主に米、麦、野菜等を中心に耕作する農家のことを示すものでありますが、まず、本市における全体の販売農家数と、このうち耕種農家と言われる農家戸数、それと、過去3年間に主に耕種農家が受けることができる補助金で、機械導入やビニールハウス等の施設整備における補助金の実績があれば、分かればお答えください。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） 改めまして、こんにちは。それでは、ただいまの緒方議員のご質問にお答えいたします。

まず、本市の耕種農家数についてお答えいたします。

2015年の農林業センサスによりますと、販売農家数が2,179戸となっております。このうち主に畜産業を営む農家数が292戸ありますので、これを除きました1,887戸が耕種農家数と捉えております。なお、この数の中には兼業農家も含まれているところでございます。

次に、耕種農家が活用できる補助事業の実績をお答えいたします。

施設整備や機械導入の補助事業を活用された耕種農家の過去3年間の実績につきましては、平成29年度では、32の事業主体が取り組まれております。事業対象農家数は102戸で、総事業費は5,911万円、うち補助金額は2,657万円となっております。

次に、平成30年度では、29の事業主体が取り組まれております。事業対象農

家数は56戸で、総事業費は1億2,934万円、うち補助金額は5,926万円となっております。

次に、令和元年度でございますが、18の事業主体が取り組まれております。事業対象農家数は151戸で、総事業費は12億3,890万円、うち補助金は5億6,847万円となっております。

なお、この令和元年度の事業費が突出して高い金額を示しておりますが、これは花房台に建設されております大規模な育苗生産施設関連の事業費11億4,696万円、補助金額5億3,100万円が含まれているためでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 全体の販売農家戸数が2,179、耕種農家が1,887ということで、おおむね9割ぐらいの、全体の販売戸数からするとということになると思います。

また、その実績からすると、補助金の金額からすると2,600、5,900万あたりになると思うんですけども、農家戸数であったり、全体の割合、耕種農家の割合からすると、少ないのではないかという思いが本音であります。

そこで、この補助金申請において、今現在はポイント制というのがあります。私も以前、この補助金の申請をした際に、非常に苦労した経験があります。このポイント制というのは、例えば経営面積の拡大という項目がありますが、まず、農地中間管理機構からの賃借権の設定を受け、かつ目標年度に現状より4ヘクタール以上の経営面積の拡大を行う。これができる、最大の5ポイントというものを獲得できるというのがあります。そのときは全部でこのような項目が7つありましたが、その全ての項目で最高ポイントを取れば20ポイントと。このポイントが高ければ高いだけ、補助金の対象者になるというのですが、現状を考えた場合に、農地中間管理機構の設定に関しては問題ないにしても、4ヘクタール以上の経営面積の拡大というのは、本市においては非常に厳しいのが現状です。北海道と九州、このように耕作面積等を比べてみてもお分かりになると思います。

申請窓口の1つとして本市としても、このポイント制に対しては、いろんな工夫などをしながら対応をされていることだと思いますが、その課題と解決策等あればお示しをお願いいたします。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、緒方議員のご質問にお答えいたします。

まず、国や県の補助事業につきましては、補助対象となる農業者を選定するためのポイント制が導入されております。ポイントが高い農業者が補助事業に採択される仕組みとなっているところです。

ポイントの項目につきましては、事業ごとに異なりますが、新規就農者や高い目標を掲げ経営発展を図るために規模拡大を目指す農業者、また、法人化を目指す農業者の方はポイントが高くなる傾向にあります。補助事業の採択を受けやすくなっている状況でございます。

このため、市としましても国や県、JAなどと連携し、法人化や担い手への農地集積の推進を図るとともに、本市独自の補助制度であります菊池市認定農業者規模拡大推進事業補助金の交付によりまして、認定農業者の規模拡大に対する支援を行っているところでございます。

しかしながら、その一方で、経営発展を目指すものの、法人化や規模拡大が困難な中規模・小規模の農家に対しましては、ポイントが加算されにくく、採択に至らないといったケースがあります。

このポイント制につきましては、国や県との協議の場において、規模拡大が困難であっても、地域農業の中核を担い、経営改善を目指す農業者に対しても補助事業が実施できる仕組みになるよう、これまでも申し上げてきましたけれども、今後も引き続き、様々な機会を通して要望を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） このポイント制に関しましては、国が全国一律に決めているものでありますから、市としては、その中でどうにかポイントを上げていかなければならない問題です。いろんな対策をこれからもお願いするところですが、例として、本市において最高ポイントが13ポイントだったときに、お隣の合志市で20ポイント中16ポイントをカウントされた方がおられたという情報があります。そのような方の内容などをお聞きしながら、ポイントアップに努力していくことは大切だと考えております。

そこで、もう一つ、棚田地域振興法による補助金があります。これは令和元年6月に議員立法により棚田地域振興法が成立し、8月18日に施行されたことによる補助金ですが、棚田地域における人口減少、高齢化の進展により、全国の棚田が荒廃の危機に直面していることから、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域に有する多目的にわたる機能の維持管理を図り、棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定・向上に寄与することを目的とされています。

具体的に言えば、指定要件を満たせば、中山間地域直接支払制度の急傾斜地の田でありますれば、10アール当たり現行2万1,000円の交付に1万円の上乗せをしますというものです。本市においても、1月7日に旭志地区で、また、8日、9日にかけて菊池地区において説明会を開催されておられます。

そこで、この補助金の対象地区の数と、申込みの状況、また、その申込み状況をどのように捉えられておられるのか、お答えをお願いいたします。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、棚田加算の対象についてお答えいたします。

現在、中山間地域等直接支払制度に取り組みられている集落協定数は84ございます。このうち、急傾斜のある棚田地域の指定要件満たす集落協定は73でございます。このうち、16の集落協定から棚田地域の指定を受け、中山間地域等直接支払の棚田地域振興活動加算を受けたいと要望がっております。

その要望組織の数につきまして、本市といたしましては、貴重な国民的財産であります棚田を保全することによりまして、農産物の供給のみにとどまらず、様々な多面的機能の維持・発揮を促進するとともに、観光や都市農村交流等の取組を通じた関係人口の増加など、棚田を核とした中山間地域の振興を図る必要があると考えております。

このため、非常に厳しいスケジュールではございましたが、本年1月に説明会を行い、事業の推進を図ってまいりました。

中山間地域等直接払いにおける棚田地域振興活動加算の要件といたしましては、棚田等の保全、棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮、棚田を核とした棚田地域の振興の目標を設定し、実施する必要がございます。

今回の棚田地域振興活動加算を受けるためには、これまでにない新たな活動が必要になってくることなどに加えまして、集落において検討していただく期間が短かったことから、初年度の要望数は少ないのではないかと考えておりました。

しかしながら、16の協定において取り組みたいとの要望をいただき、初年度といたしましては予想を上回る要望をいただいたところでございます。

また、説明会では、今回要望のなかった集落協定からも、次年度以降、要望を行いたいという声も伺っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 今の維持管理等に関しましては、この申込みの拡大をお願いします

るところであります。

今、お答えいただいた中で、指定要件が3つありますが、1つ目の棚田等の保全については、今現在もしっかり取り組んでおられると思いますし、2つ目の棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮においても大丈夫だと考えます。

ただ、3項目めの棚田を核とした棚田地域の振興という項目において、不安に感じておられるように思われます。この要件に対して、地域おこし協力隊等を活用して都市住民の紹介をしてもらえるよう、農政課であっせんしてもらえば、やっていけるのかもしれないとの考えを対象地区の方から伺いました。このようなことは対象地区の方々の意見を十分聞き入れながら、市独自に課題を見つけ、さらに解決策を見だし、対処できるものではないでしょうか。

最初に申しました国の施策のポイント制におきましては、1月に本市市議会の農業を考える議員の会で農林水産省に参りました際に、坂本道博議員のほうから、ポイント内容の緩和を提言していただきました。このように、それぞれの立場でできることを見つけ出して対処していくことが大事だと考えます。このことをお伝えして、次の質問に参ります。

最後に、農泊についてお尋ねをいたします。

今回のコロナ禍において、本市の宿泊施設においても、宿泊予約のキャンセル、宿泊予約がないなど、また、先日の城議員の一般質問の中において、前年比90%減の宿泊施設があるとの答弁がありました。その被害は相当なものになっているものと思いますが、農泊、民泊と言われる宿泊施設においても、その被害は考えられます。その宿泊状況が分かればお答えください。

○議長（大賀慶一君） 政策企画部長、後藤啓太郎君。

[登壇]

○政策企画部長（後藤啓太郎君） 改めまして、こんにちは。農泊事業のコロナ禍における宿泊状況についてお答えいたします。

農家等民泊を営まれている菊池ふるさと体験協議会の状況についてお答えします。

当協議会には、現在4軒が加入されており、本年度は8月末現在、宿泊者数は99人、うち外国人は2人と報告を受けております。

また、令和元年度の宿泊数は241人で、うち外国人は133人となっております。

全国的に新型コロナウイルス感染症が広がった今年3月からの月ごとの宿泊者数は、3月から5月までは0人、6月は9人、7月は40人、8月は50人の計99人となっております。昨年同時期3月から8月と比較して、宿泊者数はプラス4人、うち外国人はマイナス37人となっております。

訪日外国人の宿泊が大きく減少しておりますが、国内の宿泊者数その分をカバーして増加したことにより、全体の宿泊者数は微増となっております。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 民泊、農泊と言われるものに関しましては、少しずつ回復をしているというような、微増であるというようなお答えでした。

ここで、支援策等をお聞きする予定でありましたが、全員協議会等で説明をされておりますので、ここでは説明を省かせていただきますが、今回、私は農泊についての質問をさせていただきました。考え方としては、宿泊関係全般の問題と思っております。本市の観光の中心をなす宿泊施設ですから、今後もしっかりとした支援策を講じていくべきだと考えます。

今回の質問に当たり、まさに私がお伝えしたい思いそのものが、広報として市の広報誌と一緒に参りました。こういうものですが、皆さんもご覧になったと思います。それに書いてありますのは、「菊池市在住・在勤者限定、お宿に泊まって菊池を応援しよう」というものであります。

先日、私も市の民泊協議会のところに農泊体験をしてみいました。それは一言で言うと、真心のおもてなしというものでありましてし、お風呂は菊池市の温泉に入りました。朝から地域の有名なところにちょっと連れていってもらいましたし、お昼はだんご汁屋さんで食事をさせていただくようなことであります。

今、私たちにできることを少しでも地元に戻元して、事業継続のお手伝いをする。できることを少しずつでもいいと思います。このような考えが広まっていくことが本市のためになっていくものと思います。

今、菊池が一つになって、この苦境を乗り越えていきましょうということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、緒方哲郎君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午後1時45分

開議 午後1時52分
○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） 皆さん、こんにちは。菊池市の最高決定機関である菊池市議会

定例会は、国旗を掲げ、国歌斉唱して始めるべきだと考えている、議席番号5番の平直樹です。私は日々の政治活動において、目標を政治をもっと近くに、判断基準を子どもたちが大きくなったときにどうかという二本柱として行っております。

今回の一般質問も6月議会同様に時短を念頭に、3点、一般質問を行いたいと思います。

まず、1点目ですが、健康推進についてお尋ねをいたします。

この質問の目的は、市民の健康寿命を延ばすことが、本市の至上命題であると考えているためです。先日、泉田議員も健康ポイントについてお尋ねをされていましたが、同じ思いではないかなというふうに考えております。

そこで、まずお尋ねをいたします。

民生費の増加も重要な課題と認識していますが、過去5年間の推移を教えてください。

また、現在、民生費を抑制するためにも、健康寿命を延ばすことがその対応施策となると思いますが、本市としては、その健康寿命を延ばすための施策、どんなことに取り組んでいらっしゃるでしょうか。その目標数値や現在の課題も教えてください。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 平議員のご質問にお答えいたします。

民生費の過去5年間の推移につきまして、まずお答えいたします。

平成27年度は約9億4,581万円、平成28年度は約9億6,465万円、平成29年度は約9億1,569万円、平成30年度は約9億6,195万円、令和元年度は約9億7,400万円と推移しております。平成27年度から令和元年度の5年間で約1億5,459万円増加している状況でございます。

年々増加しております民生費には、一般会計から繰り出す医療費と介護給付費負担分も含まれております。

これらの支出を減少させ、健康寿命を延ばすためには、健康づくりと介護予防の推進が重要と考えます。

健康づくりは、まず、ご自分の体の状態を知り、自分に必要な生活習慣などの改善に取り組むことが重要になると考えております。

そこで、若い世代から生活習慣病の予防に関心を持ち、健康づくりの実践につなげていただくように、各種健康診断を実施し、健診結果に基づいた生活習慣病予防や重症化予防のための保健師・管理栄養士による保健指導を実施しております。

また、市民の皆様が運動習慣を身につけていただくための健康運動教室や正しい食生活の推進のために健康料理教室なども実施しております。

さらに、市民の皆様の健診受診率の向上と健康づくり活動の習慣化を進め、健康づくりを応援する取組としまして、令和元年度より健康ポイント事業を実施しております。

高齢者の健康づくりとしましては、週1回以上「いきいき100歳体操」を行う住民主体の通いの場づくりの支援を行っております。体操することで筋力の維持・向上が図られるとともに、交流の場、ひいては地域づくりの場につながっております。

令和2年8月末現在の取組団体は82団体で、現在は新型コロナウイルス感染症拡大防止のために休止中の団体もございますが、保健師などが通いの場を訪問し、感染防止対策を講じながら安全に通いの場の運営ができるように支援しているところでございます。

また、心身の機能低下を予防するために、歯科衛生士が口腔機能低下予防について、管理栄養士が低栄養について、約3か月間の短期集中型の訪問指導などを行っております。

そのほか、出前講座において認知症の予防や、口腔ケア、低栄養防止、運動などにおいて健康教育を実施しているところでございます。

次に、施策の目標数値と課題、その解決策につきまして答弁させていただきます。

本市では、市民の皆様が、心身ともに健やかで充実した日々を過ごせるよう、菊池市健康増進計画・食育推進計画を策定しております。

その計画に基づいた、令和3年度の主な目標数値は、特定健診受診率が現状31.8%を40%に、特定保健指導率が現状56.6%を60%に、乳がん検診受診率が現状18.6%を20%にとしております。

課題としましては、自分の今の体の状態を知っていただくきっかけとしましての特定健診受診率やがん検診受診率が低迷しているところでございます。

課題の解決としまして、健診を受けることで、生活習慣の見直しのきっかけとなることをご理解いただくことだと考え、まず、健診を受けられた方に対して、健診結果に基づいた、より丁寧に保健指導を行い、生活習慣病の発症や重症化の予防に取り組んでいるところでございます。

また、未受診の方に対しましては、訪問や啓発チラシの配布、広報紙を活用した受診勧奨を積極的に進めております。

さらに、郡市医師会や各医療機関との連携を一層深めてまいりたいと考えております。

高齢者につきましては、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画において、通いの場の取組団体数を令和3年度までに110団体にすることを目標としておりま

す。

課題としましては、通いの場があっても参加できない、参加しない方もおられますので、その方々への介護予防対策を講じる必要があると考えております。

通いの場は順調に増えておりますが、まだ通いの場がない地域がありますので、将来的には全行政区において通いの場ができることを目標に取り組んでまいりたいと考えております。

また、短期集中型訪問指導の目標は、口腔機能低下及び低栄養状態の改善率を90%にすることでございます。令和元年度の実績は84.5%でございました。

課題としましては、訪問指導終了後も、自宅で指導内容を継続し、改善状態が維持できるための対策だと考えます。

定期的な訪問指導や通いの場などにおいて、低栄養指導や口腔機能向上のための健康教育をするなど、高齢者の健康づくりを支援してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、スポーツを通じた健康増進の施策についてお答えをさせていただきます。

社会体育課では、生涯を通じてスポーツに親しめる環境づくりを行い、菊池市ジュニアスポーツクラブ等による小中学生の体力増進や、市体育協会による各種スポーツの競技力の向上、また、総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進員協議会による各種イベント及び誰もが気軽に楽しむことのできるニュースポーツの普及を図り、健康・長寿のまちづくりを進めております。

特に健康増進や健康維持を目的としたものでは、20歳以上からを対象としたさわやか健康教室、それから、高齢者の生きがいつくりと健康増進を目標に、総合型地域スポーツクラブによる高齢者健康教室の開催の普及にも努めているところでございます。

次に、目標と課題、対策についてですが、子どもから高齢者まで、広くスポーツに親しむことで健康増進と健全な心身の保持増進を目的に、総合型地域スポーツクラブを創設し、会員400名を目標に毎年募集をかけておりますが、平成30年度では340名、令和元年度では274名と、目標値には達していないのが課題です。

対策としましては、総合型地域スポーツクラブの募集においては、従来はホームページや広報誌等の応募としておりましたが、さらに募集のチラシや区長文書での回覧も検討し、会員の増加や、高齢者健康教室の参加者の増加を図り、多くの方の健康増進に努めてまいりたいと思っております。

また、生涯スポーツの推進のため、社会体育施設の利用者数の目標値を年間60万人とし、各スポーツクラブや各種目協会によるスポーツ教室、スポーツ推進員によるイベント、総合型地域スポーツクラブによる高齢者健康教室等を開催しているものの、施設の空き状況の把握が困難だったため、利用希望の時間帯が集中したことから、施設の利用が制限されてしまうという課題がありました。

結果、平成30年度では約56万8,000人、令和元年度では新型コロナウイルスの影響もあり、約46万5,000人と目標値に達していません。

対策としましては、今年度導入しました電子予約システムの活用により、利用希望者に施設の空き状況等が容易に把握できることから、予約の集中が解消出来、利用者増につながるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） 様々な取組、施策をご説明いただきました。ちょっと書き取れないぐらいたくさんいただきましたが、健康推進部のほうからすると、健診と、あと運動、食生活の支援、健康ポイントと100歳体操、口腔ケアなどをやっているよということだったかと思います。その中で、どれのどのものに関しても、やっぱり目標数値を掲げてるけども、それに下回っているのかなというところだったと思います。

教育委員会のほうの社会体育のほうにしても、やっぱり数字を掲げているけども、なかなかいかないよということだったと思うんですが、健康推進を進めるにわたって、健診以外は、基本的にはやっぱりみんなで寄って、いろんなスポーツをしたりとか、いろんな講座を受けたりとかということが基本的にはあるので、今年、それができるかという、やっぱりなかなか集まるなというのが基本的にはありますので、その目標達成にはなかなか難しいのかなというふうなことも思っております。ご自分たちでこの課題をクリアするために、いろいろ施策を打たれていくことかと思いますが、新しい生活様式に沿った、この課題を解決するためのまた新しい施策というものをやっぱり考えていかないと、みんな集まってください、体操しますよということもなかなかできないということが現状ですから、いろいろ難しいところはあるとは思いますが、やっぱり健康推進はどうしても進めていかなきゃいけないし、やっぱり地域の皆さんにいつまでも健康で楽しい生活を送っていただくためには、これは必要なことだと思います。

そのやっぱり健診なんですけど、僕は今、44歳なんですけど、僕、なるべく行こうとは思ってますけど、健診に行くのが、なかなか時間がないという言い訳をし

て、やっぱり怖いんですね、行くのが。病気見つかったらどうしようとか、仕事しなきゃいけないとかいう理由をつくるので、健診に行ったら何かいいことがあるよみたいなものをつくらないと、正直なかなか、この40%クリアしたとしても、40%なんで、できればここを80%ぐらいに上げて、それを達成するぐらいの何かが必要のかなというふうには考えておりますので、さらなる何か検討をいただければと思うんですが、ただ、1つ、提案をさせていただきたいんですが、社会体育施設を年間60万人というふうな数字を掲げて、平成30年度が56万8,000人でしたかね。令和元年度が46万5,000人ということだったんですが、私が提案するのは、年金受給開始が65歳からなんですが、65歳以上の方が、その菊池の社会体育施設を使いたいとなったときに、その利用する料金を免除する形で、たくさん使っていただくことを推進すれば、個人として、いろいろスポーツにもう少しやってみようというふうなことにつながるのではないかなというふうに考えております。今までしっかり働いて納税をされてきた方々が、100円、200円程度の使用料ぐらいは市が見て、そして、それをもって健康寿命を延ばしていただけるんだったら、それはそれでいいのかなというふうに私は考えておりますが、そういった考えはありませんか。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、再質問のほうにお答えさせていただきます。

社会体育課では、小中学生を対象として活動しているジュニアスポーツクラブ、それから菊池市体育協会加盟の団体、各行政区の主催のイベント等に関し高齢者も含めまして、できるだけ多くの方が体育施設を利用しやすいように使用料の免除、減免を行っておりますが、65歳以上などの年齢区分による使用料の免除・減免については、今のところ行っていない状況でございます。

高齢者の体育施設の利用料免除につきましては、高齢者の方々が施設を利用することで、健康保持・増進に努めていただき、ひいては、医療費の抑制にもつながると思われますので、プールやトレーニングジムなどの個人利用につきましては、今後、検討していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） 答弁ありがとうございました。

そのほかにも、健康推進をするに当たって、菊池市としてはこういったことを一覧としてやっていますよという、一覧のような紙をつくって、広報に入れて見てい

ただくとか、そういった努力もしていただければと思います。

次の質問に移ります。

続いては、G o T o キャンペーンについてお尋ねをいたします。

この質問の目的は、新型コロナウイルスとのこれからは共存をしていかなければなりません。特に菊池は観光業として頑張っていきたいわけですから、その観光業の方々にも、もっと頑張ってもらえるような環境をつくっていききたいというのが私の考えであります。その考えのもとに質問をさせていただきます。

現在、このG o T o キャンペーン、ちょっと前は世間を騒がせておりました。今やるべきかどうかといった議論が大きかったと思いますが、今回は、その今やるべきかどうかの議論はちょっと横に置いておきまして、本市における現状についてお尋ねをしたいと思います。

まず、そのG o T o キャンペーンの概要がちょっと分かりにくい部分もまずありますので、そこのポイントを教えていただきたいのと、受入先として対象になるためには必要な作業もあると思いますので、そういったことも含めてお尋ねをいたします。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、平議員のご質問にお答えいたします。

まず、G o T o キャンペーンにつきまして、その概要を説明させていただきます。

G o T o キャンペーンは、新型コロナウイルス感染症により、売上げなどに甚大な影響を受けた観光業、飲食業、イベント業などにおける消費需要を喚起するために実施される国の事業でございます。

詳細につきましては、国会等でも説明されておりますけれども、この事業は4つのキャンペーンから構成されております。

まず、1つ目に、観光について、1泊2万円、日帰りの場合は1万円を上限に、旅行代金の2分の1相当額のクーポン等を付与して支援するG o T o トラベル、2つ目に、飲食について、最大1人1、000円分のポイント付与や2割相当分のプレミアム付き商品券を販売して支援するG o T o イート、3番目に、イベントについて、イベント関連のチケット等を購入する際、2割相当分の割引やクーポン等を支援するG o T o イベント、そして、4番目に、商店街について、商店街などによるイベント、プロモーション、観光商品開発等を実施・支援するG o T o 商店街の4つがございます。

ご承知のとおり、既にG o T o トラベルが先行実施されておりますが、本市の宿泊施設において、8月24日現在、12施設が旅行会社などを通じて参加をされて

いるところでございます。

以上、お答えいたします。

失礼しました。訂正いたします。飲食についてのG o T o イートのところで、プレミアム付き商品券と申し上げましたが、正しくはプレミアム付き食事券でございます。おわびして、訂正いたします。

○議長（大賀慶一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） ありがとうございます。対象となるための作業はちょっとあれかなと思いましたが、G o T o キャンペーンを利用したい方というのは、自分でクーポン券を持って、その宿泊施設に行くわけではなくて、どこかの宿泊施設に予約をした、その宿泊施設がお客様情報のあるサイトに登録をして、そこでクーポン券を発行して、お客さんを待つ。そして、その支払いのときにそのクーポン券を使うという仕組みになっているかと思えます。

先ほど緒方議員も、農泊、民泊のことをおっしゃられておりましたが、私もちょっとこの民泊の運営されている方々に電話で取材をさせていただきました。このことを聞きました。基本的には、私はG o T o キャンペーンを使って、たくさんの人にこのまちに来ていただきたいと思っております。時期は置いといても、何より大切なことは、新型コロナウイルス対策をきちんとやっているかどうかが大切なことであって、やっぱり経済とのバランスがとても大切なので、なかなか難しいんじゃないかと思ってお電話して聞きましたら、やはりそこでの課題は、もう事務手続きがちょっと煩雑だと。なかなかインターネット使えないんだというようなお声が一番多かったです。そういう手続きを観光協会さんに何かやらしてもらえたらなというようなお声もたくさんいただいております。その中では、もうキャンペーンを利用するつもりもないという方もいらっしゃいました。

私が電話で取材したときは8月の12日、ちょっと前にはなりますが、観光協会さんにもお電話でお伺いしたんですが、G o T o キャンペーンのその事務代行を、なかなかインターネットとかがちょっと苦手だよという方々の事務代行を第三者機関としてなら成り立つよということは示されておまして、ほかの自治体で観光協会さんが、その自治体の観光協会さんが第三者機関になられている実例もあります。そのことを踏まえて、菊池の観光協会さんではそういったことを、事務代行をされませんか、そういう考えはございませんかとお尋ねしたときに、その時点では、理事会なんかでも協議はしたけど、現在はその考えはないんだよというようなお答えでありました。

そこで、もう一回聞いたんですが、じゃあ、市から、菊池市のほうからそういつ

たことで第三者機関として事務代行をやってくれないかというような依頼はありましたかとお聞きしたら、そういった依頼もまずありませんということでありました。

自分で調べてみれば、多少インターネットが使えたら、そういったサイトがあって、やれないことはないんでしょうけど、やっぱりなかなか年齢的なものもありまして、難しい部分もあると思うんですが、ぜひ、私は観光協会さんがその第三者機関になって、民泊あたりの業者の方々もしっかりこのG o T oキャンペーンに参加していただいて、菊池の魅力をそこで伝えてもらえるお仕事にやってもらいたいと思うんですが、そこで、ちょっとお尋ねなんですけども、その事務代行に対しては、やっぱりそこに費用が発生してしかるべきだと思うんですが、菊池市のほうから菊池観光協会さんのほうに補助金というか、そういう形をつくって、事務代行を依頼する考えはありませんか。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、ただいまの議員のご質問の件につきましてお答えいたします。

私どもも、民泊事業者の方に聞き取りを行いまして、登録申請の手続が煩雑であること、また再び感染が拡大していることなどを理由に登録を見合せている状況ということでございました。

また、既に市内では12の宿泊施設が自ら登録を行っておられ、観光協会においては、一律に申請手続の支援は行っておられず、お問合わせがあった際に、個別に登録時に必要となる第三者機関を紹介するなどのサポートを行っていると聞いております。

このような状況であることから、市といたしましては、観光協会を後押しするために事務費を負担するという事は考えておりませんが、一方で、観光需要を喚起する上でも、G o T oトラベルは一つの有効な策であると考えておりますので、引き続き、事業者の方々のニーズの把握に努め、必要な支援を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 今はその考えはないということでしたが、今、緒方議員が先ほど言われたのは、菊池市の方もしくは熊本県の方が菊池の宿に泊まろうねという内需だと思います。これは時期が来れば、必ず外にその目は向かっていきますから、今のうちからそういったことの仕組みをつくっていかねばならないと考えてお

りますので、その日が来たら、皆さんに来ていただけるような仕組みを絶えず考えて、そこでちょっとシャッターを下ろさないで、継続していただけたらというふうに思います。

じゃあ、続いての質問に参ります。

3点目です。市政運営についてお尋ねをいたします。

これまでの江頭市長の7年半、様々な市の課題に取り組、様々な解決を見てきたものと思っていますが、あの熊本地震があって、創造的復興がまだ全部済んでいるよと言うにはちょっと言い難い状況の中、今や、世界中を悩ませている、なかなか出口の見えない、この新型コロナウイルス感染症対策に追われているこの昨今、激動であるこの現在という認識を私も持っております。

江頭市長になられて、ごみ処理場の広域加入、本庁の建て替え、キクロスの完成、ふるさと創生市民広場、旭志支所、泗水支所の改修工事、きくち溪谷館の建て替え、近々は竜門ダムの龍龍館がキャンプ場にオープンするとも伺っております。などなど、市民の皆さんにも見える形での成果もたくさんありますが、市長自ら、この7年半の市政運営の成果、そしてまた、課題を教えてください。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 皆さん、こんにちは。ただいま平議員より、7年半の江頭市政の成果等の振り返りと課題認識をという趣旨のご質問でございました。

私は、市長就任以来、ふるさと再生のために山積する課題に無我夢中で取り組んできましたので、改めてもう7年半もの歳月が流れたんだなと感慨を覚えた次第でございます。

これまでの2期を振り返りますと、まず第1期目は、それ以前からの大きな懸案事項に取り組んで、解決を図っていったということは何よりも一番に頭に浮かんでくるわけでございます。当時、一番の懸案でありました本庁舎問題は、現在の大変明るいオフィスに生まれ変わり、また、一般ごみ処理の広域加入も解決して、いよいよ来年度から操業開始の運びでございます。また、長年未解決だった田島工業団地も完売し、産廃問題は事業廃止という完全な形で最終決着をいたしました。このいずれもが大変な難事業でありましたが、議会や市民の皆さんのご協力と職員の努力のたまものだと、改めて感謝の気持ちでいっぱいでございます。

こうした懸案事項の解決を図りながら、新しい取組として、菊池の自然と健康を軸とした癒しの里菊池の実現に取り組んでまいりました。特に農業においては、菊池米コンクールを手がかりとして、菊池米の日本一、世界一を果たしたことは、農家の皆さんの情熱と底力を実感した大変うれしい成果でありました。また、菊池基

準やネットショップという新しい試みも軌道に乗り、ネットショップはこの春に完全民営化を果たしたところであります。

こうした明るいニュースの中で迎えた1期目の最終年度に突然襲ったのが熊本地震でしたが、ピンチはチャンスを含い言葉に、第2期目においては、官民力を合わせて創造的な復興を目指してまいりました。

観光面では、菊池溪谷に観光客が入れないという大変苦しい時期もありましたが、国・県のご協力をいただき、先般、新しいビジターセンターと自然遊歩道とともに、菊池溪谷が生まれ変わりました。

また、市民広場が新たな魅力的な交流拠点として加わり、これからの観光に重要な役割を果たすというふうに期待しております。

また、観光面では、福岡の5つの自治体と菊池一族歴史街道づくりの広域連携事業にこぎ着けたことは、次の発展に向けての大きな足がかりと言えるものかというふうに考えております。

また、農業面では、元の庁舎予定跡地に大規模な育苗企業を誘致することに成功し、今後の本市農業との相乗効果が楽しみなところであります。

また、菊池の農業用水井手群が世界かんがい施設遺産に認定されたのも、数年がかりで取り組んだ成果でございました。

施設関係では、キクロスが完成したことで、たくさん子どもたちが図書館で勉強している姿を見ることができるのが一番うれしい成果の一つであります。

また、旭志支所を建て替え、泗水支所は改修と同時に子育て世代のために子ども健診センターを新たに設けました。

また、学校跡地も、龍門小の新たな活用と、迫水小の売却を実現いたしました。

特にご心配が多かったつまごめ荘の完全民営化が大変スムーズに実現したことは何よりもうれしい成果であり、関係者のご理解、ご協力のおかげと感謝を申し上げます。

このほか、暮らし面、福祉面、教育面において、あるいは高齢者、子ども、女性向けという切り口で、様々な取組を行ってきたところですが、長くなりますので割愛をさせていただきます。

以上、中にはまだまだ至らぬところは多々ありますが、関係各位のご協力や職員の頑張りで、一定の成果は上がってきているのではないかというふうに考えております。

一方で、課題ではありますが、もちろんまだまだ課題やテーマは山積しております。特に1期目最後の年に熊本地震が起きたように、2期目の最終年度にコロナ禍という未曾有の困難に襲われました。このコロナ禍からの早期脱却というのが今後の最

大の課題になってまいります。

熊本地震の際は、官民一体となって市民力を結集して切り抜けてまいりました。今回はそのとき以上に出口の見えない大変苦しい闘いが続くと思われませんが、このような困難な課題に直面したときこそ、その壁を乗り越えようとする必死の闘いの中から、平時とは異なる新しい知恵や手がかりが必ず出てくると私は確信しております。正面から立ち向かっていく限り、常にピンチはチャンスになり得るというふうに考えておるわけでございます。

また、コロナ後の価値観の変化等を踏まえまして、今後の本市らしい観光の在り方を根本から見詰め直し、強化するというのも重要な課題の一つというふうに思います。また、それを進める上で、鍵となる市民力の結集をどう具現化していくか、そして、それらを担う人材をどう育成するか、こうしたことも中期的には大変重要な観点であります。

以上、7年半の振り返りと課題認識ということで答弁をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（大賀慶一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） 今、市長のほうから様々なお話をいただきましたが、成果もたくさんありますが、今からの課題というのはやっぱりコロナからの早期脱却、価値観が変わっていった先にどう癒しの里を具現化していくのか。それに伴った人材育成が課題であるというようなお言葉でした。

市長の任期もあと半年でございます。4年前は熊本地震、今回は新型コロナウイルス対策と、前例のない、誰も経験をしたことのない、今、状況でございます。不安で不便な生活を強いられております、全員が。今、本市に求められているのは、必要なものは、強く、そして、人々に寄り添える心優しいリーダーが必要かと思っておりますが、市長、来年の市長選も含め、今後の考えをお聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭実君） ただいまのご質問は、市長任期を来年4月に控え、3期目に挑戦するのかという趣旨でございました。

今、私は任期をあと半年残す中、山積する様々な課題の中で、とりわけコロナからの早期脱却という極めて重い課題に直面しております。しかも、この課題というのは、感染防止と市民の安全を図りながら、かつ経済を活性化させていかねばならんという極めて難しい問題でありますので、当面は、私はこれらの課題解決に全力を傾注して、自分のことを語るのはその後にしたいたいと本来であれば考えるところで

あります。

しかしながら、このコロナからの早期脱却と経済の再活性化というのは、短期間に済むような容易なテーマではございません。一身を投げ打つ覚悟で腹をくくって全力で取り組まねばならぬテーマであるというふうに考えます。言うならば、市民を乗せた船が未曾有の大嵐に襲われているときに、操縦を替わるような無責任なことはできません。これまでに実施している諸施策の上に、新たな追加施策を連続させて、統合的な効果につなげて、確実な航路に戻すというのが、この難局に居合わせることとなった市長の責務であるというふうに私は考えております。

また、コロナ後の観光や定住ニーズにおいて、人々が求める自然の癒しと健康的な生活環境というものは、まさに本市の追い求めている癒しの里菊池の姿そのものでありまして、いよいよ癒しの里菊池の実現に向けて、自信を持って加速をさせていく局面が到来したと強く感じているところでございます。

私は本年66歳になりましたけども、幸いに体力、気力とも十分であり、また、この間、様々な経験を積ませていただき、外部の人的ネットワークも増えてまいりました。ふるさと再生にかける情熱は、8年前の初めての出馬表明のときといささかも変わっておりません。むしろ現在のような困難なときこそ一層のやりがいを感じております。

改めて、さらなる情熱と気概を持って、コロナ脱却、ふるさと再生と、真に豊かで幸せな市民の生活を実現するために、無私の心で、一身を投げ打つ強い決意で3期目に挑戦させていただく所存でございます。引き続き皆様のご指導、ご鞭撻をいただければ幸いに存じます。

以上、私の3期目に向けた決意表明とさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） 終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、平直樹君の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

明日も引き続き、一般質問となっています。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立ください。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○
散会 午後2時33分

第 5 号

9 月 4 日

令和2年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

令和2年9月4日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	田中教之君
2番	福島英徳君
3番	緒方哲郎君
4番	後藤英夫君
5番	平直樹君
6番	東奈津子さん
7番	坂本道博君
8番	水上隆光君
9番	猿渡美智子さん
10番	松岡讓君
11番	荒木崇之君
12番	柁原賢一君
13番	工藤圭一郎君
14番	城典臣君
15番	大賀慶一君
16番	水上彰澄君
17番	二ノ文伸元君
18番	泉田栄一朗君
19番	木下雄二君
20番	山瀬義也君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	芳 野 勇一郎 君
政策企画部長	後 藤 啓太郎 君
総 務 部 長	上 田 敏 雄 君
市民環境部長	笹 本 義 臣 君
健康福祉部長	渡 邊 弘 子 さん
経 済 部 長	清 水 登 君
建 設 部 長	中 村 喜 範 君
教 育 部 長	渡 邊 和 博 君
教 育 部 長	木 下 徳 幸 君

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

経 済 部 次 長	本 田 憲 仁 君
七 城 支 所 長	倉 原 安 浩 君
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一 君
泗 水 支 所 長	水 上 孝 道 君
財 政 課 長	山 田 哲 二 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩 君
市 長 公 室 長	松 原 憲 一 君
農業委員会事務局長	泉 大 助 君
水 道 局 長	安 武 邦 男 君
監査委員事務局長	山 口 浩一郎 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	歌 岡 憲 一 君
事 務 局 課 長	中 尾 孝 浩 君
課 長 補 佐	古 田 浩 敏 君
議 会 係 長	笹 本 聖 一 君
議 会 係	吉 岡 結 加 里 さん

○議長（大賀慶一君） 全員、ご起立をお願いします。傍聴席の方も、可能な方はどうぞよろしくをお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

ご着席ください。

○

午前10時00分 開議

○議長（大賀慶一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（大賀慶一君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

初めに、荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） おはようございます。議席番号11番、荒木崇之です。本日は、たくさんの方に傍聴いただき、ありがとうございます。また、各支所でも傍聴いただいているということで、本当にありがとうございます。

お願いがあります。私の後に福島議員さんが、今日の熊日に載っていましたが第3セクター問題について質問をされますので、聞いていただければ幸いです。それが終了すると、ちょうどお昼ですので、菊池の飲食店でランチを食べて、飲食業をどうか助けてください。なお、お支払いの際には、接待交際費を使われる場合はどうぞご注意いただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は菊池市の公共施設についての1本に絞って質問いたします。

今回の質問においては、市の将来負担に関わる重要な案件ですので、丁寧かつ的確な答弁をお願いいたします。

菊池市の公共施設についての質問は今回で3回目となります。最初に質問したのが6年前の平成26年12月議会です。質問の発端となったのは、平成25年3月に週刊ダイヤモンドという雑誌の「箱物が地方を潰す」という記事であります。その記事に、菊池市が全国箱物ワースト6位にランキングされました。全国箱物ワーストです。ベストじゃありません。ワースト6位にランキングされ、余剰箱物削減目標は何と80.2%、その雑誌の調査によれば、80.2%を削減しなきゃいけないと。そういう記事が載りました。

そこで、平成26年当時、市が所有する箱物が何件あり、どれだけの維持費がか

かっているのかをお尋ねしたところ、市は315施設を有し、年間の維持費が18億7,200万円との回答がありました。

その答弁を受け、お隣の合志市はいち早く公共施設削減に乗り出していましたので、合志市を手本にして、公共施設総合管理計画の策定を提案し、答弁で27年度から2か年をかけて、総合管理計画を策定する旨の答弁がありました。

2回目の質問が、ちょうど2年が経過した平成28年12月議会であります。そのときに平成28年度の菊池市の公共施設の数及び維持費を再度質問いたしました。答弁では、市が有する施設は330施設、維持費は25億4,000万円と。26年度に比べて6億6,000万円も増えていたことから、増えた理由について厳しく問いました。その答えは、平成26年当時の精査が甘く、6億6,000万もの誤差が出たとのことでしたので、専門的に公共施設削減を推進する担当部署の設置と、早急な公共施設削減を提案しました。市は公共施設削減を重要課題と考え、施設マネジメント課を創設し、公共施設削減に乗り出しました。

私のこれまでの公共施設削減に対する提案に対し、総合管理計画の策定や担当部署の設置をされたことは評価します。しかし、1つ、どうしても評価、納得できない点があります。それは公共施設白書には現在の公共施設を52.2%削減するとされています。約半分を削減するとされていますが、その期間が40年をかけて減らしていくという計画についてであります。40年というと、新卒で入った18歳の職員さんしか、この削減計画の結果、どうなったかを知ることができません。また、私もそうですが、ここにいる市議会議員が全員やめている、もしくはもう亡くなっていると考えます。そんな無責任な計画期間はどうしても了承できません。

私は、平成28年の質問で言ったとおり、10年間で約50%の公共施設削減をしないと、後世に多大なツケを回すという考えは今でも変わっていません。当時で10年ですから、あと6年しかありません。先月、7月に前回の公共施設総合管理計画から3年たって、ようやく個別施設計画、どの施設を削減するか、その施設ごとに示されました。今回は、この個別削減計画に沿って質問を行います。

その前に、お尋ねします。

令和2年3月31日現在、菊池市が保有する公共施設の数及び維持費がどれだけかかっているのか、お尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 改めまして、おはようございます。

それでは、まず、荒木議員ご質問の令和2年3月31日現在の施設数並びに維持費ということで、こちらは個別施設計画の総括版のほうに載っておりますので、そ

の数値をお答えしたいと思います。

令和元年度末は、施設数232施設、維持管理費は約12億円になっております。
以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） ちょっと傍聴の方には分かりにくいんですけども、330施設に25億4,000万が前回にかかるかと答弁されていましたが、その後、施設マネジメント課というのができて、しっかり精査をしたら、箱物系とインフラ系というのに分けられたということであります。箱物系というのが、要は図書館だとか、文化施設だとか、そういうやつです。インフラ系というのは道路とか、下水道工事とか、下水道の処理場とか、そういうのがインフラ系なんですけど、そういうことで、分けられたということで、今回、インフラ系がまだ精査ができていないといえますか、計算していないということで、箱物系について質問したいと思います。

図書館、体育館、文化施設、そういったものですが、令和2年では237、維持費が12億ということで間違いなんですか。令和2年3月31日、いいですよ。じゃあ、もう数を示しましょうか。

これについては、もう事前に聞いておりましたので、数を示したほうがいいと思いますので、数を示します。これであります。平成28年時に市が保有していた箱物の公共施設数は、箱物系でいけば285施設ですね。それにかかる維持費が11億8,900万、これは個別計画の中で出ています。一方、令和2年3月31日現在で、市が有する箱物系の公共施設は237施設というふうに下がっています。いいですか。維持費は12億100万円とのことであります。

このパネルは、前回質問した28年度と維持費を比較したものであります。市が保有する施設は285から237施設と、48施設も減少しています。非常に成果が出ているように見えるものですが、これは錯覚で、旧七城町の各行政区公民館を各行政区に移管して、農業用ハウスを民間に移管したことから、もともとほとんど維持費がかかっていなかったものを削減したからだと推察します。48施設も減ったけども、それはほとんどお金がかかってないやつだったんですよということですね。

では、肝腎の維持費です。施設マネジメントというぐらいですから、やっぱりマネジメント、お金がどれだけかかっているかというのが大事だと思うんですが、肝腎の維持費は、平成28年と比べて1,200万円増加しています。見ていただければ分かりますね。維持費11億8,900万に対して12億100万円ということにかかっていますので、この28年と比べて、箱物の維持費が1,200万円増

加している理由をお尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） まず最初に、施設数ですけれども、237施設というのは平成30年度末の数字で、令和2年3月31日現在は232施設となっておりますのを答弁いたしたいと思います。

また、施設が減っているものの、維持管理費が減っていないというか、むしろ増えているということにつきましては、議員ご推察のとおり、地区公民館や農業用ハウスなど、維持管理がかかっていない施設も多くあり、このため、維持管理費の減少とはなっておりません。逆に増加している理由としましては、平成29年度までに市役所本庁舎及び生涯学習センターの整備が完了し、それぞれの施設規模が増加したことによるものと考えております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 答弁では増加の理由を言われましたが、私の予想していたとおり、新庁舎や中央図書館の維持費が新たに上乗せとなったからであります。箱物は建ててしまえば見栄えはいいし、住民からは喜ばれるし、サービスの向上にもつながるでしょう。しかし、建設費の返済や運営費、修繕費など多額の費用が生じます。箱物ありきではなく、バランスのとれた予算編成こそが、私は最大の住民サービスだと思います。

では、話を、今のは維持費、毎年幾らかかるかの維持費、これから建て替えですよ。建て替えしていかなきゃならない。整備していかなきゃならない。その施設の更新費用に話を移します。公共施設の将来更新投資額についてお尋ねします。

市が平成29年9月に、きくち広報に施設マネジメント課が掲載した公共施設の将来更新投資額の試算表を示します。ちょっと小さいですね。これは将来、公共施設を更新する額、要は施設整備に将来どれだけ費用がかかるかをグラフ化したものであります。ずっとやっぱり右肩上がりなんですね、更新費用は。それはそうですよ。古くなっていくから、修繕せんといかんし、また建て替えとかもしなきゃいけないので、そのグラフ化したものです。

説明書きには、公共施設を40年で52.2%削減した場合、更新投資額が1,356億円、年間で平均33億9,000万円かかると。それが計画どおり減らした場合、997億円、年間24億9,000万円まで削減、縮減されると記載されています。簡単に言いますと、何もせん、減らさんならん整備費が1,356億円

かかると。年間平均33億。計画どおりに減らしたなら997億円、年間24億平均ということになります。

緑の線が削減しないままの将来の、緑の線ですね。一番上に緑の線がありますけど、何もしない、削減しないままの将来の投資額の平均は、先ほど言いましたように33億円で、赤の線が計画どおりに削減したとき、ここが目標の線なんですけど、計画どおりに削減したときの将来の投資額の平均が年間24億円となり、毎年9億円が削減できると市は計画しています。

私が気になりますのは一番下のこの青い線です。3本引いてあるんですけど、この青い線ですが、これは更新可能投資額、つまりは、今現在の菊池市が公共施設の整備にかけることができるお金を示している。今幾ら出せるか。その金額は年間平均17億9,000万円とのことであります。何が気になるかといいますと、たとえばこれから40年かけて計画どおりに公共施設を52.2%削減しても、年に必要な投資額が24億円なんです。しかし、市が出せるお金は、財政から考えると17億円になる。ということは、毎年7億円が不足するということになるんですね。

そこで、お尋ねしますが、なぜ目標を17億円にしないのか。17億円しか出せないのに、24億円を目標にしているんですよね。なぜ17億円に目標設定を持っていかないのか。これが目標で、これから下にならないと、市の財政をずっと圧迫し続けるんですよね。

また、その毎年不足するお金、7億円がずっと不足していくわけですよ。計画どおりいっても足りないわけですよ。そのお金をどこから捻出するのか。菊池市の将来を決める政策的なことですから、江頭市長にお尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の施設総合計画というのは、国の指針に基づくものでございまして、本来であれば、個別の施設計画を地域の人とお話をして、これはもうやっぱり欲しいでしょうけど我慢してくださいと、あるいは、こっちのほうにもう統合させてくださいと、こういうお話をしながら、個別計画を重ね合わせて、積み合わせて、全体計画に持っていくというのが本来であります。

その結果、まだ足りませんと、申し訳ないけども、これもまた削らせていただけないだろうかと、こういうふうなやりとりの上でつくるべき話でありますけども、今回は国の指針によりまして、まず全体計画を出しなさいという形で始まったわけでありまして。

まず一定の見込みのもとで、言わばマクロの概算見込みで計量をつくって、その

後に個別施設計画を今策定したわけでありませぬけども、この個別施設計画というのは、まだまだ行政の視点だけでつくった、言わばこれからの議論のたたき台なわけでありませぬ。ですから、当然今、私どものこれからの財政見込みに比べると、まだ多いわけですね。ですから、これを1つのたたき台として、住民の皆さんにお諮りをして、今のままじゃいけませんよと。

1つには、削っていく。もう一つは、財政の部分をどう強くしていくか。収入をどう上げていくか。こういうことのバランスをとりながら、これからお話をしていかなければいかんわけでありませぬから、まさに、やっとそのスタート点に、今、私たちが立ったというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 荒木議員がおっしゃる、2017年の9月号の広報きくちでございますけども、こちらの中には、施設担当職員の人件費、また、工事請負費等も含まれた金額でお示ししておりました。ただ、この分については、年度により大きな金額の差が見られたため、現在、経費仕訳の考え方を精査しており、これらを除いた額でお示したところでございます。よって、今年度、菊池市公共施設等総合管理計画の個別施設計画第1期の総括版においては、その金額を差し引いたところで、更新投資額等をお示したところでございます。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） すみませぬ、私、何を言っているか、さっぱり分からないので、暫時休憩して、施設マネジメントに尋ねられたらいいと思うんですけど、簡単な話なんですよ。33億、今かかるわけですよ、何もせんならですね。何かしたなら24億に下がる。目標がそこ。ただ、17億円しか払えない。じゃあ、その差額の7億円をどこから持ってくるんだと、そう言っているだけなんで、それをどう考えられているのか、7億円をどこから捻出するのか、それをお尋ねします。

これは、決して個別とかマクロとかの話じゃなくて、全体の話ですよ。全体で更新額が24億を目標としているけど、17億しか払えないと。7億どこから持ってくるのか、そこを聞いているだけなんで、的確に答弁をお願いします。

○議長（大賀慶一君） ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前10時22分



○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 失礼しました。先ほどのようなご質問の中で、まず17.9億円というのは総合管理計画の策定時点で、直近の4年間、平成23年度から26年度の公共施設、箱物の整備に要した費用の平均値を表しております。そのとき、7億円という差が出たときに、それから個別計画の見直し等を図ってまいりまして、7月の月例会において報告しましたように、個別施設計画において、改めて更新費用の整理を行っております。その結果として、更新投資可能額を40年で997.5億円から約701億1,000万円としたところでございます。これは更新の施設の長寿命化等を考えて取り入れたことでありまして、その平均をしてみると年間17.5億円となり、当時の試算に近づいたところでございます。

今後も、市の中期財政試算との調整や、定期的な計画の見直し、ローリング等を図りながら、費用の平準化を図りつつ、公共施設の更新について実効性を高めていきたいと考えております。

また、将来にわたり、公共施設等を適切に管理するための財源として、有利な補助金や地方債の活用と、公共施設整備にかかる基金創設等も検討してまいりたいと考えます。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 分かりやすく言うと、施設を60年使えるものを80年使いまししょうと。40年のものを60年に延ばしまししょうと。そういつて、少しずつ平準化するというか、公共施設の使用を平準化していつて、それを長寿命化計画というんですけど、それをやろうということなんですが、ただ、長寿命化計画は、確かに国が進めています。ただ、落とし穴があつて、長寿命化をしない場合、建物を建てました。それ起債、要は借金しました。国から借金しました。いつ返済のピークが来るかという、6年目で来るんですよね、大体。ずっとピラミッドみたいに上がってくるんです。6年目にその建てた建物の借金返済のピークが来る。これは間違いないこと。長寿命化した場合には、借金が29年目でピークを迎えます。ずっとじわじわ上がっていつて、29年目に・・・なるということは、私はただの先送りだと思っているんですよ。29年後、誰もいないじゃないですか。だから、私

は長寿命化は、やっぱり全てを長寿命化するんじゃないかと、松岡議員がいつも言われるように、有利な起債等をしっかり見ながら、見極めながらやっていく。そして、減らした、削減した施設の維持費を今度は更新費用として積み立てていく。基金として積み立てていく。そういうことも施設マネジメント課は考えなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

答弁がありました。毎年7億円不足する。それに大体毎年起債を起す。借金すると言ったほうがよいでしょうか。まさに、これこそ、子や孫たちに負担を残すことではないでしょうか。

市長は菊池市の財政は健全ですと言われていましたが、令和元年度の監査意見書を見ますと、公債費負担比率が19%を超えていて、財政構造の硬直化により、一步一步危険な状況に進んでおります。

また、菊池市の将来ビジョンでは、2040年人口4万1,329人、2060年人口3万7,264人です。令和2年7月現在は人口4万8,120人ですから、20年後には6,800人が減、40年後には1万1,000人が減少するのが見込まれている中で、そのようなときに、果たしてこの施設を維持していけるのか。それだけ税収も減ります。人間が減れば税収は減る。当然のことです。そのようなときに、果たして財政がどうなっているのか、不安でたまりません。

そこで、市長にお尋ねしますが、この目標額の見直しですよ。24億9,000万の目標額の見直しが必要だと私は考えます。先ほど総務部長が言われましたけど、しかし、もう一度精査してしっかりやらないと、自分たちでつくった計画でさえ、私の質問に答えられない。こんな計画は計画とは言わないから、もっと精査して、もっと切り詰めるところは切り詰めて、更新費用が本当に幾らかかるのか、目標額の見直しが必要だと考えますが、市長、その考えはあるか、お尋ねします。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） お答えいたします。

先ほど40年間でのシミュレーションを行ったということをご説明しておりますけども、これは国の指針によりまして、長期にわたって、まず展望を持ちなさいということですので、そこで出した数字というのは、もう議員がおっしゃるように、40年後にどうなっているかというのは、実は誰も分からないわけでありませ

ただ、一定の前提のもとで、40年間にどういうものが期限が到来して、それを長寿命化できるものはやっとならして、その結果がどうなるのかという形で1つの数字が出てきたわけでありませ

ということではなくて、あくまで経済環境等は変わっていきますので、10年は1つのめどとしながら、今後の市の中期財政試算との調整であるとか、定期的な計画の見直し、これはローリングと呼んでおりますけども、それを反映しながら、費用の平準化を図りながら、公共施設の更新についての実効性を高めていきたいということですから、不断にこの数字というものは見直ししながら進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） では次に、冒頭にお話ししました、7月に示された削減個別施設の中身について質問を続けます。

どういうことかといいますと、これは一番市民の皆さんに関係あることで、どこの施設を削減するか、どこの施設を統合するか、それがもう向こう10年のやつが、この前、議会に発表されました。その施設が79施設あるわけですけども、その計画の中の7ページ目に、2026年までに、令和で言いますと令和8年までに廃止や統合を計画している79の公共施設の一覧表、こういうのがあります。

では、まずこの79の公共施設を廃止、統合といった業務をどこの課がしていくのか、それについてお尋ねします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 79の施設の推進担当課はどこかということですが、公共施設等総合管理計画において、計画の推進に当たっては、行政改革推進本部において全庁的な方針決定を行うこととしております。また、計画の進捗管理を行う施設マネジメント課と公共施設の所管課との連携のもと、計画を推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 答弁で、公共施設削減のこの業務、新たな業務になるわけですが、それを行っていくのは所管課、それをサポートするのが施設マネジメント課というふうな感じだと思いますが、つまり、体育施設であれば社会体育課、文化施設であれば生涯学習課となるということですが、では、79の削減表に基づいて、実際、具体的に施設名を挙げて、質問を続けたいと思います。

まず、削減施設一覧表の23番、エコヴィレッジ旭です。この施設は、旭志地区

にありますRDFと呼ばれるごみ処理工場ですが、もう来年から稼働しません。来年度から稼働しません。2024年、令和6年に廃止とのこと。廃止といっても、巨大なコンクリートで覆われた工場であります。これには多額の解体費用を要すると思いますが、解体費はどのくらいを見積もっているのか、また、跡地をどのように利活用されるのか、その計画についてお尋ねします。

○議長（大賀慶一君） 市民環境部長、笹本義臣君。

[登壇]

○市民環境部長（笹本義臣君） 改めまして、おはようございます。荒木議員からのエコヴィレッジについてのご質問が出ておりますので、お答えしたいと思います。

エコヴィレッジ解体費用はというご質問ですが、先ほどから出ております個別施設整備計画、これに基づきますと、大体1億3,000万円ほどを考えております。

ちなみに、廃止までの流れを若干説明させていただきます。

今おっしゃいましたように、エコヴィレッジ旭につきましては、平成3年の4月1日から菊池環境保全組合の新環境工場の供用を開始いたしますので、令和3年の3月31日、来年の3月31日をもちまして、施設を閉鎖することにしております。

同施設につきましては、環境課所管の個別施設計画におきまして、工場棟内に設置されましたRDF製造のプラントや管理棟などの解体を含めまして、施設の廃止に関する協議及び廃止後における跡地利用の検討を行うこととしております。

検討に当たりましては、施設が立地しております周辺、麓6行政区になりますけれども、この行政区の皆様並びに関係機関におきまして連絡調整を図りながら、菊池環境保全組合の新環境工場整備事業への進捗を進めていきたいというふうに方針を立てているところでございます。そして、議員おっしゃいましたように、令和6年の解体工事完了を計画しております。

解体の積算等については、ここは、RDFの製造プラントがある工場棟の解体につきましては、一般的な建物と比較しますと、関係法令に基づいた特殊な作業をやるということが必要になっております。現時点での計画といたしましては、ダイオキシン類の濃度などの事前調査を行いまして、その調査結果を踏まえた解体計画書に基づき、解体に要する費用の正式な算出をしたいというふうに考えているところでございます。

施設閉鎖後の跡地利用につきましては、先ほど申し上げました麓地区の6行政区と締結しております覚書がございます。この覚書に基づきまして、行政区と事前に協議を行い、できる限り地域住民の皆様の意見を尊重していきたいというふうに考えているところでございます。

ただ、現時点におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、現在、予定しておりました会議を延期しております。会議形式による協議の場を持ってない状況ではございますけども、本年の7月下旬に跡地利用に関する本市への要望事項など、関係行政区内での意見の取りまとめを今現在お願いをしているところでございます。

今後につきましては、県内及び本市における新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえまして、関係行政区等との協議を重ねながら、早期の跡地利用の方針決定に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 市民環境部長、笹本義臣君。

[登壇]

○市民環境部長（笹本義臣君） 大変申し訳ございませんでした。最初、エコヴィレッジ旭につきましてという出だしのところで、令和3年4月1日というのを平成と呼んでしまいました。申し訳ございませんでした。おわび申し上げて、訂正申し上げます。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） エコヴィレッジ旭の解体については1億3,000万、またお金がかかるということですが、ただ、これもダイオキシンの関係で、調査してみないと分からないと。しかも、跡地利用については、麓地区と話を今からしていくと。ただ、その話がコロナによってできないということではありますが、ただですよ、そもそもエコヴィレッジ旭の稼働を止めることは、平成25年11月の議会で、菊池市全域が環境保全組合に加入することが決定していたことで分かっているはずなんです。だから、6年前からそれをやっとならばよかったですよ、ずっと。この6年間、廃止や利活用を旭志地区と協議する時間があったのに、されていない。そんなことで、あと3年で、6年何もやってないのに、あと3年であの巨大な施設の廃止をやり遂げられるか疑問であります。

それでは、もう一つの個別施設をお聞きします。70番、これもかなり市民の方には影響がありますね。菊池市営重味グラウンドです。令和3年に廃止とあります。来年です、もう。令和3年に廃止とありますが、このグラウンドの廃止をしても、市が所有しているのであれば草刈り等をしなきゃならないので、管理費は発生します。それはもちろんエコヴィレッジ旭についてもそうです。それでは削減していることにはならないと思いますが、廃止ということは、売却という意味でよろしいのか。廃止の定義をお示してください。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） 改めまして、おはようございます。それでは、荒木議員の質問にお答えさせていただきます。

重味グラウンドの廃止の考え方についてでございますが、社会体育課では、令和2年3月に菊池市社会体育施設の個別施設計画を策定し、施設数の適正化を進めていくところでございます。

今回、ご質問の重味グラウンドが廃止の予定となっておりますが、地元移管または企業売却等を考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 確かに、個別削減計画の6ページには、方針設定の考え方という部分があります。そこに、1、廃止というのは、施設であれば解体や売却等の処分を検討しますと書いてありますので、今言われたように、廃止というのはもう売却ということなんですよ。ということは、令和3年に市では売却を終えるという計画になっています。あと1年です。

お尋ねします。重味グラウンド売却について、住民の方の説明会は行われたのか、また、売却について、地元のコンセンサス、同意は得ているのか、お尋ねします。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、再質問のほうにお答えをさせていただきます。

本来なら、本年度から地元との合意形成を図っていきたいというふうに考えておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大によりまして、現在のところ、地元などへの協議はできておりません。今後、地元の区長さんや周辺住民の方々との会合を開きまして、計画の趣旨を説明し、重味グラウンドの方向性を協議していききたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 私は、重味グラウンドについて、来年廃止の計画なのに、コロナがあるとはいえ、いまだ地元は何の説明もされてないということではありますが、平成28年12月議会で、私は市民に公共施設削減の周知をすべきだと質問しました。とにかく定期的にやってくださいと。

江頭市長は、議事録の276ページで、「住民の生活に大きなしわ寄せが来てはいけませんので、まず資料を配布するべきだというお話があって、それはもうそのとおりだと思いますが、こういう問題は、やはり私は配布だけではもう極めて不十分だと思っていますので、関係団体あるいは地域の方々に、丁寧にやっぱり個別に説明していくことが必要であろうなと思います」と答弁されているんですよ。

だったら、重味地区の方に、実はこういう計画で進んでいますということを文書なりで、チラシなりで先に出しとって、説明会は追ってやりますとか、そういうことができたのではないかというふうに考えております。来年に本当に廃止ができるのか、売却まで持っていけるのか、それからもう計画がずれますから、そこはしっかり考えていただきたいなと思います。

それぞれ所管が違う2つの今後の削減計画について質問しましたが、答弁を聞いてのとおりであります。この公共施設削減計画を作成した施設マネジメント課の危機感は、担当課に伝わっているのでしょうか。やはり職員間で公共施設削減に対する考えに温度差があると感じます。それぞれの課で管理している公共施設削減業務を進めることが私はできないと思っています。公共施設を所管する担当課にとっては、施設の管理に手がいっぱいの状態の中で、将来的なマネジメントまで計画することは現実的に不可能であります。何よりも一番大切な地域のコンセンサス、住民同意を得るための説明会も開かなければなりません。

さらに、その公共施設を利用する団体、例えば体育施設であれば体育協会や文化協会など、今まで付き合いのあった団体に対して、この体育館、あしたから使えなくなりますと、来年使えなくなりますと、言いにくいことを交渉できるでしょうか。そこには、やもすれば、この議会にはいないと思いますが、自分のところだけは、施設だけは廃止しないでくれと市議会議員が言ってくるかもしれません。

実際、公共施設削減の先進地である神奈川県秦野市の志村課長にお電話で、住民同意を得るまでに1つの施設でどれほどの期間を要しましたかというお尋ねをしました。その秦野市の志村さん、ちょっと紹介したいんですけど、こういう本を出しているんです。もう先進地のこの人、スーパー公務員と言われている人で、私も会いに行きました、総務委員会です。ね。「自治体の公共施設マネジメント担当になったら読む本」、3,000円しますけど、これ、全職員買ってほしいぐらい、危機感を持ってやっていただきたいなというところでもあります。最短で聞いたら2年、やっぱり十数回に及ぶ、本当に小さな公園ですよ。小さな公園を地元に移管するのに2年、それで十数回に及ぶ住民説明会を開催するに至ったとのことでした。

私は、削減を実行し、担当する課は別に設けるべきだと指摘して、削減計画を実行に移すに当たって、次の3点について提案いたします。

1点目、公共施設削減のノウハウを持つ民間の研究機関を参入させるということです。ここにおられる幹部の方は、幹部クラスの職員さんでも、体育館など公共施設を建設したことはあっても、削減したことがある人はほとんどいないと思います。ですから、何から始めていいかわからない。市の職員には人事異動はつきものですから、公共施設削減に意欲的な職員から消極的な職員に担当が替わったら進まなくなるでしょう。ですから、ノウハウを持った民間の研究機関を入れることで、異動に関係なく進めることができると考えます。

2点目に、庁内を横断する組織を設置するという提案です。先ほど削減を各担当課に任せる危険性については触れましたが、水は低いほうに流れていきます。担当課に任せていたら、自らに厳しい仕事を課すようなことにはならず、目標設定を、削減目標を達成できなくなります。そこで、その会議のトップに、市長の腹心でもある副市長を据えて、メンバーに部長クラスを加え、まず推進会議というのをつくれます。推進会議をつくって、その下部組織に削減チームを、これは課長級、各課の課長級で、各組織関係なく、課長級で構成するような横断的な組織の設置を提案します。この方法は公共施設削減の先進自治体でもある神奈川県小田原市や、東京都小平市が導入しています。

最後の3点目は一番大事です。住民に対して10年間で79の公共施設を削減することを早期に発表する。神奈川県秦野市では、平成23年から31年まで約8年間、「5分で読める「一から分かる再配置」」と題して、毎月ホームページに掲載して、公共施設削減の啓発をされていました。常に広報やホームページで周知することはもちろん、関係する団体や地域には説明会を定期的を開催し、住民同意を得ていって、同意が得られた施設は、もう計画期限を待たずにどんどん削減していく。そういうことをやられております。

以上、3点を提案しましたが、これを実行する考えはあるか、お尋ねします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 私のほうから、まず職員体制について、今、ご提案ありましたようなところの体制につきましては、今後、必要に応じ検討していきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、私のほうからは、外部機関を使う考えはないかということに対してお答えをいたします。

この公共施設の削減というのは大変重いテーマでありまして、全体的な財政面、将来を考えますと、やはり果敢に実行していく必要があると同時に、地域の方にとっては、本当に地域の絆のよりどころになっている部分もあったり、交流や健康の礎になっているような拠点もあるわけでありまして。こうしたことのバランスをとりながら進めていかねばなりませんので、一番大事なことは、数字と同時に住民の思いにきっちり寄り添って、住民ニーズをすくいながらも、財政全体とのハーモニーをつくり出していくということが非常に大事だと思います。

そのためには、地域のありようというのがよく分かって、地域の人とも親しく、もう肥後弁で通い合えるような、そういう関係というのが非常に大事だと思います。外部で来た場合、えてして、削減自体が目標化しかねない部分もあるのではないかと。非常に冷たい、血の通わないような、企業でいうところのリストラ断行のような形になっては本末転倒ということにもなりかねませんので、今のところは私たち職員で丁寧に丁寧に地域の方のご意見を吸い上げながら進めていきたいというふうに思っております。最後におっしゃったその地域住民への啓発という点も、全くそういう意味では同じであると思います。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 私がなぜしつこく公共施設削減を質問するかといいますと、やはり菊池市の財政が非常に厳しいと考えるからです。実際、財政の健全化を示す経常収支比率は、平成30年度の94.4から97.3にまで上昇しています。経常収支比率については、もう議員の皆さんはもちろん理解されていると思いますが、地方税など毎年入ってくるお金に対して、人件費と扶助費、それと公債費、借金です。ね。など必ず払わなければならないお金の比率を示していますが、分かりやすく家庭で言いますと、100万円の収入に対して、家賃とか電気代、水道代など生活をするに当たって使うお金、必要なお金がもう97万3,000円、使い道が決まっているということなんです。菊池市はですね。ですから、外食したり旅行に行ったりする自由なお金というのが2万7,000円しかない。家庭に例えればということになります。

ちなみに、この経常収支比率の全国平均は92.8ですので、菊池市は全国平均よりかなり悪い。もう100を超えたら危ないですから、人吉は超えていますけど、もう100は目の前だというふうに私は考えます。

さらに、ちょっと前にも触れましたが、公債費負担比率の上昇も危険ラインに迫っています。どういうことかといいますと、先ほど毎年払わないといけないお金、

これが義務的経費とありますが、その中の義務的経費、絶対払わなきゃいけない中のお金の公債費の割合、要は借金返済が義務的経費の19.2%を占めています。この国が示している警戒ラインは15ですから、うちはそれを優に超えて、危険ラインと言われる20%まで迫っていますので、極めて借金割合が高いということです。令和元年度の決算額を見れば、職員皆さん全員の人件費より借金返済額が多いことが分かります。

そこで、市長にお尋ねします。

平成29年のときの市長選挙においても、広報きくち29年3月号においても、菊池市の財政は合志市に次いで県内2番目か3番目に健全だと言われていました。今さら言っていないと言われませんかと思えますね、ここにありますからですね。

そこで、お尋ねします。あれから3年経過しましたが、今でも菊池市の財政は合志市に次いで健全だと市民に言えますか、簡潔にお答えください。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） お答えいたします。

財政の健全化を見る指標としまして、これは国から出されておりますけども、健全化判断比率というものがございまして、その中に実質赤字比率であるとか、連結実質赤字比率、赤字の割合でございまして、それから、実質公債費比率、それから、将来負担比率、これは将来、自分の力でお金を返せるだろうかと、そういう意味でありますけども、その4つの比率がございまして。

今、おっしゃったのは28年でしたかね。多分数字自体はそのちょっと前の数字であろうと思っておりますけども、その時点においては、諸先輩、それから過去の職員OBの皆さん、いろんな方のご努力で非常にいい状態にございました。今も菊池の財政状況はそんなに危ういとか、そういうことではございません。ただ、この合併に伴うプロジェクトが非常に遅れ遅れできてまして、もう10年以上近くたって、私の代になって、例えば庁舎であるとか、図書館であるとか、市民広場であるとか、いろんなことに着手し始めたのが私の就任した年であります。

ただ、有利な地方債等を活用することで、非常にこの負担を軽く軽減するようなやり方でやってきております。ただ、どうしても今の時期に集中しまして、また、この間に合併したときの言わばボーナスである、これは合併特例債と、それから経過措置として、それで合併したんだけど、それぞれの自治体の計算上で交付金をあげようという計算でありますけど、その特例が終わってきたわけですね。そういうことで、今、足元のほうで非常に借入れの負担が増えてきたということでもありますけども、これはもう今後数年で平準化されていきますので、この数年は少しき

つくなつたということでもあります。

しかしながら、赤字は当然まだございませんし、それから、借入れの比率も、表面借入と実質借入というのがございまして、有利な借入れを使っておりますから、表面的には借入れが増えても、その返済部分の多くを国が払ってくれる、資金をくれるというものを活用していますので、実際には実質公債費比率というのは10.5%ということでございます。

また、将来負担比率という将来の負担を示すものがございすけども、これは合志市と同じく、今までそれがマイナス、つまり、非常に借金の将来負担はないということでございます。

今、集中したことで、若干4という数字が出てきていますけども、これは危ないよと、注意しなさいという水準は350ということでございますので、引き続き、ご心配をいただくような状況にはございませんけども、しかし、将来のことを考えますと、しっかりと財政基盤を今のうちにつくり上げておくということは間違いのないことだというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 今、借金のピークが今来ているとおっしゃってたけど、借金のピーク、令和5年に来るんですよ。そのとき、36億以上返さなきゃいけないんですよ。どうやって返していくのかと。今ピークが来ているという答弁は、私はちょっとおかしいと思いますね。

それと、実質公債費比率10.2だから大丈夫だと。20以下だから大丈夫だとおっしゃっているけど、全国で10を超えているところは26%しかないんですよ、実質公債費比率を。で、もう18以上、これ起債を起こせないところ、それはもう僅か1%なんですよ。

これ、体に例えますけど、私、5年前に痛風になりましたけど、3年連続、3回目の出場をして、これは駄目だなと思ってやりましたけど、6.9で出たんですよ。7で大体痛風というんですけど、6.9、6.8で出るんですよ。ということは、財政も一緒なんですよ。あ、20まで大丈夫と行って、ずっと引っ張って、どんといきますから、やっぱりそのときに体だったら薬で治します。でも、財政だったら市民に痛みを伴う、そういう覚悟で私はやっていただきたいなというふうに考えているところであります。

最後に、令和2年7月20日に、東洋経済新報社が毎年行っている全国財政が健全な都市ランキングトップ200を発表しました。これは都市データパックという

本を基にランキング付するものです。この都市データパックが中央図書館には蔵書してありませんでしたので、県立図書館まで行って調べてきました。

私、個人的には10万円の椅子を買うお金があるのなら、このような書籍を充実してもらいたいと思います。

話を戻しますが、この財政健全な都市ランキングトップ200に、熊本県で合志市が唯一ランキングしています。全国821市中、合志市は164位であります。ちなみに、熊本市が201位となっています。気になる菊池市ですが、気になるでしょう。全国821市中、収支は221位、弾力性639位、後ろから数えたほうが早い。財政力655位、財政基盤489位、将来負担474位、総合、何と585位という結果で、ちなみに、阿蘇市の507位、玉名市の580位よりも下とだけ申しておきます。

このデータを分析して見えてきたことは、公債費である借金が増え、公共施設の維持費や更新費などの将来負担が増えることを考えた場合、菊池市の財政はこれから急激に悪化の一途をたどるということでもあります。

先日、こんな言葉が居酒屋のトイレに貼ってありました。我がさえよければという精神が国を滅ぼす。私たち現在の市民は、将来の市民に対して無責任であってはならない。そのことを申し上げて、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（大賀慶一君） これで、荒木崇之君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午前11時12分

開議 午前11時21分
○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 皆さん、こんにちは。おはようございます。福島英徳でございます。

本日は、前回6月議会で行った一般質問におきまして、満足な答弁をいただけませんでしたので、再度質問いたします。

まずは、6月議会での一般質問のおさらいをいたします。

七城温泉ドームの設立目的として、地域住民の憩いの場として、健康福祉の充実や地域の活性化を目的とするとの答弁がありました。

また、毎年黒字決算にもかかわらず、なぜ利用料金の値上げや営業時間の短縮及びフリーパス券を廃止する必要があるのかの質問に対して、前年度、平成30年度は大幅赤字で、本年も大幅赤字が見込まれている。このような状況から、経営努力だけでは厳しく、料金値上げと営業時間短縮に関しては理解を求めると市長からは答弁されました。

そのように、厳しい経営であるならば、後に述べます接待交際費の使い方の問題、また、赤字にもかかわらず、昨年度は従来どおりに配当されている。それらの改善が優先ではありませんか。

改めて、温泉ドームを運営する七城町振興公社の経営状況に関する分析を示します。

まず、平成30年度の貸借対照表におきまして、流動資産が1億5,500万円あり、流動負債は3,400万円です。流動比率は4.4で、流動負債比率は22%程度です。この数値は超優良企業だと前回の6月議会でも申しました。

ところが、市長からは、流動資産が多いではないかとの質問だが、施設は市の所有であり、固定資産を基本的に持たないため、資産のほとんどが流動資産になると。また、現金が多いように思えるが、飲食業を行っており、当然仕入れが先行し、その運転資金に使うわけで、常にその金額を余して貯金通帳に残しているのではないとの答弁でした。流動資産と流動負債の関係性に対して固定資産を持ち出され、論点をすり替えられた感じでした。

私が申しているのは、流動負債に対して4.4倍もの流動資産を持っている体力のあるときにこそ、市民サービスのさらなる向上が必要だということです。また、飲食業を行っており、仕入れが先行するため、運転資金に回しているとの答弁でしたが、すぐに支払わなければならない費用、要するに、仕入れ等のお金が流動負債として計上されているわけです。その流動負債率が22%にも満たない。釈迦に説法かもしれませんが、再度申します。一般の企業の場合、この流動負債率が60%程度でも優良企業です。温泉ドームは市民に対する福祉施設でもあり、市の出資比率85%の第3セクターです。流動負債率が100%であっても、サービスの充実を優先させるべきではありませんか。

また、令和元年度、昨年度の決算では大幅赤字だと答弁されましたが、令和元年度には改修工事により、令和2年1月15日から3月19日まで、65日間休館しておりますので、その間の利用料収入はほとんどありません。営業日数で約18%減です。平成30年度と令和元年度の損益計算書で比較しましても、1億4,600万円から1億1,600万円に減っており、約20%減で、ほぼ減少率は同率です。要するに、利用者数が減った分、マイナス計上になったと考えられます。実際、

令和元年度は経常損益でマイナス2,440万円計上されており、流動資産の現金及び預金が3,800万円減っています。しかし、流動比率は3.7で、流動負債率も27%と健全で優良です。このように、利用者数が減れば、その分が収益減になる構図であるにもかかわらず、なぜ利用者を減らすような方針に至ったのか理解ができません。

それでは、質問いたします。

まず、利用料金値上げと営業時間の短縮について、前回答弁をいただいています。再度お示しください。

併せて、フリーパス券を廃止した経緯についてもお示しください。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） 改めまして、おはようございます。それでは、ただいまの福島議員のご質問にお答えいたします。

本年第2回の定例会での福島議員の一般質問の答弁に重複する部分もございますけれども、まず入場料金の値上げにつきましては、平成30年第4回市議会定例会において、上限額を改正する条例をご承認いただいたところでございます。

その後、本年3月の議会審議会において入場料及び営業時間の改定についてご報告をしておりますとおり、値上げにつきましては、人員不足による人件費の見直し、施設の老朽化による修繕見込み、消費税増などの理由により承認したものでございます。

また、営業時間の短縮につきましては、従来21時間営業で十分な換気が行えないことや、各種設備も長時間稼働したままであり、建物や設備に大きな負担がかかっておりました。また、深夜から早朝の営業に関しましては、利用料収入に対し経費が2倍以上となっており、健全な経営を目指すためにも、利用料金値上げと営業時間の短縮の申請があり、これを承認したものでございます。

次に、フリーパス券を終了の経緯ということでございますが、先ほど申し上げました入場料金値上げと同様の理由により、七城町振興公社の経営改善策の1つとして、本年5月末で廃止するという決断に至ったものであるとのことでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 利用料金値上げに関しましては、前回同様の答弁でございました。

営業時間の短縮につきましては、前回は深夜料金、要するに、深夜営業がコスト

高の大きな要因だとだけ述べられておまして、乾燥等の換気のためというのは述べられておりませんでした。これは後ほどお話しするといたしまして、それでは、再質問いたします。

フリーパス券の発行数をお示してください。令和元年度分だけで結構です。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、令和元年度のフリーパス券の発行数につきましてお答えをいたします。

令和元年度のフリーパス発行数につきまして、延べ995枚、995名の方が購入しておられると聞いております。月平均にいたしますと82名の方が利用されていることとなります。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 年間995枚、995名とのことですが、1枚4,400円で販売されていますため、437万8,000円が先に受け取れる。前受金と言ったほうが分かりやすいかどうか分かりませんが、事前に収入として入れられるわけですね。じゃあ、経営者側は先にお金がもらえる。フリーパス券を買った人は、1か月間何回でも入れる。双方にメリットのある、このようなよいシステムをなぜ廃止したのか、私には疑問で仕方ありません。

ちなみに、令和2年の1月から3月は休業、休館の影響もありまして、販売数は激減しているようですね。通常であれば550万円ほどの収入になったんじゃないかと考えられております。

先ほどの答弁では、フリーパス券を廃止した経緯をちょっと述べられたんですけども、あんまりその理由としてはどうかな、その料金値上げと一緒にというふうにおっしゃったんですけども、これ、今年の5月に知ったというふうな答弁でしたっけ。5月で答弁されましたっけ。

そうなんですよ。七城町振興公社の議事録を見ますと、令和2年5月11日の取締役会で承認可決はされています。入場料の値上げや営業時間短縮に関しましては、遡って令和元年10月の取締役会で承認可決されておりましたが、フリーパス券については、当時、何も触れられておりません。その後、令和2年5月11日の取締役会まで、一度もこれは取上げられてない案件です。で、5月11日に突如廃止を決定されています。6月1日から廃止なので、僅か3週間前に突如決められたということなんですよ。七城温泉ドームの利用料金設定は議会の承認を得られてい

ます。これは前回の市長から答弁がされました。

今、部長からは、フリーパス券の廃止も利用料金の値上げに準じてというような答弁だったと思いますが、そうであれば、フリーパス券の廃止も議会での決定が必要だと考えます。これは議決が必要だったんじゃないでしょうか。市長はどうお考えですか。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） お答えいたします。

温泉ドームの利用料金でありますけども、利用料金については、議会の承認が必要ですが、これは条例で定めておる関係上、上限額ということでご承認をいただいております。その範囲の中で当社が設定をするということでありまして、今、条例で決めた上限額よりも下回った形で、少し当社として努力しながら、なるべく小幅の上げでとどめているということであります。

あくまで、私どものほうからの料金に対する許認可は上限額でありますので、このフリーパスというのは、その範囲の中で当社が営業政策の観点から判断する話でありますので、私どものほうとしては、これについて特段コメントする立場にはございません。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 先ほどの部長答弁では、このフリーパス券の廃止というのは、利用料金値上げに準ずるようなことを答弁されたわけなんですよ。このやっぱりフリーパス券というのは、非常に前回の一般質問の後、反響がございまして、何とか復活してくれないかという言葉をいただいております。

そこで、改めて、確認のためにお尋ねします。

フリーパス券の復活を再考する気はございますか。これは市長ですよね。お願いします。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） フリーパスの復活の考えはないかということでございますけども、これはあくまで、この当社の会社運営の経営判断上の問題でございますので、そういうご要望があったということはしっかりと伝えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 長としては、これはしっかりと答える義務はあると思いますが、多分同じような答弁になると思いますので、次に質問いたします。

まず、深夜営業がコスト高の大きな要因になっているとの理由で、午前1時から午前7時まで、七城温泉ドームの方針で閉館されていますが、その時間帯の利用者数を把握されていれば人数をお答えください。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、ただいまの深夜営業の午前1時から午前7時までの利用者数、平成31年度から令和元年12月まででございますが、1年間の午前1時から午前7時までの利用者数につきましては、計2万2,311名の方が利用されておられまして、月平均にいたしますと、1,859名となっております。

指定の時間で1日に換算いたしますと、約62名の方が利用されていることになります。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 平成31年1月から令和元年12月までの1年間で2万2,311人、月平均1,859人、1日平均60人以上も利用されているわけですよね、この深夜帯におきましても。この多くの方々の癒しや楽しみを、黒字経営にもかかわらず、営利目的のために奪ったわけです。3セクとして市が面倒を見ているのに、住民サービスをなくすのであれば、単なる営利企業であって、行政が補助するのはおかしくありませんか。これに関しましても、前回、江頭市長からは再考する理由はないと答弁されましたが、今でも見直す考えがないのか、市長、お聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今のはフリーパス……（発言する者あり）深夜営業ですね。分かりました。

深夜営業につきましては、前回は答弁をしていると思いますが、利用客が深夜のほうは非常に少なくなりまして、ただ、職員はきちんと充てなきゃいけません。そして、経費が非常にかかるものですから、時間当たりで見ると非常に効率が悪いということで、全体的にはやっぱり当社の収益効率の足を引っ張るような形になっ

ておりましたので、時間短縮になったということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 今のは、営業時間短縮に関しては見直すことは考えてないというふうを受け止めます。

この深夜営業については、先ほど部長からは施設の保護という観点のことも申されました。ただ、確かに安全面から考えますと、当然必要なことじゃないかと思えます。ただ、もう20年以上もこの21時間営業というのをやってきたわけですよ。だとすれば、もう随分傷んでいるんじゃないかとは思えます。その21時間営業を午前1時から10時まで休ませることをすることでどうなるかというのは、どういう検証をされたのか、また別途の機会に聞かせてもらいたいと思えます。

先ほどの市長の答弁に関しまして、まず、市民サービスを念頭に置いた上で、確かに深夜営業の時間帯の変更ですとか、利用料金というのを上げたばかりですので、そう簡単にできないかとは思えます。ただし、フリーパス券だけでも復活させることは、私は容易にできるんじゃないかと思えます。発行したらいいだけなんです。再考する必要は十分にあると思えます。

しかし、再考の理由はないとのことですが、昨日市長は、再度、来年の市長選に出馬すると表明されたわけですので、市民に寄り添った方がいいんじゃないかとは思えます。

○議長（大賀慶一君） ここで、換気等のため、10分間休憩します。

○

休憩 午前11時44分

開議 午前11時50分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、先ほどの福島議員に対しての答弁で、経済部長からと市長からの発言の申出がっておりますので、これを許します。

経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） 先ほどフリーパス券の廃止につきまして、入場料金値上げ同様の理由でありと申しましたように、フリーパス券につきましては、あくまで七城町振興公社の経営判断であると認識しているところでございますので、その旨お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 先ほどの私の最後の発言に対して補足をさせていただきます。

私の発言の後、福島議員のほうからまとめとして、市長は、前回の議事録同様、フリーパスについて再考の余地はないと結論づけたという話でまとめられましたけれども、フリーパスについては、そもそも前回も言及しておりません。私の議事録を見ていただきたいんですが、値上げ及び時間短縮の件について、再考の余地はないかということであるけれども、いろんな努力をやってきて、それを吟味した結果であるので、特段、今、それを再考する理由はないというふうな発言をしておりますし、今回もフリーパスについては、その前の発言の中で、当社の本来業務であるので、当社にしっかり伝えますということを申し上げましたので、フリーパスについては、私から再考の余地はないという発言は前回も今回もしておりません。

それから、時間短縮の件も、前回も申し上げていますが、万やむを得ず短縮したわけでありまして、短縮した後でも、まだまだ他の近隣の公的3セクに比べて、十分に地元で配慮した時間帯であるというふうに私どもは判断しております。

以上、付け加えさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 今、市長の答弁にもありました、前回の質問のときには、確かにフリーパス券の答弁はいただいております。ただ、今のお話を聞きますと、振興公社温泉ドームにはきちんと伝えるということです。フリーパス券に関しては、復活させる意思があるのかなというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

この一般質問の通告の後に、熊日新聞報道がありました菊池市の第3セクターにおける接待交際費に関して質問をいたします。

まずは、7施設ある3セクの接待交際費の金額を過去2年間で結構です。お示しください。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、過去2年間におきます、全ての第3セクターの交際費の額を申し上げます。

菊池市内にございます、経済部所管の第3セクター7社の交際費につきまして、過去2年間の額は、まず、有限会社きくち観光物産館でございますが、平成30年

度が36万1,530円、令和元年度が39万4,896円となっております。

続きまして、有限会社ファームきくちでございますが、平成30年度が10万6,987円、令和元年度が5万7,290円となっております。

続きまして、有限会社七城町特産品センターでございます。平成30年度が22万8,683円、令和元年度が27万2,300円となっております。

続きまして、有限会社七城町銘柄米センターでございます。平成30年度が1万円、令和元年度が7,780円となっております。

続きまして、有限会社旭志村ふれあいセンターでございます。平成30年度が45万7,537円、令和元年度が48万5,792円となっております。

続きまして、有限会社有朋の里洒水でございますが、平成30年度が35万2,833円、令和元年度が24万1,432円となっております。

最後に、有限会社七城町振興公社でございますが、平成30年度が105万2,583円、令和元年度が124万5,934円となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 今の答弁から、メロンドームを運営している七城町特産品センター及び温泉ドームを運営している七城町振興公社の接待交際費が突出しているように見えるんですが、これ、理由が分かればお聞かせ願えませんか。なぜこの2法人だけが100万円以上突出しているのか。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） いわゆる温泉ドームとメロンドームの接待交際費に関するご質問でございます。

市内の各第3セクターにつきましては、各法人の経営方針の下で自主自立した運営がなされておまして、各法人が支出する交際費についても、それぞれの法人の判断で支出が行われております。

結果的には、2つの法人の交際費が多いという状況でございますけれども、経営方針や経営規模等がそれぞれの法人で異なりますので、その明確な理由につきましては、こちらのほうでは分かりかねるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） ここに総務省自治財務局長から、平成26年8月5日に総財公

第102号で、25%以上を出資している地方公共団体は、第3セクターの健全経営のため、経営状況を把握し、適切な関与が必要だと通達されていますが、ご存じですよね、先ほどの答弁から。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） はい、存じ上げておりますし、今、手元にもございます。以上です。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） そうだとすれば、先ほどの答弁はいかがかなと思います。例えば経営規模、売上げが多いなら、接待交際費をどのような使われ方をしようと、その会社に任せる、領収書がずさんでもよいという考えというふうに受け止めました。

それでは、メロンドームと温泉ドームで計上されている交際費のうち、社内で使われた金額と、社外の方も交えて使われた金額の比率が分かればお示してください。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、福島議員のご質問にお答えいたします。

市といたしましては、経営状況を確認するために、毎年度、各法人から決算報告書を求めております。その中で、交際費全体の額についても報告を受けているところでございます。

しかしながら、交際費の個別の領収書につきましては、市においても、また、取締役会においても、報告の対象となっておりませんので、社外、社内の比率も含め、把握しておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） そもそも接待交際費とは、一般管理費の中でも販売促進費に位置づけられております。通常、参加者名や用途目的が記載された領収書で、上司及び経理が妥当性を判断しますので、本来であれば、簡単に分かると思います。

しかし、先日の熊日新聞報道でも、今日の紙面にも載っておりました。参加者や用途目的が記載されていない領収書も多かったとのことですので、まあ、領収書を見ても仕訳しようがなかったと思われれます。十分理解します。

そこで、私なりに調べようと思ひまして、情報開示請求で2法人の領収書の写し949枚を入手しました。ただ、あくまでも、これは949枚であって、ここには

領収書が何枚も貼り付けてありますので、実際はこの3倍ぐらいは十分にあります。

そこで、メロンドームは全部確認したんですけども、メロンドームに関しましては、ある程度、使途目的や参加者名は記載されていましたが、ただし、妥当性については疑問があります。この内容からいくと、ほとんどが黒も含めて黒色に近い、要するに、黒に近いグレーだと私は判断します。

片や、温泉ドームに至りましては、使途目的や参加者名はほとんど書かれていません。これでは何のために、誰と使用したかの判断はつきませんので、完全に黒でしようね。加えて、運転代行の領収書の多さには驚きました。

このようなずさんな交際費の使い方をしているのは、メロンドーム、温泉ドームの2法人であり、経営上赤字でも配当を行っているのもこの2法人のみです。

先ほどの話に触れますが、そういった状況にもかかわらず、交際費は使い放題、配当は赤字でも出す。こういう状況でも経営が厳しいから値上げ、営業時間の短縮、おまけにフリーパス券の廃止、まず手を付けるべきは交際費の使途の見直しや、配当の見直しなど、自らが身を削ることではありませんか。

これからは熊日新聞報道内容に沿って質問いたします。

菊池3セクの中でも、メロンドームと温泉ドームを運営する2法人だけが、5年間で約2,000万円の接待交際費を支出していたとのことですが、この件はご存じでしたか、市長。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 新聞報道に関しまして、主に両者のお話かと思えますけども、私のほうでは、取締役も一員でもございますので、交際費全体についても、数字については見る機会はございましたけども、中身については、取締役会でも、市でも、それは報告を受ける場ではございませんので、それについては、今回の報道で初めて知ったということでございます。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 中身は分からなくても、5年間で約2,000万円ぐらい使ってたということはご存じだったというふうに理解しました。

それでは、市長は、この3セクの交際費で飲食されたことはありますか。イエスかノーでお答えください。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 取締役会等々の懇親会にはもちろん参加することはございますけども、いわゆる今回の新聞報道にあるような、恐らく二次会といった機会だと思いますけども、それに対しては、私の記憶する限りは、参加したことはないと思います。

以上です。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 取締役会後の反省会というのは出られた。ただし、公人として、市長は公人なわけですから、市の税金が投入されている3セクの交際費で飲食することが適切だとは考えられますか。いかがですか。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） お答えいたします。

確かに、この3セクというのは、資本金には公的な資金が出ておりますけども、その資本金というのは、もう既に設備等々で費消されているわけございまして、私どもが年間に払っておりますのは指定管理料でございますから、これは市の建物をお貸ししているわけでありまして、それを管理してもらっております。ですから、電気代であるとか、浄化槽の管理費用であるとか、そうしたものを計算して渡しておりますから、いわゆる市からお渡しした金は、そうした目的に沿って使われておりますので、あとはその施設を使って、その当社が営業をして、収益を出して、その中で様々な経費等々で活動しているということございまして、公的資金がこうしたことに使われているということはないというふうに言えると思います。

以上です。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） ただし、熊日新聞報道にもありましたように、非常に接待交際費の使い方がずさんなこの2法人でございますので、ぜひとも、中身を精査していただきたいと強く求めます。

それでは、この第3セクターで、パブ、スナック、バーなどでも打合せや職員会議を3セクの交際費で催されていますが、これには市長は出席した記憶はないということで、実際、ずっとこれ全部見ましたけども、パブ、スナック、バー、ここに市長が参加されたという記載は全くございません。ただ、こういったものを打合せや職員会議を3セクの交際費で催されることが適切だとは考えられますか。いかがですか。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 新聞報道ではそのような記事が書かれておりましたけども、私どもは、まだ個別に詳細を関知しておりませんので、まずは事実関係をしっかり調べてからということにしたいと思います。

以上でございます。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） それでは、ぜひまた精査されてください。

次に、市長の後援会が毎年開いている新春の集いで、3セクの職員に参加費の領収書が発行されて、交際費で計上されていましたが、この事実をご存じでしたでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今のことにつきましては、新聞報道によって初めて知ったということございまして、ご出席いただいた方の参加費がどこから支出されたのかといったところまでは存じておりません。

以上でございます。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） ちょっと手元にはないんですけども、国税庁が出していますQ&Aで、交際費というものの範囲が示されております。その中に、政治団体に対する拠金は交際費として含まれないとあります。要するに、国税庁が不適切だと判断しておりますが、自らの後援会に3セクの交際費から拠金をされている事実が適切だと考えられますか。いかがですか。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 私どもの新年会というのは、本当に後援会の個人の皆様が自分たちでお金を出し合って、会費を払って参加していただいているものでございます。もし政治団体に拠金をされているというのであれば、それはもう穏やかではないわけですから、そのようなことをこの議場でおっしゃるからには、大変そこについては、理由なくそのようなご発言をいただくのは、非常に私としてもいかがなものかという気もしますので、まず事実としては、そのようなことはないということをはっきり申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） その事実はないというのが、後援会が3セクの職員に対して領収書を発行したということがないということじゃないですよ。それは認められるということですよ、拠金かどうかというところが。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 出欠の確認ですとか、お金のこの管理とかは、全て後援会の皆様がやっていますから、誰が何人おいでになっていたかというのは、私は実際にはそんなに知らないわけでありませぬ。

ですから、今回、3セクの社員の方々が出席されていた。その支払いも、これは新聞の記事でありますけども、各社から支出をされているということは、今回のことで知ったわけでございます。

私のほうでは、その個々の方のご参加がどういうふうな、どこからその費用を出されているかということは全く分からないことでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） ぜひ、きちんと精査していただきたいと思います。

熊日新聞の取材に対して、市長は交際費については施設側に聞いてほしいと繰り返されたそうですが、仮にも施設の取締役として、また、首長として、公共施設でもある3セクの在り方というのを見直す考えがあるのかないのかをお聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） すみません、ご質問の趣旨をもう一回、ちょっと確認をしたいんですけども。

○議長（大賀慶一君） ちょっとお待ちください。（発言する者あり）

市長、じゃあ、席におかえりください。

福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 熊日新聞の取材に対しまして、市長は交際費については施設側に聞いてほしいと繰り返されたそうです。これほど新聞報道でも大きく載っている

第3セクターなんですよ。その施設の取締役として、また、首長として、こういった公共施設でもある3セクの在り方というのを見直そうという考えがあるのか、それとも、今のままでいいんじゃないかと思われているのかというのをお聞きしているわけです。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） お答えいたします。

今回の熊日記事を受けて、3セクの在り方を見直さないのかという趣旨のご質問であったというふうに思います。

まず、交際費については、施設に聞いてくれという発言をしていたではないかということですが、繰り返しになりますけども、第3セクターというのは、これはもう各法人の経営方針の下で自主自立した運営がなされておりまして、各法人が支出する交際費についても、それぞれの法人の判断で支出を行っております。

個別の領収書等については、これは市はもとより、取締役会においても提示されるものではありませんので、交際費についての詳細については、まず施設に聞いていただかないと、私のほうでは分かりませんですよという話をしたことであります。

今、何よりも、今、新聞報道だけしか私どものほうは情報がございませんので、各施設に対して、交際費の今の現状であるとか、管理の方法であるとか、それから税理士との確認の方法であるとかいうことの報告を求めたところでございます。その内容をしっかり吟味して、もし是正すべきところがあれば是正をしていきたいと思っておりますし、それはただ各社の業務運営に関わる事柄でありますので、それを、今、3セク全体のありようを見直すというには、まだそこに結論づけるには早いと思っておりますし、そもそもちょっと次元の違う話ではないかというふうに思うんですね。ですから、まずは私どものほうで、各社からどういう運営になっておるかをよく聞き取って、点検をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 先ほども話しました総務省自治財務局長からのこの通達では、地方公共団体の長は、第3セクター等に対しては、やはり実態を把握し、監査もきちんとやって、議会、住民に対して説明を行うとともに、要するに、管理をきちんとやりなさいというようなことを書かれているわけなんです。ですから、もう任しているという言い方ではなくて、やはりこれだけ新聞報道でもある以上、きちんと精査をされて、先ほど3セクと言いましたけども、まずはメロンドーム、温泉ドー

ム、ここに関しては、きちんとしたことをやっていたきたいと思います。

いずれにしましても、この10年間も行われていない監査方法の見直し、これはやっぱり早急に必要じゃないかと思います。そして、それが精査後に必要であれば、人事や、返還というのをやっぱりどう考えていくのか。

2018年9月28日の西日本新聞朝刊には、熊本県山都町の3セク、4社員に市が裁判を起こしております。こういう事例もあるので、ぜひともきちんとやはり精査をされた上で、これぐらい強い気持ちで取り組んでいただきたいと思います。

この件につきましては、今後も継続させていただくとして、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（大賀慶一君） これで、福島英徳君の質問を終わります。

ここで、昼食等のため、暫時休憩します。

なお、午後の会議は午後1時30分から開きます。

○

休憩 午後0時22分

開議 午後1時26分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 皆さん、こんにちは。是は是、非は非がモットーの二ノ文伸元でございます。よろしくお願いいたします。

通告に従いまして、質問をいたします。

本市の現在のごみ収集は、合併前の旧七城町、旧旭志村、旧菊池市の3自治体で広域事務組合を結成し、今村地区にありましたクリーンセンターで処理しておりましたが、その後、RDF化施設であるエコヴィレッジ旭で現在まで処理がなされております。旧泗水町においては菊池環境保全組合で処理され、現在に至っております。合併後も同じ自治体でありながら、ごみ処理場、ごみ処理方法が異なっているという状態が続いておりました。

しかし、今回、関係者のご努力によりまして、環境保全組合において新菊池市として、旧市町村3自治体と旧泗水町が同一のごみ処理ができることになりました。関係者の皆様方のご尽力、ご努力に敬意と感謝を表すところでございます。

新環境工場は、令和3年4月供用開始に向け、着々と工事が進んでいるところで、来年度に備え、本年度は広域行政組合管轄においても、環境保全組合に準じた

ごみ分別収集の試行期間となっていることは、皆さん方もご存じのとおりです。

ここで、ごみ分別移行期間における現在の課題と、その対応についてお伺いします。

1点目、現在の回収方法における現状から、課題と言えるものは何でしょうか。

2点目、住民からお尋ね、苦情など、対応件数とその対応策についてお伺いいたします。

以上、2点よろしく申し上げます。

○議長（大賀慶一君） 市民環境部長、笹本義臣君。

[登壇]

○市民環境部長（笹本義臣君） それでは、二ノ文議員のご質問にお答えします。

課題はというところでございますが、現在、令和3年4月1日からの菊池環境保全組合への本市全域加入に伴いまして、現在、試行期間ということで、ごみの分別収集につきましては、菊池地区、七城地区、旭志地区におきまして、来年4月1日からの移行期間として新しい分別方法によるごみ出しをお願いしておるところでございます。

この期間におきましては、やはりごみの収集方式が変わったことから、非常に分別の方法が難しいというようなお話を聞いております。このため、環境課におきましては、平成30年から令和元年度までの2年間におきまして、菊池地区、七城地区、旭志地区、この行政区を対象に、新しいごみの分け方、出し方などの紹介を、DVD視聴をはじめ、可燃ごみ、資源物、不燃物の3種類の指定ごみ袋を使用して説明をしてきたところでございます。こういう機会を利用しまして、分別の変更点などを理解していただくため、住民説明会あるいは生涯学習まちづくり出前講座をやってきております。

ただ、今もですけれども、ごみの分別収集がきちんとできていないというような事例もございます。それにつきましては、2番目の質問でありました、住民からの苦情等が幾つか来ておりますので、そこをご説明したいと思います。

住民の皆様からのご意見、お尋ねについてですけれども、分別方法の変更に関する問合せ、これが最も多くございまして、本年4月1日から累計で約3,200件のお尋ね等が寄せられております。

主な内容といたしましては、ごみの品目ごとの分け方や出し方をはじめ、これまでは可燃ごみや不燃物として分別していたものの一部が資源物という取扱いになりまして、こうして分別するように変更となっておりますため、資源物の種類が8種類に増えたということが、各家庭内におけるストックヤードとしてのスペースの確保が難しいとか、先ほど答弁しました収集回数が減ったとかというような減少により、ご

み出しに不便さを感じられるということが挙げられております。

また、これまで各種にわたる分別変更に関する周知を図ってまいりましたものの、新しい分別方法への理解不足により、各行政区等で管理されておりますごみステーションへ間違った分別によるごみ出しが見受けられるということで、周りの方からの苦情も寄せられているという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 苦情の件数が3、200件ということで、ちょっとびっくりしたわけですが、本当に環境課の職員の皆さん方には、丁寧にご説明がされていることだろうと思います。

移行期間は、様々な意味で大切な期間と言えます。本市は高齢者の方も多く、資源ごみの量を考慮し、これまでにない極小サイズの袋などの対応は、住民の希望にも沿った形にしていきたいというふうに思っております。

その他、相当数の住民のお尋ね等にも行政として細やかに対応されていることは、改めて感謝申し上げます。

しかし、現実には分別等で周知が不十分な点か、回収不可能な場合もまた多く、今後とも啓発の工夫や周知徹底が必要に思います。

違反ごみに対してはステッカーを貼り、違反項目にチェックをし、次の回収まで放置されている状況だと認識しておりますが、月1回の回収物、ペットボトル、不燃物においては、長い間、放置されることとなりますが、この点について、どのように対応がなされるのか、その部分をご説明していただきたいと思います。

また、国道沿いの場合、他の地区の方が違反ごみを放置していかれる場合もあるようです。規則に反して、早朝や夜間の違反ごみについての取締り等については、住民の力では難しいものがあり、防犯カメラの抑止力を期待する方もおられます。しかし、菊池市は防犯カメラ設置をされていない状況にあります。

以前、安全管理における防犯カメラ設置とのご意見も出ていたかと思いますが、この点については進展がありますか、その点についてお聞かせください。防犯カメラというよりも、監視カメラですかね。今、監視時代になっておりますけども、それもいいのか悪いのか分かりませんが、その辺をご説明していただけたらと思います。

それと、粗大ごみについて、ちょっとお伺いをしたいと思います。

現在の旧菊池市、現在の粗大ごみ対応は、可燃物はエコヴィレッジ旭、不燃物は陣内最終処分場に持ち込むものとなっております。それでは、来年度以降はどのよ

うになりますか、お尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 市民環境部長、笹本義臣君。

[登壇]

○市民環境部長（笹本義臣君） まず、違反ごみについてというご質問にお答えします。

違反ごみが排出された場合の対応につきましては、現状といたしまして、排出された違反ごみ袋へ、市が委託した収集運搬業者により違反ごみシールを貼り付けるとともに一定期間取り置きすることで、排出された方による自発的な改善を促したり、場合によりましては、菊池警察署との連携によりまして、違反ごみの開封調査の実施など、排出者の特定及び改善指導を行っているところでございます。

また、改善が見られない場合や、排出者、出された方が特定できない場合などにおきましては、廃棄物処理に関する条例及び施行規則に基づきまして、ごみステーションなどを管理していただいております各行政区にご協力をいただき、ごみステーションが不衛生にならないよう、正しい分別による仕分等を行っていただいております。

なお、今後におきましても、これまでと同様に、菊池警察署などの関係機関との緊密な連携はもとより、各行政区の区長さん並びに生活環境委員の皆様と連絡調整を行いながら、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、市民の皆様への正しいごみの分別等への理解促進及び周知徹底を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、防犯カメラのご質問が出ております。監視カメラになると思いますけども、カメラの設置につきましては、違反ごみを出される、違反ごみ出しに対しまして、改善措置や抑止効果及び不法投棄防止対策の観点から、非常に有用性の高い施策の1つであるということは考えられます。その反面、ごみというプライバシー問題が発生しますので、プライバシー保護という側面もあることから、ほかの自治体の取組等の状況の把握を行いつつ、慎重かつ総合的に判断すべき案件だと思っております。こういう形で、今、ほかの市町村の状況を聞き取るように準備を進めているところでございます。

そして、3つ目の質問、粗大ごみについてでございます。

令和3年の4月1日から菊池環境保全組合への本市全域加入によりまして、本市におけるごみの分別方法や、ごみの種別ごとの収集方法などが統一されることとなります。これによりまして、現在、菊池地区におきまして、各行政区独自の取組として行われております各家庭から排出されます粗大ごみの回収につきましては、各個人による排出と形態が変わることとなります。

議員のご質問の行政区における粗大ごみの回収、このことにつきましては、本市

の廃棄物関連条例に規定しております、あらゆる施策を通じまして、廃棄物の減量を推進するという規定をしております。廃棄物の適正な処理を図るという趣旨に照らし合わせますと、今度広域になりますので、ほかの自治体における事例などの情報収集をはじめ、慎重な協議、検討を図らなければならないものというふうに考えているところでございます。

このたびの菊池環境保全組合への本市の全域加入に伴いまして、本市におけるごみ処理を一本化するという方針も含め、粗大ごみに関しても、総合的に判断を行うべく、協議、検討を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 泗水の方々たちは、もう既にやっておられると。私、実際、このごみ分別をやりながら、区の環境委員としても辺りを見回ったりとやっておりますけども、やはりうちの部落は飲食店関係が多いということで、そこらあたりのマナーといいますか、それが少し悪いように感じております。

ペットボトル、それと可燃物や燃えないごみ、これが月に一度ということで、そのごみの収集がちょっと少ないのかなと。昔というか、昨年度までの旧菊池市の集め方に比べますと、相当少ないなというふうに感じます。というのが、やはりその部分の違反が多いように感じます。

子どもさん方をお持ちのご家庭で、スポーツをやられている子どもさんをお持ちの方は、ペットボトルを毎週毎週使われるわけですね。それを家庭に持ち帰られて、それを家にためとかれるそうです。もう台所がいっぱいになってどうしようもないと。ただ、私の説明は、いやいや、泗水の方々たちはもうやっておられますよということ言いますが、そこら辺をもう一度考えていただいて、できないものかなというふうに思いますけども、そこら辺を頭の中に入れていただきたいというふうに思います。

とにかくその2つが、私の感じるところでは多いようです。

いろんなステッカー、私も自分で作るわけですけども、ペットボトルは、たしかうちの部落では第3月曜のみだけだったと思います。それを大きなパネルにして、分かりやすくどんと貼るわけですけども、ただ、悪いところは、もうステッカーだらけで、何が何やら分からない。そういうのも分かりやすいように、ちょっと研究をしていただきたいなというふうに思っております。

それと、粗大ごみ収集ですけども、私たちの部落では、年に1回、部落で粗大ごみ収集を行っております。もう高齢化が進んでおりまして、年に1回のことなんで

すけども、それは住民の方、大変お喜びになって、重宝がられております。そのときに市のほうにトラック、これをお借りするわけですが、お話の中で、来年度からそのトラックは借りることができないと。これは区でやるときの収集に対して、とても困ることなんです。その辺のご再考といいますか、その辺のお考えをお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（大賀慶一君） 市民環境部長、笹本義臣君。

[登壇]

○市民環境部長（笹本義臣君） ただいま二ノ文議員から3点ほどお話がありましたので、それについてお答えしたいと思います。

まず、ペットボトルの回収回数ですね。議員おっしゃいましたように、ほかの地区と同様というような形で、菊池地区についても1回という形にさせていただいております。今回の分別変更に伴います、ごみ種別の回収回数についてですけれども、ごみの排出量が最も多い可燃ごみにおける変更はございませんけれども、議員おっしゃられましたペットボトルや不燃物などにつきましては、菊池地区について1回というような形になっているところでございます。

この辺にも、今後、そのほか、資源物という取扱いもございますので、資源物ということもございますので、そういう全体のごみの量、これを勘案いたしまして、今度広域の環境保全組合、これは菊池市のほかに合志市、ご存じのように、大津町、菊陽町もございます。この全体のごみの量を含めて協議をいたしまして、ごみの収集回数であるとかいうものを決めるような形になっております。この中でも、ごみの収集、ほかの市町の量等を含めて、回数についても検討してまいるところでございますので、菊池市の実情もご説明しながら、回数については、そこで決めさせていただくというふうな形になりますので、ご理解をお願いします。また、市民の方への周知も図ってまいりたいというところで考えているところでございます。

次に、ラミネートのお話をされましたけども、本当に議員、助かっております。環境課におきましても、各行政区から要望があった場合に、これにつきましては、各ごみステーションに貼り付けるための違反ごみ排出の状況写真であるとか、警告文等を掲載した啓発用の掲示物、これをラミネート加工してお作りしております。要望があった場合に提供をしているというような状況でございます。

今後につきましても、各行政区からの相談、要望において、こういうものがございましたら、継続して支援してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、先ほど申し上げました大型ごみのお話でございますけれども、やはり先ほどお話をしましたように、1年間の試行をやって、通常のごみについては、啓発活

動あるいはお願い、ご理解いただけるように出前講座等でお願いをしているところですが、大型ごみは、さすがに新しくごみの収集になりますと、いろんな問題もあると思います。先ほどもお話をしましたけれども、廃棄物の適正な処理をやるという趣旨に照らし合わせますと、やはりいろんな事例が出てまいりますので、これにつきましては、いろんな今日お聞きしましたようなトラックの話であるとか、そういうものも踏まえて、慎重な協議、検討を図っていきたいというふうに考えております。やはりトラックがなくなったら困るという話も出てきておりますし、もちろん大型収集ごみにつきましては、粗大ごみを出すステッカー、先ほど議員もご存じだったと思いますけれども、泗水地区におきましては、粗大ごみのシールを貼りまして、業者のほうに確認をして出されております。こういうものも含め、全体的なお話として考えていく必要があるかなと思っております。

現在のところは、統一した菊池市のルールというふうなものも必要ですので、粗大ごみのシールを貼りながら、大型ごみについての処理については考えているところでございますが、トラック等の話もございますので、検討してまいりたいと思います。

ただし、期日については、令和3年4月1日から新しいルールの本格施行になりますので、それまでにはまた結論をきちんと出した形でやると思います。できれば粗大ごみのシールについてご理解をいただければ一番と、助かるというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） いろいろまだ改善、工夫をしながら、対応の必要があるというふうに、今、思ったところです。

ただ、トラックの貸出しについては、区でやはり粗大ごみ収集をやられるところは、市のほうからお借りしなければちょっともう難しいのかなというふうに思います。泗水のほうでは、そういうことが行われていないということで、そのトラックの貸出しができないということだろうと恐らく思いますけれども、そこら辺を市民の方向を向いてやっていただきたいと。どうしてもできないなら、それに代わる何がしかの補助金あたりを5,000円でもいいと思います。やはり家庭からお借りするときは、何がしかのそういうものがいいと思いますので、そこら辺の再考をお願いしたいというふうに思います。

このごみ問題は、私たちの生活を脅かす地球環境問題であると同時に、私たちが環境循環型社会の一員として、ごみ減量と資源の活用が必要不可欠になっているこ

とと自覚しなければなりません。

SDGs（持続可能な開発目標）における2030年までに達成すべき17の目標では、全体の土台になるのが環境の部分であると言われております。環境という土台なしに次の目標は達成が難しいとのこと、私たちが環境循環型社会の一員として、実践可能なシステムづくりが必要になります。ぜひ、こうした目標達成ができるように、市民への周知、啓発の一層の努力をお願いします。

この質問の最後にお尋ねいたします。

現在、台風10号が勢力を強め北上中であります。非常に本市にとって危険なコースをたどっているものと思われまます。もし直撃でもしたなら甚大な被害を被ることも想定しなければなりません。執行部におかれましては、万全の体制をとって臨んでいただきたいと思ひます。

笹本部長にお尋ねいたします。

7月21日の全員協議会において、要望、指摘しておきました災害時のごみ置場の増設の件はどのようにお取り計らいになられたのか、お尋ねをいたします。

○議長（大賀慶一君） 市民環境部長、笹本義臣君。

[登壇]

○市民環境部長（笹本義臣君） 二ノ文議員のご質問にお答えします。

まず、台風10号、非常に勢力を強めております。早ければ日曜日の深夜からというお話もございまして、我々も心配しております。そのため、今回については、災害ごみの仮置場、これについても準備を今進めているところでございます。

そして、全員協議会でもご要望があったと思ひますけれども、今現在、幾つかの候補地を選定はしておるところでございます。今回、非常にまれに見る対応ということで、ごみ仮置場についても、非常に大きなものが必要になる可能性があるということで、現在のところ、竜門ダムの左岸側の風の広場、ここの駐車場がございしますので、そこを候補地ということで、実は今日現在も現場に行つて、準備ができるかどうか、あるいは、その周辺と申しますか、関係各機関にも連絡を取つて、万が一災害が起きた場合には置くような形で、今、準備をしているところでございます。

固定のごみ処理置場というものは、なかなか非常に難しいものがございしますので、幾つか候補地を取つて、その規模あるいは地域の被災の状況に応じて、仮設の置場を決めたいということで、もうしばらくこの部分については慎重に審議をしてまいりたいと思ひておりますが、10号については、今のところ、竜門ダムの左岸側を準備したいということでおるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 安心しました。この間、指摘をしておいて、そのままだったらどうしようかなと。こんなに早く甚大な被害をもたらすような台風が来るとは私もちょっと考えておりませんでしたので、とにかく安全・安心を菊池市に与えるために、笹本部長には頑張っていたきたいというふうに思います。

一番心配するのが、この間、南部のほうで被害がありましたけれども、持ち込まれるときに分別をしっかりやられている、これが大事なことだと思います。芦北町が、たしか分別をしなくて、そのまま投げ入れて、後が大変だったそうです。そこを市民の方にはお知らせを、防災無線でもいいですので、しっかりやっていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

次に、コロナ禍における経済対策についての質問をいたします。

4月7日の緊急事態宣言後、5月25日に緊急事態宣言解除となるまでの期間、全国民が自粛する中、国は、国民の暮らしの下支えとして給付金、助成金などの支援制度をまとめ、交付する形になりました。その1つに各家庭への1人当たり一律10万円給付がありました。また、事業所、飲食業、旅館業などを対象とした持続化給付金、家賃支援制度などもあります。しかし、申請が複雑で分かりにくいものや、対象が限定的なために申請ができなかったりと、必ずしも十分とは言えない面があるようです。現在でも油断のならない状態が継続しております。緊急事態宣言前の生活には程遠い状態が続いております。

そこで、質問ですが、本市での宿泊業、飲食業への支援状況と、課題及び今後の見通しということで、5点質問させていただきます。

1点目、宿泊施設の稼働状況と利用状況、2点目、本市の宿泊業、飲食業支援の給付金申請状況をお示してください。

また、3点目に、本市における臨時給付金の総額と、現在までの使用状況をお示してください。

4点目、プレミアム付き商品券の今後の発売状況と、その対応についてお示ください。

5点目、感染症予防と経済対策のバランスをどのように図っていかれるのか、お伺いいたします。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、ただいまの二ノ文議員の5つのご質問にお答えいたします。

まず、宿泊施設の稼働状況につきまして、それから、宿泊業、飲食店向けの実施した支援策はどのようなものかというところからお答えいたします。

旅館組合に確認しましたところ、現在、一部の宿泊施設を除いて、ほとんどの温泉宿、ホテルは営業されておりますが、8月の宿泊状況は、例年の15%まで落ち込んでおります。

また、宿泊飲食業に対しまして、これまで4つの経済支援を実施しておりますが、最初に観光事業継続支援金、次に飲食事業継続支援金、3つ目に小規模事業者持続化補助金、4つ目に宿泊費助成事業を行っております。

その各支援の状況でございますけれども、まず、観光事業継続支援金につきましては、6月30日時点におきまして、宿泊事業者16件、貸切バス事業者5件、合計21件の申請をいただいております。

次に、飲食事業継続支援金につきましては、8月7日時点におきまして、153件の申請をいただいております。

小規模事業者持続化補助金は、8月7日時点において、163件の申請のうち、宿泊業が6件、飲食業は22件の申請をいただいております。

また、宿泊費助成事業につきましては、8月28日時点で628名の方にご利用をいただいております。

次に、地方創生臨時交付金の総額と、それから、そのうちの経済対策に対する割合ということでございますが、地方創生臨時交付金8億9,076万1,000円のうち、約4割の3億6,662万3,000円を経済対策に充当する計画であります。

執行率につきましては、ただいま手元ございませんので、答弁を控えさせていただきます。

次に、プレミアム付き商品券の販売方法につきましては、人員の集中を避けるために対策を考えておりましたが、今回、延期するに当たり、販売箇所数増やすことで分散を図っております。

また、無料で全戸配布とした場合は、購入意欲のない方にも無条件でお配りすることとなりまして、期限までに使用されることもなく、消費につながらない可能性があるという懸念がございまして、そこで、今回はより商品券の使用率を上げ、経済活性化を図るためにも、プレミアム率の高い商品券を希望される方に販売することとした次第でございます。

また、最後の今後の経済対策のバランスということでございますが、これに関しましては、先ほど申し上げましたけれども、経済対策と、それから安全対策を両立しながら進めなければいけないということで、非常にバランスが厳しい、難しいか

じ取りとなりますけれども、新しい生活の実践が求められる中においては、これを同時に、かつバランス感覚をもって取り組んでいく必要があると考えております。引き続き情勢を見ながら、必要な施策を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） ありがとうございます。ちょっと質問が5点に及びまして、ちょっと分かりにくかったとも思いますけれども、その中で、2点について、再質問をしたいと思います。

菊池市飲食業経済支援金についての骨子を見ますと、主な要件として、1、1か月の売上げが前年比30%以上減少していること、2、法人にあっては、本店所在地が菊池市であること、個人事業にあっては、代表者の住所が菊池市内であること、3、今後の事業継続の意思を有すること、市税の未納がないことの4点が挙げられています。

その中で、2点目に挙げられた、個人事業主の住所が菊池市であることとありますが、ここをせめて県内在住とするべきではないかと考えます。なぜなら、店主が様々な理由によって本市に住所が置けない場合があり、理由は子育て、介護など様々でしょうが、本市に店舗を構えていたにもかかわらず、残念ながら、現行では給付金対象外となるのです。県の支援金制度利用の場合は給付金10万円と、本市独自の給付制度20万との差も大きくなっております。どちらの制度の給付金を受給されたいかは明らかであります。

そこで、提案ですが、2点目の条件については、菊池市在住のところを県内在住とし、全額20万円給付ができるよう要望します。かなり時間が経過しておりますけれども、県への申請が終了している場合は、県との差額10万円を給付する形をとるのが菊池市独自の支援策、セーフティーネットが必要ではないですか。

コロナ禍における支援が受けられない方がどんな状況におられるのか、確認の上、行政は十分な検討をされたのでしょうか、お答えください。

このことは、やはり7月21日の全員協議会のほうで要望したのを恐らく覚えておられると思いますので、そのときの答えは、検討するみたいなことをおっしゃっていました。

次に、プレミアム付き商品券について質問させていただきます。

先般の城議員の質問において、ある程度は理解しましたが、発売については、7月31日のリモート会議の際、荒木議員からの指摘を受け、急遽延期に至ったかと

認識しております。当然本市での感染者発生状況に伴う必要な対応ではありますが、議会からの指摘において延期に至ったこと、また、その後、延期について、議会への内容説明をしなかったのはいかがなものでしょうか。決定前に示すべきではありませんか。

今回のプレミアム付き商品券は、コロナにおける必要な緊急支援であることは承知していますが、予算措置を伴うものです。

さらには、今回、9月12・13日の販売期間を設定してありますが、12日はコロナの影響で中止になった金婚式が予定されていたかと思います。ご夫婦にとって一生に一度の、恐らく二度あられる方はいないと思います。一生に一度の晴れ舞台をなくされ、残念な思いをなされているその日に、人を集め、販売することは本末転倒であると私は考えます。

また、職員の方におかれても、休日に出勤を強いられ、そこには予算も発生することになります。それなら1万円配布したほうがよかったのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねですが、なぜ議会への内容説明が決まってしまってからになったのか、お伺いをいたします。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、最初の支援につきまして、菊池市民に関して、今回、支援を行ったところでございますけれども、まず、市民の方を優先に支援を行っておりますので、そのことはご理解をお願いしたいと思います。

それから、プレミアム商品券の販売延期につきましては、さきにも申しましたけれども、本市で感染が発生したことや、熊本県内での感染者が増加して、リスクレベルが4になったということ踏まえて、急遽延期をさせていただきました。新しい販売時期を先ほど設定いたしましたけれども、できるだけ早期の経済対策ということで、早い段階での商品券が使える状況を使いたいということで、9月12日と13日を設定したわけでございます。

議会の皆様に報告が、決定してから報告したということは、非常に申し訳なく思っているところでございますが、できるだけこの地元の商店街を利用していただいて、経済の活性化を促したいという思いから、この日に設定したところでございます。配慮が足らなかったことは、私、おわび申し上げたいと思います。

それから、このプレミアム商品券1万円分を無料で配布したほうが、こういう密も起こらなかった、そちらのほうがよかったのではないかというご質問に関しましては、先ほども触れましたけれども、今回は販売所の箇所を増やしたり、あるいは

2日間という日程の中で、できるだけ密を避けて、地元の方々に買っていただいて、消費を拡大していただきたいというところから、販売という形でとらせていただいている、5,000円分で1万円の商品券が買えるという施策をしたいところがございますので、そこもご了承をお願いしたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 飲食業への支援金については、恐らく予算的には4,000万だったかと思います。ということは、200件分という形になると思いますけれども、実際には153件ということで、3,000万が執行されていると。約1,000万は執行されずにあるということになります。

県内在住といいますか、菊池市以外に住所を置かれて、菊池市で営業を営まれているという店は、私はそんなに多くはないと思います。いろんな事情があります。先ほども申しましたように、子育てで学校の関係があるとか、親に面倒を見てもらわなくてはならない。その逆に、今度は親の介護を見なくてはならない。住所を菊池に置きたくても置けないような、そんな家庭が、私はあります、実際に聞いていますので。そんなに菊池市は優しくないんですかというようなお話も聞いておりますので、この質問をしたわけです。やはりセーフティーネットというのは、なるべく大きく開いていただいて、そして、すくい上げる。それがこの菊池市の独自の優しい施策だろうというふうに感じておりますので、お願いをしたいと思います。

それから、プレミアム商品券についてでありますけれども、やはり議会から指摘して延期をなされたわけですから、そこは議会に内容説明ぐらいいはあってもいいと思います。実際、8月26日の議会開会日にそういった話を聞きまして、そしてまた、今度は荒木議員の指摘に予備日はということで、支所は使えないということだったんですが、一週間後、おとといの城さんの答弁では、支所も使うというようなことになっております。やはり議会に対しては、ある程度の説明はしなくては、こちらのほうも市民から聞かれたときに、どのように対応していいか分からないので、そこら辺はしっかりとお願いをしたいと思います。

最後に、市長にお尋ねいたします。

坂本議員もおっしゃいましたが、市長肝煎りの食味コンクールも結構ですが、金婚式を開催するお考えはありますか。熊本市のほうでは、ソーシャルディスタンス、それからマスク着用など、感染対策をされて行っておられるようです。菊池市でも必ず無理ということはないと思います。先ほども申しましたように、これは50年に一度、恐らく二度、金婚式をなさる方はいないと思います。もう一度再考

するお考えはありませんか。

もう1点、先ほどから申しますように、飲食業支援金について、菊池市独自に支給要件を市内在住から県内在住にセーフティーネット、救済の枠を広げ、救いの手を差し伸べられるお考えはありませんか。答弁よろしくをお願いします。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今、2点のご質問をいただきましたけれども、金婚式については、ちょっと通告外だというふうに考えますので、控えさせていただきます。

それから、既に実施している分の飲食店支援について、市外の個人事業主の方も含めていただけないかということについては、既に支援がもう発表して進んでおりますので、途中での変更というのはなかなか難しいものがあるというふうに考えております。

以上です。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 通告をしなければ返答ができないということで、もう仕方がないというふうに思いますが、今、私がお願いをしたことは、市長の頭の中には入ったと思いますので、その点をお願いをしたいと思います。

それから、支援については、もう一度しっかり考えていただいて、お金が別にないわけではないと思います。これから先のまた支援制度もあるかもしれません。そのときは頭の中にでも、片隅にでもセーフティーネットのことを考えて、優しい菊池市であってほしいと思います。

いまだ全国各地で感染者が発生し、油断のならない状態が続いております。ぜひとも市として可能な限り、感染対策と経済支援の努力をお願いするとともに、また、収束が見えない中、日々奮闘されている医療や介護現場、夏休み明けの教育施設や保育園、幼稚園、そして、役所関係の方々に、心から敬意と感謝を申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、二ノ文伸元君の質問を終わります。

以上で、一般質問は終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午後2時19分

開議 午後2時27分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 皆さん、こんにちは。一般質問、最後となりましたが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、7月豪雨で亡くなられました方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、今回の7月豪雨の被害状況と復旧の現状、今回は特に豪雨による被害に対して、農地復旧、国庫補助事業、小災害復旧事業の状況と拡充について、お尋ねをいたします。

熊本地震による農地復旧時には、他の自治体に比べて対応は遅れましたが、小災害復旧事業、国庫補助事業に対して拡充をされましたので、農地の復旧ができましたが、今回も7月豪雨によって、特に中山間地域では甚大な被害が出ております。国も7月の県内豪雨を激甚災害に決定し、被災自治体の財政負担を軽減し、早期復旧を後押しするとのこととあります。市としても被害の状況を把握され、特に中山間地域は、小災害復旧事業の拡充をしなければ耕作放棄地になることは十分認識されていると思われませんが、7月豪雨の被害状況と拡充について、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、木下議員のご質問にお答えします。

まずもって、今回の豪雨では、本市におきましても中山間地区での被害が多く、被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

今回の豪雨の被害状況につきましては、住家の全壊が1件、半壊が2件、準半壊に至らないものが2件、市道113か所、河川6か所となっております。

このうち、農地の災害につきましては、復旧にかかる工事費が40万円以上のものが対象となります。国庫災害対象は、8月末現在で農地が9件、農道や用排水路の農業用施設が11件となっております。

国庫災害の対象とならない40万円以下の小災害の対象は、農地、農業用施設、合わせて約300件の報告がっております。

小災害復旧事業の拡充についてでございますけれども、現在、小災害の補助につきましては、本市独自の菊池市農地及び農業用施設小災害復旧事業補助金で対応をしているところでございます。

補助の内容といたしましては、災害農地1か所の工事費が5万円以上15万円以下が補助対象となり、3分の1の補助で、補助限度額が5万円となっております。

また、農道・水路等の農業用施設については、1か所の工事が5万円以上40万円以下のものに対しまして、補助対象経費の2分の1の補助で、補助限度額は20万円となっております。

これにつきましては、平成24年の九州北部豪雨を契機に、農地について補助限度額を、それまでの3万3,000円だったものを現行のとおり拡充したものでございます。

被災しました箇所数を平成24年時の箇所数と比較いたしますと、今回の被災した箇所数が少ない状況にあります。このようなことから、平成24年度に拡充いたしました本市独自の現行の補助事業で対応をしたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ご理解できませんというのが私の考えでございます。

熊本地震のときには、30万上限で9割補助というのを小災害の場合は出していただきました。それによって、きちんとした棚田の整備というか、それが行われたわけですね。今回は300か所ぐらい小災害の対象があるということでございます。そして、前は、10万円の3分の1は、私が拡充をお願いして15万円まで上げていただきました。今回も激甚指定になっているからこそ、地域の住民の方は、間違いなく拡充があるだろうということで、反面では申請も待っているというような状況です。私が知ってるだけでも10件ぐらいは、本当にそれが確定した上で申込みにいこうと、そういう形でおっしゃっている方もたくさんいらっしゃいますので、この拡充については、私はぜひともやっていただきたいと思います。

先般、4月の21日に自民党の国会議員団の方々が、山鹿とか玉名は全部被害調査をされて、菊池市だけが見ていただけてないと。そういうことも含めて、やはりもっとこういう被害の状況は自分の足で、また、目で確認をした上で対応していただきたいと思います。部長もお忙しいですから、本当に現地は見えていらっしゃらないかもしれないですけど、箇所によっては、一人で何か所も被害に遭われているんですよ。だから、負担がそういうことであれば、あともう後継者がいないから、もうこのままにして放置をしよう。

昨日は緒方議員のときに、棚田を保全しなければいけないという答弁もありましたけれども、こういうことをきちんとやっていかないと、もう耕作放棄地だらけに

なってしまいます。その観点から、市長に、とにかく今回の問題については、最終的には市長の判断になってくるとお思いますので、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 先般の豪雨では、農地、それから農業用施設も甚大な被害が発生したところがございます。私のほうからも、被害に遭われた皆様に、謹んでお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

農業を取り巻く環境は大変厳しく、また、農業従事者の高齢化、担い手不足といった問題もあるわけであります。

農業については、私ども、やはり柱となる産業だということで、いろんな手だてをこれまでさせてきていただいております。農家の皆様の経営安定と農地の保全を維持していくために、できる限りの支援を行おうということで、平成24年度に補助事業を充実させたところがございます。

ただいま経済部長が答弁しましたとおり、今回の災害につきましても、現行の補助事業の内容で対応したいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 激甚指定になったのに、これまでと同様の補助の形でやるということでございますけれども、市民の方がどういうふうな形で理解をされるか、このことについては、さらに要望を続けていきたいとしたいと思います。

それでは次に、防犯灯、街路灯の現状と今後の対応について、特に過疎化、高齢化の地域のLED化による負担軽減の対策についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、これまでLED化も含め、特に中山間地域の防犯灯の電気料負担等に対する要望について、何度も一般質問をさせていただいております。地域住民の生活環境、安全なまちづくりを推進するためには、防犯灯の設置は最優先で取り組む必要があります。

令和元年第3回定例会では、LED化による地域の負担軽減等の要望もさせていただきましたが、菊池市のLED化率はまだ39%であるとのことであり、先ほど申し上げましたが、最優先で行う事業でありながら、推進されておられません。市民の安心・安全を守るためにも、LED化の予算拡充も要望しておりましたが、その後の取組の状況をお示しいただきたいとしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、木下議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、新たに再度調査を行いましたので、その調査結果から報告させていただきます。

防犯灯の設置状況につきましては、木下議員おっしゃるように、平成元年第3回の定例会に同様の質問をいただき、そのときは、平成28年度の調査を基にLED化率を約39%と答弁いたしました。本年6月に区長の皆様にご協力をいただき、再度調査を行いましたので、その内容でお答えいたします。現時点での防犯灯設置基数は、4,206基となっております。そのうち、1,600基がLED照明となっており、LED化でいきますと約38%となっております。

なお、設置率が低下しているように見えますけれども、過去の答弁で述べておりますとおり、平成28年度の調査は回答いただいていない区が15区ありましたので、暫定の数値ということで報告しているところでございます。

また、防犯灯の設置につきましては、通常、前年度の区長さんからの要望等により予算確保をし、次年度に設置のほうを現在行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） すみません、先ほど令和元年度と申すところを平成と申しましたので、まず、訂正させていただきます。

拡充ということですが、先ほど申し上げましたように、要望によって設置しておりますので、そちらのほうで対応しているというところでございます。

以上です。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 区のほうからの要望があったときに予算を組むという形で対応ができるということでございますか。とにかく現状は、要望しても何年も設置が順番待ちであると。そういうのが現実ということで、私たちは聞いております。

それと、今回、私の地元のLED化に変えた分が切れたものですから、私自身がその願いをして、設置したという経緯がありましたから、ちょっと耐用年数を考えると、あまりにも切れるのが早過ぎるということで、ちょっと担当に確認しましたら、まだ5年ぐらいしかたっていないと。本来であれば、耐用年数をやると約20年間はついでとく状態であると。5年間で切れたものですから、このことに対して、

私もちょっと確認をするあれで言ったんですけれども、もう担当に言えば、まあ言うなれば、その保証期間とか、そういうのの確認的なものが担当課としてはないと。請け負った業者に対して、例えば10年間、耐用年数に基づく瑕疵担保的なものがないということでございましたので、今後は、やっぱり設置は、市が設置していただいた地元のLEDなんかは、故障して、耐用年数が来て、替えるときには約2万円ぐらいで、自分たちの経費が替えなければいけないというふうになっているということでございますので、やはり途中で切れたとか、そういうのの確認が担当課でもできるようにして、それと、やっぱりその耐用年数についている瑕疵担保的なものの確認がちゃんとできるように、今後は検討する必要があると思いますけど、その点についてはどうでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） まず、設置後の電気料や修繕等に係る費用につきましては、菊池市防犯灯設置要綱に基づき、各区でご負担をいただいているところでございます。

また、瑕疵担保ということでございますけども、市が設置した防犯灯の瑕疵担保期間は、民法及び契約約款により、引渡しから1年以内に交換などの請求ができるものとなって、今現在はそのように対応しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 1年ということでございますけれども、やはりLEDに変えれば、本来であれば20年間ぐらいは続くということでございますので、そういうところのやっぱり細かいお願いができるような検討はしていただきたいと思います。

それでは次に、学童保育運営の地域格差等の解消のための連絡協議会の設立についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、令和2年第2回定例会において、新型コロナウイルスの影響によって、施設運営に対する支援の充実や拡充の必要性を指摘、要望させていただきました。

先般の一般質問でも紹介をいたしました、「コロナ休校、学童保育に感謝」という記事が熊日新聞に掲載されました。菊池市の会社員の女性の方が、学童の関係者の方々に感謝の気持ちを伝えるために、こちら編集局に連絡をされたとのことであります。

このように、菊池市の学童保育は県内に広く評価をされましたが、これまで私が

全員協議会、月例会、一般質問で指摘をしましたが、地域によっては対応に差が生じており、利用者からの不満の声が出ておりましたので、先般の一般質問で、市全域で同じように子どもたちが安心して利用できるように、対応の統一化を図るために、放課後児童育成クラブの連絡協議会の設立の提案をさせていただきました。

市としても、放課後児童クラブとしての運営においては、ある一定の統一的な考え方で行う必要があると考えますので、クラブ同士の横の連携を深めるためにも、全ての放課後児童クラブによる協議会を設置してまいりたいと答弁をいただいております。

そこで、お尋ねをいたしますが、放課後児童クラブの連絡協議会設立の取組の状況をお示しいただきたいと思っております。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 改めまして、こんにちは。放課後児童クラブの協議会につきまして、木下議員のご質問にお答えいたします。

放課後児童クラブの協議会設立につきましては、全13クラブを集めた会議を6月と7月に開催いたしました。その中において、協議会の必要性や運営主体及び体制について協議を行っております。

その会議を受けまして、協議会の設立となります第1回の協議会の開催を9月の11日に予定しているところでございます。

会議の中では、クラブからも仲間同士しっかり手を組んで、菊池市の子どもたちを同じ条件の下で育てていきたいとの意見もございました。

本市といたしましても、今後、この協議会を通して、対応に格差が生じないように、クラブ間の連携はもとより、学校や教育委員会とも連携し、子どもたちが安全で安心して利用できる体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。早速連絡協議会の設立を、今回、第1回が9月の11日に行われるということで、大変期待をしております。

先ほども申しましたように、それぞれの地域で利用者の方々のサービスというか、差があってはけませんので、今後はこの連絡協議会を設置することによって、利用者にとってすばらしい学童保育が充実していくことを希望したいと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（大賀慶一君） ここで、換気等のため、10分間休憩します。

○
休憩 午後2時48分

開議 午後2時54分
○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 次に、移動販売の現状、特に龍門地区の買物支援、移動販売の現状と今後の拡充についてお尋ねをいたします。

菊池市では、現在、市第3セクター連絡協議会の運営による移動販売車きく丸で、旭志地区、泗水地区、七城地区、菊池地区で行われております。移動販売は、過疎化、高齢化が進んでいる菊池市にとって必要な事業であります。移動販売は、買物難民の支援だけでなく、高齢者の見守り役も担っており、地域に欠かせない存在として定着しております。

今回は、特に高齢化率が進んでいる龍門地域についてのお尋ねですが、龍門地域は、ダムは完成しましたが、周辺の人口減少が進み、龍門地域唯一の丸山商店が令和2年10月末に70年の歴史に幕を下ろしました。食料品と日用品を扱って、地域の台所として住民を支えてきましたが、閉店となってしまいました。このように、龍門地域は一人暮らしや高齢者世帯が多い地域でありながら、買物をする店がない状況であります。移動販売については、龍門地域は民間のスーパーがこれまで対応しておりましたが、売上げ等の問題で撤退しておりました。

地域の方々より私のほうに移動販売の復活の要望がありましたので、令和2年4月より第3セクターによる移動販売のコースに龍門地区を組み込んでいただきました。おかげさまで、地域の方々も大変喜んでおられます。

そこで、お尋ねをいたしますが、龍門地区の移動販売の現状をお示しいただきたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、ただいまの木下議員のご質問にお答えいたします。

きくち観光物産館の移動販売につきましては、本年4月から龍門地区の5か所、穴川、鳳来2か所、寺小野、雪野を新たにコースに組み込み、販売が行われております。

龍門地区がコースに組み込まれました本年4月以降のきくち観光物産館の移動販

売における、売上額及び前年同月との比較を申し上げます。

まず4月が33万9,000円で対前年比212%、5月が47万1,000円で対前年比186%、6月が31万3,000円で対前年比227%、最後に7月が31万8,000円で前年対比188%となっております。

このように、4月から7月までの販売合計が144万2,000円で、昨年と同時期と比較しますと72万円増加し、倍増となっている状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。龍門地域をコースに加えて、売上げが上がっているということの報告をいただいたわけでございます。トータルで70万円ぐらい売上げたということでございます。

私も3回ほど、もう全部の地区にきく丸に同行してついて回って、現地調査をさせていただきました。そのときに地域住民の方から、しばらく民間がやって撤退したから、しばらく移動販売がなかった時期があつて、とても困っていました。そういう形でとても感謝を言われておりました。

実際、高齢者がいらっしゃる、そしてまた、一人暮らしの方がたくさんいらっしゃる地域ですので、こういった移動販売で買物をするのをある面では楽しみにされておるし、また、そこに集まっている人たちは、そのときにほかのいろんな話をし、コミュニケーションをとれるということで、とても喜んでおられました。

今回、現実的にその売上げも含めて結果が出ておりますので、龍門地域は、先ほどおっしゃった地域のほかにも、小木地区とか、本当に高齢化が進んでいる地域がございますし、また、ほかの中山間地もそういう地域がございますので、その拡充といえますか、そのことに対して、今後どういう考えでおられるか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、移動販売の拡充ということでご質問でございますので、お答えいたします。

きくち観光物産館の移動販売につきましては、本年4月から龍門地域での販売開始以降、これまでより多くの方に利用いただいております、議員おっしゃるとおり、買物支援だけではなく、地域住民の集いの場の提供や高齢者の見守りなど、大変重要な役割を果たしているものと認識しております。

今後の拡充につきましては、事業を実施しております、きくち観光物産館で検討

されるものではございますが、本市といたしましても、地域の皆様から新たな巡回先のご要望などがあれば、お伝えをしてみたいと考えます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 第3セクターでやっているからということでございますが、いずれにしても、所管の担当の方が実態調査的なものをしていただいて、そして、第3セクターのほうにいろんなアドバイスをしていただきたいと思います。

今回、改めて私も一緒に同行して、現地調査といいますか、私ももちろん売上げに貢献して買物もしましたけれども、売上げが上がった上に、また地域の方から喜ばれる。こういう形でございますので、今、協力隊の方が十数名菊池市には来ておられます。総務省の事業で3年間という形で、ある程度の活動費というのは国から出ておりますので、これは提案ですけれども、今後、協力隊を募集されるときに、こういった形で中山間地の移動販売を実際にやってみようとか、やっていただくような方の募集をしていただいて、よりやっぱりそこで成功事例みたいな形でできるように、今、協力隊の方、なかなか活動が、私たち議員にもなかなか分かりませんし、地域の方に聞いても、なかなか浸透していないように私は感じます。ですから、やはりそういう移動販売の担当でも協力隊の方がきちんとやっていただければ、地域のやっぱりコミュニケーションもとれますし、また、基本的な活動費は国から来ますので、3年間じっくりやって、それを実践にまた結びつけていただく、そういうふうな形の協力隊の募集をぜひともやっていただきたいと思いますので、提案をしておきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは次に、市職員の市外からの勤務状況、これまでの推移、通勤手当、住宅手当の状況についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、平成29年第4回定例会において、以前の決算特別委員会等で指摘、要望を含め、質問をさせていただいております。そのときにも申し上げましたが、市外勤務に対して強制力がないのであれば、せめてふるさと納税という形で税金を納めていただきたいとお願いをし、また、平成29年9月の定例会の予算決算常任委員長報告の中で、災害時における職員の参集や、菊池市内における自治体活動への参加、通勤手当の削減のために、職員の地元在住を促すべきであるとの提言が述べられました。熊本地震時における市職員の対応についての問題、今後の市の財政の観点からも、提言されたものであります。

そこで、お尋ねをいたしますが、市職員の市外勤務の状況、これまでの推移、通勤手当、住宅手当の状況について、お示しをしていただきたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、職員の市外居住者数などの年度ごとの推移につきまして、直近3年間の状況としまして、再任用職員などを除き、各年4月1日時点での数を申し上げたいと思います。

まず、職員数ですけれども、平成30年が、職員数475人に対しまして市内居住者数が347人、市外居住者数が128人、令和元年が、職員数473人に対しまして市内居住者数が333人で、市外居住者数が136人、令和2年が、職員数457人に対しまして市内居住者数が321人、市外居住者数が136人となっております。

続きまして、通勤手当の支給状況につきまして、再任用職員を除いて算定したところで申し上げますと、各年度実支給額で平成30年が、支給対象者が376人で、支給額が約2,487万円となっております。そのうち、市内居住の支給対象者が248人で、支給額が約1,106万円、市外居住の支給対象者が128人で、支給額が約1,381万円となっております。

また、令和元年度が、支給対象者が376人で、支給額が約2,538万円となっております。そのうち、市内居住の支給対象者が243人で、支給額が約1,056万円、市外居住の支給対象者が133人で、支給額が約1,481万円となっております。

次に、住居手当の支給状況につきまして、再任用職員を除いて算定したところで申し上げますと、各年度実支給額で平成30年度が、支給対象者が101人で、支給額が約2,646万円となっております。そのうち、市内居住の支給対象者が62人で、支給額が約1,614万円、市外居住の支給対象者が39人で、支給額が約1,031万円となっております。

また、令和元年度が、支給対象者数が100人で、支給額が約2,495万円となっております。そのうち、市内居住の支給対象者が67人で、支給額が約1,593万円、市外居住の支給対象者数が33人で、支給額が約901万円となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） すみません、職員数について訂正させていただきます。令和元年度のところです。職員数473人に対しまして、市内居住者が333人と申し上げましたけれども、337人が正しい数字となっております。訂正して、おわび

申し上げます。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。この市外勤務のある面では状況と
いうか、それを確認し始めたときに、まだ職員は五百何十名いらっしゃったときに、
私が最初に確認した頃的时候は80名ぐらいでした。それがどんどんどんどん増えて、
職員数はどんどんどんどん減っているのに、市外の方はどんどんどんどん増えて
いると。数字的に、今、報告をいただいた分でも、もう一目瞭然でございますし、
また、その住宅手当とか通勤手当も、おのずと市外から通ってこられる方には、や
っぱりそれなりの通勤手当がある面では金額も上がっていくと。これはもうある面
では、本当に市内で一生懸命頑張っていた方には本当に申し訳ないよう
な感じがいたします。

先般、令和2年の3月の10日に、町外移住職員住宅手当なしと。これは議員発
議で条例が改正ということで、氷川町のほうで条例が可決しております。私どもも、
こちらは議員発議でやっておられますけれども、本当に菊池の財政の将来を考えると、
この比率がどんどんどんどん大きくなって、職員の半分ぐらいがやっぱり市外
の方になってくると、現実的に納税者はいない、そして、負担はどんどん増えてい
くという形になっていくんじゃないかということで心配をしております。

法的には、どこから来ていただいても何の問題もないということでございますが、
最終的にはどこかで歯止めといいますか、お願いをしていく、強制力がなくてもお
願いをしていくと、そういう形ではやっぱりやっていかなければいけないと思っ
ております。

私も先般の質問のときに、市長といいますか、こういう問題は全国市長会とか議
長会で、地方自治を守るために提案をするべきではないかという形をお願いをして
おりましたけれども、その後、どういった形で江頭市長として動いておられるのか、
お答えをいただきたいと思っております。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

市外から通勤する職員の数というのは、確かに増加傾向にあるわけでございます。
理想的には、確かに職員自らが市内に住んで、市内の状況をよく把握すると。そこ
からいろいろな魅力あるまちづくりに取り組んでいく。あるいは、また災害発生時
の対応を考えますと、少しでも早く現場に駆けつけて対応に当たるということはプ
ラスでありますので、職員の市内居住というのは、できればそのほうが望ましいこ

とだとは思っております。

ただ、憲法でやはり居住移転の自由というのが保障されておりますので、市長会のような場でこのようなテーマを取上げるということは、似つかわしくないのではないかというふうに私は思っておりますので、特段私から市長会に働きかけたことはございません。

むしろ、新規採用のときに、採用時の研修等においても、担当課から市内に居住することの重要性については説明を行っておりますし、今後の職員採用に当たりましても、担当課を通じて、これはお願いという形になりますけども、職員の理解が得られるようには努めてまいりたいというふうに考えております。

ただ、これまで何回もこの問題をお取上げになってはいますが、これによって、市外から勤務している職員が何か肩身が狭い思いをすることがあってはなりませんし、また、市内居住であろうが、市外居住であろうが、本当に職員の皆さんは一生懸命に職務に当たっておられるということを私がこの場でご報告して、またご理解をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 最終的に採用を決定されるのは市長でございますので、そのことも含めて、今後は、先ほどから申しますように、これがあまりにもやっぱり逆転するようなことでもあれば、本当にやっぱり菊池市の財政を根幹から揺るがすと、そういう形にもなっていくようなことでございますので、きちんとした問題提起で受け止めていただいて、お願いしたいと思います。

それでは次に、国道387号線沿いの太陽光発電事業に対して、市の環境基本条例による対応についてお尋ねをいたします。

議員の皆様も、国道沿いでもありますので、見られたと思いますが、今までにはなかった太陽の光を追尾する、追尾架台式の発電施設であります。また、環境基本条例の所管の福祉厚生常任委員会には、協議会で執行部より説明してあるとのことですので、概要は理解していただいていると思います。

市の環境基本条例があるにもかかわらず、当初は関係住民等に説明会が行われずに開発行為が進んでおりましたので、地域住民、特に隣接住民の方々より、安全面等の不安の相談がありましたので、市の立会いの下、菊池市環境基本条例に基づいて、これまで何度も地元説明会が開催されましたが、地域住民の不安の解消には至っていない状況であります。

そこで、お尋ねをいたしますが、国道387号線沿いの太陽光発電事業のこれま

での経緯、事業の概要、環境基本条例による市の開発業者への対応の遅れも含め、詳しくお示しをしていただきたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 市民環境部長、笹本義臣君。

[登壇]

○市民環境部長（笹本義臣君） それでは、これまでの経緯についてご説明いたします。

国道387号線で太陽光発電施設を確認いたしましたのは、今年の2月であります。その施設を調査しましたところ、太陽の光を追尾して発電する追尾型太陽光発電施設で、市内の事業者が設置していることが分かりました。

そこで、3月下旬にその事業者の事務所を訪問いたしまして、状況確認の聞き取りを行い、本来であれば、開発前の手続であります、市との事前協議が必要なこと、また、本市の環境基本条例の趣旨や住民説明会の開催などを説明いたしまして、事前協議書の提出を求めたところでございます。

その後、事業者から市へ事前協議書が提出されましたが、当該事業が既に開発を行っている中での事前協議という条例に違反したケースであったため、事前協議終了までの間、開発中断の要請を行い、開発を休止していただいたところでございます。

この事業者の計画によりますと、設置箇所は次の4か所でございます。1つが豊間地区、これが発電設備合計15基でございます。大平地区、発電設備合計32基です。重味地区、発電設備合計10基でございます。また、以上の計画の以外に、既に高野瀬地区におきましては、3基が設置され稼働しているというところでございます。

住民説明会につきましては、事業者より設置される各地区で開催をされておりまして、意見や要望の聞き取りが行われております。担当課からも地区からの要望により同席をいたしているところでございます。

市におきましては、諮問機関であります環境審議会を開催いたしまして、現地調査を行い、土木や景観の学識経験者からの意見を聞き、各地区からの意見や要望も取り入れて、事業者へ環境に配慮した対策について指導をしてきたところでございます。

この指導に対し、事業者の方は、全て受け入れるとの回答を今得ております。

そして、現在、市を立会人とした事業者と各地区の代表による三者の協定書締結に向けて話し合いが進められているところでございます。

これまでの経緯、以上でございます。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。最初分かったのが、2月には分かっていたということでございますが、私がこの話を最初にお聞きしたのは、5月の23日に古川兵戸井手という総会がございまして、そのときに地区の区長さんとか、その関係というか、隣接の方が来られておって、ああいうのがどんどん進んでいるけど、市としてああいうのを簡単に許可ができるんですかということでございますので、いや、菊池市には環境基本条例というのができておりますので、それに基づくと、きちんとした事前説明会をした上で、開発が進んでいかなければいけないんですよという説明をしまして、いや、だけど、説明会は全然あってないよと。そういう答えでございましたので、5月25日に環境課のほうに出向きまして、そのときに地元の区長さん方、関係者に来ていただいて、環境基本条例に基づいた説明をしていただきました。

それから5月の29日、30日、31日と、ずっと説明会が始まったわけでございます。部長にも1回来ていただきましたので、地域の方々の本当にあの太陽光に対する不安、また、不満、そういうのを実際に聞いていただいておりますので、現状について、そのことはしっかり認識をしていただいておりますが、本当に、その後、業者のほうはいろんな改善をしますという形ではございましたけれども、先般の7月の豪雨では、国道ののり面は崩壊だらけ、また、裏側といいますか、田んぼに係るところも、もうビニールシートだらけになっているような状況でございます。

先ほど部長のほうからもおっしゃいましたが、これまで、それぞれの地区の説明会は、私だけで行ったことも含めれば、もう十数回説明会をやっております。しかしながら、それぞれの地域、それぞれのやっぱり隣接の家なんかも違いますものから、いろんな意見が出て、本当に先ほど申しましたように、全然不安の解消にはなっていないというのが現状でございます。

再度、部長のほうにお聞きしますけれども、この地元の業者というのは、市の請負等もするような業者であるのが1点、それと、部長がその説明会に参加されて、地元の協議といいますか、地元の思いをどういうふうにして感じ取られたのか、その点をお聞きしたいと思っております。

○議長（大賀慶一君） 市民環境部長、笹本義臣君。

[登壇]

○市民環境部長（笹本義臣君） では、木下議員のご質問に再度お答えいたします。

地元の請負業者、事業の業種は別ですけれども、いろんなことをされておまして、市とも取引がございます。

そして、参加してから私の感想ということで、やはり先ほども述べましたように、

いきなり太陽光の施設が建ったということで、やはりお話を聞いていますと、大変びっくりして不安に思われているという状況は手に取るように分かっております。

そして、お話を聞く中で、通常、我々が思っておりました心配事といいますか、不安な要素、それ以外に、やはり稼働音であるとか、水の流れ、排水対策、この辺は分かりませんので、こういうものが意見や要望で出てきたということで、改めてやはり心配されているなということで感じたところでございます。

また、同じように、これ、市役所の中でも共有化しておりますと、市としても十分に認識しているといってもよろしいかと思っております。

そのためですけれども、なかなか非常に詳しいことは分かりませんので、環境審議会を開きまして、その答申に基づく市からの事業、先ほども申し上げましたけれども、指導においても、そうした点を地元からの要望も含めて、事業者へは指導してきているところです。やはり地域住民の方の不安なことが解決できるまで、今後も環境問題について、保全に努めていただくよう、業者のほうには併せて指導をしていきたいと思っております。

また、このような施設においては、運転開始後もですけれども、新たな環境問題が起こることが想定されますので、関係地区と事業者、そして、市を立会人として協定書を締結することで、引き続き協議の場が持てるように、運転を開始した後も協議ができるような体制はとっていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。部長も説明会に参加して、地元の不安、不満というのは十分認識をしていただいていると思います。

この菊池市環境基本条例は、先ほど手順が違っていたということの指摘もしましたけれども、開発事業者は開発行為に関する計画について、当該開発行為を実施しようとする前に、市長と事前協議をしなければいけない。それと、先ほどから申し上げている説明会を開くことが義務づけられているわけですね。そういうことの手順もちょっと間違っておりましたので、市長として、私は先般も6月15日の一般質問の中で、癒しの里、グルメ街道という形で、今ちょっと迫水小学校跡地は頓挫しておりますけれども、地元の方が本当に乱開発道路になってしまっているよと。そういう形のご指摘もございましたので、太陽光についてのあれをお聞きしましたけれども、そのときに説明会に市長の参加が得られていないということもお願いをして、今後は説明会に参加をしていただきたい旨の要望をいたしましたけれども、先ほ

どご説明がありましたけども、説明会は1回も参加をしていただいております。
今後はまた説明会が開かれると思いますので、ぜひとも参加するの願いをしながら、この太陽光問題について、市長がどういうふうな形で立会人としての立場で、今後、対応されるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、住民説明会でありますけども、これは菊池市環境基本条例によれば、住民説明は事業者が行い、事業者はその内容を市長に報告する必要があるというふうに定めてございまして、市長が説明会に出ることはそもそも想定をしております。しかも、今回の太陽光発電事業については、菊池市環境基本条例に基づき、本来であれば市との事前協議を行って、そこで様々な環境への配慮方針等々について、住民説明会も開催して意見を聞いて、その内容を市長へもう一度報告すべきというふうに決められているところを、その条例に違反する形で進められていたということでございますので、説明会のほうが後で行われたわけでありまして、この段階で私どもが出席した、特に市長が出席した場合には、条例に違反した行為を追認することになりかねないということで、出席を控えたものでございます。

こうした太陽光発電事業開発について、どのように考え、取り組んでいくかという次のご質問でございますけども、太陽光発電自体はクリーンエネルギーの1つとして、地球温暖化対策に資するものではありますけども、開発の仕方によっては、森林の乱伐による自然災害であるとか、景観の毀損であるとか、地域住民の生活に悪影響を及ぼす等のリスクが懸念されるわけでありまして、事業者と地域住民との事前の意思疎通というのは極めて大事でありまして、そのことを通じて、開発メリットと環境保持のバランスを保っていくということが重要だというふうに考えております。

今回の太陽光発電事業の開発については、先ほど申しましたとおり、菊池市環境基本条例に定められた市への事前協議なしに開発行為が開始されていたということでありますので、地域環境の安全面を確認するために、事業の一時中止を求めて、改めて市の条例に基づく手続をしていただいているところでございます。

関係地区の皆様におかれましては、大変不安な気持ちを抱いてご心配されているということを重々承知しておりますので、今回の開発につきましては、特に安全面の手当てに関する専門家の意見を求めて、それらの指摘を開発業者が全て工事に織り込むという形をとりまして、事業者と地元住民の合意の上で進めるように、最後まで適切なプロセスにより指導していくところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 適切な指導をしていくということの答弁をいただきましたし、また、地元のきちんとした協議ができなければ、その開発については、今現在は止まっておりますので、そのことについても確認をしていただきたいと思います。

先ほど二ノ文議員からも申されましたように、台風10号が、最大瞬間風速85メートルを予測するような台風が来ております。あの太陽光の形を見ていただくと分かりますけれども、四十何メートルには耐えられるというふうな事業者は説明しておりますけれども、今後、大きな台風がどんどん来るような日本でございますので、そのことも踏まえて、やっぱり地域の方々が安心して生活ができるような開発行為に対する対応をしていただきたいと思います。

以上で、終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、木下雄二君の質問を終わります。

以上で、一般質問は終わります。

本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、9月24日の午前10時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立ください。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午後3時34分

第 6 号

9 月 8 日

令和2年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

令和2年9月8日（火曜日）午前10時開議

第1 議案第95号 財産の取得について

上程・説明・質疑・委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第95号 財産の取得について

上程・説明・質疑・委員会付託

出席議員（20名）

1番	田中教之君
2番	福島英徳君
3番	緒方哲郎君
4番	後藤英夫君
5番	平直樹君
6番	東奈津子さん
7番	坂本道博君
8番	水上隆光君
9番	猿渡美智子さん
10番	松岡讓君
11番	荒木崇之君
12番	柁原賢一君
13番	工藤圭一郎君
14番	城典臣君
15番	大賀慶一君
16番	水上彰澄君
17番	二ノ文伸元君
18番	泉田栄一朗君
19番	木下雄二君
20番	山瀬義也君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	芳 野 勇一郎 君
政策企画部長	後 藤 啓太郎 君
総 務 部 長	上 田 敏 雄 君
市民環境部長	笹 本 義 臣 君
健康福祉部長	渡 邊 弘 子 さん
経 済 部 長	清 水 登 君
建 設 部 長	中 村 喜 範 君
教 育 長	渡 邊 和 博 君
教 育 部 長	木 下 徳 幸 君

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

経 済 部 次 長	本 田 憲 仁 君
七 城 支 所 長	倉 原 安 浩 君
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一 君
泗 水 支 所 長	水 上 孝 道 君
財 政 課 長	山 田 哲 二 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩 君
市 長 公 室 長	松 原 憲 一 君
農業委員会事務局長	泉 大 助 君
水 道 局 長	安 武 邦 男 君
監査委員事務局長	山 口 浩一郎 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	歌 岡 憲 一 君
事 務 局 課 長	中 尾 孝 浩 君
課 長 補 佐	古 田 浩 敏 君
議 会 係 長	笹 本 聖 一 君
議 会 係	吉 岡 結 加 里 さん

○議長（大賀慶一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

ご着席ください。

○

午前10時00分 開議

○議長（大賀慶一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 議案第95号 上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（大賀慶一君） 日程第1、議案第95号、財産の取得についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日から、各常任委員会・分科会が開催される大変お忙しい中に、本会議を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま上程されました追加議案の説明をさせていただく前に、台風10号の被害状況について、ご報告をさせていただきます。

なお、報告いたします数値は、9月7日に開催いたしました災害警戒本部において把握している数値でありますことを事前にお断りさせていただきます。

まず、9月5日土曜日午後5時に、本庁及び各支所に情報連絡本部を設置するとともに、自主避難所4か所を開設いたしました。

明けて6日日曜日午前10時に、災害警戒本部へ移行するとともに、避難所をさらに4か所増設して、8か所体制とし、避難準備・高齢者等避難開始を発令いたしました。

また、同日午後1時には、自主避難所を1か所追加し、計9か所として、午後7時には、土砂災害計画区域に対して、避難勧告を発令いたしております。

次に、避難者数につきましては、7日午前0時が最も多く、483世帯860人の方が避難されておられました。

明けて7日月曜日の午前8時に、暴風警報が解除されたことに伴い、避難勧告を解除し、避難者ゼロの避難所を徐々に閉鎖して、同日午後1時40分に、全ての避難所を閉鎖いたしました。

最後に、被害状況につきましては、稗方・豊間・雪野・袈裟尾で停電が発生して

おりましたが、現在、復旧済みということでございます。

また、そのほか、倒木が21件、電線の被害が3件、土砂崩れが1件、非住家の被害が1件、それぞれ発生しております。

幸いにも人的被害の報告や、甚大な災害被害の報告はあっておりませんが、今後も台風のシーズンが続きますので、これまで以上に気を引き締めてまいりたいというふうに考えております。

それでは、このたびの定例会に追加議案として提案させていただきます案件につきまして、ご説明させていただきます。

追加議案書その2の1ページをお願いいたします。

議案第95号、財産の取得については、菊池市立小中学校1人1台タブレットの購入について、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、追加提案いたします議案第95号につきまして、ご説明いたします。

追加議案書その2の1ページをお願いいたします。

議案第95号、財産の取得については、菊池市立小中学校1人1台タブレットの購入につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

取得する財産は、菊池市立小中学校1人1台タブレット、Windows OS 端末4,005台。

契約の方法は、条件付一般競争入札。

取得金額は、1億7,489万8,350円。

契約の相手方は、株式会社NTTデータNJK熊本営業所でございます。

本件につきましては、第2回定例会において補正予算を承認いただき、9月2日に条件付一般競争入札を実施、2事業者から応札があり、9月4日に仮契約を締結したところでございます。

以上、追加議案についての説明とさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、委員会付託を行います。

議案第95号は、総務文教常任委員会に付託します。

総務文教常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願い
します。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、9月25日の午前10時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立ください。

(全員起立)

お疲れでした。

○

散会 午前10時06分

第 7 号

9 月 2 5 日

令和2年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第7号

令和2年9月25日（金曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



追加議事日程（第7号の追加1）

- 第1 意見書案第2号 核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第2 意見書案第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第3 意見書案第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化
に対し地方税財源の確保を求める意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第4 決議案第2号 菊池市第三セクター七城町特産品センター（メロンドーム）及
び七城町振興公社（温泉ドーム）に対する市長の監督権の行使
に関する調査に関する決議
上程・説明・質疑・討論・採決



本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
- 追加日程第1 意見書案第2号 核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
- 追加日程第2 意見書案第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に
係る意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
- 追加日程第3 意見書案第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急
激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
上程・説明・質疑・討論・採決

追加日程第4 決議案第2号 菊池市第三セクター七城町特産品センター（メロンドーム）及び七城町振興公社（温泉ドーム）に対する市長の監督権の行使に関する調査に関する決議

上程・説明・質疑・討論・採決

出席議員（20名）

1番	田中教之君
2番	福島英徳君
3番	緒方哲郎君
4番	後藤英夫君
5番	平直樹君
6番	東奈津子さん
7番	坂本道博君
8番	水上隆光君
9番	猿渡美智子さん
10番	松岡讓君
11番	荒木崇之君
12番	柁原賢一君
13番	工藤圭一郎君
14番	城典臣君
15番	大賀慶一君
16番	水上彰澄君
17番	二ノ文伸元君
18番	泉田栄一朗君
19番	木下雄二君
20番	山瀬義也君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭実君
副市長	芳野勇一郎君
政策企画部長	後藤啓太郎君
総務部長	上田敏雄君

市民環境部長	笹本義臣君
健康福祉部長	渡邊弘子さん
経済部長	清水登君
建設部長	中村喜範君
教育長	渡邊和博君
教育部長	木下徳幸君

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

経済部次長	本田憲仁君
七城支所長	倉原安浩君
旭志支所長	竹村秀一君
泗水支所長	水上孝道君
財政課長	山田哲二君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開田智浩君
市長公室長	松原憲一君
農業委員会事務局長	泉大助君
水道局長	安武邦男君
監査委員事務局長	山口浩一郎君



事務局職員出席者

事務局長	歌岡憲一君
事務局課長	中尾孝浩君
課長補佐	古田浩敏君
議会係長	笹本聖一君
議会係	吉岡結加里さん

○議長（大賀慶一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

ご着席ください。

○

午前10時00分 開議

○議長（大賀慶一君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 各常任委員長報告（報告書は、巻末285～316頁参照）・質疑・討論・採決

○議長（大賀慶一君） 日程第1、各常任委員長報告、それでは、日程に従いまして、日程第1、去る9月1日及び9月8日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第70号から議案第74号及び議案第76号から議案第95号並びに請願第2号及び請願第3号の27案件並びに継続審査となっておりました請願第1号について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、平直樹君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（平直樹君） おはようございます。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案2件、議決案2件、請願2件です。

2日間にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第70号については、菊池市市民会館は、現在文化会館及び泗水ホールの2つの施設で構成しているが、2つの施設とも老朽化が進み、不具合等も多くなっている。個別施設計画を踏まえて、今後の市民会館の在り方について市民を交えて検討し、方針を定める必要があることから、市民会館在り方検討委員会を設置するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、在り方検討委員会が設置される場合は、執行部として市民会館の在り方について、既に一定の方向性を持っていると思うが、現段階でどのような方向性を持っているのか。また、16人の委員で市民を交えて組織するとのことだが、何人の市民が入るのか。関係団体の代表者とはどのような方々が入るのかとの質疑が

あり、執行部より、個別施設計画では、統合という形で方向性を示している。在り方検討委員会では、当然その方向性を丁寧に説明した上で始めていきたい。委員については、各地区の代表者として、区長会から1人ずつ、その他学校関係者や文化芸術団体等からの選定を予定している。また、学識経験者を2人、公募で2人を選定する予定で進めている。団体については、具体的には決定していないとの答弁がありました。

さらに、委員より、個別施設計画では統合することのことだが、どちらかの施設をなくして1つの施設とするのかとの質疑があり、執行部より、統合の在り方については、どちらかに統合するか、もしくは新たな場所に設置して2つを1つにするという案も考えられるとの答弁がありました。

また、委員より、委員の任期は2年とあるが、答申を出す時期はある程度決めているのかとの質疑があり、執行部より、3年後をめどに方向性を決めていきたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員より、文化会館及び泗水ホールの耐用年数はあと何年ぐらいあるのかとの質疑があり、執行部より、個別施設計画で見ると、公共施設の耐用年数は60年と設定してある。文化会館は昭和54年建築で築41年を経ている。また、泗水ホールについては平成7年の建築となっており、築25年を経ているとの答弁がありました。

次に、議案第71号については、菊池市市民会館在り方検討委員会の設置に伴い、条例の一部を改正する必要があるため、提出するものであるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第94号については、令和2年度泗水中学校長寿命化改良工事に係るもので、条件付一般競争入札で行われ、8月20日に仮契約を行っているとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、工事費の比率はどうなっているのかとの質疑があり、執行部より、3社になるので、代表の1社が6割、残りの2社が2割ずつの契約の出資割合となっているとの答弁がありました。

次に、議案第95号については、菊池市立小中学校1人1台タブレット4,005台の購入に係るもので、条件付一般競争入札で行われ、9月4日に仮契約を行っているとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、単価は幾らかとの質疑があり、執行部より、単価は4万3,670円となるとの答弁がありました。

次に、請願第2号については、核兵器禁止条例の早期発効のためにも、唯一の被爆国である日本政府が核兵器禁止条約に参加・調印・批准するよう、自治体として

意見を提出するように求める請願であり、特に質疑はありませんでした。

次に、請願第3号については、子どもたちのゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するために、計画的な教職員定数改善を推進すること。また、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に還元するよう意見書の提出を求める請願であり、質疑を行いました。

委員より、計画的な教職員定数改善を推進することとあるが、今現在、教職員の内定がない状況なのか。どういう状況だから改善推進が必要なのかとの質疑がありました。

議員間討議では、特に意見はなく、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第70号、議案第71号、議案第94号、議案第95号、請願第2号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決、採択すべきものと決定いたしました。

次に、討論があった請願第3号について申し上げます。

委員より、この件については、議員の皆さんのご理解の下、何度も請願を上げて国に意見書を提出しているが、なかなか進まない現状である。今年は特にコロナの状況の中で、ソーシャルディスタンスを保つという意味からも、全国知事会などからも同じような意見書が出ている。本市議会でも請願を採択していただいて、今度こそ実現に結びつけていただきたいとの賛成討論がありました。採決の結果、全員異議なく原案のとおり採決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（大賀慶一君） 次に、福祉厚生常任委員会委員長、坂本道博君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（坂本道博君） おはようございます。

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案2件です。

2日間にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第72号、菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、執行部より、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるため、内容は総務省から通知カード新規交付や再発行は行わない旨の通知があったため、個人番号の通知カードの再交付1件につき500円を削除するものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、マイナンバーカードを作りたくない人や、通知書をなくしたとき、ど

うしたらいいのかとの質疑に対し、執行部より、必要な場合は、マイナンバー入りの住民票の写しを取る方法があるとの答弁がありました。

次に、議案第73号、菊池市認定こども園・幼稚園・保育所及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、執行部より、子ども・子育て支援法の一部改正並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるため、内容は令和元年10月1日からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、関係法令が改正されたことによる条例改正であるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、第3子以降の副食費の無償化に係る県からの補助金は今後もあるのかとの質疑に対し、執行部より、県からは特になくなるとは聞いていないとの答弁がありました。

さらに、委員より、公立保育所の経費について、幼児教育無償化に伴い、昨年度は臨時交付金の対象となったが、今年度の負担はどうなるのかとの質疑に対し、執行部より、今年度から国の補助はなく、従来どおり市の負担となっているとの答弁がありました。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第72号及び議案第73号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。福祉厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

○議長（大賀慶一君） 次に、経済建設常任委員会委員長、後藤英夫君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（後藤英夫君） 本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、議決案2件、前回定例会において継続審議としました請願1件です。

2日間にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

議案第74号については、民法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであり、遅延損害金の算定利率年5%を民法に規定する法定利率へ改めるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

議案第93号については、平成30年12月21日に契約締結の議決をいただいた菰入新橋上部工工事について、橋の長寿命化につなげることを目的として、舗装準備工、橋面防水工などの追加工事を行うために、工事請負契約の一部を変更したいとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、設計業者と設計監理を行う業者は違うのかとの質疑に対し、執行部より、そのとおりであるとの答弁がありました。

請願第1号については、もう少し農業者団体等との調整が必要ではないか。生産者側と消費者側とでは考え方の立場が違うのではないかといった意見がありました。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第74号、議案第93号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願第1号については、国や農業者団体、農業者でも意見が分かれている問題であり、生産者と消費者といった観点でも考えていく必要があることから、慎重な審議を行っていくため、継続審査としてはどうかとの動議が出され、採決の結果、全員異議なく継続審査とすべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、経済建設常任委員会委員長の報告を終わります。

○議長（大賀慶一君） 次に、予算決算常任委員会委員長、松岡讓君。

[登壇]

○予算決算常任委員長（松岡 讓君） おはようございます。

本定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案について、9月1日及び18日に予算決算常任委員会を、8日から11日に予算決算常任委員会分科会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告します。

本委員会に付託されました議案は、議案第76号から議案第92号までの17議案です。

各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主な内容について報告します。

なお、報告書はお手元に配付させていただいておりますが、本日の口頭での報告については、網かけ部分を抜粋して報告させていただきます。

委員会の会議録については、全文記載された報告書を掲載いたします。

まず、議案第76号について申し上げます。

消防費の災害対策経費1,185万円の増額については、6月から7月にかけて災害対応において、避難所運営を含む災害情報連絡本部、災害警戒本部を設置したことにより、時間外勤務手当が不足したための増額補正である。また、新型コロナウイルス感染症対策事業1,062万円の増額は、避難所の衛生環境を保つため、消毒液や飛沫感染防止パネル等の資材を備蓄するための防災備蓄倉庫建設に伴う調査設計委託料及び避難所用ベッド購入に係る備品購入費であると説明を受け、質疑を行いました。

委員より、コロナ禍において、最初に行った避難所がいっぱい、違う避難所に行ってほしいと言われた話も聞いている。車を持っている人はいいが、交通弱者の方が速やかに避難できるような対応が必要と思うとの質疑があり、執行部より、要配慮者については、基本的には優先的に来られたところに入れるよう努力をしている。今回避難者数が多く、どうしても入れない状況であったため、一番近くの避難所を案内したとの答弁がありました。

次に、教育費における事務局費の新型コロナウイルス感染症対策事業1, 194万2, 000円の増額については、小中学校の感染症対策に共通して必要な消耗品費や感染症対策に伴う学校との文書配送委託料である。また、児童・生徒の家庭学習支援のため、インターネット未整備の市内小中学校世帯に対し、アクセスポイント購入費及び光回線工事費の導入費用を補助するもので、導入補助については、アクセスポイント購入費及び光回線工事費、それぞれ1万円を限度に合計2万円まで補助するものである。また、小学校費の学校ICT教育推進事業（小学校）7, 446万4, 000円の増額については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、当初予算において、市内小学校10校分の電子黒板及び電子黒板用パソコンの老朽化に伴い、更新整備を予定していたリース料である使用料及び賃借料を減額し、備品購入費に組み替えるものである。組み替えることで、後年度の負担軽減を図り、同時に備品購入として市内物品取扱業者への分割発注することで、コロナ禍における市内経済の活性化を図るものである。また、新型コロナウイルス感染症対策事業983万7, 000円の増額については、小学校10校の感染症対策及び熱中症対策に必要な備品や消耗品の購入並びに修学旅行における長時間移動の際の3密を避けるためのバス増便に対する使用料及び賃借料である。また、中学校の学校ICT教育推進事業（中学校）3, 173万4, 000円の増額については、小学校費と同様に組替えを行うものである。また、新型コロナウイルス感染症対策事業509万7, 000円の増額については、小学校費と同様に、中学校5校の感染症対策及び熱中症対策に必要な備品や消耗品の購入費並びに修学旅行のバス増便に対する使用料及び賃借料が主なものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、インターネットの環境整備は、来年から小学校に入学する世帯についても支給するののかとの質疑があり、執行部より、今回の整備は臨時交付金の対象としている。来年度も同じように臨時交付金がある場合は補助の延長も想定したいとの答弁がありました。

次に、キャッシュレスについて、委員より、支払方法についてはどのような種類があるのかとの質疑に対し、執行部より、コンビニでの納付や、スマートフォンでの

決済を考えているとの答弁がありました。

次に、金婚式事業について、委員より、金婚式は中止とのことだが、ほかの市では開催しているところもある。例えば旧市町村ごとや、午前午後に分けて行うなど、今後、金婚式を迎える方は少なくなると思われるので、来年度合わせて開催できないかとの質疑に対し、執行部より、本年度申請は125組である。苦渋の決断で中止させていただいた。来年度については今後検討していきたいとの答弁がありました。

次に、各種検診事業について、検診事業の減額は、新型コロナウイルス感染症対策のために中止した検診委託料の減額かとの質疑に対し、そのとおりである。国が推奨するがん検診に基づき、肺、胃、大腸、子宮、乳がん検診を実施し、腹部超音波と乳房超音波検診については実施していないとの答弁がありました。

次に、ブランド推進費の新型コロナウイルス感染症対策事業350万について、委員より、地元特産品を首都圏等でPRするということが、十分効果があると見込まれているのかとの質疑に対し、執行部より、宿泊助成事業等と連携し宿泊客におもてなしをするということは、お客様に大変喜ばれており、PRにつながっていることから、宿泊を検討されている方が多い首都圏等でPRを行うことは十分に効果があるものと考えているとの答弁がありました。

次に、道路橋りょう新設改良費の道路橋りょう新設改良事業の委託料230万6,000円の増額について、委員より、JA菊池・菊池中央支所から隈府小学校方向への道路拡幅改良工事とのことだが、北側の築地井手に蓋をするような拡幅を行うのかとの質疑があり、執行部より、築地井手側への拡幅ではないとの答弁がありました。

次に、議案第77号について、委員より、ほかの自治体でキャッシュレスでの保険料納付を行っている自治体はあるのかとの質疑に対し、執行部より、県内では宇城市が取り組んでいるとの答弁がありました。さらに、委員より、キャッシュレスの目的は収納率アップか市民の利便性の向上かとの質疑に対し、他市町村の状況を確認したところ、収納率アップとはなっておらず、市民サービスの向上が目的となる。ただ、納期内納付はアップしている。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新しい生活様式に対応するべく、最終的には90%程度、国の交付金を基に事業を行い、市の財政負担を最小限に抑えるよう考えているとの答弁がありました。

次に、議案第78号について、委員より、そもそも後期高齢者医療保険料については年金天引きが基本だが、キャッシュレス決済をする必要があるかとの質疑に対し、執行部より、年金から介護保険料、そして後期高齢者医療保険料を天引きするようになっているが、年金の不足など普通徴収になられる方もおり、現在の338

件の方が普通徴収となっており、その方々が対象になってくるとの答弁がありました。

次に、議案第79号について、委員より、キャッシュレス決済事業の101万7,000円は、ほかの課と割ってあるのかとの質疑に対し、総額1,020万3,000円を4課と水道局で案分しているとの答弁がありました。

次に、議案第80号について、委員より、現在つまごめ荘へ何人派遣しているかとの質疑に対し、派遣数は34人で、うち産休者2人であるとの答弁がありました。

次に、議案第82号については、建設費の富の原地区管渠延伸工事に伴う建物被害の事前、事後調査費用125万円について、委員より、761メートルに対して今年度分は7件、それで全てなのかとの質疑に対し、執行部より、そのとおりであるとの答弁がありました。

補正予算について、議員間討議では、委員より、キャッシュレス決済で支払い方の選択肢を増やすのはいいが、せっかくならシステムを構築すべきだと考える。システムの進捗状況を委員会へ報告してほしいとの意見や、後期高齢者の場合のキャッシュレスは必要ないこともあるので、ほかの支払い法も模索すべきとの意見が出ました。さらに、委員より、まず徴収率はある程度上がってきているので、口座引落としを進めるべきではないかとの意見も出ました。

また、委員より、金婚式を来年まとめて2年度分開催すべき、金額は大きくないので可能ではないかとの意見や、保育関係者に対して補助金が慰労金には使えないので、市独自の支給を考えるべきだとの意見も出ました。

次に、各会計の決算認定についてですが、初めに、議案第83号について、主なものを申し上げます。

地域振興費について、委員より、コミュニティバスと乗合タクシー運行補助金の内訳は、また、地方バスの利用者はどれくらいかとの質疑があり、執行部より、べんりカーが1,054万1,286円、あいのりタクシーが1,301万3,754円である。地方バスは大きく分けると2路線に分かれている。昨年度の利用者数は、電鉄バスの七城田島線が5,879人、大津と山鹿を含めた産交バスが14万5,550人であるとの答弁がありました。

また、委員より、お試し住宅の利用状況はどうなっているのかとの質疑があり、執行部より、平成30年度の実績が7世帯22人で185日利用、平成31年度が6世帯13人で61日利用である。本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により閉鎖している。お試し住宅を利用した移住者は、平成30年度に4世帯が移住につながっているとの答弁がありました。

次に、外国語指導授業について、委員より、ネイティブ・スピーカーの生の英語

を聞き、国際理解を深める効果があった。また、学習意欲の向上が図られたというような効果とされているが、例えば英検受験者数が増えたなどの効果を数値化すべきであるとの質疑があり、執行部より、ALTとの生の英語を聞いて触れ合うというコミュニケーションの話になるので、数値化については難しい。本来は国の計画等に基づいて、ネイティブ・スピーカーを置くことになっている。外国語でのコミュニケーションをとるということが、英語を身につけるためにALTを置いている。また、英検の受験率については、令和元年度の受験者数は、年3回の試験があるが、189人が受験している。5級から2級まであり、2級が第1回で中学3年生が3人、第3回目で中学1年生が1人受験している。今後は数字を出していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員より、語学について数値化するのは難しいと思う。ただ、これだけの予算を使っているのに、数値化すべき、コミュニケーションということであれば、TOEFLやTOEICの活用も必要ではないかとの質疑がありました。執行部より、以前に一般質問もあっているが、ALTについては、数値化が難しいと答弁している。小学校3年生と5年生、中学校2年生全員を対象に、ALTに関するアンケート調査を行っている。その中に、ALTが加わる英語の授業は楽しいか、大切であると思うか、学んだことは、将来、役に立つと思うかなどの調査を行っている。こういうものを数値化して、ALTの必要性を数値化したいとの答弁がありました。

次に、就学援助経費について、委員より、就学援助費を支給している子どもの数について、近年の動向はどうなっているか。併せて、今年度の新型コロナウイルス感染症の影響により、就学援助費の締切りを緩和されたことによる申込み数はどうなっているのかとの質疑があり、執行部より、就学援助が必要な人数は年々増えている。平成29年度から平成30年度の比較で38人の増、平成30年度から平成31年度の比較で54名の増である。令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の就学援助の認定については、6月申請が1人の1世帯、7月申請が3人の1世帯の計4人の2世帯が新たに認定したものであるとの答弁がありました。

次に、自治公民館費について、委員より、歳入でそれぞれ公民館の使用料の報告があったが、利用件数はどうなっているかとの質疑があり、執行部より、中央公民館の利用件数は3,494件で、利用者数は5万2,090人、七城公民館が848件で1万9,440人、旭志公民館は昨年改修をしていたので短期間ではあったが、54件の716人、泗水公民館が2,801件で4万1,589人であったとの答弁がありました。

次に、委員より、コンビニでの住民票などの交付サービスについて、昨年の発行数の実績はとの質疑に対し、執行部より、昨年度は675件であるとの答弁がありました。さらに、委員より、コンビニでの交付サービスに約500万をかけており、1通当たりのコストが高額になっている。費用対効果があるのかとの質疑に対し、そのような議論もあったが、今回のコロナ禍において、来庁しなくても住民票などが取得できた。また、時間外でも全国でも取得できるという利点もあるとの答弁がありました。

次に、委員より、ごみ分別アプリは非常に費用対効果がいいと考える。何人の方がアプリをダウンロードされているのかとの質疑に対し、執行部より、令和2年8月26日現在で3,104件であるとの答弁がありました。さらに、委員より、いいアプリなので、広報に毎月紹介し広げてほしい。将来的にごみの不法投棄を通報できる機能追加などバージョンアップが必要だと考えているが、そのような考えはあるのかとの質疑に対し、執行部より、委員や市民からの助言をもとに、今後まとめてバージョンアップする予定であるとの答弁がありました。

次に、すすく子宝祝金事業について、委員より、何年間実施しているのか。また、最近の支給状況はどうかとの質疑に対し、執行部より、支給の状況は、平成29年度が100人、平成30年度が107人、平成31年度が101人であり、合併時の平成17年度から実施しているとの答弁がありました。

次に、委員より、健康ポイント事業の事業費は、費用対効果はどうかとの質疑に対し、執行部より、事業費は98万円、検診受診者の増加や健康づくりの意識向上を目的に実施したが、目標には満たなかったとの答弁がありました。

次に、こども健診センターについて、委員より、こども健診センターは閉まっていることが多い。有効に使用されているのかとの質疑に対し、執行部より、9時から16時まで1人の保健師が健診センターで勤務している。午前中は予約制で相談事業を行い、午後からは乳幼児健診を行っているとの答弁がありました。

次に、委員より、特定不妊治療と一般不妊治療について、違いと治療を受けた人数はとの質疑に対し、執行部より、特定不妊治療と一般不妊治療の違いは、特定不妊治療は卵子と精子を体の外に出して顕微鏡下で受精させる方法。一般不妊治療は精子を人工的に女性の体に入れて受精させる方法。市が助成した件数は、特定不妊治療が23件、一般不妊治療が2件となっているとの答弁がありました。

次に、農業委員会一般事務事業について、委員より、太陽光発電の下に作物を作ったとして、農業委員会はその確認を行うのかとの質疑に対し、執行部より、太陽光発電の施設については、単純に太陽光パネルを設置するだけの施設と、パネルの下に作物を作る営農型の2種類があり、営農型については、パネルの下に作物を作

ることが条件となっているため、確認と指導を行っているとの答弁がありました。

次に、有害鳥獣捕獲事業委託料について、委員より、イノシシの成獣の捕獲数はどれだけかとの質疑に対し、執行部より、年間761頭であるとの答弁がありました。また、委員からは、猟をされている方が意欲を持って駆除していただけるような施策としてほしい。農業被害額を考えた上での予算編成を行うべきとの意見がありました。

次に、令和元年度に国の施策として実施されたプレミアム付き商品券事業について、委員より、本市における購入率はどれくらいだったのかとの質疑に対し、執行部より、26.5%の購入率であったとの答弁がありました。また、委員より、購入に当たっては、どのような問題点があったのかとの質疑に対し、執行部より、購入までの手続について、申請して何度も事務的なやり取りを行う必要があり、対象者の方が負担に感じられたのではないかと答弁がありました。これに対して委員からは、こうした現状について、きちんと国には報告をしておくべきとの意見がありました。

次に、住宅管理費について、委員より、市営住宅で住民が除草作業をせずに、市が業者委託をしているところはあるのかとの質疑に対し、執行部より、ほぼ全ての市営住宅において、住民に何らかの除草作業、美化作業を行っていただいている。シルバー人材センターへの委託は、急傾斜で除草作業に危険があり、対象面積が広過ぎる、住宅を建設する際に隣接する農地等との約束事があったところについてお願いしているとの答弁がありました。

次に、議案第84号について、委員より、現在国民健康保険税は上がっていないが、今後税率が上がるのか。特別会計上どのような状況かとの質疑に対し、執行部より、特別会計の予算総額は約68億円、医療給付が47から48億円であり、その100分の5程度が基金として望ましいが、本市はまだ足りない状況である。しかし、国保税の負担が重いのは承知しており、歳入を増やすため、補助金等を活用できるよう努めているとの答弁がありました。

次に、議案第85号について、委員より、後期高齢者医療保険料の不納欠損について、必要であれば調査等をし、処分しているという考えでよいかとの質疑に対し、執行部より、時効が2年間となっており、その前に催告書送付や窓口相談を行い、分納等での支払いをお願いしているとの答弁がありました。

次に、議案第86号については、委員より、介護保険において、介護サービスの利用率はどのくらいかとの質疑に対し、執行部より、要介護の認定を持っていてもサービスを利用されない方や入院中の方などがいらっしゃるもので、認定率で答えると、令和2年3月末で要支援者の方を含み19.89%であるとの答弁がありました。

た。

次に、議案第87号について、委員より、水洗化率はどれくらいになっているのかとの質疑に対し、執行部より、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業の合計で92.8%であり、前年から0.33%伸びているとの答弁がありました。

次に、議案第91号について、委員より、つまごめ荘の歳入について、ショートステイが予算額から減額だが、施設介護サービスが増額である理由はとの質疑に対し、執行部より、職員が足りなかったため、初めは一時的に長期利用者の受入れを制限し、ショートステイを優先していたが、長期利用者のほうが地域において必要性があったため、ショートステイの利用者を制限したとの答弁がありました。

○議長（大賀慶一君） ここで、換気等のため、10分間休憩いたします。

○

休憩 午前10時44分

開議 午前10時52分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[登壇]

○予算決算常任委員長（松岡 譲君） 申し訳ありません。先ほど報告した中で、6ページの下から2段目、事後調査費用を125万円と申し上げましたが、152万円と訂正をお願いいたします。

続けてまいります。

次に、昨年の予算決算常任委員会の提言事項について、9月1日の当委員会において提出された提言に対する回答書について、執行部より説明がありました主なものを申し上げます。

まず、行政改革を考慮しつつ、ICT等を活用しながらの適材適所の人員配置と適正な職員数の配置を求めることについて、執行部より、行政改革の取組として、つまごめ荘などの民営化を実施した。また、事務処理ミスの発生を踏まえて、庁内組織として事務品質改善委員会を設置し、今後事務品質の改善に取り組んでいく。

ICTの活用については、時間外勤務や休暇管理を電子決済で行うシステムの運用を開始した。今後も管理職を対象とした業務ヒアリングや、職員個々の経験等を勘案しながら、適正な職員管理の分析検討を進めていきたいとの説明がありました。

次に、適正な予算編成や予算執行、適正な公有財産の管理等を踏まえた職員のスキルアップについては、執行部より、予算編成や予算執行において十分に精査して編成、執行を行っている。今後も研修等を実施しながら、職員のスキルアップに努

めていきたいとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、外部委託の効果や金額の妥当性の検証については、執行部より、外部委託の効果や金額の妥当性など、予算編成時のヒアリングにおいて職員が担うべきもの、また外部委託が適しているものなどを点検している。今後も適正な予算執行になるよう努めていきたいとの説明がありました。特に質疑はありませんでした。

次に、主要事業の報告について、これまで同様、決算認定議案の添付資料として主要施策の成果を提出し、その結果を報告している。また、特に主要な事業の定義の再確認を行ったところである。今後も市議会と共有すべき内容であると判断した場合は、月例会等で報告を行うこととしたいとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、税務課より債権管理業務について、本年4月より債権管理室を設置し、適切な債権管理を行っているところである。単年度の徴収率は高いが、滞納額等についてはまだ多くの金額が残っており、今後も適切に対応していく。債権管理室は各課の担当者に税務課のノウハウを提供し、職員のスキルアップを行っている。さらなる債権管理の体制の強化を図っていくとの説明があり、委員より、市税の滞納処分がコロナでできなかつたと思われるが、具体的にどのような理由があつたのかとの質疑があり、執行部より、コロナで収入が減つたと思われるので、催告を自粛してきたとの答弁がありました。

次に、道路や橋りょう維持管理については、今後先細っていく予算の中で、今と同じような維持管理は難しくなるということについて、執行部より、行政区からの要望を基に、緊急性の高いところから予算の範囲内で補修工事等を実施している。特に橋りょうについては、5年サイクルで全ての橋りょうを点検を行い、健全性の判定に基づき補修を行っている。また、道路施設等については、今後も老朽化が進み、維持管理費用が高額になることが予想されるため、予算の確保に努め、関係機関との連携を図りながら整備を行っていきたい等の説明があり、委員からは、透明性のある優先順位をつけて、維持管理を行っていくべきとの意見がありました。

その後の決算関係の議員間討議では、歳出面での削減努力が必要というのは原則である。そんな中、学校教育の中でICT教育についての予算が膨らんできている面が気になる。今回、国からの予算措置があつて進めてきたが、今後も同じように国の対応が続くかどうか不明である。国の補助があつたから、今回、ハード面もソフト面も導入できたが、本来はもう少し計画的に導入すべきだったと考える。だが、導入した以上、いかに効果的に活用していくかが肝要。今回の補助事業を有効に活用すべき。タブレットを導入したからといって、全てが網羅できるわけではない。だが、今後の活用方法で将来大きく差が出る。ただタブレットを持つだけでなく、

いかに有効に活用するかが大切である。通信費に関しては厳しい家庭と別に、既に負担している家庭との公平性を保つべき。少しでも不平等感を感じさせないような手を打ってほしい。

事務処理問題については、ミスが頻発している。あってはならない問題であり、議会のたびにこのような問題が出ている。何度も初歩的なミスが続いている。公僕としての役割をしっかりとやってもらいたい。これだけミスが続くと、これが当たり前のように感じるようになっていく。当たり前前にやっていたらミスは起こらない。人的ミスはなかなかなくなる。大切なのはデータベース化とアラームだと考える。見逃してしまうこともあり得る。だからこそシステム化し、ミスがあったときにアラームが出るようにすべきだ。その他の事例も参考にして、いきなりゼロにならないだろうが、ちょっとしたミスを少なくして欲しい。基本的にあつてはいけないことだから、それを容認するような言葉を使ってほしくない。仕方ないけどという表現ではなく、これは絶対にいけないという表現で提言をお願いしたい。

全事業、施策に対して言えることだが、成果として、表現はできる限り数値化をすべきである。そうしないと、本来の成果として見えてこない。全て数値化できるとは思っていないが、できるだけ数値化をするという意識を持つことが大切だ。基本的には費用対効果である。今後予算に余裕があるわけではないことは容易に想像できる。数値化し、費用対効果が分かるようにすべきであるといった動議でありました。

また、債権管理体制が確立しているが、まだ不納額が多いので、できる限り徴収してほしい。特に公立の保育園の徴収方法をしっかり行ってほしい。

今後、こども健診センターについて、利用者の声を聞きながら、当該保健センターの在り方について見直すべき。保健師の業務の在り方も考えていく必要がある。当該健診センターの視察を行い、加えて、すくすく子宝祝金や不妊治療などの少子化対策の関連の予算について増額も考えていいのでは。

花房保育園、菊之池保育園について、民営化にならないように、特色ある保育園を目指してほしい。花房保育園が医療ケアもできる点を評価すべき。

介護保険の利用が増えない状況で特別会計が逼迫しているが、適切な予算の執行をしてほしいとの意見も出ました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

なお、執行部に対する総括提言はありませんでした。

経過報告に引き続き、各分科会長に対する質疑を行いました。

委員より、つまごめ荘の職員問題とはどういう意味かとの質疑があり、総務文教分科会長より、報告書の8ページと10ページに書いてあるが、昨年度の予算決算

常任委員会における行政改革を考慮しつつ、ICT等を活用しながらの適材適所の人員配置と適正な職員数の配置を求めることについてという提言に対して、執行部より、つまごめ荘の民営化を実施したとの答弁があり、それに対して職員の帰任に対する質疑があった。つまごめ荘の職員問題とは、職員の帰任に関することであるとの答弁がありました。

さらに、委員より、昨年の提言は、ICTを活用しながらの適材適所の人員配置と適正な職員数の配置を求めるとの中で、いきなりつまごめ荘が出てきているので、文章が合わないのではと思う。つまごめ荘は福祉厚生分科会の所管ではないか。人件費が総務文教の所管だからといって、ここまで踏み込んで聞けるのか。ICTを活用しながらの行政改革の話なのに、いきなりつまごめ荘の話になっているが、そこがうまくつながらないのではとの質疑があり、総務文教分科会長より、当委員会では、この質疑があったとき、うちの分科会の所管であるとか、福祉厚生分科会であるとの議論はあっていないとの答弁がありました。さらに、委員より、これが果たして総務文教分科会で上がっていいのか。内容は完全につまごめ荘の運営である。福祉厚生分科会の所管ではないと思う。答弁したのは誰かとの質疑があり、総務文教分科会長より、答弁をいただいたのは総務課長であるとの答弁がありました。さらに、委員より、職員問題ではなく、派遣についてとかの記載がいいのではないかと。問題としてしまうと、問題が起きているように読む人が考えるのではないかと。意見がありました。

以上、慎重に審議しました結果、議案第76号から議案第82号、議案第87号から議案第92号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決、認定すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案第83号について申し上げます。

委員より、本市の財政調整基金は、決算時点で60億を超えている。生活保護世帯は申請件数も決定数もここ数年増えており、財政調整基金を高過ぎる国保税の引下げや生活困窮者への支援を行うために活用すべきである。また、マイナンバーカードの普及率が、交付開始から4年半がたとうとしているにもかかわらず、本市でも14.1%にとどまっている。国も自治体も毎年多額の予算を執行しながら、普及が進まない現状である。国の制度ではあるが、多額の税金を毎年執行している状況は認められない。そのほか、部落解放同盟への補助金の支出について、各支部の事業収支決算書では、補助金の割合が90%を超えている。支出の中で一番大きいのは大会参加者への日当であるが、本来日当などの支出は団体独自の会費等で支払われるべきであり、税金の支出で賄われるべきではないとの反対討論がありました。

次に、議案第84号について申し上げます。

委員より、令和元年度も様々な努力を行い、保険料は据え置かれたが、依然市民にとっては保険料の負担は大変重いものである。令和元年度の現年度分に限っても、滞納世帯は1割近くに上っている。基金や一般会計からの法定外の繰入れを行い、払える国保税にすべきであるとの反対討論がありました。

次に、議案第85号について申し上げます。

委員より、本制度は、高齢者を年齢で差別し、給付抑制や負担を増やす問題の制度である。おとし4月から軽減特例の見直しが始まり、保険料の負担が増えている。運営主体は県の広域連合であるが、市としても意見を上げ、保険料の引下げを求めるべきであるとの反対討論がありました。

次に、議案第86号について申し上げます。

委員より、平成30年度から第7期の介護保険事業がスタートし、保険料が値上げされた。令和元年度も約16%、1割を超える高齢者の方が保険料を払えない状況である。来年度からスタートする第8期の介護保険事業では、基金の活用や一般会計からの繰入れを行い、市民の負担を少しでも軽減することが求められているとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第83号から議案第86号については、賛成多数により認定すべきものと決定しました。

次に、予算決算常任委員会分科会における議員間討議を踏まえ、次の9事項を提言としてまとめました。

1、今回の国の教育面におけるICT施策推進の機会を学びのチャンスと捉え、有効な活用方法と維持管理等も含んだ計画を持つべきである。

2、最近事務処理ミスが頻発している。データベース化を進め、万が一ミスがあったときには早期発見できるシステムを構築し、市民の皆様にも不利益が生じないよう事務品質向上に努めるべきである。

3、つまごめ荘の職員についても、段階的にかつ確実に解決できるように協議をし、計画的に進めるべきである。

4、費用対効果を見るためにも、事業の成果をより一層数値化する。また、数値化するという意識を持つべきである。

5、前年に引き続き、債権管理をしっかりと行い、少しでも滞納額が減少するよう、債権管理室を中心に全課が取り組むこと。

6、少子化対策、子育て支援については、市独自のめり張りのある予算編成、執行を行うこと。事業の効果検証、見直しを繰り返し、場合によっては、保健師、保育士の増員や支援額の増額を含めた試みを検討すること。

7、特別会計の状況を的確に把握し、補助金等の活用を踏まえて、適切な予算編

成、執行を行うこと。

8、イベントの見直しについて、市町村合併したときに一部見直しが図られているものもあるが、いまだ実務的な部分を市が行っているイベントがあり、今後は市ではなく、地域や地元をはじめとした各種団体が行うよう進めていくとともに、拡大するもの、統合、集約化するもの、削減するものと計画を立てて見直しを図り、その内容も改革していく必要がある。

9、財政状況が厳しくなっていく中で、道路、河川、公園、市営住宅、上下水道の公共インフラの維持管理について、これまでどおり行っていくことは大変難しくなってくるため、地域や受益者の皆さんにも除草や美化作業等への協力をお願いするなど、住民の参加などとの連携による公共インフラの維持管理も検討していく必要がある。また、物産館、道の駅、四季の里旭志や、七城リバーサイドパーク等において、施設の老朽化に伴う修繕、維持管理費が増加していることから、今後の施設の運営や在り方等を検討していく必要がある。

以上、本委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

なお、執行部におかれましては、申し述べました提言項目のほか、予算決算分科会を通しての各分科会長からの指摘や意見を踏まえ、今後の行政執行に十分反映されることを願います。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。予算決算常任委員長報告を終わります。

○議長（大賀慶一君） 以上で、各常任委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの委員長報告で、請願第1号は継続審査です。

これから、討論を行います。

議案第70号から議案第74号及び議案第76号から議案第95号並びに請願第2号及び請願第3号の27案件について、討論はありますか。

まず、討論に反対者の発言を許します。

東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 皆さん、おはようございます。議席番号6番、日本共産党、東奈津子です。

議案第83号から86号について、反対の立場から討論を行います。

まず最初に、議案第83号、令和元年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

不認定の理由の1つは、厳しい市民の暮らしを支える予算の執行にはなっていないという点であります。福祉厚生常任分科会の質疑で明らかとなりましたが、生活保護世帯は申請件数、決定数とも、ここ数年間、増え続けています。後の国保や介護等の討論でも述べますが、税務課の職員の努力もありながら、依然国保税等の滞納世帯の状況は厳しいものがあります。一方で、財政調整基金は決算時点で60億円を超えています。ここ数年間は熊本地震や起債の償還等で取崩しが行われていますが、しかし、県内のほかの市町村と比較しても規模は大きく、2018年度の調査ではありますが、菊池市は県内14市の中で、標準財政規模は宇城市に続いて2番目の高さとなっています。県平均は20%、菊池市は40.9%という高さであります。

総務省自治財政局の基金の積立状況に関する調査（平成29年度）によれば、財政調整基金の規模の考え方は、市町村では5%を超え10%以下、10%を超え20%以下が多かったとなっています。この調査と比較しても、菊池市の財政調整基金は多くため込まれており、高過ぎる国保税の引下げや、生活困窮者への支援を行うために活用が求められていると思います。

反対の理由の2つ目は、マイナンバー関連予算の支出についてであります。福祉厚生常任分科会での質疑でも明らかとなりましたが、マイナンバーカードの普及率は、交付開始から4年半がたとうとしているにもかかわらず、菊池市でも直近で14.1%にとどまっています。国も自治体も毎年多くの予算を執行しながら、普及率が進まない現状です。国の制度ではありますが、このような様々な問題点を抱え、多額の税金を毎年執行している状況は認められません。地方から制度の中止、見直しの声を上げるべきであります。

反対の理由の3つ目は、部落解放同盟への補助金の支出についてであります。令和元年度の各支部の事業収支決算書を調べてみますと、従来同様、3支部とも決算額に占める市の補助金の割合は90%を超えており、支出の中で一番大きいものが大会参加者への日当であります。本来、日当などの支出は、団体独自の会費なので支払われるべきであり、税金の支出で賄われるべきではありません。熊本市、山鹿市、玉名市では、部落解放同盟への補助金は既に廃止をされております。改めて毎年の決算で指摘をされている点の改善を求めるものであります。

次に、議案第84号、菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

反対の理由は、保険料が高過ぎるという点であります。令和元年度も様々な努力

を行い、保険料は据え置かれましたが、依然市民にとっては保険料の負担は大変重いものであります。分科会での担当課長の答弁でも、国保税の負担が重いのは承知しているとの答弁でありました。令和元年度、現年度分に限っても、滞納世帯は1割近くに上っています。この間の一般質問でも明らかにしていますが、菊池市の国保世帯は市全体の約4割の世帯を占めます。令和元年度の状況では、国保世帯の所得の状況は、100万円未満は5割を超え、200万円未満になると8割を超えるという状況です。一方で、基金の残高も令和2年3月31日時点で1億6,400万円台を維持しています。基金や一般会計の財政調整基金も活用して、法定外の繰入れも行い、他市町村でも行われている均等割や均等割の免除や、保険税そのものの引き下げなどを行って、払える国保税にするべきであります。

次に、議案第85号、菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてです。

反対の理由は、本制度が高齢者を年齢で差別し、給付の抑制や負担を増やす問題のある制度であるという点であります。

おとし4月から軽減特例の見直しが始まり、保険料の負担が増えています。令和元年度も現年度分で滞納額が177件、190万円も超えています。今年4月からはさらに保険料の値上げとなっています。一般会計の決算認定の質疑でも明らかとなりましたが、本市における生活保護受給者の半分以上が高齢者世帯であることであり、高齢世帯の生活の厳しさがうかがえます。切下げられる年金の下で、負担ばかりが増え続ける、このような状態を見過ごすことはできません。運営主体は県の広域連合であります。市としても意見を上げ、保険料の引下げを求めるべきであります。

次に、議案第86号、菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

反対の理由は、1つは、高過ぎる保険料です。平成30年度から第7期の介護保険事業がスタートし、保険料が値上げされました。令和元年度も約16%、1割を超える高齢者の方が保険料を支払うことができない状況です。その額は920万9,522円にも上ります。年金が切下げられる中で、払えない人が増えるのは当然であります。

また、サービスの給付という点でも、この間、介護保険サービスから切り離す要支援者の方々へサービスも始まっており、また、利用料が払えないなどの理由で、必要なときに必要な介護サービスが受けられないという事態も少なくありません。国の社会保障削減路線の下で、地方自治体は厳しい運営を強いられていることとは思いますが、基金の残高は1億9,900万円を超えています。もちろん給付を円

滑に行うためには一定の基金が必要であることは承知していますが、来年度からスタートする第8期の介護保険事業では、この基金の活用、また、一般会計からの繰入れも行って、市民の負担を少しでも軽減することが求められます。

以上で、議案第83号から議案第86号について、反対の立場から討論を終わります。

○議長（大賀慶一君） ただいま、議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号に対する反対討論がありました。

議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号についての賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 議案第83号から議案第86号について、ほかに討論はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） これで、議案第83号から議案第86号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） これで討論を終わります。

これより、議案第70号から議案第74号及び議案第76号から議案第95号並びに請願第2号及び請願第3号について採決します。

ただいま反対討論がありました議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第70号から議案第74号、議案第76号から議案第82号、議案第87号から議案第95号並びに請願第2号、請願第3号、以上の23案件については、各常任委員長の報告は、原案のとおり可決、認定、採択であります。各常任委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、以上の23案件については、各常任委員長の報告のとおり可決、認定、採択することに決定いたしました。

次に、反対討論がありました議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号については、起立により採決します。

最初にお諮りします。議案第83号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大賀慶一君) 起立多数です。よって、議案第83号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第84号について、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大賀慶一君) 賛成多数です。よって、議案第84号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第85号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(大賀慶一君) 起立多数です。よって、議案第85号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第86号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(大賀慶一君) 起立多数です。よって、議案第86号は、原案のとおり認定することに決定しました。

○

日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長(大賀慶一君) 次に、日程第2、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

閉会中の継続審査・調査

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について
- 3 種苗法改正の慎重審議を求める請願

予算決算常任委員会

- 1 予算及び決算に関すること

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

熊本地震からの復旧・復興特別委員会

- 1 熊本地震からの復旧・復興に関すること

議会改革検討特別委員会

- 1 議会改革に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

ここで、換気等のため、10分間休憩いたします。

○

休憩 午前11時28分

開議 午前11時35分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

追加日程第1 意見書案第2号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（大賀慶一君） 次に、追加議事日程第1、意見書案第2号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） それでは、意見書案第2号、核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書について申し述べます。

核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破壊的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2017年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の82か国。批准国は44か国となり、発効に必要な条件（50か国）まで残り6か国となっています。

アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本国政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度をただちに改め、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月25日

熊本県菊池市議会議長 大賀 慶一

衆議院議長	大島 理森 様
参議院議長	山東 昭子 様
内閣総理大臣	菅 義偉 様
財務大臣	麻生 太郎 様
総務大臣	武田 良太 様
文部科学大臣	萩生田光一 様

意見書案第2号を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案理由としましては、広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択された。

この核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。

このようなことから、日本国政府が、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力するあかしとして、核兵器禁止条約に参加・調印・批准されるよう意見書を提出するものである。

これが、本案を提出する理由であります。

意見書については、お手元に配付のとおりです。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（大賀慶一君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第2号について、会議規則第37条第2項の規定によって委員会の付託を省略し、引き続き審査します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第2号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

追加日程第2 意見書案第3号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（大賀慶一君） 次に、追加議事日程第2、意見書案第3号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） それでは、意見書案第3号、教職員定数の改善及び義務教育費

国庫負担制度拡充に係る意見書について申し述べます。

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

新型コロナウイルス感染症として3月には全国で一斉臨時休業が行われました。また、4月以降も、再開する学校、休業が延長された学校、再休業に入る学校などがあり、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けています。

学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和2年9月25日

熊本県菊池市議会議長 大賀 慶一

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長	山東 昭子 様
内閣総理大臣	菅 義偉 様
財務大臣	麻生 太郎 様
総務大臣	武田 良太 様
文部科学大臣	萩生田光一 様

意見書案第3号を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案理由としましては、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善と教育の機会均等並びに水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2021年度政府予算編成において2分の1に還元されるよう意見書を提出するものである。

これが本案を提出する理由である。

意見書については、お手元に配付のとおりです。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（大賀慶一君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第3号については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会の付託を省略し、引き続き審査します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第3号については、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は、原案のとおり可決することに決定しました。



追加日程第3 意見書案第4号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（大賀慶一君） 次に、追加議事日程第3、意見書案第4号を議題とします。
提出者の提案理由の説明を求めます。

水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） こんにちは。それでは、意見書案第4号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について申し述べます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の

緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日

菊池市議会議長 大賀 慶一

衆議院議長 大島 理森 様
参議院議長 山東 昭子 様
内閣総理大臣 菅 義偉 様
内閣官房長官 加藤 勝信 様
総務大臣 武田 良太 様
財務大臣 麻生 太郎 様
経済産業大臣 梶山 弘志 様
経済再生担当大臣 西村 康稔 様
まち・ひと・しごと創生担当大臣 坂本 哲志 様

意見書案第4号を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由としましては、現在、新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延しており、本市においても感染者が確認されるなど、いまだ終息の気配が見えない状況であります。

また、感染症の長期化による地域経済への影響も甚大であり、今後税収等の激減が避け難くなっている。

よって、国において新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対して、速やかに地方財政対策を講ずることを強く要望する。

これが、本案を提出する理由であります。

意見書については、お手元に配付のとおりです。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（大賀慶一君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） それでは、意見書案第4号について質疑を行います。

これにつきましては、全協でちょっと話すいとまがなかったので、出すことに関しては、私は大賛成です。ただ、しかし、ちょっと1点お聞きしたいのが、めくっていただきまして、記、1のところですか。地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。これは分かります、国に要望するのは。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保することとありますが、臨時財政対策債は地方が発行するんですよね。なのに、発行額の縮減に努めるとともにと書いてあるところが1点、なぜ国に対してなのに、地方が発行するものに対してこういう言い方をするのか。

もう1個、償還財源を確保することって、もちろんこれは借りたら地方が返すわけですから、なぜ国に償還財源を確保することとつけるのか。その2点がちょっと疑問点がありますので、教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大賀慶一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 荒木議員のところの質疑は、この間の全協におきまして皆さんの同意を得たということを確認して、荒木議員の質問のところは審議しておりません。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） すみません、内容には分かるんですけども、ここの文面が、どうしてこういう文面なのかというのを、内容を聞いているわけなんですよね。要は、なぜ国に出すのに、要は、地方が発行するものに対して、何か国に発行額の縮減を求めているのかというところをお聞きしているの、これ審議してないとかじゃなくて、提案者にお聞きしているわけですよ、内容をですね。その理由というのをお尋ねしているんですけど。

○議長（大賀慶一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 臨財債におきましては、地方が、国の交付税の足りない部分がある場合等に地方のほうで臨財債を組むというふうな認識ということは認識しております。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 3回目ですので、最後になりますけど、じゃあ今の言うと、後年度、これは地方交付税に臨対債は見るので、国が地方に発行しろと、足りない部分を発行しろと言っているから、こういう内容ということではよろしいですか。

○議長（大賀慶一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 臨財債の仕組みのとおりだと思っています。

○議長（大賀慶一君） ほかに質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第4号については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第4号については、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第4号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○

追加日程第4 決議案第2号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（大賀慶一君） 次に、追加議事日程第4、決議案第2号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 皆さん、こんにちは。それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、決議案第2号、菊池市第三セクター七城町特産品センター（メロンドーム）及び七城町振興公社（温泉ドーム）に対する市長の監督権の行使の調査に関する決議案の提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、令和2年第2回と第3回定例会、一般質問においての答弁及び情報公開請求資料、報道機関内容に対して、市民の立場として到底納得できる内容ではなかったためです。

まず、申しておきますが、総務省自治財政局長から平成26年8月5日に総財公第102号で、25%以上を出資している地方公共団体は、第三セクターの健全経営のため、経営状況を把握し、適切な関与が必要だと通達されております。これに関しては、一般質問でご存じかどうかを尋ねたところ、市長からは知っていると答えられました。総務省自治財政局長からの通達に目を通されているのであれば、一般質問での答弁に関してもそうですが、熊日新聞の取材に対しての8月25日付の報道で、市長は交際費については施設側に聞いてほしいとのコメント、9月5日付報道では、交際費の話は報道で知ることが多く、今は事実関係を調べているとのコメントは無責任だと思えます。

七城町振興公社と七城町特産品センターが使った交際費がここにあります。全ての領収書を確認しましたが、身内の飲み会ではないかと推察されるものが多々ございます。市が85%以上を出資している菊池市第三セクターの七城町特産品センター及び七城町振興公社については、行政の監視機関である市議会が当該施設を調査し、実態を究明することが責務であると考えます。

以上を提案理由といたしまして、別紙決議案の内容を読み上げて説明いたします。

1、調査事項

地方自治法第100条の規定により、次のとおり菊池市第三センターセンター七城町特産品センター（メインドーム）及び七城町振興公社（温泉ドーム）に対する市長の監督権の行使に関する調査を行うものとする。

2、特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第6条の規定により、委員6名で構成する「菊池市第三セクター七城町特産品センター及び七城町振興公社に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託して行う。ただし、当施設への出荷者及び利害関係者の構成は認めない。

3、調査権限

本会議は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を「菊池市第三セクター七城町特産品センター及び七城町振興公社に関する調査特別委員会」に委任する。

4、調査期間

「菊池市第三セクター七城町特産品センター及び七城町振興公社に関する調査特別委員会」は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5、調査経費

本調査に要する経費は、予算の範囲内とする。

以上、議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、決議案第2号の説明といたします。

○議長（大賀慶一君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審査をします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

坂本道博君。

[登壇]

○7番（坂本道博君） 決議案第2号について、反対の立場で討論を行います。

私も七城町に住んでいますので、地元から見た目で申しますと、七城温泉ドームとメロンドーム、両三セクの交際費が5年間で2,000万円であるとの新聞報道がありました。その5年間の両三セクの売上げは85億円以上であり、今まで菊池市や七城町の経済発展に多大な貢献をしてきた三セクであり、また、地元で愛されている三セクでもあります。

今回の七城温泉ドームやメロンドームについて、百条委員会を設置して調査されるということですが、福島議員の一般質問の答弁にもあったように、市が交際費においても会社に聞き取りをして調査されるということですので、まずはその調査報告を議会に提出されるのを待ちたいと思います。ですので、現時点での本件について、百条委員会の設置については反対したいと思います。

○議長（大賀慶一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 決議案第2号について賛成討論を行います。

この七城温泉ドームとメロンドームの高額な交際接待費と不透明な支出については、熊日新聞及び西日本新聞で取上げられ、多くの市民が知ることとなりました。

どう市が今後対処するか、注目されています。

私も前委員会であった経済建設委員会において、高額な接待交際費を質問したところ、執行部から、第三セクターは独立した会社なので、指導監督ではなく、助言しかできないと答弁されましたので、その答弁を信じていましたが、その答弁は誤りであることに気づきました。なぜなら、地方自治法第221条第3項に、予算の執行に関する市長の調査権とあり、「地方公共団体の長は、出資割合が50%以上の法人に対して、予算の執行の適正を期するため、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずるように求めることができる」とあります。要約しますと、両施設とも出資率が50%を優に超えていますので、指導監督どころか、改善命令まで出せるということになります。しかし、8月25日の熊日新聞で、市は指導監督する立場にあるが、チェックできなかった。両方の施設の取締役である市長は、交際費については施設側に聞いてほしいと答えており、改善すら望めない現状であります。

また、交際費から取締役会の飲み会費が支出され、市長自身も飲み会に参加されているような近い距離感の中で、果たして、今後、適正な是正がされるのか、甚だ疑問であります。ここは議会が強い調査権をもって、百条委員会において、不適切で不透明で不可解な支出を調査すべきと考えます。

最後に、この決議案に対して反対される議員は、私や福島議員のように、この1,200枚にも及ぶ全ての領収書や決算書の開示請求をして目を通されていると思いますが、このずさんな領収書を見て問題がないというのであれば、市政を監視する議員としての資質を疑うものであります。

議員各位におかれましては、今こそ議会の役割を果たすべく、本議案に速やかにご賛同賜りますことをお願い申し上げます、賛成討論といたします。

○議長（大賀慶一君） ほかに討論はありませんか。

次に、原案に反対の立場で。

後藤英夫君。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） 決議案第2号に反対の立場で討論申し上げます。

これは福島議員が一般質問をされて、まだ市からちゃんとした回答がなされてなくて、今、指導も行われていると思いますので、そのことをしっかり待った上で、また判断していけばいいと思いますので、今の時点での百条の設置には反対申し上げます。

○議長（大賀慶一君） ほかに討論はありませんか、賛成者の討論。

木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 皆さん、こんにちは。決議案第2号、菊池市第三セクター七城町特産品センター（メロンドーム）及び七城町振興公社（温泉ドーム）に対する市長の監督権の行使の調査に関する決議に賛成の立場で討論をさせていただきます。

この件につきましては、先ほどの提案理由、賛成討論、また、これまで何度も菊池市の第三セクターのずさんな交際費が熊日新聞等に掲載されましたので、市民はもとより、熊本県民が知ることとなり、菊池市の今後の改善策について、大変注目されております。

先日、9月12日の熊日新聞には、玉名市議会で菊池市の三セクの交際費の高額支出が一般質問でも取上げられ、市長は、第三セクターの交際費について、中身を精査し、注視していくと説明をされておられます。

現在の菊池市は、職員の公文書偽造、公用車の車検切れ、外郭団体の資金無断流用、中央図書館の1脚約10万円の高級椅子納入問題、そして、度重なる事務処理ミスの問題で、市民との信頼関係が崩れております。

今回の市民感覚とかけ離れた交際費での高額飲食等に、市民からは激しい怒りの声が上がっております。少子高齢化で将来的に厳しい財政状況の中、ましてや、コロナ禍で市民が苦しんでいるときに、慣例として市が8割を超える出資者でありながら、黙認していたと思われても仕方ありません。市民には七城温泉ドームの入場料値上げ、フリーパス券の廃止等で痛みを与え、取締役の交際費等は使い放題だったこととなります。

今後は、市民の理解を得るためにも、メロンドーム、温泉ドームの今回の不適切な支出の徹底的な調査が必要であります。調査特別委員会によって、不適切な支出に対しては、返還の対象になる可能性もありますので、市民に納得していただき、議会としての説明責任を果たすためにも、これらのことを重く受け止めて、採決に臨んでいただきますようお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（大賀慶一君） ほかに討論はありませんか。

反対の発言はありませんか。

なかったら、賛成の。

二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） こんにちは。私は決議案第2号に賛成の立場で討論させていただきます。

私たち議員の仕事は、主に3つの仕事があると思っております。1つ目が、市民の要望や考えを行政に届け、反映させること。2つ目が、私たち議員の考える政策

を提言し、市政に反映させること。そして、3つ目が、一番大事なことで、行政が正しく仕事をしているのかを議員としてしっかりチェックすることであると考えております。

今回の件は、3つ目の行政が正しく仕事をしているのかを議員としてチェックしているかに当たると考えております。図書館の問題に続き、このことも否決となれば、議会不要論になりかねないと考えます。不信感を払拭するためにも必要なことではありませんか。よって、私は決議案第2号に賛成いたします。

皆さん、仕事をしましょう。市民は怒っていますよ。そして、見えていますよ。

○議長（大賀慶一君） ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立により行います。

お諮りします。決議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（大賀慶一君） 起立少数です。よって、決議案第2号は否決することに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、令和2第3回菊池市議会定例会を閉会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

閉会 午後0時08分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 大 賀 慶 一

菊池市議会議員 坂 本 道 博

菊池市議会議員 水 上 隆 光

各常任委員長報告書

- ・ 総務文教常任委員長報告書
- ・ 福祉厚生常任委員長報告書
- ・ 経済建設常任委員長報告書
- ・ 予算決算常任委員長報告書

総務文教常任委員会委員長報告書

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案2件、議決案2件、請願2件です。

2日間にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、**議案第70号**については「菊池市市民会館は、現在文化会館及び泗水ホールとの2つの施設で構成しているが、2つの施設とも老朽化が進み、不具合等も多くなってきている。個別施設計画を踏まえて、今後の市民会館のあり方について市民を交えて検討し、方針を定める必要があることから、市民会館あり方検討委員会を設置するものである。」との説明を受け、質疑を行いました。

委員より「あり方検討委員会が設置される場合は、執行部として市民会館のあり方について、既に一定の方向性を持っていると思うが、現段階でどのような方向性を持っているのか。」また「16人の委員で市民を交えて組織することだが、何人の市民が入るのか。関係団体の代表者とはどのような方々が入るのか。」との質疑があり、執行部より「個別施設計画では、統合という形で方向性を示している。あり方検討委員会では、当然その方向性をていねいに説明した上で、はじめていきたい。委員については、各地区の代表者として区長会から1人ずつ、その他学校関係者や文化芸術団体等からの選定を予定している。また学識経験者を2人、公募で2人を選定する予定で進めている。団体については具体的には決定していない。」との答弁がありました。

さらに、委員より「個別施設計画では統合することだが、どちらかの施設を無くして1つの施設とするのか。」との質疑があり、執行部より「統合のあり方については、どちらかに統合するか若しくは、新たな場所に設置して2つを1つにするという案も考えられる。」との答弁がありました。

また、委員より「委員の任期は2年とあるが、答申を出す時期はある程度決めているのか。」との質疑があり、執行部より「3年後を目途に方向性を定めていきたいと考えている。」との答弁がありました。

また、委員より「文化会館及び泗水ホールの耐用年数は後何年ぐらいあるのか。」との質疑があり、執行部より「個別施設計画で見ると、公共施設の耐用年数は60年と設定してある。文化会館は昭和54年建築であり、築41年を経ている。また、泗水ホールについては、平成7年の建築となっており、築25年を経ている。」との答弁がありました。

次に、**議案第71号**については「菊池市市民会館あり方検討委員会の設置に伴い、条例の一部を改正する必要があるため提出するものである。」との説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第94号**については「令和2年度泗水中学校長寿命化改良工事に係るもので、条件付一般競争入札で行われ、8月20日に仮契約を行っている。」との説明を受け、質疑を行いました。

委員より「工事費の比率はどうなっているのか。」との質疑があり、執行部より「3社になるので、代表の1社が6割、残りの2社が2割ずつの契約の出

資割合となっている。」との答弁がありました。

次に、**議案第 95 号**については「菊池市立小中学校 1 人 1 台タブレット 4,005 台の購入に係るもので、条件付一般競争入札で行われ、9 月 4 日に仮契約を行っている。」との説明を受け、質疑を行いました。

委員より「単価はいくらか。」との質疑があり、執行部より「単価は 4 万 3,670 円となる。」との答弁がありました。

次に、**請願第 2 号**については、核兵器禁止条約の早期発効のためにも、唯一の被爆国である日本政府が、核兵器禁止条約に参加、調印、批准するよう、自治体として意見書を提出するよう求める請願であり、特に質疑はありませんでした。

次に、**請願第 3 号**については、子どもたちのゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するために、計画的な教職員定数改善を推進すること。また、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元するよう意見書の提出を求める請願であり、質疑を行いました。

委員より「計画的な教職員定数改善を推進することとあるが、今現在、教職員のなり手がいない状況なのか。どういう状況だから改善推進が必要なのか。」との質疑がありました。

議員間討議では、特に意見はなく、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました**議案第 70 号、議案第 71 号、議案第 94 号、議案第 95 号、請願第 2**

号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決、採択すべきものと決定しました。

次に、討論があった**請願第3号**について申し上げます。

委員より「この件については、議員の皆さんのご理解のもと、何度も請願を上げて国に意見書を提出しているが、なかなか進まない現状である。今年は特にコロナの状況の中で、ソーシャルディスタンスを保つという意味からも全国知事会などからも同じような意見書が出ている。本市議会でも請願を採択していただいて、今度こそ実現に結び付けていただきたい。」との賛成討論がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、総務文教常任委員長の報告を終わります。

菊池市議会 議長 大賀 慶一 様

令和2年9月25日

総務文教常任委員会 委員長 平 直樹

福祉厚生常任委員会 委員長報告

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案 2 件です。

2 日間にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第 72 号「菊池市手数料条例の一部を改正する条例」の制定について、執行部より「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるため、内容は総務省から、通知カード新規交付や再発行は行わない旨の通知があったため、「個人番号の通知カードの再交付 1 件につき 500 円」を削除するものとの説明を受け質疑を行いました。

委員より、「マイナンバーカードを作りたくない人や、通知書をなくしたときどうしたらいいか。」との質疑に対し、執行部より「必要な場合は、マイナンバー入り住民票の写しを取る方法がある。」との答弁がありました。

次に、議案第 73 号「菊池市認定こども園・幼稚園・保育所及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」について

執行部より、「子ども・子育て支援法の一部改正並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるため、内容は令和元年 10 月 1 日からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い関係法令が改正されたことによる条例改正であるとの説明を受け質疑を行いました。

委員より、「第 3 子以降の副食費の無償化にかかる県からの補助金は今後もあるのか。」との質疑に対し、執行部より「県からは、特になくなるとは聞いていない。」との答弁がありました。

さらに委員より、「公立保育所の経費について、幼児教育無償化に伴い、昨年度は臨時交付金の対象となったが、今年度の負担はどうなるのか。」との質疑に対し、執行部より「今年度から国の補助はなく、従来どおり市の負担となっている。」との答弁がありました。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第 72 号及び議案第 73 号については、討論もなく、採決の結果全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、福祉厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

菊池市議会 議長 大賀 慶一 様

令和 2 年 9 月 25 日

福祉厚生常任委員会 委員長 坂本 道博

経済建設常任委員会 委員長報告書

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、議決案件 2 件、前回定例会において継続審査としました請願 1 件です。

2 日間にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

議案第 74 号については「民法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであり、遅延損害金の算定利率「年 5 パーセント」を「民法に規定する法定利率」へ改める。」との説明を受け、特に質疑はありませんでした。

議案第 93 号については「平成 30 年 12 月 21 日に契約締結の議決をいただいた菰入新橋上部工工事について、橋の長寿命化に繋げることを目的として、舗装準備工、橋面防水工等の追加工事を行うために工事請負契約の一部を変更したい。」との説明を受け、質疑を行いました。

委員より「設計業者と設計監理を行う業者は違うのか。」との質疑に対し、執行部より「そのとおりである。」との答弁がありました。

請願第 1 号については「もう少し農業者団体等との調整が必要ではないか。」「生産者側と消費者側とでは考え方の立場が違うのではないか。」といった意見がありました。

以上、慎重審議しました結果、

当委員会に付託されました**議案第 74 号**、**議案第 93 号**については、討論もなく、採

決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、**請願第1号**については「国や農業者団体、農業者でも意見が割れている問題であり、生産者と消費者といった観点でも考えていく必要があることから、慎重な審議を行っていくため、継続審査としてはどうか。」との動議が出され、採決の結果、全員異議なく継続審査とすべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、経済建設常任委員会委員長の報告を終わります。

菊池市議会 議長 大賀 慶一 様

令和2年9月25日

経済建設常任委員会 委員長 後藤 英夫

予算決算常任委員会委員長報告

本定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案について、9月1日及び18日に予算決算常任委員会を、8日から11日に予算決算常任委員会分科会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告します。

本委員会に付託されました議案は、**議案第76号**から**議案第92号**までの17議案です。

各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主な内容について報告します。

まず、**議案第76号**について申し上げます。

総務費の情報化推進費の新型コロナウイルス感染症対策事業2,092万7,000円の増額については「コロナ禍の中、新しい生活様式への対応として掲げられた地域未来構想20を実現するため、iPad等を活用したオンライン会議やペーパーレス会議を行うために、本庁舎及び各支所へのWi-Fi環境を整備するための業務委託料や、テレワーク用のノートパソコン25台及び大型ディスプレイ等の備品購入費である。」との説明を受け、質疑を行いました。

委員より「本庁舎及び各支所へのWi-Fi環境を整備するための業務委託料が高いと思うが、具体的にはどのような内容か。」との質疑があり、執行部より「会議室をメインに、本庁支所全体的にWi-Fiが使えるように整備するもの。」との答弁がありました。さらに、委員より「何か所ぐらい整備するのか。また、セキュリティ対策はどのように考えているのか。」との質疑があり、執行部より「本庁舎で51台、旭志、七城支所が各4台、泗水支所が8台、予備で6台の合計73台を予定している。セキュリティ対策については、委託契約を結んでいるICTアドバイザーの助言をいただきながら、脆弱性が無いような形で取

り組んでいきたい。」との答弁がありました。

次に、消防費の災害対策経費 1,185 万円の増額については「6 月から 7 月にかけての災害対応において、避難所運営を含む災害情報連絡本部、災害警戒本部を設置したことにより、時間外勤務手当が不足したための増額補正である。また、新型コロナウイルス感染症対策事業 1,062 万円の増額は、避難所の衛生環境を保つため、消毒液や飛沫感染防止パネル等の資材を備蓄するための、防災備蓄倉庫建設に伴う調査設計委託料及び避難所用ベッド購入に係る備品購入費である。」との説明を受け、質疑を行いました。

委員より「コロナ禍において、最初に行った避難所が一杯で、違う避難所に行ってほしいと言われた話も聞いている。車を持っている人はいいが、交通弱者の方が速やかに避難できるような対応が必要と思う。」との質疑があり、執行部より「要配慮者については、基本的には優先的に来られた所に入れるように努力をしている。今回避難者数が多く、どうしても入れない状況であったため、一番近くの避難所を案内した。」との答弁がありました。

次に、教育費における事務局費の新型コロナウイルス感染症対策事業 1,194 万 2,000 円の増額については「小中学校の感染症対策に共通して必要な、消耗品費や感染症対策に伴う学校との文書配送委託料である。また、児童、生徒の家庭学習支援のため、インターネット未整備の市内小中学校世帯に対し、アクセスポイント購入費及び光回線工事費の導入費用を補助するもので、導入補助については、アクセスポイント購入費及び光回線工事費それぞれ 1 万円を限度に、合計 2 万円まで補助するものである。」また、小学校費の学校 ICT 教育推進事業（小学校）7,446 万 4,000 円の増額については「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、当初予算において、市内小学校 10 校分の電子黒板及び電子黒板用パソコンの老朽化に伴い、更新整備を予定していたリース料である使用料及び賃借料を減額し、備品購入費に組み替えるものである。組み替えることで、後年度の負担軽減を図り、同時に備品購入として市内物品取扱業者へ分割発注することで、コロナ禍における市内経済の活性化

を図るものである。」また、新型コロナウイルス感染症対策事業 983 万 7,000 円の増額については「小学校 10 校の感染症対策及び熱中症対策に必要な、備品や消耗品の購入費並びに修学旅行における、長時間移動の際の 3 密を避けるためのバス増便に対する、使用料及び賃借料である。」また、中学校費の学校 ICT 教育推進事業（中学校）3,173 万 4,000 円の増額については「小学校費と同様に、組み替えを行うものである。」また、新型コロナウイルス感染症対策事業 509 万 7,000 円の増額については、「小学校費と同様に、中学校 5 校の感染症対策及び熱中症対策に必要な、備品や消耗品の購入費並びに、修学旅行のバス増便に対する、使用料及び賃借料が主なものである。」との説明を受け、質疑を行いました。

委員より「インターネットの環境整備は、来年から小学校に入学する世帯についても支給するのか。」との質疑があり、執行部より「今回の整備は臨時交付金の対象としている。来年度も同じように臨時交付金がある場合は、補助の延長も想定したい。」との答弁がありました。

また、委員より「小中学校の修学旅行で、密を避けるためのバス増便ということだが、通常と比較してどれだけ増便になるのか。」との質疑があり、執行部より「バスの大きさに応じて、密になる学校について要求してもらっている。」との答弁がありました。

次に、図書館費の新型コロナウイルス感染症対策事業 1,289 万円の増額については「電子図書館拡充のための電子書籍約 2,500 冊の整備や、利用者入館時における体温検知システムの導入などが主なものである。」との説明を受け、質疑を行いました。

委員より「電子書籍の単価はいくらか。また、複数のアクセスが可能か。」との質疑があり、執行部より「平均して 1 冊 4,000 円程度である。本によってアクセス権が違うが、できるだけ多くの方が利用できるような書籍を優先して入れている。」との答弁がありました。

また、委員より「現在の電子書籍の冊数は何冊あるのか。」との質疑があり、

執行部より「現在閲覧できるのは7,391冊である。」との答弁がありました。

次に、キャッシュレスについて、委員より「支払方法にはどのような種類があるか。」との質疑に対し、執行部より「コンビニでの納付や、スマートフォンでの決済を考えている。」との答弁がありました。

次に、ごみ保管処分経費について、委員より「タイヤショベルについて、購入した場合と比較してリース方式を選んだのか。」との質疑に対し、執行部より「陣内処分場は来年3月閉鎖のため、リース方式を選んだ。」との答弁がありました。

次に、障がい児通所給付費等支援事業について、委員より「放課後デイサービスの事業者負担の分だと考えるが、増額の内容は。」との質疑に対し、執行部より「学校臨時休業のため、デイサービスの利用者が増えたため。」との答弁がありました。

次に、生活困窮者自立支援事業について、委員より「本事業業務の昨年度の実績は。」との質疑に対し、執行部より「令和元年度の実績は、新規相談件数が171件で月平均14.2件、その内事業支援決定した件数が118件である。また、支援件数の内、相談内容が解決したケースや自立となったケースが75件となっている。」との答弁がありました。

次に、金婚式事業について、委員より「金婚式は中止との事だが、他の市では開催しているところもある。例えば旧市町村ごとや、午前午後に分けて行うなど、今後金婚式を迎えられる方は少なくなると思われるので、来年度合わせて開催できないか。」との質疑に対し、執行部より「本年度申請は125組である。苦渋の決断で中止させていただいた。来年度については今後検討していきたい。」との答弁がありました。

次に、委員より「新型コロナウイルス感染症対策事業にかかる補助金は、備品の購入や職員の時間外勤務手当として使えると思うが、保育士職員への慰労金としては使えないのか。」との質疑に対し、執行部より「国のQ&Aでは、保育所の職員等への慰労金としては活用できないとなっているので、難しいと考

える。」との答弁がありました。

次に、各種検診事業について、「検診事業の減額は、新型コロナウイルス感染症対策のために中止した検診委託料の減額か。」との質疑に対し、「そのとおりである。国が推奨するがん検診に基づき、肺、胃、大腸、子宮、乳がん検診を実施し、腹部超音波と乳房超音波検診については実施していない。」との答弁がありました。

さらに、委員より「がん検診を受けている方は多いのか。」との質疑に対し、「近年の動向では、特定検診は少し伸びているが、がん検診は減少傾向である。引き続き広報やチラシなどで市民の方へ検診受診の啓発を実施していきたい。」との答弁がありました。

次に、ブランド推進費の、新型コロナウイルス感染症対策事業 350 万円について、委員より「地元特産品を首都圏等で PR するということだが、十分、効果があると見込まれているのか。」との質疑に対し、執行部より「宿泊助成事業等と連携し宿泊客におもてなしをすることは、お客様に大変喜ばれており PR に繋がっていることから、宿泊を検討されている方が多い首都圏等で PR を行うことは、十分に効果があるものと考えている。」との答弁がありました。

次に、観光費の新型コロナウイルス感染症対策事業 8,179 万 7,000 円について、委員より「飲食店支援事業のプレミアム付きクーポンは、いつから始めるのか。」との質疑に対し、執行部より「順次、事業を進めていくが、10 月 20 日過ぎを予定している。」との答弁がありました。

次に、道路橋りょう新設改良費の道路橋りょう新設改良事業の委託料 230 万 6,000 円の増額について、委員より「JA 菊池 菊池中央支所から隈府小学校方向への道路拡幅改良工事とのことだが、北側の築地井手に蓋をするような拡幅を行うのか。」との質疑があり、執行部より「築地井手側への拡幅ではない。」との答弁がありました。

次に、議案第 77 号について、委員より「他の自治体でキャッシュレスでの保険料納付を行っている自治体はあるか。」との質疑に対し、執行部より「県

内では宇城市が取り組んでいる。」との答弁がありました。

さらに、委員より「キャッシュレスの目的は収納率アップか市民の利便性の向上か。」との質疑に対し「他市町村の状況を確認したところ収納率アップとはなっておらず、市民サービスの向上が目的となる。ただ、納期内納付はアップしている。新型コロナウイルス感染拡大防止のため『新しい生活様式』に対応するべく、最終的には 90%程度国の交付金を基に事業を行い、市の財政負担を最小限に抑えるよう考えている。」との答弁がありました。

次に、**議案第 78 号**について、委員より「宇城市において介護保険料や後期高齢者医療保険料をキャッシュレスにしていない理由は。」との質疑に対し「宇城市に確認したところ、介護保険や後期高齢者医療については高齢者であること、対象者が少ないことが理由であった。」との答弁がありました。

さらに、委員より「そもそも後期高齢者医療保険料については年金天引きが基本だが、キャッシュレス決済をする必要があるか。」との質疑に対し、執行部より「年金から介護保険料、そして後期高齢者医療保険料を天引きするようになっているが、年金の不足など普通徴収になる方もおり、現在の 338 件の方が普通徴収となっており、その方々が対象になってくる。」との答弁がありました。

次に、**議案第 79 号**について、委員より「キャッシュレス決済事業の 101 万 7,000 円は他の課と割ってあるのか。」との質疑に対し、「総額 1,020 万 3,000 円を 4 課と水道局で、案分している。」との答弁がありました。

次に、**議案第 80 号**について、委員より「現在つまごめ荘へ何人派遣しているか。」との質疑に対し、「派遣数は 34 人で、うち産休者 2 人である。」との答弁がありました。

議案第 81 号については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 82 号**については、建設費の富の原地区管渠延伸工事に伴い行う建物被害の事前、事後調査費用 152 万円について、委員より「761m に対して、今年度分は 7 件、それで全てなのか。」との質疑に対し、執行部より「そ

のとおりである。」との答弁がありました。

補正予算についての議員間討議では、委員より「キャッシュレス決済で、支払い方の選択肢を増やすのはいいが、せつかならいいシステムを構築すべきだと考える。システムの進捗状況を委員会へ報告してほしい。」との意見や「後期高齢者の場合のキャッシュレスは必要ないこともあるので、他の支払い方も模索すべき。」との意見が出ました。

さらに、委員より「まず、徴収率はある程度上がってきているので、口座引き落としを進めるべきではないか。」との意見も出ました。

また、委員より「金婚式を、来年まとめて2年度分開催すべき。金額は大きくないので可能ではないか。」との意見や「保育関係者に対して、補助金が慰労金には使えないので市独自の支給を考えるべきだ。」との意見も出ました。

次に、各会計の決算認定についてですが、はじめに、**議案第 83 号**について、主なものを申し上げます。

まず、総合戦略推進費について、委員より「移住と起業を目的としてスタートアップイベントによる2人の定住とあるが、具体的にどのような方が来られたのか。」との質疑があり、執行部より「菊池チャレンジという塾を設立することで準備を進め移住されていたが、新型コロナウイルス感染症の影響で断念され帰られている。」との答弁がありました。委員より「最終的に事業として確立できなかつたのであれば、成果も訂正しておくべきでは。」との意見がありました。

また、委員より「具体的な成果が出ているかどうかというのが目に見えない状況にある。経費はそれなりにかかっているが、もっと市民に具体的な成果が見えるような発信や見える化が必要。イベントも同じようなものが重なるだけで、メリハリがないように感じる。」との質疑があり、執行部より「菊池武光

公の生誕 700 周年においては、菊池一族を活用した、旅館事業者による旅行パック関連のデジタル広告の発信を行った。しかし、それによりどれだけ交流人口や観光客が増えたかというのは、目に見えない部分であり、数値化するのは難しい。見える化がどうやって達成できるか内部で検討したい。」との答弁がありました。

次に、地域振興費について、委員より「コミュニティバスと乗合タクシー運行補助金の内訳は。」また「地方バスの利用者はどれくらいか。」との質疑があり、執行部より「べんりカーが 1,054 万 1,286 円、あいのりタクシーが 1,301 万 3,754 円である。」「地方バスは大きく分けると 2 路線に分かれている。昨年度の利用者数は、電鉄バスの七城田島線が 5,879 人、大津と山鹿を含めた産交バスが 14 万 5,550 人である。」との答弁がありました。

また、委員より「お試し住宅の利用状況はどうなっているのか。」との質疑があり、執行部より「平成 30 年度の実績が、7 世帯 22 人で 185 日利用、平成 31 年度が 6 世帯 13 人で 61 日利用である。本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により閉鎖している。お試し住宅を利用した移住者は、平成 30 年度に 4 世帯が移住に繋がっている。」との答弁がありました。

次に、区長会経費について、委員より「区長文書の配付について、いつからシルバー人材センターに委託をしているのか。以前は職員が配っていたと思う。区長が市役所に電話しても、場所が分からないような職員が多い。新しく採用された職員が職員研修も含めて配付を行うなど、その地域がどこにあるのかある程度分からないといけない。」との質疑があり、執行部より「区長文書の配付は、平成 30 年度から委託している。それまでは職員で配付していた。総合支所を支所化し、支所の人員が減ってきており、区長宅への文書配付が困難になり、外部委託することになった。」との答弁がありました。

次に、防災管理費について、委員より「安心安全メール登録者や防災・行政ナビインストール数が、まだまだ 2 割程度かと思うが、普及策はどうなっているのか。」との質疑があり、執行部より「昨年から、市内大手携帯販売店 3 店

に、販売や修理の際にチラシを店頭にて配布していただくよう、お願いをしている。他には市の全体の会議やイベント時にもチラシを配布している。ホームページや菊池広報などにも掲載し、あらゆる場面で周知を行っている。」との答弁がありました。

また、委員より「安心安全メールと防災・行政ナビの管理にかかっている費用はどれくらいか。その費用は、登録数が増えれば高くなるのか。」との質疑があり、執行部より「防災・行政ナビも安心安全メールも定額である。安心安全メール手数料が 65 万 4,000 円、防災・行政ナビシステム保守管理料が 1,014 万 8,468 円である。」との答弁がありました。

さらに、委員より「安心安全メールは金額が安く、防災・行政ナビは金額が結構高いという印象だ。大津町では LINE を使用して、導入費用が安く済んでいると聞いている。本市での比較検討を考えてはどうか。」との意見がありました。

次に、外国語指導事業について、委員より「ネイティブ・スピーカーの生の英語を聴き、国際理解を深める効果があった。また、学習意欲の向上が図られたというような効果とされているが、例えば英検受験者数が増えたなど効果を数値化すべきである。」との質疑があり、執行部より「ALT との生の英語を聴いてふれあうというコミュニケーションの話になるので、数値化については難しい。本来は国の計画等に基づいて、ネイティブ・スピーカーを置くことになっている。外国語でのコミュニケーションをとるということが、英語を身につけるために必要であるために、ALT を置いている。また、英検の受験率については、令和元年度の受験者数は、年 3 回の試験があるが、189 人が受験している。5 級から 2 級まであり、2 級が第 1 回目で中学 3 年生が 3 人、第 3 回目で中学 1 年生が 1 人受験している。今後は数字を出していきたい。」との答弁がありました。

さらに、委員より「語学について数値化するのは難しいと思う。ただ、これだけの予算を使っているのに、数値化すべき。コミュニケーションということ

であれば、TOEFL（トーフル）や TOEIC（トーイック）の活用も必要ではないか。」との質疑があり、執行部より「以前に一般質問もあっているが、ALT については、数値化が難しいと答弁している。小学校 3 年生と 5 年生、中学校 2 年生全員を対象に、ALT に関するアンケート調査を行っている。その中に ALT が加わる英語の授業は「楽しいか。大切であると思うか。学んだことは将来役に立つと思うか。」などの調査を行っているので、こういうものを数値化して ALT の必要性も数値化したい。」との答弁がありました。

次に、就学援助経費について、委員より「就学援助費を支給している子どもの数について、近年の動向はどうなっているのか。併せて今年度の新型コロナウイルス感染症の影響により、就学援助費の締め切りを緩和されたことによる申し込み数はどうなっているのか。」との質疑があり、執行部より「就学援助が必要な人数は年々増えている。平成 29 年度から平成 30 年度の比較で、38 人の増、平成 30 年度から平成 31 年度の比較で 54 人の増である。令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の就学援助の認定については、6 月申請が 1 人の 1 世帯、7 月申請が 3 人の 1 世帯の計 4 人の 2 世帯が新たに認定したものである。」との答弁がありました。

また、委員より「教育振興小川基金活用事業については、返さなくていい給付型ということで、県下唯一の事業と思う。実績的には減ったとのことだが、高校生の場合は、成績もある程度基準を保つことが条件だったかと思うが、あらためて大学進学にも申請できたと思う。そういう状況も含めて遺族の方に報告を定期的にやってもらいたい。また、大学院進学についての基準はあるのか。」との質疑があり、執行部より「小川基金については、ご遺族のご理解のもと大切に使用させていただき、感謝している。当初想定していた数より申請は少ない状況であるが、志を持った子どもたちが奨学金の申請をしている。ご遺族には弁護士を通じて随時報告している。現在の制度では大学院への設定はない。この制度については 3 年から 5 年を目途に検証を行うことを、ご遺族の方ともお話をしているので、その時点で問題、課題等を検討していきたいと考えている。」

との答弁がありました。

次に、史跡菊之城跡確認調査事業について、委員より「守山城跡と菊之城跡との国指定についての現状はどうなっているのか。」との質疑があり、執行部より「菊之城跡の遺跡の国指定については、平成 26 年度から進めている。昨年菊池 B 遺跡が確認されたことに伴って、本年度更に調査範囲を広げている。現段階でも 2 か所同じような石組みが見つかっており、当初は菊之城と守山城と併せたところでの国指定を目指していたが、昨年専門員に来ていただき意見を伺ったところ、まずは菊之城と船着き場をセットとして国指定に持って行った方がよいとの意見であったので、それに向けて今準備を進めている。」との答弁がありました。

次に、自治公民館費について、委員より「歳入でそれぞれの公民館の使用料の報告があったが、利用件数はどうなっているのか。」との質疑があり、執行部より「中央公民館の利用件数は 3,494 件で、利用者数は 5 万 2,090 人。七城公民館が 848 件で 1 万 9,440 人。旭志公民館は昨年改修をしていたので短期間ではあったが、54 件の 716 人。泗水公民館が 2,801 件で 4 万 1,589 人であった。」との答弁がありました。

次に、委員より「コンビニでの住民票などの交付サービスについて、今年の発行数の実績は。」との質疑に対し、執行部より「昨年度は 675 件である。」との答弁がありました。

さらに、委員より「コンビニでの交付サービスに約 500 万円をかけており、1 通当たりのコストが高額になっている。費用対効果があると考えるか。」との質疑に対し「そのような議論もあったが、今回のコロナ禍において、来庁しなくても、住民票などが取得できた。また、時間外でも全国でも取得できるという利点もある。」との答弁がありました。

次に、地下水対策事業について、委員より「住民へのアンケート調査結果をみると、水質が改善されていないのにも関わらず、『今の水で十分』と回答している住民が多くいる。この調査結果を踏まえてどのように対応するか。」と

の質疑に対し、執行部より「引き続き、小規模水道施設や浄水器の費用補助など提案していく。」との答弁がありました。

次に、委員より「ごみ分別アプリは非常に費用対効果がいいと考える。何人の方がアプリをダウンロードされているのか。」との質疑に対し、執行部より「令和2年8月26日現在で3,104件である。」との答弁がありました。

さらに、委員より「いいアプリなので広報に毎月紹介し、広げてほしい。将来的に、ごみの不法投棄を通報できる機能追加などバージョンアップが必要だと考えるが、そのような考えがあるか。」との質疑に対し、執行部より「委員や市民からの助言をもとに、今後まとめてバージョンアップする予定である。」との答弁がありました。

次に、地籍調査事業について、委員より「年間2.8㎥位実施しているということだが、過去も同様か。進捗率はどのくらいか。」との質疑に対し、執行部より「昨年度までが、第6次地籍調査事業を行い、平成24年度で6.47㎥、平成29年度で1.87㎥実施した。令和元年度で、進捗率は66.9%で、小木、原、木柑子など、山間部がほとんど残っている。」との答弁がありました。

次に、災害救助費の避難行動要支援者名簿について、委員より「今後この避難行動の具体化について、どのように考えているのか。」との質疑に対し、執行部より「本市では、要支援者へ避難行動要支援者名簿の登録のお願いと同時に、命のバトンの登録があり、現在は、それを活用しているような状況である。」との答弁がありました。

次に、委員より「過去3か年の生活保護の申請件数と開始決定件数の推移はどうか。」との質疑に対し、執行部より「申請数は平成29年度から52件、79件、82件であり、開始決定数は平成29年度から43件、67件、75件と増えている。」との答弁がありました。

次に、すくすく子宝祝金事業について、委員より「何年間実施しているのか。また、最近の支給状況はどうか。」との質疑に対し、執行部より「支給の状況については、平成29年度が100人、平成30年度が107人、平成31年度が101

人であり、合併時の平成 17 年度から実施している。」との答弁がありました。

次に、委員より「債権調書の私立と公立の保育園の滞納整理について、公立保育園は滞納整理を行っているか。」との質疑に対し、執行部より「現年度の収納率は 99.6%であり、滞納分のみが公立の方が多い状況である。」との答弁がありました。

さらに、委員より「保育料の収納を私立保育園に委託されているが、その手数料はいくらか。」との質疑に対し、執行部より「14 万 520 円である。単価が 120 円で算出している。」との答弁がありました。

次に、委員より「予防費全般で 2 億 6,800 万円。国民健康保険の保険給付費は、48 億円かかっている。医療費抑制のため何が課題と考えているか。」との質疑に対し、執行部より「生活習慣病にかかる人が増加し、医療費が高くなっている。生活習慣病の予防や重症化予防への取り組みが大事であると考えている。」との答弁がありました。

さらに、委員より「課題解決のために検診に力を入れていると思うが、受診率向上のための対策は何を行っているか。」との質疑に対し、執行部より「昨年は健康ポイント事業に取り組み、受診率向上や健康づくりの習慣化を目指した。また、検診後には保健師などによる訪問指導を行い重症化予防に取り組んでいる。」との答弁がありました。

次に、委員より「健康ポイント事業の事業費は。費用対効果はどうか。」との質疑に対し、執行部より「事業費は 98 万円。検診受診者の増加や健康づくりの意識向上を目的に実施したが、目標には満たなかった。」との答弁がありました。

次に、委員より「支所で母子手帳発行ができないのはなぜか。」との質疑に対し、執行部より「必ず保健師が面談し指導できる体制にしている。市民の方が、支所に母子手帳発行申請に来られた場合は、本庁に来ていただくか、本庁保健師が支所に出向くようにしている。」との答弁がありました。

次に、こども健診センターについて、委員より「こども健診センターは、閉

まっていることが多い。有効に使用されているか。」との質疑に対し、執行部より「9時から16時まで1人の保健師が健診センターで勤務している。午前中は予約制で相談業務を行い、午後からは乳幼児健診を行っている。」との答弁がありました。

次に、委員より「特定不妊治療と一般不妊治療について、違いと治療を受けた人数は。」との質疑に対し、執行部より「特定不妊治療と一般不妊治療の違いは、特定不妊治療は卵子と精子を体の外に出して顕微鏡下で受精させる方法。一般不妊治療は精子を人工的に女性の体に入れて受精させる方法。市が助成した件数は、特定不妊治療が23件、一般不妊治療が2件となっている。」との答弁がありました。

次に、農業委員会一般事務事業について、委員より「太陽光発電の下に作物を作ったとして、農業委員会はその確認を行うのか。」との質疑に対し、執行部より「太陽光発電の施設については、単純に太陽光パネルを設置するだけの施設と、パネルの下に作物を作る営農型の2種類があり、営農型についてはパネルの下に作物を作ることが条件となっているため、確認と指導を行っている。」との答弁がありました。

次に、地方創生拠点整備交付金事業について、委員より「共同加工場で開発された商品数は26品目とのことだが、主な商品にはどのようなものがあるのか。」との質疑に対し、執行部より「混ぜご飯の素やスープ類がある。」との答弁がありました。

次に、有害鳥獣捕獲事業委託料について、委員より「イノシシの成獣の捕獲数はどれだけか。」との質疑に対し、執行部より「年間761頭である。」との答弁がありました。また、委員からは「猟をされる方が意欲をもって駆除していただけるような施策としてほしい。農業被害額を考えた上での予算編成を行うべき。」との意見がありました。

次に、令和元年度に国の施策として実施されたプレミアム付き商品券事業について、委員より「本市における購入率はどれくらいだったのか。」との質疑

に対し、執行部より「26.5%の購入率であった。」との答弁がありました。

また、委員より「購入に当たってはどのような問題点があったのか。」との質疑に対し、執行部より「購入までの手続きについて、申請して何度も事務的なやり取りを行う必要があります、対象者の方が負担に感じたのではないか。」との答弁がありました。これに対して委員からは「こうした現状について、きちんと国には報告をしておくべき。」との意見がありました。

次に、住宅管理費について、委員より「市営住宅で住民が除草作業をせずに、市が業者委託しているところはあるのか。」との質疑に対し、執行部より「ほぼすべての市営住宅において、住民に何らかの除草作業、美化作業を行っていただいている。シルバー人材センターへの委託は、急傾斜で除草作業に危険がある、対象面積が広すぎる、住宅を建設する際に隣接する農地等との約束事があったところについてお願いしている。」との答弁がありました。

次に、**議案第 84 号**について、委員より「現在国民健康保険税は上がっていないが、今後税率は上がるのか。特別会計上どのような状況か。」との質疑に対し、執行部より「特別会計の予算総額は約 68 億円、医療給付が 47～48 億円であり、その 100 分の 5 程度が基金として望ましいが、本市はまだ足りない状況である。しかし、国保税の負担が重いのは承知しており、歳入を増やすため補助金等を活用できるよう努めている。」との答弁がありました。

次に、**議案第 85 号**について、委員より「後期高齢者医療保険料の不納欠損について、必要であれば調査等をし、処分しているという考えでよいか。」との質疑に対し、執行部より「時効が 2 年間となっており、その前に催告書送付や窓口相談を行い、分納等での支払いをお願いしている。」との答弁がありました。

次に、**議案第 86 号**について、委員より「介護保険において、介護サービスの利用率はどのくらいか。」との質疑に対し、執行部より「要介護の認定を持っていてもサービスを利用されない方や入院中の方などがいらっしゃるのので、認定率で答えると、令和 2 年 3 月末で要支援の方を含み、19.89%である。」と

の答弁がありました。

次に、**議案第 87 号**について、委員より「水洗化率はどれくらいになっているのか。」との質疑に対し、執行部より「公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業の合計で 92.8%であり、前年から 0.33%伸びている。」との答弁がありました。

議案第 88 号から**議案第 90 号**については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 91 号**について、委員より「つまごめ荘の歳入について、ショートステイが予算額から減額だが、施設介護サービスが増額である理由は。」との質疑に対し、執行部より「職員が足りなかったので、はじめは、一時的に長期利用者の受け入れを制限し、ショートステイを優先していたが、長期利用者のほうが、地域において必要性があったので、ショートステイの利用者を制限した。」との答弁がありました。

次に、**議案第 92 号**については、委員より「災害等による停電の際の対応はどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部より「停電の際は、各水源地の電源が発電機に自動的に切り替わるシステムになっている。それでも水が出ないという場合は、給水車により随時ピストン輸送を行うようにしている。」との答弁がありました。

次に、昨年の予算決算常任委員会の提言事項について、9月1日の当委員会において提出された提言に対する回答書について、執行部より説明がありました主なものを申し上げます。

まず、行政改革を考慮しつつ、ICT等を活用しながらの適材適所の人員配置と適正な職員数の配置を求めることについて、執行部より「行政改革の取り組みとして、つまごめ荘などの民営化を実施した。また、事務処理ミスの発生を踏まえて、庁内組織として事務品質改善委員会を設置し、今後事務品質の改善に取り組んでいく。ICTの活用については、時間外勤務や休暇管理を電子決裁で行うシステムの運用を開始した。今後も管理職を対象とした業務ヒアリング

や、職員個々の経験等を勘案しながら、適正な職員管理の分析検討を進めていきたい。」との説明があり、委員より「現在のつまごめ荘への派遣職員は、どんなに長くても3年の派遣である。法人で雇用ができた分は徐々に庁内へ帰っていただくという話だった。半年経つが現状はどのようになっているのか。」との質疑があり、執行部より「現在、法人とは毎月意見交換を行っている。派遣職員については、3年間の派遣協定を締結しているが、こちらとしてもできるだけ早めに帰任を考えている。現状今年何人帰任するといった詰めまでは至っていないが、できれば2年で帰任できるように協議を進めている。」との答弁がありました。

また、委員より「事務処理ミスが起こったとき、その都度チェック体制を整えるといった説明があるが、ヒューマンエラーはなくなる。それをデータベース化し、システムでどう変えていくのかが必要である。」との質疑があり、執行部より「事務処理ミスは全庁的に対応しなければならない。データベース化できるものはデータベース化して、ヒューマンエラーがなるべく起こりえないようなシステムづくりは、教育も含めて対応していきたい。」との答弁がありました。

次に、適正な予算編成や予算執行、適正な公有財産の管理等を踏まえた職員のスキルアップについては、執行部より「予算編成や予算執行において、十分に精査して編成、執行を行っている。今後も研修等を実施しながら、職員のスキルアップに努めていきたい。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、外部委託の効果や金額の妥当性等の検証については、執行部より「外部委託の効果や金額の妥当性など、予算編成時のヒアリングにおいて、職員が担うべきもの、また外部委託が適しているものなどを点検している。今後も適正な予算執行になるよう努めていきたい。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、主要事業の結果報告については「これまで同様、決算認定議案の添付

資料として、主要施策の成果を提出し、その結果を報告している。また、特に主要な事業の定義の再確認を行ったところである。今後も市議会と共有すべき内容であると判断した場合は、月例会等で報告を行うこととしたい。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、税務課より「債権管理業務について、本年4月より債権管理室を設置し、適切な債権管理を行っているところである。単年度の徴収率は高いが、滞納額等についてはまだ多くの金額が残っており、今後も適切に対応していく。債権管理室は、各課の担当者に税務課のノウハウを提供し、職員のスキルアップを行っている。更なる債権管理の体制の強化を図っていく。」との説明があり、委員より「市税の滞納処分がコロナで出来なかったと思われるが、具体的にどのような理由があったのか。」との質疑があり、執行部より「コロナで収入が減ったと思われるので、催告を自粛してきた。」との答弁がありました。

次に、道路や橋りょうの維持管理について、今後先細っていく予算の中で、今と同じような維持管理は難しくなるということについて、執行部より「行政区からの要望をもとに、緊急性の高いところから予算の範囲内で補修工事等を実施している。特に橋りょうについては5年サイクルで全ての橋りょうの点検を行い、健全性の判定に基づき補修を行っている。また、道路施設等については、今後も老朽化が進み、維持管理費用が高額になることが予想されるため、予算の確保に努め、関係機関との連携を図りながら整備を行っていきたい。」等の説明があり、委員からは「透明性のある優先順位をつけて、維持管理を行っていくべき。」との意見がありました。

その後の決算関係の議員間討議では「歳出面での削減努力が必要というのは原則である。そんな中、学校教育の中でICT教育についての予算が膨らんできている面が気になる。今回、国からの予算措置があって進めてきたが、今後も同じように国の対応が続くかどうか不明である。」「国の補助があったから今回ハード面もソフト面も導入できたが、本来はもう少し計画的に導入すべきだっ

たと考える。だが、導入した以上、いかに効果的に活用していくかが肝要。今回の補助事業を有効に活用すべき。」「タブレットを導入したからといって、すべてを網羅できるわけではない。だが、今後の活用方法で将来大きく差が出る。ただタブレットを持つだけでなく、いかに有効に活用するかが大切である。」

「通信費に関しては厳しい家庭と別に、すでに負担している家庭との公平性を保つべき。少しでも不平等感を感じさせないような手を打ってほしい。」「事務処理問題について、ミスが頻発している。あつてはならない問題である。議会のたびにこのような問題が出ている。何度も初歩的なミスが続いている。公僕としての役割をしっかりとやってもらいたい。これだけミスが続くとこれが当たり前のような感じになっている。当たり前前にやっていたらミスは起こらない。」

「人的ミスはなかなか無くならない。大切なのはデータベース化とアラームだと考える。見逃してしまうこともありうる。だからこそシステム化し、ミスがあつたときにアラームが出るようにするべきだ。その他の事例も参考にして、いきなりゼロにはならないだろうが、ちょっとでもミスを少なくして欲しい。」「基本的にあつてはいけないことだから、それを容認するような言葉を使ってほしくない。仕方がないけどという表現ではなく、これは絶対あつてはいけないという表現で提言をお願いしたい。」「つまごめ荘の職員問題が未解決のままである。段階的にかつ確実に解決できるように協議を進めてほしい。」

「全事業、施策に対して言えることだが、成果としての表現はできる限り数値化すべきである。そうしないと本当の成果として見えてこない。すべて数値化できるとは思っていないが、できるだけ数値化をするという意識を持つことが大切だ。」「基本的には費用対効果である。今後予算に余裕があるわけではないことは容易に想像できる。数値化し、費用対効果が分かるようにすべきである。」といった討議がありました。

また「債権管理体制が確立しつつあるが、まだ不納額が多いので、できる限り徴収してほしい。」「特に、公立の保育園の徴収方法をしっかり行ってほしい。」

「今後、こども健診センターについて、利用者の声を聴きながら、当該健診セ

ンターのあり方について、見直すべき。」「保健師の業務のあり方も考えていく必要がある。」「当該健診センターの視察を行い、加えて、すくすく子宝祝金や不妊治療など少子化対策の関連予算について、増額も考えてもいいのでは。」

「花房保育園、菊之池保育園について、民営化にならないうように、特色ある保育園を目指してほしい。花房保育園が医療ケアもできる点を評価すべき。」

「介護保険の利用が増えない状況で、特別会計がひっ迫しているが、適切な予算の執行をしてほしい。」との意見も出ました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

なお、執行部に対する総括提言はありませんでした。

経過報告に引き続き、各分科会長に対する質疑を行いました。

委員より「つまごめ荘の職員問題とはどういう意味か。」との質疑があり、総務文教分科会長より「報告書の8ページと10ページに書いているが、昨年度の予算決算常任委員会における『行政改革を考慮しつつ、ICT等を活用しながらの適材適所の人員配置と適正な職員数の配置を求めることについて。』という提言に対して、執行部より『つまごめ荘などの民営化を実施した。』との答弁があり、それに対して職員の帰任に関する質疑があった。つまごめ荘の職員問題とは、職員の帰任に関することである。」との答弁がありました。

さらに、委員より「去年の提言は、『ICTを活用しながらの適材適所の人員配置と適正な職員数の配置求める。』との中で、いきなりつまごめ荘が出てきているので、文章が合わないのではと思う。つまごめ荘は福祉厚生分科会の所管ではないか。人件費が総務文教分科会の所管だからといって、ここまで踏み込んで聞けるのか。ICTを活用しながらの行政改革の話なのに、いきなりつまごめ荘の話になっている。そこがうまく繋がっていないのでは。」との質疑があり、総務文教分科会長より「当委員会では、この質疑があった時、うちの分科会の所管であるとか、福祉厚生分科会であるとかの議論はあっていない。」

との答弁がありました。

さらに、委員より「これが果たして総務文教分科会で上がっていいのか。内容は完全につまごめ荘の運営である。福祉厚生分科会の所管ではないかと思う。答弁したのは誰か。」との質疑があり、総務文教分科会長より「答弁をいただいたのは、総務課長である。」との答弁がありました。

さらに、委員より「職員問題ではなく、派遣についてとかの記載がいいのではないか。問題としてしまうと、問題が起きているように読む人は考えるのではないか。」との意見がありました。

以上、慎重に審議しました結果、**議案第 76 号**から**議案第 82 号**、**議案第 87 号**から**議案第 92 号**については討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決、認定すべきものと決定しました。

次に、討論がありました**議案第 83 号**について申し上げます。

委員より「本市の財政調整基金は、決算時点で 60 億円を超えている。生活保護世帯は、申請件数も決定数もここ数年間増えており、財政調整基金を高すぎる国保税の引き下げや、生活困窮者への支援を行うために活用すべきである。また、マイナンバーカードの普及率が、交付開始から 4 年半が経とうとしているにもかかわらず、本市でも 14.1%にとどまっている。国も自治体も毎年多額の予算を執行しながらも、普及が進まない現状である。国の制度ではあるが、多額の税金を毎年執行している状況は認められない。その他、部落解放同盟への補助金の支出について、各支部の事業収支決算書では、補助金の割合が 90%を超えている。支出の中で一番大きいものが大会参加者への日当であるが、本来日当などの支出は団体独自の会費等で支払われるべきであり、税金の支出で賄われるべきではない。」との反対討論がありました。

次に、**議案第 84 号**について申し上げます。

委員より「令和元年度も、様々な努力を行い保険料は据え置かれたが、依然、市民にとっては、保険料の負担は大変重いものである。令和元年度の現年度分に限っても、滞納世帯は1割近くに上っている。基金や一般会計からの法定外の繰り入れを行い、払える国保税にするべきである。」との反対討論がありました。

次に、**議案第 85 号**について申し上げます。

委員より「本制度は、高齢者を年齢で差別し、給付抑制や負担を増やす問題の制度である。おとし4月から軽減特例の見直しが始まり、保険料の負担が増えている。運営主体は県の広域連合であるが、市としても意見を上げ、保険料の引き下げを求めるべきである。」との反対討論がありました。

次に、**議案第 86 号**について申し上げます。

委員より「平成30年度から、第7期の介護保険事業がスタートし、保険料が値上げされた。令和元年度も約16%、1割を超える高齢者の方が保険料を払えない状況である。来年度からスタートする第8期の介護保険事業では、基金の活用や一般会計からの繰り入れも行い、市民の負担を少しでも軽減することが求められている。」との反対討論がありました。

採決の結果、**議案第 83 号**から**議案第 86 号**については、賛成多数により認定すべきものと決定しました。

次に、予算決算常任委員会分科会における議員間討議を踏まえ、次の9事項を提言としてまとめました。

- 1 今回の国の教育面における ICT 施策推進の機会を学びのチャンスと捉え、有効な活用方法と、維持管理費等も含んだ計画を持つべきである。

- 2 最近事務処理ミスが頻発している。データベース化を進め、万が一ミスがあったときには早期発見できるシステムを構築し、市民の皆様にも不利益が生じないように事務品質向上に努めるべきである。
- 3 つまごめ荘の職員についても、段階的にかつ確実に解決できるように協議をし、計画的に進めるべきである。
- 4 費用対効果を見るためにも、事業の成果をより一層数値化する。または数値化するという意識を持つべきである。
- 5 前年度に引き続き、債権管理をしっかりと行い、少しでも滞納額が減少するよう、債権管理室を中心に全課が取り組むこと。
- 6 少子化対策、子育て支援については、市独自のメリハリのある予算編成、執行を行うこと。事業の効果検証、見直しを繰り返し、場合によっては、保健師、保育士の増員や支援額の増額を含めた試みを検討すること。
- 7 特別会計の状況を的確に把握し、補助金等の活用を踏まえて、適切な予算編成、執行を行うこと。
- 8 イベントの見直しについて、市町村合併した時に一部見直しが図られているものもあるが、未だ実務的な部分を市が行っているイベントがあり、今後は、市ではなく地域や地元をはじめとした各種団体が行うよう進めていくとともに、拡大するもの、統合、集約化するもの、削減するものと計画を立てて見直しを図り、その内容も改革していく必要がある。
- 9 財政状況が厳しくなっていく中で、道路、河川、公園、市営住宅、上、下水道等の公共インフラの維持管理について、これまでどおり行っていくことは大変難しくなってくるため、地域や受益者の皆さんにも除草や美化作業等への協力をお願いする等、住民の参加や企業等との連携による公共インフラの維持管理も検討していく必要がある。また、物産館、道の駅、四季の里旭志や七城リバーサイドパーク等において、施設の老朽化に伴う修繕、維持管理費が増加してきていることから、今後の施設の運営やあり方等を検討していく必要がある。

以上、本委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

なお、執行部におかれましては、申し述べました提言項目のほか、予算決算分科会を通しての各分科会長からの指摘や意見を踏まえ、今後の行政執行に十分反映されることを願います。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。予算決算常任委員長報告を終わります。

菊池市議会 議長 大賀 慶一 様

令和2年9月25日

予算決算常任委員会 委員長 松岡 讓

付 録

令和2年第3回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(8月26日・9月25日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第68号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和2年度菊池市一般会計補正予算 第7号)	原案承認
議案第69号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和2年度菊池市下水道事業会計補正予算 第2号)	原案承認
議案第70号	菊池市市民会館あり方検討委員会条例の制定について	原案可決
議案第71号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第72号	菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第73号	菊池市認定こども園・幼稚園・保育所及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第74号	菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第75号	令和2年度菊池市一般会計補正予算(第8号)	原案可決
議案第76号	令和2年度菊池市一般会計補正予算(第9号)	原案可決
議案第77号	令和2年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第78号	令和2年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第79号	令和2年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第80号	令和2年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第81号	令和2年度菊池市水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第82号	令和2年度菊池市下水道事業会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第83号	令和元年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第84号	令和元年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第85号	令和元年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定

議案番号	件名	審議結果
議案第86号	令和元年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第87号	令和元年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第88号	令和元年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第89号	令和元年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第90号	令和元年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第91号	令和元年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第92号	令和元年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	原案可決 ・認定
議案第93号	工事請負契約の変更について	原案可決
議案第94号	工事請負契約の締結について	原案可決
議案第95号	財産の取得について	原案可決
議 事		
議事第8号	熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	1人選挙
議事第9号	菊池広域連合議会議員の選挙	2人選挙
議事第10号	菊池環境保全組合議会議員の選挙	1人選挙
意見書案		
意見書案第2号	核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書	原案可決
意見書案第3号	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	原案可決
意見書案第4号	新型コロナウイルスによる感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	原案可決

議案番号	件名	審議結果
請願		
請願第1号	種苗法改正の慎重審議を求める請願	継続審査
請願第2号	核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出の請願	採択
請願第3号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願について	採択
報告		
報告第22号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	原案報告
報告第23号	継続費精算報告について	原案報告
報告第24号	継続費精算報告について（菊池市水道事業会計）	原案報告
報告第25号	債権の放棄の報告について	原案報告
報告第26号	専決処分の報告について（除草作業事故）	原案報告